

改訂版

奈良県犯罪被害者等支援ハンドブック

平成31年3月

奈良県

目 次

改訂にあたって	1
1. 犯罪被害者等の抱えるさまざまな問題	2
(1) 犯罪被害者等の置かれた状況	2
①直接的被害	2
②事件後に直面する状況	4
(2) 具体的に困難な状況	5
①心身の不調	5
②生活上の問題	8
③周囲の人の言動による傷つき	9
④ネット上やSNSによる誹謗中傷等	10
⑤加害者からの更なる被害	10
⑥捜査、裁判に伴うさまざまな問題（負担）	10
参 考 捜査、裁判の流れ	11
2. 支援に携わる際の留意事項	15
(1) 犯罪被害者等に対応する際の基本的な留意事項	15
●基本的な支援対応の流れ	15
①信頼関係を築く	15
②ニーズを把握する	16
③援助計画を立てる	18
《具体的な対応にみる留意点》	19
《具体的な対応に関するロールプレイ》	22
《支援者自身のケア》	23
(2) 被害類型別特徴と対応上の留意点	24
【殺人等遺族への対応】	24
【暴力犯罪等により傷害（障害）を負った人への対応】	27
【交通事故に遭った人への対応】	30
【性犯罪に遭った人への対応】	32
【配偶者からの暴力を受けた人への対応】	35
【ストーカー被害に遭った人への対応】	38
【虐待された子どもへの対応】	40
【虐待された高齢者への対応】	43

3. さまざまなニーズに対応するための関係機関・団体の連携	46
(1) 関係機関・団体の連携の必要性	46
(2) 関係機関・団体の連携の実際	47
①基本的な連携の流れ	47
②連携の際の留意点	50
4. 各機関・団体における支援業務	51
【別表】 支援の流れ	

(資料編)

1 「犯罪被害申告票」の書式	143
2 関係機関・団体へ伝達すべき犯罪被害者等支援に関する情報に係る様式	144
3 被害者の状況把握シート	145
4 相談窓口一覧	150
5 関係機関・団体一覧	164

〈引用及び参考資料〉

- ・「犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案」内閣府犯罪被害者等施策推進室
(平成20年12月)
- ・「平成26年度犯罪被害類型別調査」内閣府犯罪被害者等施策推進室
- ・「平成29年度犯罪被害類型別調査」警察庁犯罪被害者等施策担当参事官室
- ・「犯罪被害者遺族の心理と支援に関する研究」大和田攝子(2003年 風間書房出版)

※各機関・団体における支援業務等については、平成31年1月31日現在で掲載していますが、組織・制度改正により、変更される場合があります。

「改訂にあたって」

犯罪の被害を受けた人、その家族、遺族（以下「犯罪被害者等」という。）の抱える問題や望んでおられる支援は、さまざまではありますが、多種多様なニーズに対して、犯罪被害者等の立場に立ったきめ細やかで、必要な時に、必要な場所で「適切で途切れない支援」を実施する必要があります。

そのためには、広く犯罪被害者等の支援に携わる機関・団体が連携を一層充実・強化し、取り組む必要があることから、平成22年に支援を行う際の留意点や連携方法等をまとめた奈良県犯罪被害者支援ハンドブックを作成しました。

作成から8年が経過し、犯罪被害者を取り巻く社会情勢の変化や、支援に関する法条例や支援制度の改正等により支援制度の整備も進んできました。

そうした中、このような状況の変化等に対応した、実行性のあるハンドブックの作成を目指して、このたび、国の犯罪被害者等施策の総合的推進に関する事業を活用し、「奈良県犯罪被害者等支援ハンドブック」の改訂を行いました。

なお、犯罪被害者等への支援活動を展開されてきた「なら被害者支援ネットワーク」加盟機関・団体の皆様に「奈良県犯罪被害者等支援ハンドブック改訂に係る検討会」の構成員として御協力をお願いし、内容を検討していただきました。

このハンドブックの活用により、関係機関・団体の連携が一層充実するとともに、これまで以上に被害者の方々の立場に立った、きめ細やかな支援につながることを期待します。

おわりに、御協力いただきました関係者の方々に、心からお礼申し上げます。

平成31年3月

奈良県くらし創造部長

1. 犯罪被害者等の抱えるさまざまな問題

現在の社会では、犯罪の被害を受けた人、その家族、遺族（犯罪被害者等。以下同じ）の抱える困難（苦しみ、つらい気持ちなど）について、十分に理解されているとはいえない状況があり、時には、支援者の認識不足や誤解による言動で、犯罪被害者等をさらに傷つける場合もあります。

このような中で、犯罪被害者等の立場に立った適切で効果的な支援を進めていくためには、犯罪被害者等が実際にいかなる体験をし、どのような思いを抱き、何に苦悩しているかを知っておく必要があります。また、何に着目して支援するべきかを適切に判断するためにも、犯罪被害者等が直面する困難を知る必要があります。

(1) 犯罪被害者等の置かれた状況

① 直接的被害

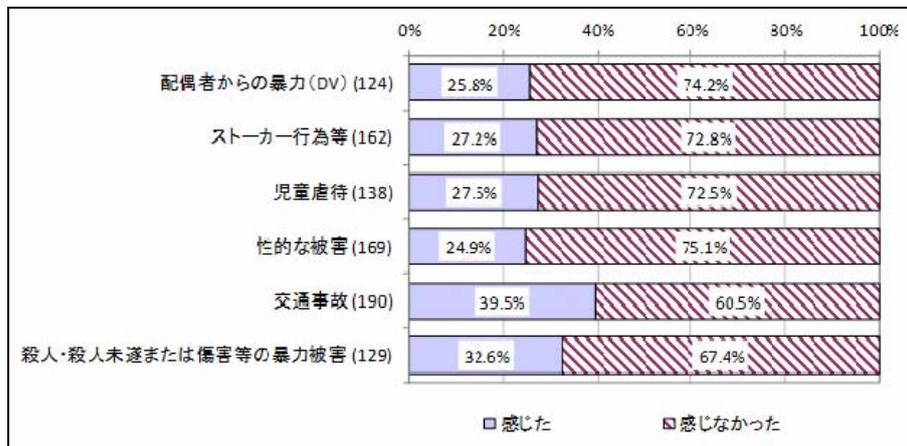
犯罪被害者等は、犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為。以下同じ）により、生命を奪われる（家族を失う）、身体を傷つけられる、金銭など財産を奪われるといった生命、身体、財産上の直接的な被害を受けています。

そして、事件時の直接的な被害に加え、心にも大きな深い傷を受けます。この心の傷は、すぐに回復することは困難です。

<図1 犯罪被害類型別、身体上の問題の有無>

過去30日間になんらかの身体上の問題を感じたとする回答比率

交通事故（39.5%）で最も高く、次いで殺人・傷害（32.6%）となっている。

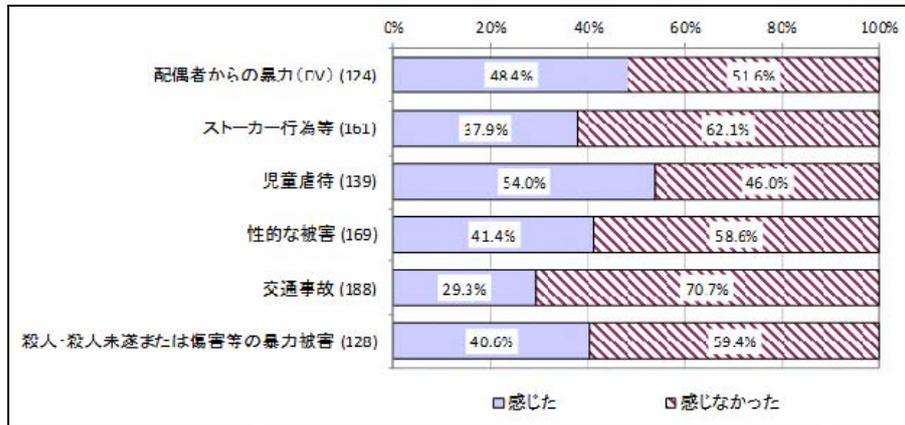


(平成29年度 警察庁 犯罪被害類型別調査 調査結果報告書から)

<図2 犯罪被害類型別、精神的な問題の有無>

過去30日間になんらかの精神的な問題を感じたとする回答比率

多くの類型で身体上の問題よりも高い数値を示しており、児童虐待（54.0%）が最も高く、次いでDV（48.4%）、性的な被害（41.4%）となっている（図2）。



（平成29年度 警察庁 犯罪被害類型別調査 調査結果報告書から）

<表1、表2 日常生活が行えなかったと感じた日数>

この1年間の中で、心身の不調などによって、仕事や日常生活が行えなかったと感じた日数を犯罪被害者等と犯罪被害者等以外と比較したところ、犯罪被害者等（26.2日）が過去において犯罪等被害を受けた経験がないと回答した人（7.5日）の約3.5倍に達しており、犯罪等被害の与える影響の大きさがうかがえる（表1）。

また、犯罪被害者等の内、犯罪被害類型別に日常生活が行えなかったと感じた日数を比較したところ、児童虐待（45.6日）で最も多く、次いで殺人・傷害（28.2日）、性的な被害（24.8日）となっている（表2）。

*「犯罪被害者等」の定義：過去に次のいずれかの犯罪等被害にあったと回答した本人又は遺族の方。

（配偶者からの暴力(DV)、ストーカー行為等、児童虐待、性的な被害、交通事故、殺人・殺人未遂又は障害等の暴力被害)

（表1）

	犯罪被害者等 (N = 912)	犯罪被害者等以外 (N = 779)
平均日数	26.2日	7.5日

（平成29年度 警察庁 犯罪被害類型別調査 調査結果報告書から）

(表2)

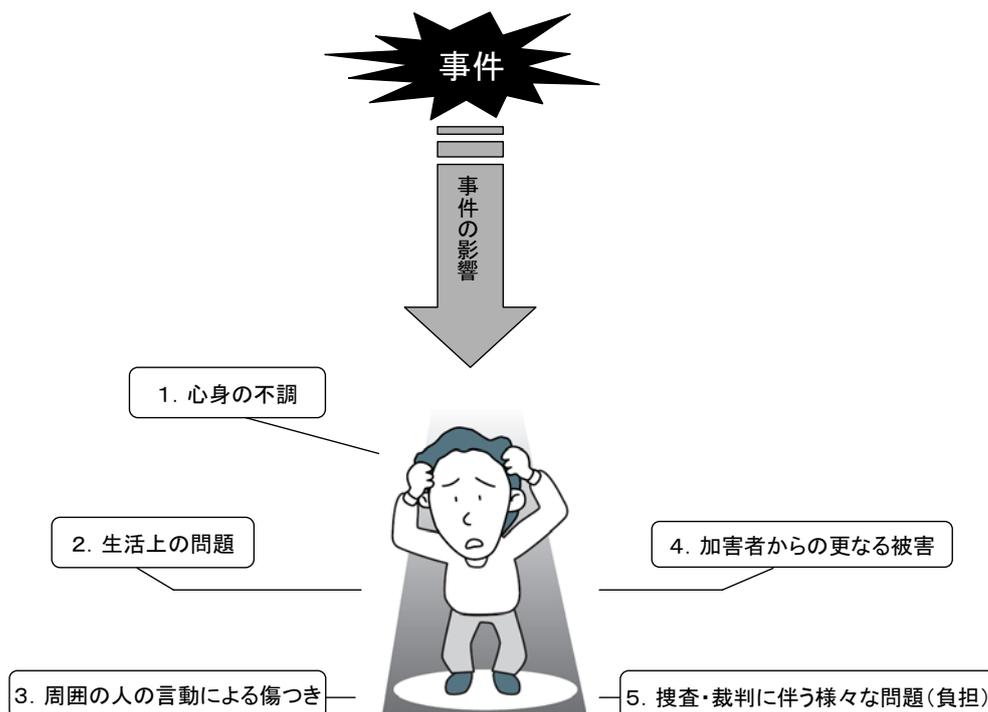
犯罪被害類型	平均日数
配偶者からの暴力 (DV) (N=125)	20.9 日
ストーカー行為等 (N=162)	21.3 日
児童虐待 (N=139)	45.6 日
性的な被害 (N=167)	24.8 日
交通事故 (N=190)	19.3 日
殺人・殺人未遂又は傷害等の暴力被害 (N=129)	28.2 日

(平成 29 年度 警察庁 犯罪被害類型別調査 調査結果報告書から)

②事件後に直面する状況

事件後に直面する困難な状況は、犯罪被害の種類や状況、犯罪被害者等の状況（ライフスタイル、性別、年齢、心身の状況、家族構成等）などによってさまざまですが、ここでは、概括的に一般化して紹介します。

<図3>



(2) 具体的に困難な状況

多くの犯罪被害者等が、事件後は、生活環境の変化を感じ、つらい気持ちを抱えながら暮らしています。

① 心身の不調

あまりに突然の予期できないことについては、人間は対処できません。体も心も頭も動かないものなのです。その場に立ちすくんでしまうような状況になります。

その結果、次のような反応が見られます。

	精神的不調	身体的不調
直後	<input type="checkbox"/> 現実として受け止められない <input type="checkbox"/> 感情や感覚が麻痺する <input type="checkbox"/> 頭の中が真っ白になる、何も考えられない、ぼうっとする <input type="checkbox"/> 周りのことが目に入らない、注意集中できない <input type="checkbox"/> 自分が自分でないような気持ちがする <input type="checkbox"/> 現実感がない、夢の中のような感じがする <input type="checkbox"/> 事件の時のことがよく思い出せない <input type="checkbox"/> 恐怖、怒り、不安、自分を責める気持ちがわいてくる <input type="checkbox"/> 自分が弱い、何も対処できないという気持ちが強くなる <input type="checkbox"/> 気持ちが落ち込んだり、沈み込んだりしてしまう	<input type="checkbox"/> どきどきする <input type="checkbox"/> 冷や汗をかく <input type="checkbox"/> 手足に力が入らない <input type="checkbox"/> 手足が冷たい <input type="checkbox"/> 過呼吸になる <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>※ 周りの人からは、ぼうっとして見えたり、逆に落ち着いているように見えるために、犯罪被害者等が混乱していることがよく理解されないこともあります。</p> </div>
中期	<input type="checkbox"/> 気持ちがひどく動揺し、混乱していると感じる <input type="checkbox"/> 気持ちや感覚が自分から切り離されたような状態になる <input type="checkbox"/> 事件に関することが頭の中によみがえってくる <input type="checkbox"/> 神経が興奮して落ち着かない	<input type="checkbox"/> 眠れない <input type="checkbox"/> 頭痛やめまい <input type="checkbox"/> 吐き気、嘔吐、胃がむかむかする、食欲がない、下痢をする、便秘になる <input type="checkbox"/> 倦怠感、疲労感、微熱 <input type="checkbox"/> お腹や身体その他の部分が痛い <input type="checkbox"/> 生理不順、月経痛

(参考：武蔵野大学 人間科学部 小西聖子研究室

犯罪被害者のメンタルヘルス情報ページ (<http://victims-mental.umin.jp/>)

*平成30年4月1日現在の情報

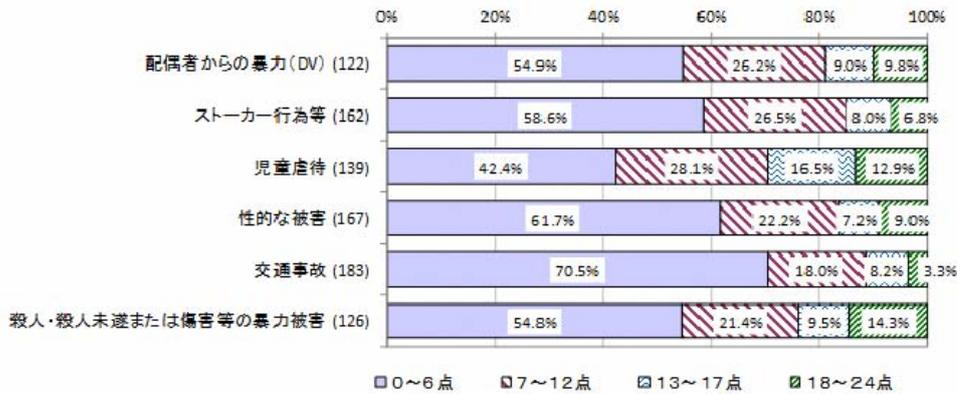
○子どもの場合の心身の変化

言葉でうまく表現できないために、理解されづらく勘違いされる場合もありますが、概して下記のようなさまざまな行動や反応を示す場合があります。

心の変化	体の不調や行動
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 事実を受け入れられない <input type="checkbox"/> 辛い、悲しいという感情がわいてこない <input type="checkbox"/> 涙が出ない <input type="checkbox"/> 重要な部分が思い出せない <input type="checkbox"/> 出来事に関連する思考、人、場所を避けようとする。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 発熱や腹痛が出る <input type="checkbox"/> 震える、固まる <input type="checkbox"/> 汗をかく、だるい、しんどい <input type="checkbox"/> めまい、息苦しさ、頻尿等（身体の病気でなくても起きます） <input type="checkbox"/> 睡眠の問題が生じる （寝付けない・途中で目が覚める） <input type="checkbox"/> 食べ吐きしてしまう、食べない <input type="checkbox"/> 勉強や遊び、好きなことにも集中できない <input type="checkbox"/> 勉強やスポーツに熱中し、過剰に没頭する <input type="checkbox"/> 教室に入れませんが、部活は参加できる <input type="checkbox"/> 家族との会話が減る、反抗する、よい子を演じる <input type="checkbox"/> 無謀な、または自己破壊的な行動をとる <input type="checkbox"/> まるで何事もなかったように普通にふるまう <input type="checkbox"/> 急にはしゃぎだす <input type="checkbox"/> なんとなくいつもびくびくする <input type="checkbox"/> 表情の動きが少なく、ぼうっとしている

＜図4 犯罪被害類型別、精神健康状態（K6得点※）＞

犯罪被害類型別にK6の値を見ると、重症精神障害相当とされる13点以上の割合は、児童虐待(29.4%)で最も高く、次いで殺人・傷害(23.8%)、DV(18.8%)となっている。



※K6得点：こころの健康を崩しているかどうかを判断する指標。

6つの設問の合計値（最大24点）が高いほど精神健康に問題がある可能性が高くなり、合計値13点以上では重症精神障害の診断に該当する可能性が高いとされ、7～12点では、軽度精神障害の可能性ありとされている。

本調査では、アンケート調査票のQ29において、過去30日間に「神経過敏に感じた」、「絶望的だと感じた」、「それぞれ落ち着かなく感じた」、「気分が沈みこんで、何が起ころうとも気が晴れないように感じた」、「何をしても骨折れだと感じた」、「自分は価値のない人間だと感じた」の6つの設問に対する回答選択肢について、「全くない」＝0、「少しだけ」＝1、「ときどき」＝2、「たいてい」＝3、「いつも」＝4とスコア化し、各回答のスコアを合算して得点を算出している。

(平成29年度 犯罪被害類型別調査 調査結果報告書から)

※ このような反応は、時間とともに軽くなっていく場合もありますが、日常生活に支障をきたしている場合は、医療機関等に相談することを勧めることも重要です。

コラム —犯罪被害者等に現れることが多い精神疾患—

被害後、一時的な精神反応にとどまらず、下記のような疾患をきたす場合があります。

PTSD

再体験症状（フラッシュバック、悪夢など）や、回避・麻痺症状（事件に関連することを避ける、感情が感じられないなど）、覚醒亢進症状（眠れない、些細なことに過剰に驚くなど）が続く状態となります。

うつ病

気分がひどく落ち込んだり、何事にも興味を持てなくなり苦痛を感じます。疲れやすくなり、食欲がなくなったり、眠れなくなるなど、日常生活に支障が現れます。

パニック障害

突然動悸が激しくなり、息苦しくなります。めまいや冷や汗、手足に震えがきて心臓発作を起こしたかのように思い、死ぬのではないかと恐怖に襲われます。このような発作がいつ起こるのかと不安で外出することが困難になったりします。

②生活上の問題

・仕事上の困難

精神的・身体的被害のために、仕事上で小さなミスが増えたり、仕事の能率が落ちたり、職場の同僚との関係がうまくいかなくなることがあります。また、治療のための通院や捜査・裁判手続のためのやむを得ない欠勤などが続くと、周囲に気兼ねをすることになりがちです。

このような状況について職場で理解を得られず、仕事を辞めざるを得ない場合もあります。

・不本意な転居など住居の問題

犯罪被害のために、転居をしたり、自宅以外に居住場所が必要になることがあります。その理由は、さまざまです。

- 自宅が事件現場になり、再被害の恐れが強い（特に犯人が逮捕されていない場合）
- 近隣のうわさなどによる耐え難い精神的な苦痛がある
- 同居する家族から暴力等の被害を受け、安全な場所に避難する必要がある
- 放火により、自宅に居住できなくなる
- 自宅が事件現場になったため、捜査上の要請などにより一時的に自宅を使用できなくなる

・経済的な困窮（問題）

直接的被害のほか、犯罪被害により生計維持者を失う場合や犯罪被害による受傷・精神的ショックのため生計維持者の就業が困難になる場合など、収入が途絶え、経済的に困窮することがあります。生計維持者が死亡した場合、相続関係が確定しないため、その銀行口座は凍結されることがあり、そうすると遺族は現金を引き出すことができず、当面のお金の工面に困ることになります。

犯罪被害直後には、警察や病院などに急行するためのタクシー代、亡くなった場合の葬祭費などの当面の出費、治療のための医療費などが発生します。さらに、長期療養や介護が必要な場合には、将来にわたって経済的に負担がかかることもあります。

また、裁判所に向かうたびに交通費や、場合によっては宿泊費がかかるほか、訴訟記録の写しを得るための複写代、弁護士を依頼した場合の費用など、予期しない出費が必要となる場合もあります。

たとえ損害賠償請求に係る民事裁判で勝訴しても、加害者に支払い能力が無い場合には、損害賠償金を受け取ることはできず、何の補償も受けることができないおそれがあります。

・家族関係の変化

犯罪被害を受けた本人ばかりでなく、家族もショックを受けて、お互いを支えあうという精神的な余裕を失いがちです。また、家族各人のストレスの感じ方、被害についての捉え方や考え方はそれぞれで、感情の表し方や対処方法も異なるため、家族の中でいさかいが生じたり、家族関係に危機をもたらしたりします。場合によっては、家族崩壊に至ることすらあります。

犯罪被害者が子どもで、きょうだいがいる場合には、親がきょうだいに十分な愛情を注ぐ余裕がなくなり、後にきょうだいへの影響が出てくる可能性もあります。

③周囲の人の言動による傷つき

・近隣や友人、知人の言動

犯罪被害者等は社会的に保護されているといった誤解や、被害者支援に関する情報不足などから、周囲の人たちからの支援を受けられず、社会的に孤立してしまい、更に困難な状況に追い込まれてしまうことがあります。

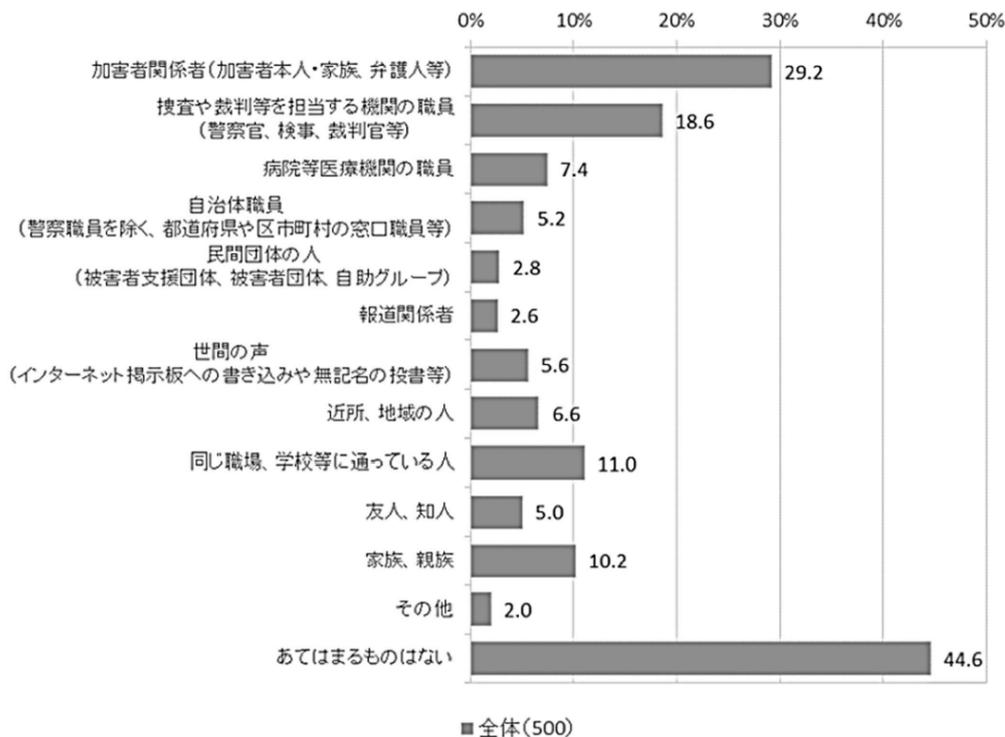
支援を受けられないだけでなく、周囲の人たちから中傷や興味本位の質問をされたり、決して金銭を求めて起こす民事裁判ではないのに「お金が欲しいだけ」などという誤った見方をされたりすることもあります。また、「早く元気になって」といった心情に添わない安易な励ましや慰めで傷つけられることもあります。

・支援者

日々被害者支援に携わっている機関・団体の対応であっても、事件によって疑心暗鬼になっている犯罪被害者等にとっては、必ずしも納得の行く支援を受けたと感じられないこともあります。犯罪被害者等の心情に配慮しない言動、事務的な対応、説明不足や不適切な情報提供などにより、精神的に傷ついてしまい、更に人や社会への不信を募らせることにもなります。

<図5 二次被害を受けた相手>

事件後に、言動や態度によってあなたの気持ちが傷つけられたと感じた相手の割合
加害者関係者が29.2%と高く、次いで捜査や裁判等を担当する機関の職員が18.6%と高い。



(平成26年度 内閣府 犯罪被害類型別調査 調査結果報告書から)

④ネット上やSNSによる誹謗中傷等

ネット上やSNSを通じて、見ず知らずの人達から誹謗中傷を受けたり、被害者の個人情報勝手にネット上で公開し拡散するなどの被害にあうことがあります。

⑤加害者からの更なる被害

多くの犯罪被害者等は、加害者からの報復など危害が加えられるのではないかという不安や恐怖にさいなまれています。

「加害者からの謝罪が全くない」、「加害者に反省の態度がみられない」、「裁判の中で、加害者が責任逃れの主張をする」などの事態に接すると、犯罪被害者等の苦痛は更に大きくなります。被害者が亡くなっている場合は特に、「加害者が事実と異なることを主張する」こともあります。

このように、加害者やその家族らの不誠実な言動に苦しめられることもあります。

⑥捜査、裁判に伴うさまざまな問題(負担)

捜査や裁判にあたり、事件について何度も説明せざるを得ないため、その度に事件のことを思い出し、つらい思いをします。

捜査の過程では特に、事件に関する情報が犯罪被害者等に十分に提供されず、当事者である犯罪被害者等が捜査から置き去りにされているという感覚を強く抱くことがあります。

さらに、警察や検察における捜査、裁判の傍聴、証言、陳述などのために、時間的・身体的に負担を強いられるほか、刑事裁判では、慣れない法廷の場に身を置く、加害者の弁護人から、「被害者に問題がある」といった主張がされるなどの精神的負担を強いられることもあります。

損害賠償請求に係る民事裁判において、訴訟費用、労力、時間が必要とされるほか、とりわけ弁護士に依頼をしない場合には、加害者と法廷において直接向き合う可能性もあり、そのような場合には心身ともに更なる負担を与えられるのみならず、訴訟に関する知識不足、一人では証拠が十分に得られないなどの多くの困難に直面することもあります。

参考 ー被害に遭われた方の手記ー

犯罪被害者等の置かれた状況をよりよく知るためには、被害に遭われた方のお話を聞いたり、手記を読んだりすることが重要です。手記集は、さまざまな機関・団体で作成されていますが、ここでは、警察庁犯罪被害者等施策担当参事官室ホームページ (<http://www.npa.go.jp/hanzaihigai/index.html>) に掲載されている手記を紹介します。

- ・「犯罪被害者白書」コラム
- ・「犯罪被害類型別継続調査 調査結果報告書」
- ・「私たちにできること」

参考 捜査、裁判の流れ

①一般的な刑事手続の流れ

刑事手続とは、犯人を明らかにして犯罪の事実を確定し、科すべき刑罰を定める手続のことを言い、「捜査」⇨「起訴」⇨「裁判」のプロセスをとります。

※加害者が少年（20歳未満）の場合には、手続などに違いがあります。

②捜査

捜査とは、犯人を発見、確保し、証拠を収集するなどによって、犯罪事実を明らかにすることを言います。捜査機関によって犯罪の嫌疑があるとされている者であって、まだ起訴されていない者を法律上「被疑者」と言います。一般に、警察は、逃走や証拠隠滅のおそれがある場合などには、被疑者を逮捕して捜査を行い、48時間以内に事件を検察官に送ります¹。これを受けた検察官が、その後も継続して被疑者の身柄を拘束して捜査する必要があると認めた場合には、24時間以内に裁判官に対して勾留の請求を行います。裁判官がその請求を認めた場合、被疑者は通常10～20日間勾留されることとなります。そして、被疑者が勾留されている間に、捜査機関はさまざまな捜査を行います。

③起訴

検察官は、警察官から送られた書類や証拠品と検察官自ら犯人を取り調べた結果などを検討し、被疑者を刑事裁判にかけるかどうかの決定を行います。裁判にかける場合を「起訴」、かけない場合を「不起訴」と言います²。

※起訴処分には、公開の法廷で裁判を開くことを請求する「公判請求」、書面審理だけの裁判を請求する「略式命令請求」などがあります。

④裁判

被疑者が起訴され、裁判が開かれる日（これを「公判期日」と言います。）が決められた後、裁判所で審理が行われ、判決が下されます。刑事事件に関して起訴され、その裁判がまだ確定していない者を「被告人」と言います。検察官や被告人が、判決の内容に不服がある場合には、更に上級の裁判所に訴えることとなります。

※一定の犯罪については、犯罪被害者等は刑事裁判へ参加し、証人への尋問や被告人への質問などができる場合があります（被害者参加制度：P90参照）。

⑤刑事手続と民事手続

刑事裁判で犯人の有罪が確定しても、刑罰が決まるだけで犯人から賠償金や慰謝料などが支払われるわけではありません。財産的損害、精神的損害の賠償を求める場合は、民事上の損害賠償請求を行う必要があります。

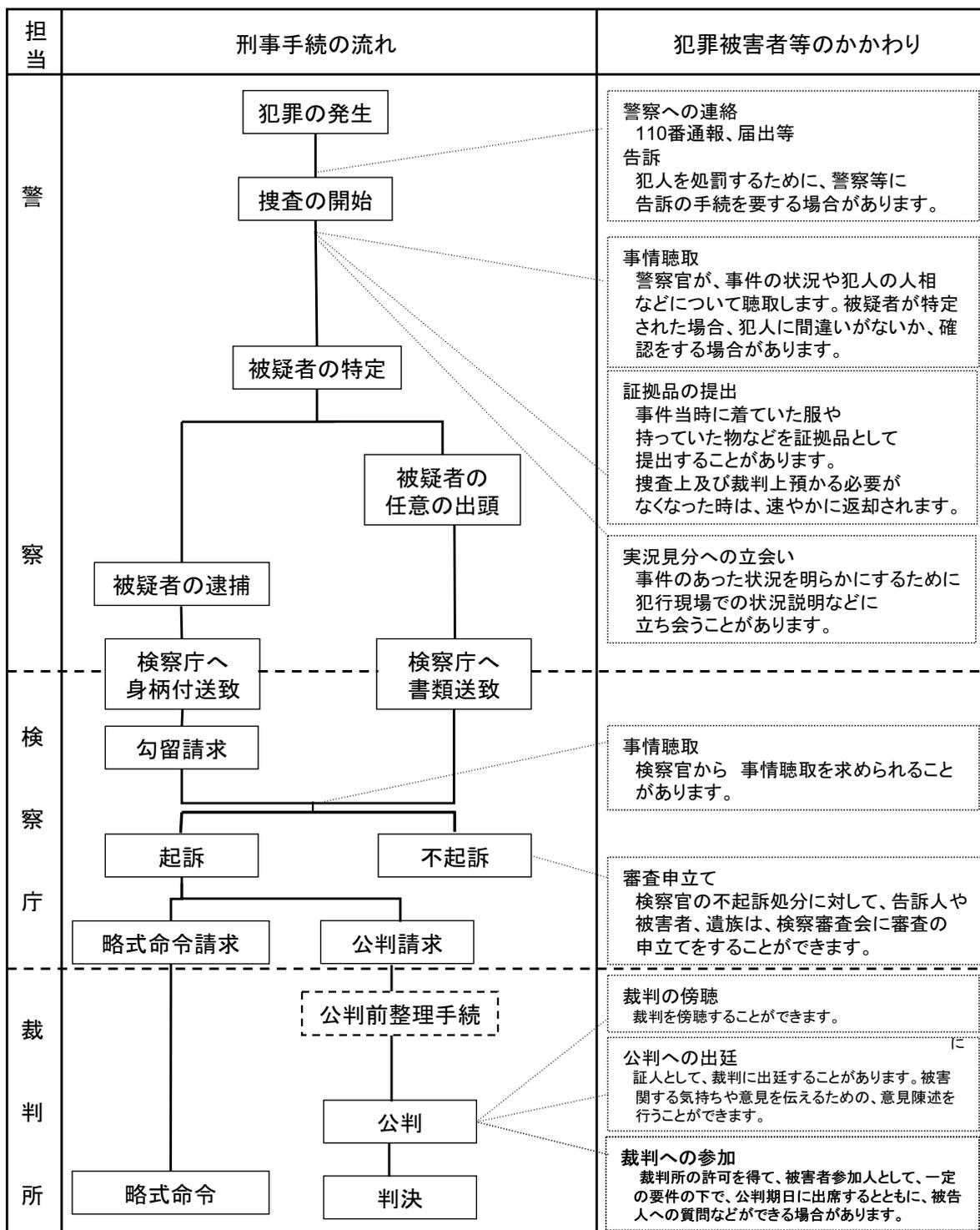
なお、一定の犯罪については、刑事裁判所が刑事事件について有罪の言渡しをした後、犯罪被害者等の被告人に対する損害賠償請求について審理・決定をすることができます

（損害賠償命令制度：P85参照）。

¹ 被疑者の身柄を拘束せずに捜査が行われる場合もあります。また逮捕された場合でも、場合によっては、検察官に送られる前に被疑者が釈放されることもあります。なお、検察官等が被疑者を逮捕する場合があります。

² 逮捕され、引き続き勾留されたとしても必ず起訴されるわけではなく、不起訴となることもあります。不起訴になれば、被疑者は釈放されます。

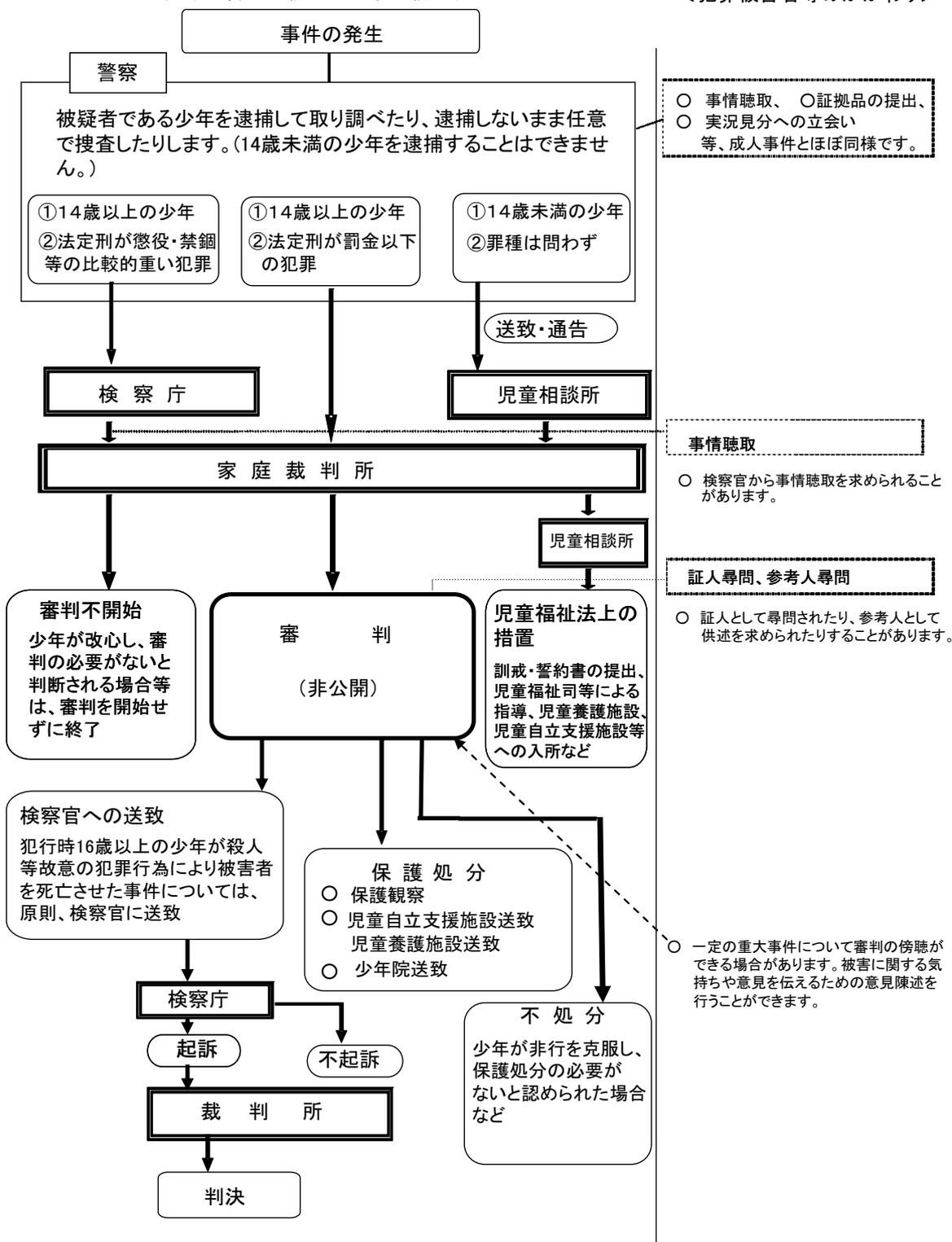
＜一般的な刑事裁判の流れと犯罪被害者等のかかわり＞



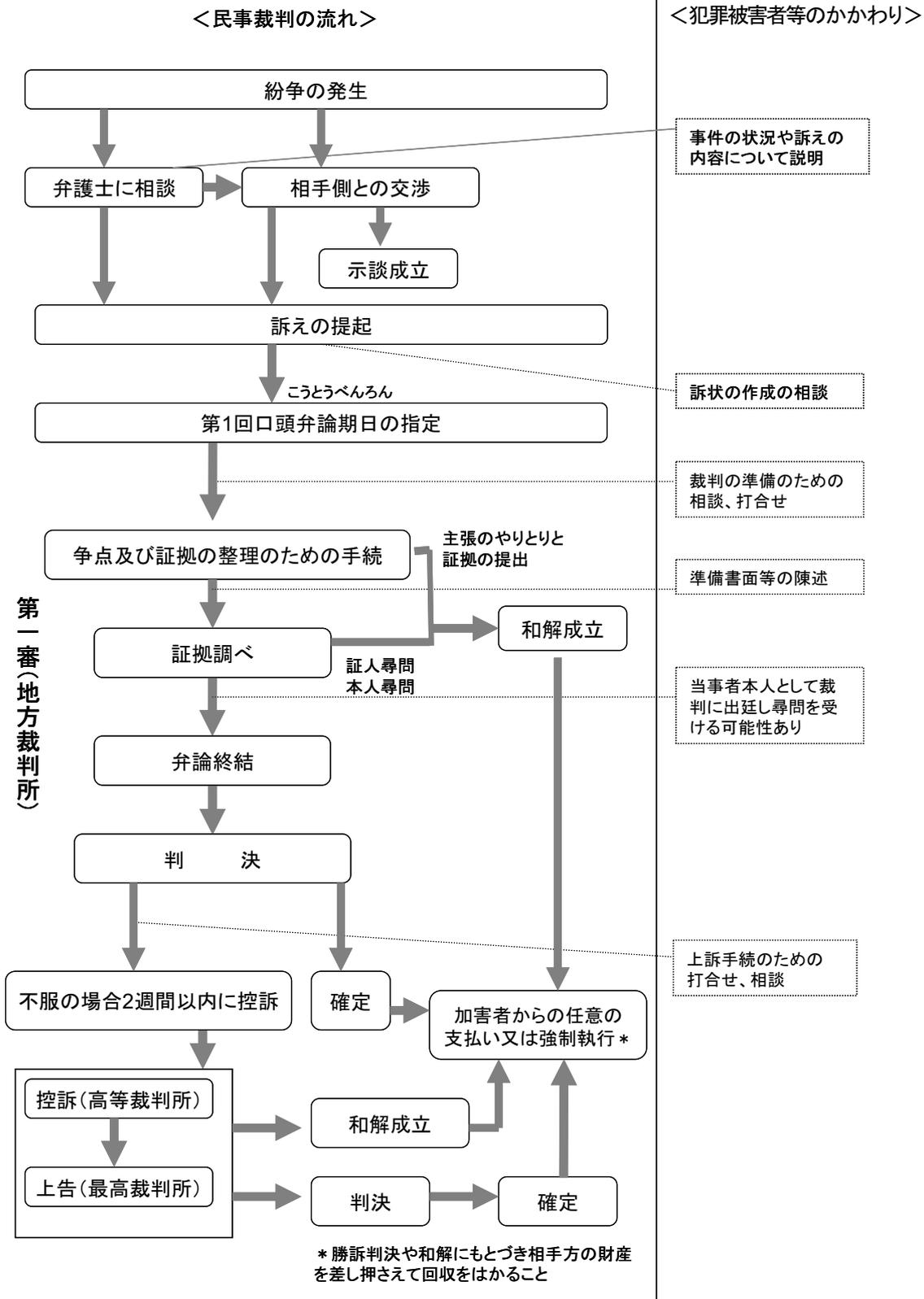
＜少年の審判手続及び刑事手続の流れと犯罪被害者等のかかわり＞

＜少年の審判手続及び刑事手続の流れ＞

＜犯罪被害者等のかかわり＞



＜民事裁判の流れと犯罪被害者等のかかわり＞



2. 支援に携わる際の留意事項

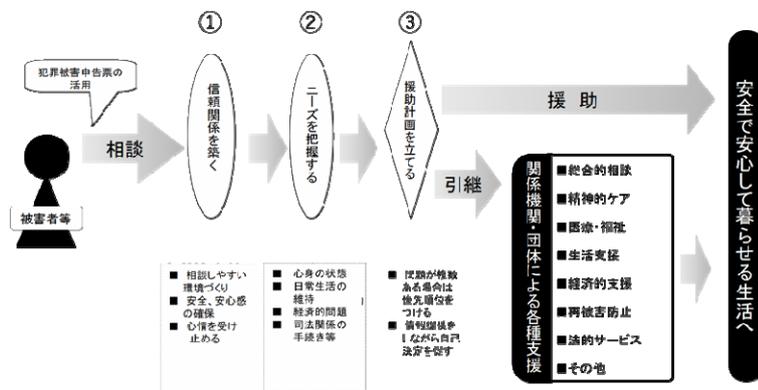
犯罪被害者等は、突然の被害に遭い、大変な混乱の中にいます。しかし、一方で、犯罪被害者等は、被害に遭うまでは家族や友人に囲まれて通常の生活を送っていた同じ県民です。

支援者は、犯罪被害者等の本来もっている力（物事への対処方法、社会的つながり）を最大限に尊重し、それらの力が損なわれないような支援を行いましょよう。

(1) 犯罪被害者等に対応する際の基本的な留意事項

<図6 基本的な支援対応の流れ（チャート）>

犯罪被害者等の相談対応から支援実施までの基本的な流れは、以下のとおりです。



① 信頼関係を築く

1. 相談しやすい環境をつくる

- ・来談時には、犯罪被害者等が衆目にさらされないよう相談場所に配慮したり、人前で不用意に名前を呼ばないようにする。
- ・電話相談の場合には、周囲の会話や笑い声等が入らないようにする。
- ・犯罪被害申告票(P. 143)を備え付けておくなどし、犯罪被害者等が被害について申出をしやすいようにする。
- ・犯罪被害者等の状況や希望に応じて、例えば加害者が男性であって男性に対する恐怖心が強い場合は女性に対応するなど、犯罪被害者等の状況や希望に応じて、担当者の選定に配慮する。

コラム —犯罪被害申告票について—

犯罪被害申告票は、犯罪被害者等が被害について言い出しにくい時に、その負担を少しでも軽減するためのものです。支援者にとっては、そのみで必要事項を把握できるものではありませんが、少なくともその人が犯罪被害者等であることがわかり、早期の段階から相談の配慮をすることができます。

※犯罪被害者等から求めがあった場合には、犯罪被害申告票用紙を提供できるように常に準備をしておいてください。ただし、犯罪被害申告票は、犯罪被害者等が自らの責任において記載し、自ら携行するものであって、機関・団体において、同申告票を受領し、管理するものではありません。

2. 安全、安心感の確保

- ・「今、安全かどうか（ここが安全と感じることができるかどうか）」、「今、話をしているだけでも大丈夫か」を最初に確認し、必要に応じて、関係機関につなぐ。

3. 相談内容を受け止める。

- ・犯罪被害者等の話を丁寧に聞き、気持ちをそのまま受け止める。発言内容を評価したり、安易に決めつけたりしない。感情を否定しない。
- ・被害の状況を人と比べない。(被害に遭った苦痛には他の人との軽重はない)
- ・自責感を助長させない。(犯罪被害者等は自分を責めている場合がある)
- ・安易に励まさない、安易に慰めない、強くなることを勧めない。(相手の心情に沿わない安易な助言は逆に傷つける)
- ・話をせかささない、さえぎらない。(心に傷を受けた犯罪被害者等にとっては、話すこと自体が大変であったり、苦痛である場合がある)

② ニーズを把握する

1. 犯罪被害者等が、自分がどうしたいのかわからない場合には、「今、一番心配なこと、困ったことは何か」、「日常生活はどうしているか」ということを話し合いながら明確にし、適切な情報提供を行っていく。
2. 支援者の予想・想像だけで、犯罪被害者等のニーズを「きっとこう望んでいてに違いない」と決めつけることなく、意向を確認しながらニーズを把握する。
3. 被害者の状況を把握する。
4. 犯罪被害者等が被害から回復するためには、時に長い時間を必要とし、その間、支援のニーズは変化していきます。長期の支援を見据え、被害者等のニーズの変化に対応しながら支援を行っていく必要があります。

<図7 被害を受けた直後、現在において必要な支援等>

犯罪被害者とその家族が被害直後に必要とした、また現在必要としている手助け・支援を尋ねたところ、双方とも「どのような支援・配慮が必要かわからなかった」との回答比率がそれぞれ37.3%、36.9%と最も高くなっている。具体的なニーズを挙げた意見の中では、被害直後では「事件・被害に関する話を聞いてもらう」(30.9%)が最も高く、「警察・検察との応対の手助け、付き添い」(13.8%)、「精神的な支援」(12.9%)、「そっとしてもらうこと」(10.0%)がこれに続いている。現在では「特になし」(33.0%)が最も高く、「事件・被害に関する話を聞いてもらう」(10.2%)、「そっとしてもらうこと」(9.4%)、「精神的な支援」(8.9%)が続いている。



(平成29年度 警察庁 犯罪被害類型別調査 調査結果報告書から)

(平成29年度 警察庁 犯罪被害類型別調査 調査結果報告書から)

<犯罪被害者等の状況把握のポイント>

- 安全の確保
再被害の危険性はないか、また、自宅に住み続けられるかなど確認する。
- 心身の状態
被害によって傷害を負って治療が必要な場合、また、被害により心身に不調がでている場合があるため、治療もしくはカウンセリングが必要かどうか確認する。
- 日常生活の維持
日常生活はどうしているか、困っていることはないかを話し合い、ニーズを確認する。
- 経済的問題
被害による就労収入減などによる経済的な不安や問題を抱えていないか確認し、状況に応じて、利用できる支援制度について検討。
- 司法関係の手続き等
被害者等の事件の状況や司法手続きの状況等確認しながら、司法手続きの関係で不安や問題はないか確認する

(※参考資料：「被害者の状況把握シート」)

参考 - 市町村等の窓口で被害者等が必要になる手続き

被害の状況によって異なりますが、犯罪被害者等の多くが、被害後、下記のような行政手続きが必要になります。

- 《例》
- 死亡届
 - 世帯主変更届
 - 国民健康保険の資格喪失・加入・変更
 - 年金（厚生年金、共済年金、国民年金）の受給の停止
 - 介護保険の保険料支払い停止、保険証返却
 - 障害者手帳、後期高齢者医療証、難病医療費などの保険証返却
 - 高額療養費の申請
 - 児童扶養手当、児童手当、特別障害者手当、障害児福祉手当
 - 遺族年金、寡婦年金の申請
 - 障害年金の申請

③ 援助計画を立てる

- ・ 所属機関・団体ができる支援内容を明らかにする。(さらに、それを支援早期の時点で犯罪被害者等に伝えることが重要である。過度の期待を抱かせることは、結果的に犯罪被害者等の失望・不信を強めることになりかねない。)
- ・ 問題が複数ある場合は優先順位をつける。

1. 問題解決に向けて動く

- ・ 時期と状況に応じた適切な情報を提供する。
- ・ 支援者の意見を押しつけたりせず、犯罪被害者等自らが決定できるように支援(対応)する。
- ・ 関係機関・団体と連携する(P. 46以降参照)。
- ・ 犯罪被害者等は混乱の中で支援者の説明を聞いているため、説明内容が記憶に残っていない場合も多いことから時期を見て繰り返し情報提供を行う。

2. 秘密保持に留意する

- ・ 会話や書類管理における注意はもちろんのこと、たとえ家族であっても、当事者にとっては知られたくないこともあるため、当事者の同意なしに伝えることは適切ではない。

3. 被害からの回復を焦らない

- ・ 犯罪被害者等が被害から回復する方法や回復に要する時間はそれぞれ異なるため、一人ひとりの状況を考慮しながら、支援を行うことが重要である。

4. 適切な支援を行うための努力を怠らない

- ・ 法律や制度の改正等の情報を正確に把握して、支援に必要な知識の修得を図るとともに、研修に積極的に参加するなどして、自らの技量の向上等に努めることが重要である。

5. 総合的な支援が必要と判断される場合には、犯罪被害者支援に精通している犯罪被害者支援団体と十分な連携を図る

- ・ 被害者等の置かれている状況や相談内容から、総合的または長期的視点に立った継続的な支援が必要と判断される場合には、犯罪被害者支援に精通し、豊富な経験とノウハウを有する犯罪被害者支援団体と速やかに十分な連携を図り、真に犯罪被害者等の立場に立った支援が行われるよう努めることが必要である。

《具体的な応対にみる留意点》

具体的な会話例をもとに、心情を踏まえた応対の留意点を示します。応対の参考にして下さい。なお、下記の事例はあくまでも一般的なものであり、個々の犯罪被害者等に応じた誠実な支援者の態度が何よりも大切です。

【不適切な応答】

犯罪被害者等の心情を踏まえられない言葉・態度は、犯罪被害者等を更に傷つけることにもなりかねません。表3に、犯罪被害者遺族の方が周りの人々から受けた言葉などで、傷ついたり語っておられた例を示します（大和田，2003）。

＜表3 傷ついた言葉や態度、援助に関する具体例（犯罪の遺族のみ抜粋）＞

身近な人から	具体的な言葉や態度、援助
強くなることを奨励する言葉	「元気を出して」、「がんばって」、「しっかりしなさい」、「逃げたらだめ」「いつまでも悲しんでいたら亡くなった人が浮かばれない（成仏しない、喜ばない）」、「早く忘れなさい」、「もう帰らないのだからあきらめなさい」、「済んだことを言っても仕方がない」、「男はメソメソするものじゃない」、「だいたい落ち着いてきたね」、「もう落ち着いた?」、「元気そうね」、「強いね」、「私だったら気が狂ったかもしれない」、「私だったら子どもを亡くしたらきっと生きていけないわ」
事件についての話題や詮索	損害賠償金（補償金）の額を尋ねられた、示談内容を聞かれた、「保険金が入るからよかったね」、「立派なお墓だね、あれでいくら?」、亡くなり方について根掘り葉掘り（興味本位で）聞かれた、仕事上の酒の席で話題にされた、殺される何らかの原因があったのではと殺された方が悪いような言い方をされた、事故や事故処理のことで心ない噂を流す人がいた
他人との比較	世間にはもっと不幸な人がいると具体的に話をする人がいた、「皆いろいろ悩みはあるのよ。人生なんてそんなものよ」、「あなただけが悲しいわけではない」
亡くなったことへの意味付け	「運命だから」、「運が悪かったと思ってあきらめて」、「寿命だからあきらめろ」、「事故だから仕方がない」
安易な励まし・なぐさめ	「時間が解決してくれる」、「犯人を許さなければ何も生まれてこない」、「どうせいずれは二人きりになるのだけど、子どもがいると何かと苦労が多いだけよ」、「15年間も育てられたんだからよかったじゃない」、「子どもがいなくてよかったね」、「男の子でまだよかった」、「もう一人子どもがいてよかったね」

アドバイス・指示	「早く仕事に行くように」、「何か打ち込みなさい」、 「再婚すればいいから」、「あまり加害者にきつく言うな」
無理解	「うつ病患者」という言い方をされ、ただ肉親が死んで悲しいだけだと思っ てもらえなかった、 「あなたの悲しみ方は大げさだ」、 職場でなかなか仕事に集中できなくて悩んでいたときに、細かい点を注意された
不必要なサポート	加害者のことや事件直後のことなど教えてほしくないことを親切そうに教えられ た、 法規的なことの素人情報、 必要以上に訪ねてくれたり、食欲のないときに食べ物を無理に勧められること
その他	お骨を家に置いておきたかったのに納骨させられたこと、 近所の人と町で出会って隠れられた、 仮通夜に何一つ手伝わず、大声で喋ったり笑ったりして騒ぐ親戚
専門家から	
事務的な対応	解剖後、裸のままビニールに入れただけで引き渡され、「死んだらモノと同じ」と言 われた、 「他にも事件・事故がいっぱいで、それだけに関わってられない」、 「忙しい、いい加減にやめましょう」

(大和田攝子 (2003) 『犯罪被害者遺族の心理と支援に関する研究』 風間書房から一部改変)

【適切な対応】

適切な応答の例として、表4に、犯罪被害者遺族の方がまわりの人々から受けたサポートなどで嬉しかったと語っておられる例を示します (大和田, 2003)。

<表4 嬉しかった言葉や態度、援助に関する具体例 (犯罪の遺族のみ抜粋) >

情緒的・評価的サポート	ただ話をじっと聞いてくれた、 自分たちの気持ちに理解を示してくれた、 一緒に泣いてくれた、悲しみを共有してあげようという態度、 苦しみを埋めることができないことを理解してもらえた、 「自分を責めなくていいのよ」、 「泣きたいだけ泣きなさい。我慢することはない」、 後悔することは多いが、「あなたができるだけことはしてあげたのでしょう」と励まされた、 変な励ましをしないでそっと見守ってくれた、 普通に声をかけて接してくれた、 常に心にかけていることを言葉や態度で表してくれた、
-------------	---

故人のよい面を話してくれた、
故人の思い出やよい所を一杯誉めて死を悔しがってくれた、
お花や手紙をいただいた、友人の定期的な訪問、
命日などにお参りしてくれた、
友人が必要なときに必要なだけいてくれた、
何も言わず毎日来てくれた家族、
亡くなった子どものことや事故のことが話題に出なかったこと、
被害者支援に携わる人々や同じ経験をした人の存在

情報的・道具的
サポート

事故の目撃者が故人に過失が全くなかったことを証明してくれた、
犯人逮捕のための協力、専門家の助言や指導、
事故処理で助けてもらったこと、
裁判の傍聴支援、葬儀の日、留守番をしてくれた、
友人よりの食材の買い物、夕食のおかずを届けてくれた、
家に閉じこもり気味で外出できなかつたとき、友人が食事やカラオケに誘ってくれた

(大和田攝子 (2003) 『犯罪被害者遺族の心理と支援に関する研究』 風間書房から)

《具体的な対応に関するロールプレイ》

より適切な対応を行うためには、ロールプレイを通して学ぶことが適切です。下記に2事例を示します。所属内の研修会等で活用していただきたいと思います。

なお、これらの事例は、複数の事例を組み合わせた架空の事例です。

《 事例① 》

夫が仕事帰りに強盗に襲われて、刃物で刺され亡くなりました。

眠れない、食べられないという毎日が続いています。家族の食事も作れないため、お惣菜などを買ってすませたりしています。子ども達はともしっかりしていて、私の方が励まされるんです。これからの手続きは何をどうしたらいいのか、これから先のことが考えられないんです。最近、いつもイライラして、家族に対して辛く当たってしまったり、急に悲しくなって泣けてきて涙が止まらなくなってしまうこともあります。

【参考】

家族構成・・・父親 会社員、母親 専業主婦

長男 19歳 大学1年生、長女 15歳 中学2年生

相談者の状況

- ・精神的に不安定な状態、悲嘆、不眠状態
- ・刑事手続きに不安を感じている

※ロールプレイングの手順

- 1 グループで相談役1名、相談員（支援員）役1名、観察者役1名を決めて、ロールプレイを行ってみましょう。
- 2 ロールプレイを行い、その後に振り返りを行って下さい。
- 3 2回目以降は、役割を交代して、全員がそれぞれの役割を演じられるようにして下さい。

《 事例② 》

大学生の娘（次女）がレイプ被害にあいました。

昼間、娘は友人と町を歩いていたときに20歳代の男性3人からナンパされ、娘も友人も被害にあったようです。ナンパに積極的に応じたのは友人の方で、娘はしぶしぶついていただけと娘は言っています。3人の男性がゆるせないです。娘を巻き込んだ友人に対しても表だって怒れないものの、娘1人だったらこんなことにはならなかったと思うんです。（なじりたい気持ちを抑えながらも、口に出してしまう。）

また、娘に対しては、可哀想な気持ちと、軽々しい振る舞いをするからこんなことになるのよという気持ちです。また、娘を支えてやれるのは自分だけで、自分が出かけるときに一言注意していればこんなことにはならなかったのに…。夫には被害を話していますが、長女、長男にはまだ話していません。

【参考】

家族構成…父親 会社員、母親 パート、

長男 24歳 会社員、長女 20歳 大学3年、

次女（被害者） 19歳 大学1年、

被害者は、被害にあったことで学校にいけていない（不登校）

母親は、娘が心配でパートにいけない、そのため経済的に厳しい状態

《支援者自身のケア》

犯罪被害者等のつらい体験を聞くことにより、支援者自身も、次のような精神的なダメージを受けることがあります。

- ・自分も被害を受けるのではないかと心配になる
- ・事件のことが頭から離れなくなる
- ・自分が無力だと感じる
- ・頭痛、肩こり、耳鳴り、不眠など身体に不調が出る など

その結果、当該事件へ過度に感情移入したり、逆に事務的な対応を引き起こしたりと、長い目で見たときに相談者にとって不適切な対応となることがあります。同時に、支援者自身も仕事や生活に支障を来す場合があるため、支援者は、自らの健康にも留意した上で犯罪被害者等支援に携わる必要があります。

- ・支援者同士で共有し、一人で抱え込まない。組織で対応する。
- ・できることとできないことがあること、自ら（組織）の限界を再確認する。
- ・仕事とそれ以外（自分の生活）とをはっきり区別する。自分がリラックスできる時間、場所、人付き合い、趣味などをいくつか持つ。
- ・自分の気持ちを率直に受け止め、抑制しようとしたりせず、傷ついていることを認める。
- ・身体を動かすなどして気分転換を図る。
- ・休息、睡眠をきちんととる。

(2)被害類型別特徴と対応上の注意点

犯罪被害者等の置かれた状況はさまざまですが、ここでは、被害類型別の特徴と対応の際に特に注意すべき事項、各被害類型特有の支援・制度について記載します。

それぞれの特徴に十分に配慮して対応してください。

注) ●＝原則すべての人が対象となる支援等 ★＝対象要件がある支援等

【殺人等遺族への対応】

(特徴)

殺人による被害の場合、遺族は被害者が当時味わったかもしれない恐怖や苦痛を想像して、また大切な家族を喪失したことを何度も繰り返し思い起こすことによって長く苦しむこととなります。

また、経済的にも遺族に大きな打撃を与えます。特に、被害者が家族の経済的支柱であった場合は、被害はより大きなものとなります。

社会的な側面からは、マスコミの取材・報道による遺族への被害も大きい場合もあります。加えて、加害者が特定できないなどの状況が続くと、遺族によっては社会全体に対し強い不満や怒りを感じることがあります。

(対応上の注意点)

相談の際には、きめ細やかな情報提供、わかりやすい説明、理解の確認等をより一層心がけることが重要です。

多くの遺族は、外見上は毅然とふるまっているように見えても、かつて経験したこともないような精神的ショック状態にあり、直面している状況を十分に理解できなかつたり、これまで働いていた判断力や思考力が働かなくなる場合があります。

そのため、情報提供等を行う時には、わかりやすい説明に加え、支援・制度を紹介しているパンフレットやメモを渡すなど、より一層の配慮が求められます。

死亡に際し、さまざまな手続が必要になるため、適切な情報提供に努めることが重要です。

●死亡の届出

犯罪や事故によって亡くなった場合やその可能性のある場合は、死因等を明らかにするため、検視や解剖が行われます。

検視等の終了後、死亡を確認した医師に「死亡診断書(死体検案書)」(有料)を作成・発行してもらいます。「死亡診断書(死体検案書)」を受け取ったら、死亡の日から7日以内に市町村にそれを持参して死亡の届出を行い、埋火葬許可証を発行してもらいます。この許可証がなければ、亡くなった方を火葬したり埋葬したりすることができません。状況により、警察での手続が必要になります。

●司法解剖に関する経費の公費負担

司法解剖が行われた場合、切開痕等を目立たせないようにするための措置や遺体を搬送するための経費の一部を公費で負担する制度があります。

(問合せ先) 奈良県警察本部県民サービス課犯罪被害者支援室 (P. 77)、
海上での事件、事故については海上保安部 (P. 78)

●各種健康保険・年金の異動届

亡くなった方が医療保険あるいは年金を受給していた場合は、遺族は犯罪被害者が亡くなったことを担当機関に届け出る必要があります。

(連絡先) 国民健康保険・国民年金……市町村国民健康保険・国民年金担当課 (P. 182～194)
健康保険……全国健康保険協会(奈良支部) (P. 142)
厚生年金……年金事務所(旧社会保険事務所) (P. 142)

※その他、不明な場合は、勤務先庶務担当にご確認ください。

●遺産相続等

犯罪被害者が亡くなって相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内に相続税について申告と納税を要する場合があります。

(連絡先) 税務署 (P. 142)
(相談先) 弁護士会 (P. 92)、司法書士会 (P. 93)

経済的支援として、以下のような制度があります。

★犯罪被害者等給付金（遺族給付金）

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族に対し、一時金が支給されます。（給付金の全部または一部が支給されないこともあります。）

(問合せ先) 奈良県警察本部県民サービス課 (P. 77)、警察署警務課（警察署一覧P. 165～166）

★遺族基礎年金

国民年金に加入中、老齢基礎年金を受給する資格のある人等が死亡したとき、子（18歳に到達する年度末まで）のある妻または子に支給されます。

(連絡先) 市町村 (P. 59)

★遺族厚生（共済）年金等

厚生（共済）年金に加入中の人、老齢厚生（退職共済）年金を受給する資格のある人、1級または2級の障害厚生（共済）年金を受給している人等が死亡したとき、遺族に支給されます。

(連絡先) 厚生年金……年金事務所(旧社会保険事務所) (P. 142)
共済年金……各種共済組合

※不明な場合は、勤務先庶務担当にご確認ください。

子どもが遺族となった場合には、以下のような制度があります。

★遺児の就学援助等

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族に対し奨学金が給付されるほか、犯罪被害の相談もできます。

(連絡先) 公益財団法人犯罪被害救援基金 (P. 83)

マスコミ対策としては、以下のようなものがあります。

●取材への対応

マスコミからの取材要請や通夜・告別式等での取材に対する対応について警察や弁護士等を通じて申し入れをすることができます。

(連絡先) 弁護士会 (P. 92)、法テラス奈良 (P. 80)

★異議申立て

テレビ、ラジオの人権侵害に対しては、「放送倫理・番組向上機構 (BPO)」【連絡先：TEL:03-5212-7333、FAX:03-5212-7330】に、雑誌の人権侵害に対しては、「雑誌人権ボックス」【FAX:03-3291-1220】に異議申立てをすることができます。

(連絡先) 弁護士会 (P. 92)、法テラス奈良 (P. 80)

【暴力犯罪等により傷害(障害)を負った人への対応】

(特徴)

被害者は、身体の負傷だけでなく精神的に大きなダメージを受けている場合も多く、PTSD や適応障害、うつ病等にかかる場合があります。また、被害が自宅や近所で起こった場合や加害者が近くに住んでいる場合は特に、再び被害に遭うのではないかと不安になる場合があります。

また、その治療費用や学業・職業維持の困難さ、治療のための通院で欠勤を余儀なくされること等の理由から、経済的な問題に直面することもしばしばあります。

(対応上の注意点)

捜査のために診断書等が必要な場合は、以下のような制度があります。

★診断書等の公費支出

身体犯の事件捜査又は立証のため必要となる診断書等に要する費用を公費で負担します。

(問合せ先) 奈良県警察本部県民サービス課犯罪被害者支援室 (P. 77)

医療費の援助として、以下のような制度があります。

●高額療養費制度

公的医療保険を利用しており、医療機関に支払う医療費の自己負担額が一定額を超えた場合、超えた金額が給付されます。

(連絡先) 事業主、全国健康保険協会(奈良支部) (P. 142)

市町村(国民健康保険) (P. 182~194)

かかっている医療機関の医事課あるいは医療ソーシャルワーカーなど

★医療費控除

年間の医療費が一定額を超える場合に、その超える部分が医療費控除の対象となります。控除を受けた金額に応じて所得税が還付される場合があります。

(連絡先) 税務署(P. 142)

★自立支援医療費支給制度

精神通院(精神疾患があり通院による精神医療が継続的に必要な程度の方)、育成医療(身体上の障害・疾患があり手術等が必要な18歳未満の児童)、更生医療(身体障害者手帳を持っており障害を回復・改善するために必要な医療を要する18歳以上の方)にかかる費用の自己負担額上限が原則として1割になります。

(連絡先) 精神通院、更生医療……市町村(P. 59)

育成医療……保健所(P. 104)

通院している医療機関

★心身障害者医療費助成・重度心身障害老人等医療費助成

心身障害のある方が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の助成を受けることができます。

(連絡先) 市町村(P. 59)

★子ども医療費助成

小学校就学前の乳幼児(0歳)～小・中学校までの児童(義務教育)が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の助成を受けることができます。

(連絡先) 市町村(P. 59)

★ひとり親家庭等医療費助成

配偶者のない父・母などで18歳未満の児童を養育している人とその児童等が、医療保険による診療を受けた場合、その自己負担相当額の助成を受けることができます。

(連絡先) 市町村(P. 59)

障害を負うなどした場合には、以下のような制度があります。

★犯罪被害者等給付金(重傷病給付金、障害給付金)

故意の犯罪行為により重傷病を負った被害者や障害が残った被害者に対し、一時金が支給されます。

(連絡先) 奈良県警察本部県民サービス課(P. 77)、
警察署警務課(警察署一覧P. 165～166)

★特別障害者手当

20歳以上の在宅重度重複障害者で、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に対して手当が支給されます。

(連絡先) 市町村(P. 59)

★身体障害者手帳の交付

身体に障害のある方は、本人又は保護者の申請で手帳が発行されます。医療費の給付や助成、各種税の減免や控除などを、障害の程度に応じて受けられます。

(連絡先) 市町村(P. 59)

★障害者控除

本人又は扶養親族等が障害者である場合には、一定額が所得金額から控除されます。

(連絡先) 税務署(P. 142)

★障害基礎年金

20歳前や国民年金の加入中に初診日のある病気やけががもとで一定以上の障害の状態となったときに支給されます。身体的な障害だけでなく、精神的な障害についても、医師の判断によっては受給できる可能性があります。

(連絡先) 市町村(P. 59)

★障害厚生（共済）年金等

厚生（共済）年金の加入中に初診日のある病気やけががもとで一定以上の障害の状態となったときに支給されます。

(連絡先) 厚生年金……年金事務所(旧社会保険事務所) (P. 142)

共済年金……各種共済組合

※不明な場合は、勤務先庶務担当にご確認ください。

★就労移行/継続支援

一般企業等への就労を希望する障害者等に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練や、働く場等を提供します。

(連絡先) 市町村障害福祉担当課 (P. 182～194)、

指定障害福祉サービス事業者

(事業者は、奈良県障害福祉課 HP に掲載 <http://www.shienhi.jp/>)

子どもが被害当事者の場合は、以下のような制度があります。

★特別児童扶養手当

20歳未満で身体又は精神に中程度以上の障害がある児童を家庭で監護、養育している父母等に対して支給されます。

(連絡先) 市町村(P. 59)

★障害児福祉手当

20歳未満の在宅重度の障害児で、日常生活において常時介護を必要とする方に対して支給されます。

(連絡先) 市町村(P. 59)

加害者が暴力団等である場合には、専門機関に相談することが重要です。

(連絡先) 奈良県警察本部暴力110番【電話】0742-25-0110、

奈良県警察本部組織犯罪対策課 (P. 75)、

警察署刑事課 (警察署一覧 P. 165～166)

(奈良警察署・橿原警察署・高田警察署は刑事第二課)、

公益財団法人奈良県暴力団追放県民センター (P. 139)

【交通事故に遭った人への対応】

(特徴)

交通事故は、自動車運転過失致死傷罪、危険運転致死傷罪等の刑法上の「犯罪」に該当するケースが多いにもかかわらず、「事故」として社会で軽く見られる傾向にあり、被害者やその家族が周囲の心ない言動に深く傷つき、強い憤りを感じていることが多く見られます。被害の重大さに比して加害者が軽い刑罰しか与えられない、加害者から十分な謝罪がなされていないことに対する怒りを抱えている遺族も見受けられます。

(対応上の注意点)

交通事故に遭った場合には、以下のような対応が必要です。

●警察への連絡

交通事故に遭った場合、直ちに警察に連絡することが重要です。連絡が遅れると交通事故の認定や事故原因の究明が困難になる場合があり、保険請求に支障が生じる場合もあります。

●警察への診断書提出

交通事故でけがをした場合、警察へ診断書を提出する必要があります。診断書の提出がない場合は、「人身事故」としての取扱いができません。事故当時はけがに気付かなかったが、後でけがが明らかになった場合も同様です。診断書を提出するに当たっては、事故現場を管轄する警察署等に事前に連絡し、必要書類等を確認してください。

自賠責保険、自動車保険の保険金を請求することができます。

(連絡先) 損害保険会社

損害賠償については、当事者間において解決が図れない場合もあります。そのような場合には、以下のような機関・団体に相談をすることが有効です。また、交通事故の場合、言葉で事故状況を説明することは大変困難なため、事故の状況を示す図面や現場の写真、交通事故証明書等を用意したり、加害者の任意保険の有無とその種類を確認しておく、相談がスムーズに進む場合があります。

(連絡先)

奈良県交通事故相談所 (P. 131)、奈良県交通安全活動推進センター (P. 131)
公益財団法人日弁連交通事故相談センター (P. 132)、
公益財団法人交通事故紛争処理センター (P. 133)、
一般社団法人日本損害保険協会 (P. 134)
一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構 (P. 135)

経済的支援として、以下のような制度があります。

★政府保障事業

加害車両が特定できない場合や自賠責保険に未加入の車両による事故の場合等、自賠責保険が適用されない場合に、自賠責保険と同様の補償を受けることができます。
(連絡先) 損害保険会社

★奨学金の貸与

交通事故が原因で亡くなった人又は重度の後遺障害が残った人の子を対象に、高等学校以上の学費について奨学金を無利子で貸与します。
(連絡先) 公益財団法人交通遺児育英会 (P. 138)

★交通遺児育成基金制度

交通事故により保護者を亡くした満 13 歳未満の交通遺児が、損害賠償金等の中から、拠出金を交通遺児育成基金に払い込んで基金に加入すると、これに国や民間からの援助金を加えて同基金が安全・確実に運用し、本人が満 19 歳に達するまで育成給付金が支給されます。
(連絡先) 公益財団法人交通遺児等育成基金 (P. 136)

★介護料支給、各種貸付等

自動車事故を原因として、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態の方に介護料が支給されます。また、交通遺児等貸付、不履行判決等貸付、後遺障害保険金一部立替貸付、保障金一部立替貸付などがあります。
(連絡先) 独立行政法人自動車事故対策機構 (N A S V A) (P. 137)

★生活資金、緊急時見舞金、緊急一時貸付

自動車事故被害者家庭に対し、越年資金、入学支度金、就職支度金、緊急時見舞金を支給したり、緊急一時貸付を行っています。
(連絡先) 公益財団法人交通遺児等育成基金 (P. 136)

★激励金給付、交通遺児激励事業

交通・自然災害により、父又は母を失った児童に対し、激励金の支給及び交通遺児激励事業を行います。
(連絡先) 社会福祉法人社会福祉協議会 (P. 105)

【性犯罪に遭った人への対応】

(特徴)

性犯罪は、「魂の殺人」とも呼ばれ、被害者の尊厳を踏みにじる悪質な犯罪です。被害者は、身体的にはもちろん、精神的にも大きなダメージを受けています。心理的、社会的な何らかの反応(P.5「①心身の不調」参照)が現われる場合が多く、PTSDに加え、うつ病やパニック障害等を併発することもあります。また、刑事手続が進むことで、被害者は事件のことを想起せざるを得なくなり、精神的負担が増大します。影響が深刻な場合、恐怖症、アルコールや薬物への依存、対人関係の障害、自傷行為や自殺行動などに至ることもあると言われています。また、女性被害者にとって、男性に対する恐怖心がある場合もありますので、その時は、女性の支援者が対応することが必要です。

(対応上の注意点)

早期解決・回復のためには、すぐに警察に相談することが重要です。しかしながら、性犯罪の被害者は、羞恥心や恐怖心から、被害の届出をためらう場合が多いため、奈良県性暴力被害者サポートセンターや(公社)なら犯罪被害者支援センターに相談することを勧める必要があります。

<警察への届を出す場合>

●警察への届出

警察への届出の重要性や支援について説明した上で、なお届出に消極的な場合でも、本人の精神的な負担を軽減するため、届出を強いたり、本人に一任したりすることがないようにしなければなりません。警察では、本人の希望に応じて、人目に付かない部屋での事情聴取や希望する性別の警察官による対応等をしています。

(連絡先) 奈良県警察本部県民サービス課 (P. 77)、捜査第一課

コラム —親告罪—

これまで、性犯罪は、親告罪にあたるため、告訴がなければ起訴できませんでした。しかし、平成29年の刑法の一部改正により、被害対象を「女性」から「性別問わず」にそれぞれ拡大されるとともに、強姦罪(改正後「強制性交等罪」と改められています。)、強制わいせつ罪、わいせつ目的・結婚目的の略取・誘拐罪等は、親告罪ではなくなり、告訴がなくても裁判により犯人を処罰することができるようになりました。

●警察での事情聴取・実況見分

被害の状況や犯人像などを聞かれる他、現場の確認や証拠品(当時着ていた服など)の提出を求められる場合があります。

警察では、被害者等の「パトカーや制服警察官が家に来られたら困る。」「女性捜査員に話を聞いて欲しい」等の希望を受け、事情聴取の時間や場所、担当者の性別に配慮したり、被害状況を再現する必要がある場合にはダミー人形を使用するなどしています。

すぐに警察に届け出ることにより消極的な場合でも、治療や緊急避妊、犯人の体液等証拠採取や性感染症の検査のため、婦人科等の検診を受けるように勧める必要があります。その際、受診の必要性について本人によく説明し、理解を得ることが重要です。

●緊急避妊

被害から 72 時間以内であれば、緊急避妊薬の服用により、妊娠を回避することができます。服用開始が遅くなるほど回避の成功率が低くなるので、被害後すぐに受診することが重要です。また、警察では、診断書料、初診料、性感染症検査費用、緊急避妊措置料を公費で負担する制度を設けています。

(連絡先) 産婦人科 (日本家族計画協会HP参照：<http://www.jfpa.or.jp/>)

(公費負担制度の問合せ先) 奈良県警察本部県民サービス課犯罪被害者支援室

●犯人の体液等証拠採取

被害直後の場合には、婦人科において、犯人の体液等を採取しておくことで、後に届出することとなった際に、証拠となります。ただし、入浴等してしまうと採取できない場合があるので、すぐに受診することが重要です。

●病院への付添い

警察では、産婦人科等病院での受診の際、女性警察官等が付添います。

<警察への届出を迷っている場合>

●関係機関との連携

◆奈良県性暴力被害者サポートセンター

性暴力の被害からの心身の回復を支援するため、電話・面接による相談を行う他、被害者の意思を尊重しつつ、警察や医療機関等につなぎ、希望により、同行支援等の個々に応じた支援を行っています。

また、警察への届出をためられる場合、警察と同等の医療費の公費負担に加え、法律相談、カウンセリングの公費負担を行っています。

◆公益社団法人なら犯罪被害者支援センター

性暴力の被害からの心身の回復を支援するため、奈良県産婦人科医会と連携し、性暴力被害専用電話SARASAを設置しており、電話・面接による相談や、産婦人科受診への付添い支援を行っています。さらに、法律相談、カウンセリング費用などの費用の負担を行っている他、医療的支援・同行支援など個々に応じた支援を行っています。

裁判においては、被害者の精神的負担の軽減のため、以下のような制度があります。

★証人出廷等の配慮

性犯罪の被害者が法廷で証言する際、状況に応じて、臨床心理士や親・教師などが付き添うことが認められており、民間団体の支援者や検察庁の被害者支援員が付き添うこともできます。また、事案によりますが、加害者と顔を合わさないようにするため、裁判所において、遮へい措置をとったり、ビデオリンク方式による尋問を行うこともできます。さらに、公開の法廷において被害者の氏名などを明らかにしない措置をとることもできます。

(連絡先) 付添い…………… (法廷のみ) 検察庁 (P. 88)、
公益社団法人なら犯罪被害者支援センター (P. 82)
奈良県性暴力被害者サポートセンター (P. 122)
遮へい措置等……………各裁判所 (P. 84～88)
被害者に関する情報の保護……………検察庁 (P. 88)

【配偶者からの暴力を受けた人への対応】

(特徴)

配偶者からの暴力には、殴る・蹴るなどの身体的暴力のほか、人格を否定するような暴言を吐く、何を言っても無視する、交友関係を細かく監視するなどといった精神的暴力、嫌がっているのに性的行為を強要する、見たくないポルノビデオ等を見せる、避妊に協力しないといった性的暴力が含まれます。暴力の影響は深刻で、目に見える傷だけでなく、目に見えない心の傷や、一見、暴力とは関係のない身体の症状が現われることもあります。被害者の多くは、加害者から「おまえが悪い」などと責められ続け、自信をなくし、「私が悪い」、「私がいたらないから・・・」などと自分を責めています。

また、暴力の関係から脱け出すことは難しいことです。加害者である配偶者への経済的な依存や加害者からの報復・仕返しへの恐怖、家族・親戚など周囲の無理解などがあるためです。そのため、誰にも助けを求めることができず、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が長期化・潜在化・深刻化しやすいという特徴があります。

(対応上の注意点)

相談者の困難を受け止め、評価することなく、受容する姿勢で相談を受けてください。

暴力の中で長い間、暮らしてきた困難や苦しみをまず理解し、悩みながら相談している気持ちを受け止める姿勢が求められます。

被害者の立場に立って、被害者の言葉、訴える内容をありのまま聞いてください。「夫の言い分も聞きたい」とか「殴られる理由があったのではないか」などの問いかけは適切ではありません。

緊急性(安全性)を確認します。

加害者が追跡してくる可能性があるか、被害者に対する危険が迫っていないか、被害者はけがを負っていないか、また、子どもの状況などの確認を行い、必要に応じて早急に警察や医療機関などの専門機関につなぎます。なお、直近に被害を受けた場合には、面接時に傷などの写真を撮ったり、受診の際に診断書を書いてもらうなどしておく、保護命令申立ての証拠として使える場合があります。

配偶者からの暴力を受けている人を発見した人は、奈良県中央こども家庭相談センター又は警察官に通報するように努めなければなりません。医師その他の医療関係者は、被害者を発見しやすい立場にあることから、守秘義務を理由にためらうことなく、通報を行うことが必要です。通報については、被害者の意思を尊重することになっていますが、被害者の生命又は身体に対する重大な危険が差し迫っていることが明らかな場合には、そのような同意が確認できなくても積極的に通報を行うことが必要です。

(問合せ先) 管轄警察署、奈良県中央こども家庭相談センター (P. 120)、
医療機関 (P. 107)

緊急時における安全の確保及び一時保護が必要か検討します。

「家を出たい」、「怖くて帰れない」など相談者の意思が明確である場合は、緊急時における安全の確保及び一時保護も検討しなくてはなりません。

まず、友人宅や実家、親族の家など一時的に避難する場所があるかどうかを確認し、所持金がある場合は、宿泊施設の利用も考えます。加害者が実家や知人宅を知っていて、そこに避難してもすぐに連れ戻される危険性がある場合などには、一時保護についての情報提供を行います。奈良県中央こども家庭相談センターでは、保護命令申立てや住民基本台帳等の閲覧制限、健康保険被扶養者認定等の取扱などの手続について相談できます。

(連絡先) 奈良県中央こども家庭相談センター (P. 120)、福祉事務所 (P. 103)、
市町村配偶者からの暴力被害に関する窓口 (P. 182～194)

再被害防止のためには、以下のような制度があります。

★保護命令

裁判所が加害者に対して発する保護命令には、接近禁止命令、退去命令と電話等禁止命令があります。保護命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

※接近禁止命令：被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを6か月間禁止するもの。被害者本人に対する接近禁止命令の実効性を確保するため、同命令と併せて、同居する未成年の子どもや被害者の親族等に対する接近禁止命令も申し立てることができる。再度の申立ても可能。

※退去命令：被害者と共に生活の本拠としている住居から2か月間退去することを命じるもの。再度の申立てができる場合もある。

※電話等禁止命令：被害者への面会要求や無言電話等を禁止するもの。平成19年の法改正により、接近禁止命令の実効性を確保するため、同命令と併せて、申し立てることができるようになった。

(問合せ先) 管轄警察署、奈良県中央こども家庭相談センター (P. 120)、地方裁判所
(P. 84)

★住民票の写しの交付等の制限

配偶者からの暴力から逃れて新しい居住地に住民票を異動させる必要がある場合、被害者は、住民票や戸籍の附票などの居所を探されるおそれがある書類を加害者が請求しても、市町村長が交付をしないように、申し出ることができます。なお、申出を受けた市町村長は、警察、奈良県中央こども家庭相談センター等の意見を聴くなどし、措置の必要性について確認します。

(連絡先) 市町村 (P. 59)

配偶者からの暴力から逃れられない理由の一つとして、経済的自立の困難が挙げられます。そのため、以下のような制度を活用し、自立を図ることも有効です。

●就労や能力開発に関する相談

求職者の状態に応じた相談・援助を行います。

(連絡先) ハローワーク (P. 113)

ポリテクセンター奈良 (P. 115)

奈良県しごと i センター (P. 119)

●公共職業訓練

職業に必要な知識・技能を習得するための職業訓練をあっせん・実施しています。

(連絡先) ハローワーク (P. 113)

ポリテクセンター奈良 (P. 115)

★母子家庭等就業・自立支援事業

奈良県スマイルセンター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの就業支援サービス等を提供します。

(連絡先) 奈良県スマイルセンター (P. 127)

福祉事務所 (P. 103)

★母子・父子自立支援プログラム策定等事業

奈良県スマイルセンター等において、児童扶養手当を受給されている方を対象に、プログラム策定員との面接相談を行い、一人ひとりのケースに応じた就職までの自立支援プログラムを作り、ハローワークや福祉事務所等と連携して就業までをサポートします。

(連絡先) 奈良県スマイルセンター (P. 127)

福祉事務所 (P. 103)

★高等職業訓練促進給付金・修了支援給付金

母子家庭の母又は父子家庭の父が、対象資格の取得を目指して修業する場合、受講期間の一定期間について生活費として、「訓練促進給付金」が給付されます。また、入学前にご相談があれば養成機関の修了後に入学時の費用の一部を負担する「修了支援給付金」が支給されます。

(連絡先) 住所を管轄する福祉事務所 (P. 167)

★自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母、父子家庭の父が、就職するために有利な教育訓練を受講する場合、受講料の一部が給付されます。

(連絡先) 住所を管轄する福祉事務所 (P. 167)

【ストーカー被害に遭った人への対応】

(特徴)

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が規制の対象としている行為は、「つきまとい等」と「ストーカー行為」です。「つきまとい等」とは、特定の人に対する恋愛感情やその他の好意の感情、又はそれが満たされなかったことへの恨みなどの感情を充足させる目的で、特定の人やその家族、友人、職場の上司等特定の人と密接な関係がある人に

- ① つきまとい、待ち伏せ、押しかけ等
- ② 監視していると思わせるような事項を告げる行為
- ③ 面会、交際等の要求
- ④ 乱暴な言動
- ⑤ 無言電話、連続した電話、ファクシミリ送信
- ⑥ 汚物などの送付
- ⑦ 名誉を害する事項を告げる行為
- ⑧ 性的羞恥心の侵害

を行うことをいいます。ストーカー行為は、「つきまとい等」を繰り返して行うことをいいます。加害者が近くに住んでいるケースも多いため、再犯の防止が重要となります。

(対応上の注意点)

支援者としては、被害者の相談内容を軽く考えないという姿勢が求められます。被害者は、緊急の場合には、警察に通報するとともに、ストーカー被害を具体的に立証するために、以下のような対応をするように促すことが有用です。

- ア) 被害の内容、日時、場所、車両ナンバー等を記録する
- イ) 相手の具体的な言葉や動作を細かく記録する
- ウ) 相手からの手紙やメール、留守番電話メッセージを保存する
- エ) 電話の会話内容をメモ、又は録音する
- オ) 相手が残したメモや贈り物の状況を撮影する

(窓口) 管轄警察署

ストーカー被害が認められた場合には、再被害防止のために、以下のような方法が考えられます。

★警察からの警告等

被害者が警察に申出書を提出することにより、警察から加害者へ「警告」や「禁止命令」を行うことができます。また、「警告」や「禁止命令」の申出以外にも、ストーカー行為等の規制等に関する法律違反等で相手方の処罰を求めることができます。

(窓口) 管轄警察署

★住民票の写しの交付等の制限（再掲 P. 36）

ストーカー被害から逃れるために転居した後、加害者が住民票等を調査して被害者の所在を突き止めることを防ぐため、住民票や戸籍の附票などの居所を探されるおそれがある書類を加害者が請求しても、市町村長が交付をしないように、申し出ることができます。なお、申出を受けた市町村長は、警察、奈良県中央子ども家庭相談センター等の意見を聴くなどし、措置の必要性について確認します。

（連絡先）市町村(P. 59)

●無言電話や執拗な電話の対応

ナンバーディスプレイ（電話に出る前に相手の方の電話番号を確認できるシステム）や、ナンバーリクエスト（電話番号を通知してこない電話は受け付けないようにするシステム）、迷惑電話おことわりサービス等を利用することもできます。

（連絡先）NTT、その他の電話会社

【虐待された子どもへの対応】

(特徴)

子どもへの虐待とは、「児童虐待の防止等に関する法律(以下、児童虐待防止法)」により保護者が子ども(18歳未満)に対して身体的虐待、性的虐待、養育の放棄又は怠慢(ネグレクト)、心理的虐待を行うこととされています。子どもへの虐待は、子どもの心身の成長・発達に深刻な影響を与えるばかりか、時には生命さえ奪ってしまいます。具体的な虐待の影響は、低身長や低体重を引き起こしたり、運動やことばの発達の遅れを生じさせたり、対人関係がうまくとれなくなったりします。さらには、非行につながったり、心的外傷後ストレス障害(PTSD)と呼ばれる精神症状を引き起こす場合もあります。これらは子どもの人格形成に著しい影響を与え、自尊心を低下させ、円満な人間関係を築きにくくさせるなど子どもの自立を阻害します。子どもへの虐待は大人一人ひとりが子どもの命と安全を守る視点を持ち、あらゆる機関・団体がセーフティーネットを構築し、早期発見、早期対応することが重要になります。

(対応上の注意点)

虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに市町村の子ども相談窓口や福祉事務所、奈良県こども家庭相談センター(児童相談所)に連絡通告しなければなりません(児童虐待防止法第6条)。

すべての国民は子どもへの虐待の早期発見に努めなければならない、子どもの安全を守るために通告が必要です。虐待を知った、もしくは虐待を疑った機関・団体は担当者個人や一機関で判断せず、速やかに市町村に設置されている要保護児童対策地域協議会等に連絡して、役割分担に基づいた調査・対応が大切です。なお、通告を受けた機関は通告者の秘密を守らなければなりません(児童虐待防止法第7条)。

ア) 子ども自身から告白、相談があった場合

できる限り児童にとってくつろげる場所を選び、「話しやすいところから話していいよ」と子どものペースで話を聞きます。子どもの訴えに意見したり、評価したりせずに聞いてください。無理に聞き出す必要はありません。性的虐待などについては子ども自身の負担が大きいことや、事実確認が難しいことから、とりわけ専門的な聞き取りが必要です。被害を打ち明けられた場合は、詳細に聞き取ったり、事実を確認しようとせず、奈良県こども家庭相談センター等に通告し対応を協議してください。

イ) 虐待を行っている親からの相談により虐待が発見される場合

親からの自発的な相談の場合には、虐待者である本人の話を傾聴しながらも、子どもの置かれているリスクを複数人で冷静かつ客観的に判断し、速やかに市町村の児童虐待窓口へ通告してください。

(連絡先) 市町村子ども相談窓口 (P. 153～154) 市町村教育委員会 (P. 129)、
市町村児童虐待に関する窓口 (P. 182～194)
奈良県中央こども家庭相談センター (P. 124)、福祉事務所 (P. 103)

コラム ー守秘義務についてー

守秘義務とは正当な理由なく外部に情報を漏らしてはならないことをいいます。守秘義務は、公務員や医師などに厳重に課せられています。しかし、虐待が疑われる状況がありながら、守秘義務を理由に通告が躊躇されるのでは、子どもを守ることにはなりません。守秘義務と通告義務との関係については、児童虐待防止法第6条第3項は、「刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。」と規定し、通告が守秘義務違反には当たらないことを明記しています。

生命・身体に重大な危害が及んでいる場合には、早急に警察や消防に通報しなければなりません。

尋常でない子どもの泣き叫ぶ声や、子どもが大げがをしているなど、市町村や奈良県子ども家庭相談センターに通告していても生命・身体への重大な危害が回避できない場合には、110番通報又は119番通報により、速やかに警察又は消防へ通報してください。

通告後は、通告先機関等において以下のような対応がされます。

ア) 調査

児童虐待の通告を受理した市町村等は、速やかに子どもや家族についての調査を行います。子どもの置かれているリスクが高く親子分離を図りながら調査をする必要があると市町村が判断した場合は、奈良県子ども家庭相談センターに送致されます。奈良県子ども家庭相談センターは必要に応じて一時保護を実施します。時には保護者に対し子どもへの通信・面会が制限される場合があります。

イ) 在宅支援の場合

通告先機関等への通所面接、通告先機関等による家庭訪問、保健師、児童委員などによる支援、見守り等が実施されます。

ウ) 親子分離が必要な場合

奈良県子ども家庭相談センターによる里親への委託や児童養護施設等への入所等の措置が行われ、可能な事例については再び親子がともに生活できるよう、支援が行われます。ただし、親権を行う者等が施設入所措置に同意しない場合は、家庭裁判所への申立てにより施設入所措置の承認を求めます。

※これらの取組は市町村が中心となって設置・運営する要保護児童対策地域協議会等を通じた緊密な連携に基づき関係機関のもつ機能・権限、社会資源を有効に動員して行われます。

通告後は、通告者には以下のような役割が求められています。

通告された事例の多くはその後、さまざまな機関の支援により在宅で生活を続けます。地域にあって子どもと家族が安心して暮らせるための支援を通告先機関、要保護児童対策地域協議会等から引き続き協力を依頼されることもあります。

コラム —親権者の懲戒権と子ども虐待の関係—

親権の中の一つとして民法第 822 条第 1 項には「懲戒権」が規定されており、しばしば「子どもをしつけるのに、他人が口を出すな」「俺は親権者なんだから子どもを叱るのに殴って当たり前だろう」などと虐待を「しつけ」と主張する親は未だに少なくありません。

しかし、児童虐待防止法第 14 条第 1 項は「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない」と規定し、第 2 項には「児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない」と規定されており、しつけの範囲を逸脱した子ども虐待については、法律上犯罪となることが示されています。

【虐待された高齢者への対応】

(特徴)

高齢者虐待とは、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(以下、高齢者虐待防止法)」(平成 18 年 4 月施行)に基づき、養護者(在宅高齢者の介護を行う家族等)及び養介護施設従事者等(施設や居宅サービス等の職員)による高齢者(65 歳以上)に対して行われる、①身体的虐待、②介護・世話の放棄・放任、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の行為をいいます。法律の目的として、虐待を受けた高齢者の保護措置のみならず、養護者自身への支援措置(負担軽減等)が定められています。

高齢者虐待は、家庭内での長年の歴史を基にした人間関係や介護疲れ、金銭問題等のさまざまな要因が複雑に絡み合って生じます。虐待をしている養護者も、虐待を受けている高齢者も「虐待」の自覚や認識がない場合が多く、また親が子を思うが故に虐待の事実を隠そうとすることもあり、家庭内における高齢者虐待は表面化しにくい現状があります。

(対応上の注意点)

虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者及び虐待を受けた高齢者は、速やかに市町村の高齢者福祉の窓口、地域包括支援センターに通報・届出をしてください。

ア) 養護者による虐待の通報等について

養護者による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者に対し、市町村等への通報努力義務が規定されており、特に当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに市町村等に通報しなければなりません(第 7 条)。虐待を受けた高齢者自身も市町村等に届け出ることができます(第 9 条)。

また、高齢者の福祉に業務上関係のある者は、早期発見に努めなければならないと規定されています(第 5 条)。特に、高齢者が介護保険サービスを利用している場合には、担当の介護支援専門員や介護保険サービス事業所の職員は高齢者や養護者・家族等と接する機会も多いことから、高齢者の身体面や行動面での変化、養護者・家族等の様子の変化などを専門的な知識を持って常に観察することが重要です。

イ) 養介護施設従事者等による虐待の通報等について

養介護施設従事者等職員は、その業務している施設等において職員による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかな市町村等への通報義務があります。その他、養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者に対し、市町村等への通報努力義務が規定されており、特に当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに市町村等に通報しなければなりません。虐待を受けた高齢者自身も市町村に届け出ることができます(第 21 条)。

また養介護施設従事者等による虐待を通報した職員は、通報したことを理由として解雇その他不利益な取扱いを受けることはありません(第 21 条第 7 項)。

ウ) 通報者等に関する守秘義務について

通報等を受理した市町村等職員は、通報等をした者を特定させるものを漏らしてはならないと守秘義務が課されています（第 8、17、23 条）。

（連絡先）高齢者虐待に関する相談窓口（P. 158～163）

養護者による高齢者虐待に関する通報・届出受理後、市町村等において以下のような対応がされます。

ア) 事実確認・立入調査・警察への援助要請

市町村等は、高齢者虐待の通報・届出がなされた場合、速やかにその内容に関する事実の確認を行う必要があります（第 9 条）。虐待の種類や程度、事実や経過、安全確認と身体・精神・生活状況等の把握等について、当該高齢者と関わりのある機関や関係者からの情報収集の他、訪問面接を行い、客観的に確認します。

また、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあるにも関わらず確認や介入が困難な場合には、行政権限として立入調査を実施することができます（第 11 条）。その際、必要に応じて高齢者の居所の所在地を管轄する警察署長に対し、必要に応じて援助要請することができます（第 12 条）。

イ) 援助方針の決定・援助の実施

事実確認後、虐待事例に対する援助方針・内容を検討します。

虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められた高齢者を養護者から分離し、保護します。

保護・分離の手段として、①契約による介護保険サービスの利用（短期入所・施設入所等）、②老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置（第 10 条）があります。

ウ) 成年後見制度の活用

虐待を受けている高齢者の権利を擁護する方法として、適切に市町村長による成年後見制度利用開始の審判請求を行うことが規定されています（第 9 条）。

エ) 養護者支援

養護者は、介護疲れやストレスを抱えている、認知症介護の知識がない、養護者自身が支援を要する状態にある等のさまざまな要因の結果、虐待に至ります。虐待者に男性（息子や夫）が多い背景には、慣れない家事や介護、地域で相談相手がないことによる孤立等が重なり合います。

そのため、認知症に関する知識と介護の方法を指導する、介護保険サービスの利用により介護負担を軽減する等、適切に養護者への相談等の支援を行い、高齢者虐待の防止を図ります（第 14 条）。

養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する通報・届出受理後、市町村等において以下のような対応がされます。

ア) 事実確認

通報等への対応は、養介護施設・養介護事業所の所在地の市町村が行います。対応方法は、基本的に養護者による虐待への対応と同様です。また、県とも連携して事実確認を行います。

イ) 老人福祉法及び介護保険法の規定による権限の行使

養介護施設従事者等による高齢者虐待が強く疑われる場合には、当該施設から報告徴収を受けて事実を確認します。虐待が認められた場合には、市町村又は都道府県は、指導を行い、改善を図るようにします。指導に従わない場合は、老人福祉法・介護保険法に基づく勧告・命令、指定の取消処分等の権限を適切に行使することにより、高齢者の保護を図ります（第24条）。

3. さまざまなニーズに対応するための関係機関・団体の連携

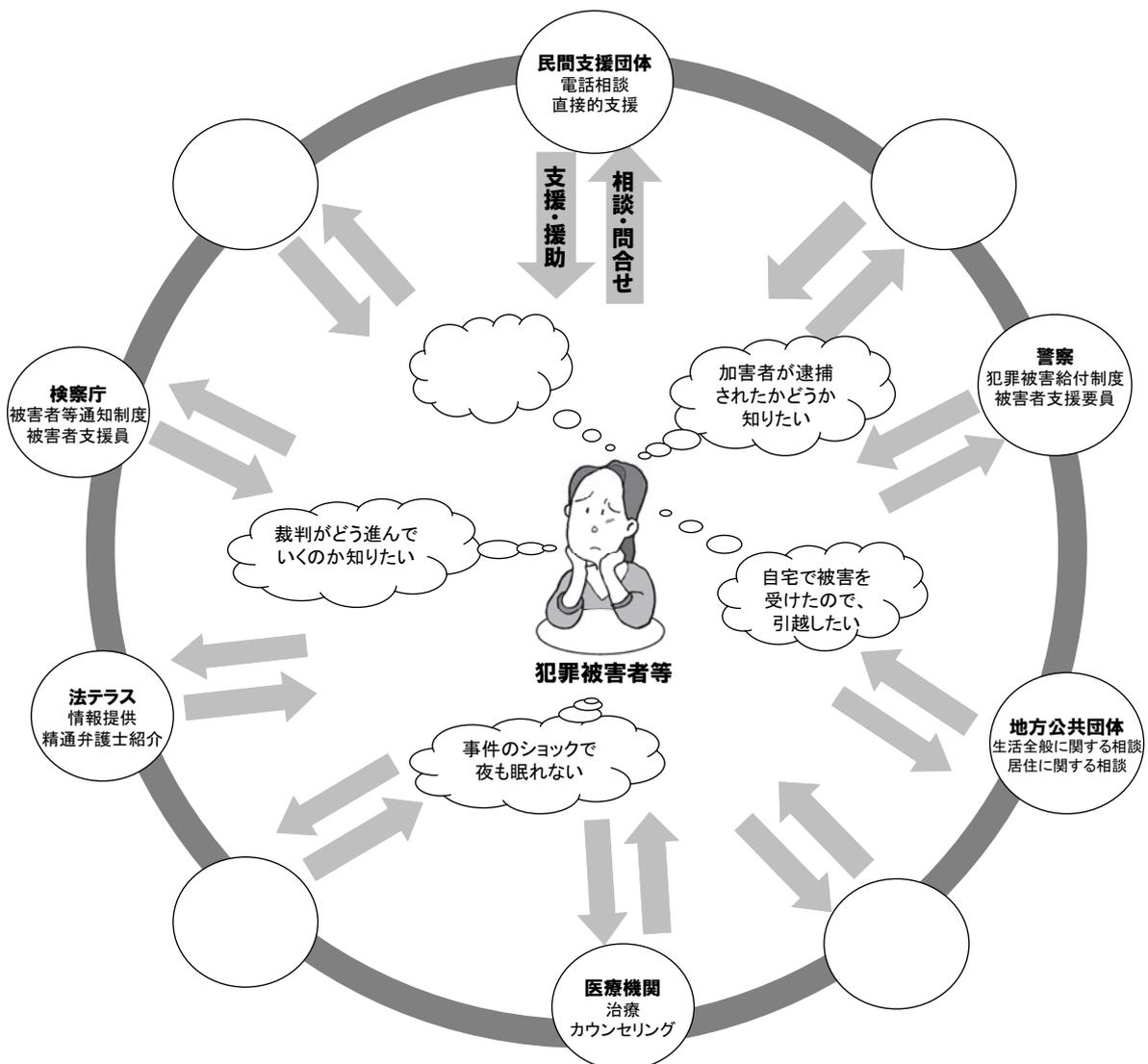
(1) 関係機関・団体の連携の必要性

犯罪被害者等の抱える問題はさまざまであり、ニーズに応じて、他の機関・団体と連携・協働して問題に取り組むことが重要です。

また、犯罪そのものも多様であり、自機関・団体では対応しきれない被害者等が相談に訪れることもあります。そうした場合であっても、より適切な他機関・団体との連携を図ることで、支援につなげていくことが望まれます。

各機関・団体の関わりが、今までの支援経過の延長線上で続いていくような“途切れない支援”が求められています。

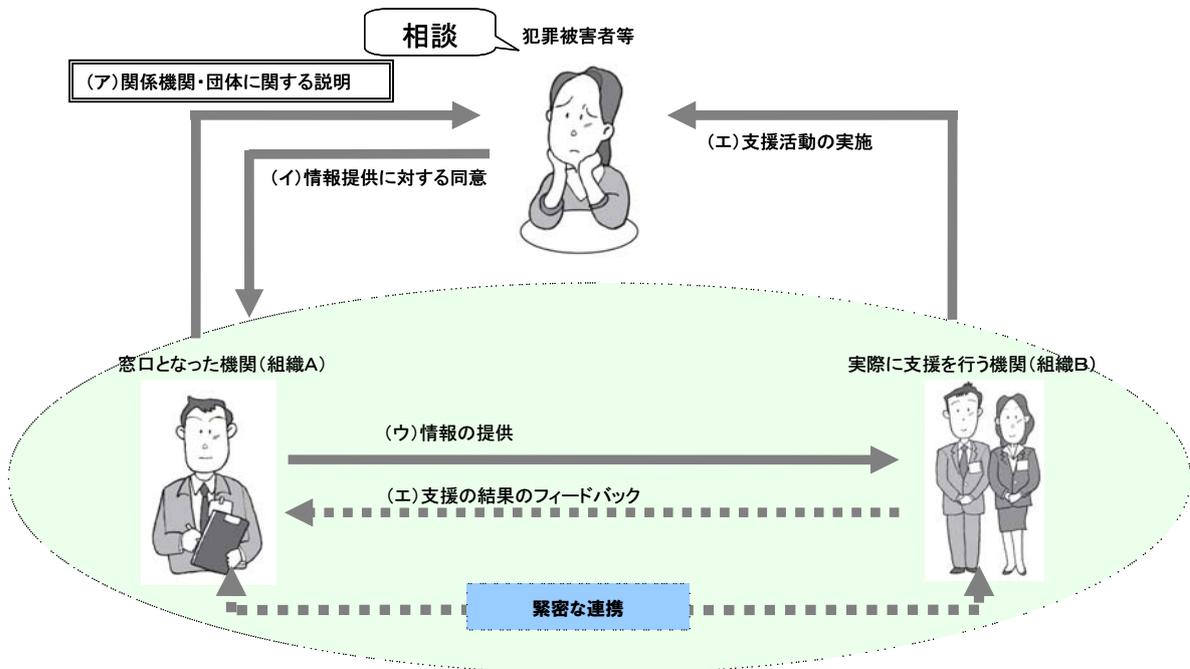
《犯罪被害者等のニーズに対応する「途切れない支援」のための連携図（イメージ）》



(2) 関係機関・団体の連携の実際

① 基本的な連携の流れ

《基本的な連携の流れ フロー図》



(ア) 関係機関・団体に関する説明

犯罪被害者等から相談を受けた機関・団体（組織A）は、相談内容に応じて、対応し得る機関・団体やその支援概要等について説明をします。

《犯罪被害者等に対して最低限伝えるべき情報》

- ・ 組織の概要（組織形態、業務内容）
- ・ 行っている支援の概要（犯罪被害者等に特化した支援か否かを含む）
- ・ 連絡先（名称、住所、電話番号）
- ・ 受付時間

(イ) 犯罪被害者等からの情報提供に対する同意等

犯罪被害者等が、実際に他の機関・団体（組織B）を利用することを決めたら、面接相談の場合には、組織Aから組織Bへの紹介（連絡）を希望するか否か確認します。その際には、事前に連絡をしておくことで、実際に犯罪被害者等が組織Bに相談に行った際に、よりスムーズな対応を受けられること、被害について一から話す負担を軽減できることといった利点を説明します。また、犯罪被害者等から入手した情報については、組織B以外には伝えないこと、組織には守秘義務

があること、情報は支援目的以外には使用しないことを説明します。

犯罪被害者等が、事前連絡を希望したら、以下の項目のうち、組織Bに伝達して良い情報を確認し、伝達について同意を得ます。また、犯罪被害者等と組織Bとの連絡方法（例、犯罪被害者等から組織B（担当者名を伝えることが可能な場合は担当者）に電話をする）について確認し、犯罪被害者等が安心して、確実に組織Bと連絡がとれるよう、配慮することが重要です。

なお、以下の項目は、連携の際に伝達すると有効と考えられる犯罪被害者等の情報について、大まかに整理したものです。これはあくまで例示ですので、無理に聞き出す必要はありません。犯罪被害者等の意思を尊重してください。

《最低限伝えるべき情報》

- ・ 氏名、性別、被害当事者との関係
- ・ 電話番号
- ・ 犯罪等被害の概要
- ・ 希望する支援の内容

《状況に応じて伝えるべき情報》

- ・ 住所
- ・ 生年月日
- ・ 犯罪被害発生日
- ・ 被害の程度、障害の有無
- ・ 紹介元機関・団体で受けた支援の内容
- ・ これまで相談に行った機関・団体と受けた支援内容の履歴

(ウ) 犯罪被害者等に関する情報の提供等

組織Bに連絡をし、犯罪被害者等への支援を行っていくために組織Bでの対応が必要であることを伝え理解を得た上で、犯罪被害者等の同意を得た情報を、組織Bに伝達します。（※伝達については、様式P. 144を活用してください。）

その際、組織Bにおいて、事前に犯罪被害者等に伝えておいてほしい追加情報があれば、組織Aに伝達を依頼します。

犯罪被害者等に対し、情報の伝達を行ったことを伝え、組織Bに関する追加情報があれば、それを伝えます。

また、組織Bにおいて、犯罪被害者等の状況を正確に把握するため、あらためて詳細な説明が求められる場合があることを説明します。さらに、組織Bにおいて、支援が受けられない可能性も考えられますので、組織Bでの支援について確

約するような説明は避けてください。また、犯罪被害者等が組織Bに望んでいた支援と異なる時には、組織Aに再度相談できることを伝えます。

(エ) 支援活動の実施

組織Bでは、組織Aからの情報を参考にし、犯罪被害者等に対応します。また、必要に応じて、対応結果について、組織Aにフィードバックをします。

(オ) より緊密な連携

問題が複雑な場合には、関係機関・団体の担当者が集まり、共に支援を行うことが重要です。たとえば、犯罪被害者等の状況に応じて、組織Aの支援者が犯罪被害者等と組織Bに直接出向き、対面で情報提供と役割分担あるいは引継ぎを行うことが考えられます。

また、中長期的にチームで対応していく場合には、定期的にカンファレンスを開くなどし、犯罪被害者等の状況や今後の見通し等について、個人情報取扱に注意した上で情報を共有し、検討しておくことも有効です。特に、各機関・団体がいつまで支援を継続できるかはしばしば問題になります。「途切れない支援」を行うためには、短期及び中長期的な視点を組み込んだ支援計画を立てることが重要です。

関係機関・団体においては、犯罪被害者等のための支援であることを常に念頭におき、犯罪被害者等を中心とした支援体制になるように心掛ける必要があります。専門家・支援者が良かれと思って一方的に支援を進めることがないように留意してください。

②連携の際の留意点

(ア) 相互理解・信頼関係構築の必要性

関係機関・団体においては、まずは、互いの支援内容、活動目的等を理解し合うことが重要です。互いの役割をよく理解していないと、相談内容に応じた適切な機関・団体を選択できないばかりでなく、連携の目的について共通理解が得られず、連携が容易に進まない、といったことにもなりかねません。

日頃から、事例検討や情報交換等を通して、担当者同士が関係を密にしておくことが重要です。

(イ) 犯罪被害者等の心情への配慮

自機関・団体に、相談内容に適した事業がなく、他機関・団体を紹介する場合には、その旨を丁寧に説明し、犯罪被害者等が「たらい回しにされた」と感じるようなことがないように努めてください。「たらい回しにされた」というような印象を与えることは、犯罪被害者等の心を傷つける上に、自機関への信頼を損ねることに繋がります。場合によっては、犯罪被害者等支援の関係機関・団体全体への信頼感を損ね、支援者との関わりを犯罪被害者等が望まなくなる場合もあります。

(ウ) 正確な情報提供

他機関・団体の情報を犯罪被害者等に伝達する場合には、正確な情報を伝えるとともに、支援の詳細は直接相談してみなければわからないことを伝えてください。不用意に曖昧な情報を伝えることは、犯罪被害者等を混乱させたり、期待していた支援を受けることができず、後に落胆させてしまう結果となります。当該被害者等が必要とする支援を自機関・団体で行っていないこと、〇〇機関・団体に尋ねることがよいと思われること、希望があれば、その機関・団体を案内することについて、事務的な印象を与えないよう十分配慮しながら伝えることが重要です。

(エ) 情報管理の徹底

機関・団体同士で犯罪被害者等の個人情報について伝達する際には、必ず犯罪被害者等の同意を得るとともに、口頭の場合には周囲に聞こえないようにする、FAXの場合には誤送信を防ぐため短縮ダイヤル等を利用する、Eメールの場合にはパスワードを付す、被害者等の実名の記載は避けて、アルファベットのイニシャルのみにするなどの工夫をするなどし、絶対に情報が流出することのないように注意してください。不安の強い被害者等の場合は、被害者の目の前で関係機関に電話をかけたり、書簡で情報伝達する際には書類に目を通してもらうなど、当事者が確認し、安心できる手続を踏みましょう。

【別表】被害類型別 支援の流れ

1 生命・身体に被害を受けた場合(殺人、傷害など)

初期 《被害直後の支援》		中期 《安全な生活確保》		長期 《自立生活の促進》	
一般的な刑事手続の流れ					
【警察】 事件発生 → 捜査開始 → 犯人特定 → 検察送致 ・現場臨場 ・事情聴取 ・調書作成 ・証拠収集 ・実況見分 ○逮捕 ○任意出頭 ○身柄付送致 ○書類送致		【警察・検察庁】 勾留請求 → 取調べ → 処分 ・事情聴取 ・調書作成 ・証拠収集 ・実況見分 ○起訴 (公判請求、 ○不起訴 略式命令請求)		【裁判所】 冒頭手続 → 証拠調手続 → 弁論手続 → 判決	
司法関連に係る支援					
【相談】 ○警察 ・警察総合相談電話 ○(公財)奈良県暴力団追放県民センター ・電話・面談等による相談 ・弁護士の紹介 【初期支援】 ○警察 ・犯罪被害者支援要員制度 ・捜査活動や病院への付添 ・自宅等への送迎 ・相談・関係機関紹介等 ・「被害者の手引」配付 【捜査状況等の提供】 ○警察 ・被害者連絡制度	【訪問・連絡活動】 ○警察 ・地域警察官による訪問活動 【公費による支出】 ○警察 ・公費負担制度 ・遺体搬送費用 ・カウンセリング費用 【情報提供】 ○日本司法支援センター(法テラス) ・精通弁護士紹介	【犯罪被害給付制度】 ○警察 ・遺族給付金 ・重傷病給付金 ・障害給付金 【被害者等通知制度】 ○地方検察庁 ・処分・裁判結果、犯人の出所情報等通知 【司法手続き支援】 ○地方検察庁 ・被害者支援員 (法廷案内、事件記録の閲覧等手続補助) 【被害者参加制度】 ○地方検察庁 ・裁判所への申出 ○日本司法支援センター(法テラス) ・弁護士選定手続の補助 ○裁判所 ・訴訟参加	【裁判】 ○裁判所 ・証言等の遮へい物設置 ・証言時のビデオリンク方式 ・意見陳述 ・優先傍聴 ・訴訟記録の閲覧・謄写 【相談】 ○弁護士会(犯罪被害者支援委員会) ・無料法律相談(2回目から有料) 【弁護士費用等立替・資力要件有】 ○日本司法支援センター(法テラス) ・民事法律扶助制度	【保護観察所】 ○保護観察所 ・意見等聴取制度 ・心情等伝達制度 ・加害者に関する情報の通知 ・相談・支援 損害賠償請求	
総合的支援					
○(公社)なら犯罪被害者支援センター ・電話相談・面談相談 ・直接支援(病院、警察、検察庁、裁判所等への付き添い) ・カウンセリング		○(公社)なら犯罪被害者支援センター ・電話相談・面談相談 ・直接支援(病院、警察、検察庁、裁判所等への付き添い) ・カウンセリング		○(公社)なら犯罪被害者支援センター ・電話相談・面談相談 ・直接支援(病院、警察、検察庁、裁判所等への付き添い) ・カウンセリング	
経済的支援					
【貸付け】 ○福祉事務所・市担当窓口 ・母子父子寡婦福祉資金貸付金 ・犯罪被害者等貸付金制度 ・高額療養資金貸付制度 ○社会福祉協議会 ・生活福祉資金 【見舞金】 ○市町村 ・犯罪被害者等見舞金制度 ○(公財)奈良県暴力団追放県民センター ・見舞金制度	【助成】 ○市町村 ・ひとり親家庭等医療費助成 ・特別障害給付金 ・心身障害者医療費助成 ・子ども医療費助成 ・要保護及び準要児童生徒援助費 ・高額療養費の支給	【生活保護】 ○福祉事務所 ・生活保護制度 【各種手当】 ○市町村 ・児童扶養手当 ・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・特別児童扶養手当 【障害者手帳の交付】 ○市町村 ・身体障害者手帳の交付	【遺児への奨学金給付】 ○(公財)犯罪被害者支援基金 ・奨学金等給与事業 ・支援金支給事業 【年金】 ○年金事務所 ・遺族基礎年金 ・遺族厚生年金 ・障害基礎年金 【貸付け】 ○(公財)奈良県暴力団追放県民センター ・損害賠償請求等訴訟費用の貸付け	【職業訓練等に係る給付等】 ○福祉事務所 ・自立支援教育訓練給付金 ・高等職業訓練促進給付金 【就学支援】 ○幼稚園等、学校 ・幼稚園就園奨励費補助 ・特別支援教育修学奨励費	
生活基盤の確保					
【生活支援】 ○保育所 ・一時預かり保育 ○社会福祉協議会 ・日常生活自立支援事業	【死亡届の提出】 ○市町村	【保護施設】 ○県中央子ども家庭相談センター ○県高田子ども家庭相談センター	【職業相談・職業訓練】 ○ハローワーク ○公共職業能力開発施設 ○母子家庭等就業・自立支援センター	【公営住宅】 ○県・市町村 ・優先入居又は要件緩和	
精神的ケア等					
【相談】 ○保健所・保健センター	【カウンセリング】 ○警察本部 ・部内カウンセラーによるカウンセリング	【相談】 ○自助グループ ○社会福祉法人奈良のちの電話協会			

※それぞれの支援により要件等が異なりますので、適用については確認が必要です。
 ※ここでは、主に県など公共の施設において実施、手続き等をしているものを示します。

2 交通事故による被害を受けた場合(人身事故)

初期	中期	長期
《被害直後の支援》	《損害の回復》	《自立生活の促進》
一般的な刑事手続の流れ		
<p>【警察】</p> <p>事件発生→ 捜査開始→ 犯人特定→ 検察送致</p> <p>・現場臨場 ・事情聴取 ・調書作成 ・証拠収集 ・実況見分</p> <p>○逮捕 ○身柄付送致 ○任意出頭 ○書類送致</p>	<p>【警察・検察庁】</p> <p>勾留請求→ 取調→ 処分</p> <p>・事情聴取 ・調書作成 ・証拠収集 ・実況見分</p> <p>○起訴 (公判請求、略式命令請求) ○不起訴</p>	<p>【裁判所】</p> <p>冒頭手続→ 証拠調手続 → 弁論手続 → 判決</p>
司法関連に係る支援		
<p>【相談】</p> <p>○警察 ・警察総合相談電話</p> <p>【初期支援】</p> <p>○警察 ・犯罪被害者支援要員制度 ・捜査活動や病院への付添 ・自宅等への送迎 ・相談・関係機関紹介等 ・「被害者の手引」配付</p> <p>【訪問・連絡活動】</p> <p>○警察 ・地域警察官による訪問活動</p> <p>【公費による支出】</p> <p>○警察 ・公費負担制度 ・遺体搬送費用 ・カウンセリング費用</p> <p>【情報提供】</p> <p>○日本司法支援センター(法テラス) ・精通弁護士紹介</p>	<p>【被害者等通知制度】</p> <p>○地方検察庁 ・処分・裁判結果、犯人の住所等通知</p> <p>【司法手続き支援】</p> <p>○地方検察庁 ・被害者支援員 (法廷案内、事件記録の閲覧等手続補助)</p> <p>【被害者参加制度】</p> <p>○地方検察庁 ・裁判所への申出</p> <p>○日本司法支援センター(法テラス) 【母子生活支援施設】 ・弁護士選定手続の補助 ○福祉事務所</p> <p>【加害者の運転免許の行政処分】</p> <p>○加害者に対する意見聴取期日、行政処分結果等の情報提供</p> <p>【裁判】</p> <p>○裁判所 ・証言等の遮へい物設置 ・証言時のビデオリンク方式 ・意見陳述 ・優先傍聴 ・訴訟記録の閲覧・謄写</p> <p>【保護観察所】</p> <p>○意見等聴取制度 ○心情等伝達制度 ○加害者に関する情報の通知 ○相談・支援</p> <p>【職業相談】</p> <p>○ハローワーク</p> <p>【職業訓練】</p> <p>○公共職業能力開発施設</p>	<p>生活基盤の確保</p> <p>○奈良県交通事故相談所 ○奈良県交通安全活動推進センター</p>
総合的支援		
○(公社)なら犯罪被害者支援センター ・電話相談・面談相談 ・直接支援(病院、警察、検察庁、裁判所等への付き添い) ・カウンセリング	○(公社)なら犯罪被害者支援センター ・電話相談・面談相談 ・直接支援(病院、警察、検察庁、裁判所等への付き添い) ・カウンセリング	○(公社)なら犯罪被害者支援センター ・電話相談・面談相談 ・直接支援(病院、警察、検察庁、裁判所等への付き添い) ・カウンセリング
損害賠償請求		
<p>【相談】</p> <p>○交通事故相談所(県) ○(財)交通事故紛争処理センター ○(一社)日本損害保険協会 ○(財)自賠責保険・共済紛争処理機構 ○(財)日弁連交通事故相談センター</p> <p>【情報提供】</p> <p>○日本司法支援センター(法テラス)</p>	<p>【解決の過程】</p> <p>交通事故 → 示談交渉 → 調停 → 訴訟 → 判決</p> <p>↓ ↓ ↓ ↓ ↓</p> <p>成立 不成立 成立 不調 和解 和解不調</p> <p>↓ ↓ ↓ ↓ ↓</p> <p>示談書 調停調書 和解調書</p> <p>↓ ↓ ↓ ↓ ↓</p> <p>賠償金支払い 賠償 履行</p> <p>【自賠責保険】</p> <p>○交通事故相談所 ○(社)日本損害保険協会</p> <p>【法律相談】</p> <p>○(財)日弁連交通事故相談センター ○(社)日本損害保険協会 ・相談・示談あっせん・審査 ○(財)交通事故紛争処理センター ・法律相談・和解のあっせん</p> <p>【民事法律扶助制度(法律相談・弁護士費用等立替・資力要件有)】</p> <p>○日本司法支援センター(法テラス)</p>	
経済的支援		
<p>【医療費助成】</p> <p>○市町村 ・高額療養費の支給 ・高額療養資金貸付制度</p> <p>【生活資金助成】</p> <p>○市町村 ・遺族基礎年金 ・障害基礎年金 ・特別障害給付金 ・特別障害者手当 ・心身障害者医療費助成</p> <p>【福祉サービスの提供】</p> <p>○市町村 ・身体障害者手帳の交付</p>	<p>【貸付け】</p> <p>○福祉事務所・市担当窓口 ・母子父子寡婦福祉資金貸付金 ○社会福祉協議会 ・生活福祉資金 (緊急小口資金・離職者支援資金等)</p> <p>○(独)自動車事故対策機構 ・交通遺児等貸付 ・後遺障害保険金(共済金)一部立替貸付 ・保障金一部立替貸付 ・不履行判決等貸付</p> <p>【各種手当】</p> <p>○市町村 ・児童扶養手当</p> <p>【奨学金貸付け等】</p> <p>○(公財)交通遺児等育成基金 ・育成基金の支給 ○(公財)交通遺児育英会 ・奨学金の貸与 ○(公財)日本財団 ・まごころ奨学金 ○(公財)犯罪被害者支援基金 ・遺児に対する奨学金給与事業</p>	<p>【給付金】</p> <p>○市町村 ・ひとり親家庭等医療費助成 ○奈良県社会福祉協議会 ・交通遺児奨励金</p> <p>【職業訓練等に係る給付等】</p> <p>○福祉事務所 ・自立支援教育訓練給付金 ・高等職業訓練促進給付金</p>
精神的ケア等		
<p>【相談】</p> <p>○保健所・保健センター</p> <p>【カウンセリング】</p> <p>○警察本部 ・部内カウンセラーによるカウンセリング</p>	<p>【自助グループ】</p> <p>○民間団体</p>	

※それぞれの支援により要件等が異なりますので、適用については確認が必要です。
 ※ここでは、主に県など公共の施設において実施、手続き等をしているものを示します。

3 性犯罪による被害を受けた場合

初期 《身体の安全確保》	中期 《生活の確保》	長期 《自立生活の促進》
一般的な刑事手続の流れ		
<p>【警察】 事件発生・告訴 → 捜査開始 → 犯人特定 → 検察送致</p> <p>・現場臨場 ・事情聴取 ・調書作成 ・証拠収集 ・実況見分</p> <p>○逮捕 ○任意出頭 ○身柄付送致 ○書類送致</p>	<p>【警察・検察庁】 勾留請求 → 取調べ → 処分</p> <p>・事情聴取 ・調書作成 ・証拠収集 ・実況見分</p> <p>○起訴 (公判請求、 略式命令請求) ○不起訴</p>	<p>→ 証拠調手続 → 弁論手続 → 判決</p>
司法関連に係る支援		
<p>【初期支援】</p> <p>○警察 ・犯罪被害者支援要員制度 ・捜査活動や病院への付添 ・自宅等への送迎 ・相談・関係機関紹介等 ・手引の配布</p> <p>【捜査状況等の提供】</p> <p>○警察 ・被害者連絡制度</p> <p>【相談】</p> <p>○警察 ・性犯罪被害相談110番</p>	<p>【訪問・連絡活動】</p> <p>○警察 ・地域警察官による訪問活動</p> <p>【公費による支出】</p> <p>○警察 ・公費負担制度 ・性犯罪被害者の医療費 ・カウンセリング費用 ・一時避難施設宿泊料</p>	<p>【犯罪被害給付制度】</p> <p>○警察 ・重傷病給付金 ・障害給付金</p> <p>【被害者等通知制度】</p> <p>○地方検察庁 ・処分・裁判結果、犯人の処所情報等通知</p> <p>【司法手続き支援】</p> <p>○地方検察庁 ・被害者支援員 (法廷案内、事件記録の閲覧等手続補助)</p> <p>【被害者参加制度】</p> <p>○地方検察庁 ○日本司法支援センター(法テラス) ・裁判所への申出 ・弁護士選定手続の補助</p> <p>損害賠償請求</p> <p>【相談】</p> <p>○弁護士会</p> <p>【民事法律扶助制度(法律相談・弁護士費用等立替・資力要件有)】</p> <p>○日本司法支援センター(法テラス)</p>
総合的支援		
<p>○(公社)なら犯罪被害者支援センター ・電話相談・面談相談 ・直接支援(病院、警察、検察庁、裁判所等への付き添い) ・カウンセリング</p> <p>○奈良県性暴力被害者支援サポートセンター ・電話相談・面接相談 ・警察、病院等への付き添い支援 ・医療費、カウンセリング、法律相談費用の公費負担制度</p>	<p>○(公社)なら犯罪被害者支援センター ・電話相談・面談相談 ・直接支援(病院、警察、検察庁、裁判所等への付き添い) ・カウンセリング</p> <p>○奈良県性暴力被害者支援サポートセンター ・電話相談・面接相談 ・警察、病院等への付き添い支援 ・医療費、カウンセリング、法律相談費用の公費負担制度</p>	<p>○(公社)なら犯罪被害者支援センター ・電話相談・面談相談 ・直接支援(病院、警察、検察庁、裁判所等への付き添い) ・カウンセリング</p> <p>○奈良県性暴力被害者支援サポートセンター ・電話相談・面接相談 ・警察、病院等への付き添い支援 ・医療費、カウンセリング、法律相談費用の公費負担制度</p>
生活基盤の確保		
<p>【一時保護】</p> <p>○県中央子ども家庭相談センター ○県高田子ども家庭相談センター ○福祉事務所</p> <p>【貸付け】</p> <p>○社会福祉協議会 ・生活福祉資金(緊急小口資金)</p>	<p>【保護施設】</p> <p>○福祉事務所 ・母子生活支援施設</p>	<p>【生活保護】</p> <p>○福祉事務所</p> <p>【貸付け】</p> <p>○福祉事務所・市担当窓口 ・母子父子寡婦福祉資金貸付金 ○社会福祉協議会 ・生活福祉資金</p>
【公営住宅】		
<p>○県・市町村 ・優先入居又は要件緩和</p> <p>【職業相談】</p> <p>○ハローワーク ○母子家庭等就業・自立支援センター</p>		
【職業訓練】		
<p>○母子家庭等就業・自立支援センター ○(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 奈良支部奈良職業能力開発促進センター ○公共職業能力開発施設</p>		
精神的ケア等		
<p>【カウンセリング】</p> <p>○警察(部内カウンセラーによるカウンセリング) ○(公社)なら犯罪被害者支援センター ○奈良県性暴力被害者サポートセンター</p>		

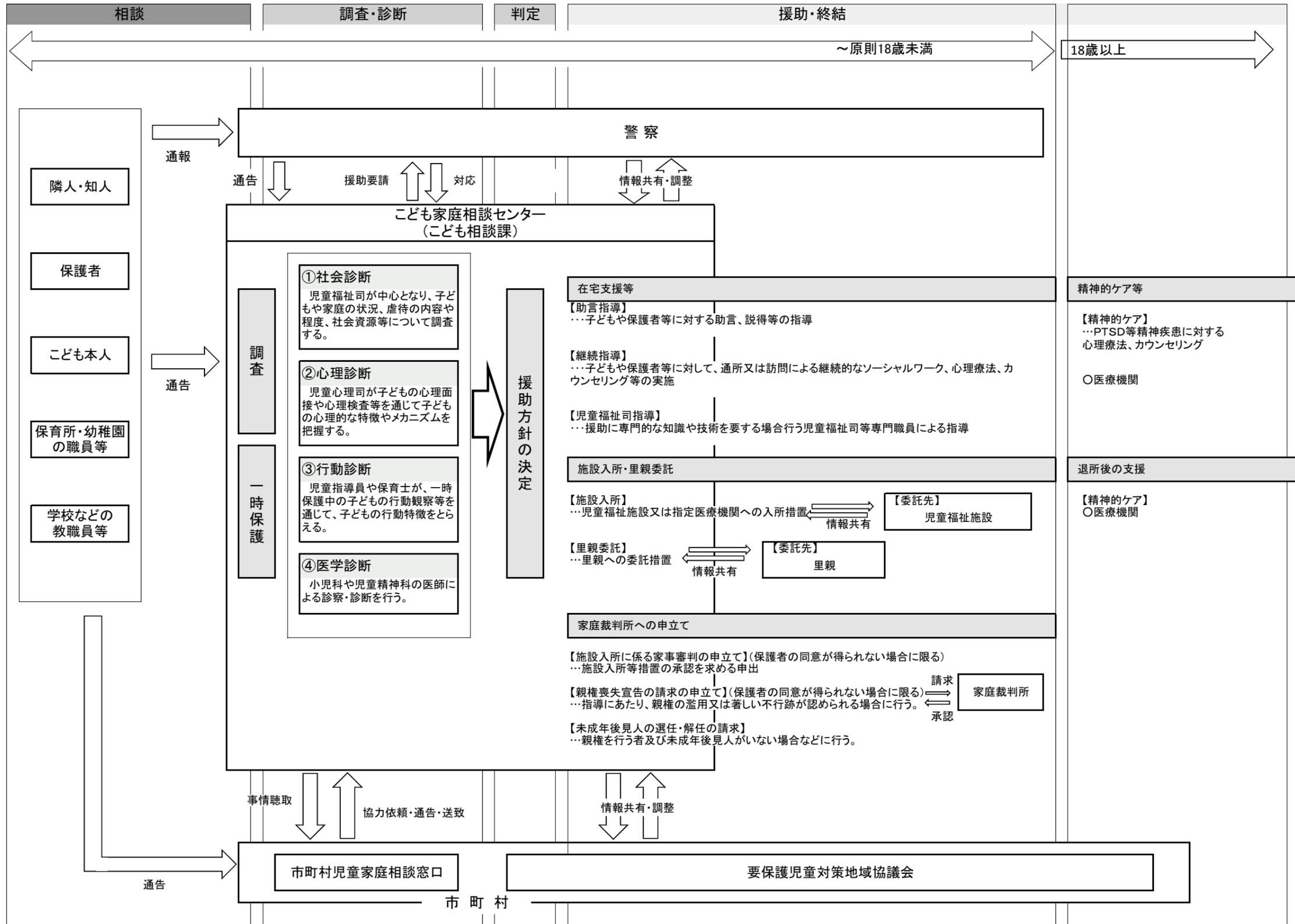
※それぞれの支援により要件等が異なりますので、適用については確認が必要です。
※ここでは、主に県など公共の施設において実施、手続き等を行っているものを示します。

4 DV被害を受けた場合

初期 《身体的安全確保》	中期 《安全な生活確保》	長期 《自立生活の促進》
総合的支援		
<ul style="list-style-type: none"> ○県中央子ども家庭相談センター ○奈良県女性センター ○県高田子ども家庭相談センター ・相談(電話、面接) ・電話相談 ・面談相談 ・法律相談 ・一時保護 ・保護命令申立に関する支援 ・住民基本台帳事務における支援措置申出書、来所相談証明等の証明書の発行 ○(公社)なら犯罪被害者支援センター ・電話相談・面談相談 ・直接支援(病院、警察、検察庁、裁判所等への付き添い) ・カウンセリング 	<ul style="list-style-type: none"> ○県中央子ども家庭相談センター ○奈良県女性センター ○県高田子ども家庭相談センター ・相談(電話、面接) ・電話相談 ・面談相談 ・法律相談 ・一時保護 ・保護命令申立に関する支援 ・住民基本台帳事務における支援措置申出書、来所相談証明等の証明書の発行 ○(公社)なら犯罪被害者支援センター ・電話相談・面談相談 ・直接支援(病院、警察、検察庁、裁判所等への付き添い) ・カウンセリング 	<ul style="list-style-type: none"> ○県中央子ども家庭相談センター ○奈良県女性センター ○県高田子ども家庭相談センター ・相談(電話、面接) ・電話相談 ・面談相談 ・法律相談 ・一時保護 ・保護命令申立に関する支援 ・住民基本台帳事務における支援措置申出書、来所相談証明等の証明書の発行 ○(公社)なら犯罪被害者支援センター ・電話相談・面談相談 ・直接支援(病院、警察、検察庁、裁判所等への付き添い) ・カウンセリング
暴力に対する相談		
<ul style="list-style-type: none"> 【相談】 ○県子ども家庭相談センター ・電話相談、面接相談 ○警察 ・警察総合相談電話 ・警察署生活安全課 ○保健所・保健センター ○福祉事務所 ○法務局 ・女性の人権ホットライン 【法律相談】 ○弁護士会 ○日本司法支援センター(法テラス) ○奈良県女性センター 	経済的支援 <ul style="list-style-type: none"> 【貸付け】 ○社会福祉協議会・市町村 ・生活福祉資金(緊急小口資金・離職者支援資金等【各種手当】) ○市町村 ・児童手当 ・児童扶養手当 ○福祉事務所・市担当窓口 ・母子父子寡婦福祉資金貸付金 【生活保護】 ○福祉事務所 【助成】 ○市町村 ・ひとり親家庭等医療費助成 ・子ども医療費助成 	
加害者からの保護		
<ul style="list-style-type: none"> 【一時保護】 ○県中央子ども家庭相談センター 【一時避難公費負担】 ○警察 ・一時避難施設宿泊料 【保護命令申立に関する支援】 ○警察 ○県中央子ども家庭相談センター ○県高田子ども家庭相談センター 【保護命令・仮処分申立】 ○地方裁判所 【被害防止の援助】 ○警察 【住民票写しの交付等の制限】 ○市町村 	<ul style="list-style-type: none"> 【保護命令違反の場合の捜査】 ○警察 	<ul style="list-style-type: none"> 【職業訓練等に係る給付等】 ○福祉事務所 ・自立支援教育訓練給付金 ・高等職業訓練促進給付金 ・母子・父子自立支援プログラム策定等事業 ○母子家庭等就業・自立支援センター ・母子家庭等就業・自立支援事業
精神的ケア等		
<ul style="list-style-type: none"> 【相談】 ○奈良県女性センター ○保健所・保健センター ○(公社)なら犯罪被害者支援センター 【カウンセリング】 ○警察(部内カウンセラーによるカウンセリング) 	生活基盤の確保 <ul style="list-style-type: none"> 【保護施設】 ○福祉事務所 ・母子生活支援施設 ○市町村 ・高齢者施設 ・障害者施設 【公営住宅】 ○県・市町村 ・優先入居及び要件緩和 【職業相談】 ○ハローワーク ○奈良県女性センター ○母子家庭等就業・自立支援センター 【職業訓練】 ○母子家庭等就業・自立支援センター ○(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 奈良支部奈良職業能力開発促進センター ○公共職業能力開発施設 	
離婚請求		
<ul style="list-style-type: none"> 【相談・弁護士紹介】 ○弁護士会 ○市町村 ○日本司法支援センター(法テラス) 【離婚調停申立】 ○家庭裁判所 【民事法律扶助制度(法律相談・弁護士費用等立替・資力要件有)】 ○日本司法支援センター(法テラス) 	損害賠償請求 <ul style="list-style-type: none"> 【裁判】 ○簡易裁判所、地方裁判所 	

※それぞれの支援により要件等が異なりますので、適用については確認が必要です。
 ※ここでは、主に県など公共の施設において実施、手続き等をしているものを示します。

5 児童虐待を受けた場合



※ 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年五月二十四日法律第八十二号）
（児童虐待の早期発見等）

第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

（児童虐待に係る通告）

4. 各機関・団体における支援業務

<総合的な対応>

- (1) 奈良県 (P. 58)
- (2) 奈良県内市町村 (P. 59)
- (3) 奈良県警察 (P. 72)
- (4) 海上保安庁 (P. 78)
- (5) 法テラス (P. 80)
(日本司法支援センター)
- (6) 公益社団法人なら犯罪被害者支援センター (P. 82)
- (7) 公益財団法人 犯罪被害救援基金 (P. 83)

<医療・福祉>

- (21) 奈良県精神保健福祉センター (P. 103)
- (22) 福祉事務所 (P. 103)
- (23) 保健所 (P. 104)
- (24) 社会福祉協議会 (P. 105)
- (25) 地域包括支援センター (P. 107)
- (26) 医療機関 (P. 107)
- (27) 一般社団法人奈良県臨床心理士会 (P. 108)
- (28) 社会福祉法人奈良県社会福祉士会 (P. 109)
- (29) 公益社団法人日本精神保健福祉士協会 (P. 110)

<司法関連>

- (再掲) 法テラス (P. 80)
- (8) 地方裁判所・簡易裁判所 (P. 84)
- (9) 家庭裁判所 (P. 86)
- (10) 検察庁 (P. 88)
- (11) 弁護士会 (P. 92)
- (12) 司法書士会 (P. 93)

<就労関連>

- (30) 労働局雇用均等室 (P. 111)
- (31) 労働基準監督署 (P. 112)
- (32) ハローワーク (公共職業安定所) (P. 113)
- (33) 総合労働相談コーナー (P. 114)
- (34) 独立行政法人
雇用・能力開発機構奈良センター (P. 115)
- (35) 公共職業能力開発施設 (P. 116)
- (36) 奈良県労働委員会 (P. 117)
- (37) 奈良県雇用政策課 (P. 118)
- (38) 奈良県奈良・高田しごと i センター (P. 119)

<刑事施設・保護観察所等>

- (13) 矯正管区 (P. 94)
- (14) 刑事施設 (P. 95)
- (15) 少年鑑別所 (P. 95)
- (16) 少年院 (P. 96)
- (17) 地方更生保護委員会 (P. 96)
- (18) 保護観察所 (P. 98)

<人権・外国人対応>

- (19) 法務局・地方法務局 (P. 100)
- (20) 外国人在留総合インフォメーションセンター (P. 102)

<女性・子ども>

- (39) 配偶者暴力相談支援センター (P. 120)
(奈良県中央こども家庭相談センター)
- (40) 奈良県女性センター (P. 121)
- (41) 奈良県性暴力被害者サポートセンター(P. 122)
(NARAハート)
- (42) 婦人相談所 (P. 123)
(奈良県中央こども家庭相談センター)
- (43) 児童相談所(P. 124)
(奈良県こども家庭相談センター)
- (44) 児童家庭支援センター (P. 125)
- (45) 乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設 (P. 126)
- (46) 母子生活支援施設 (P. 126)
- (47) 母子家庭等就業・自立支援センター (P. 127)
(奈良県母子・スマイルセンター)
- (48) ファミリー・サポート・センター (P. 128)
- (49) 奈良県児童虐待防止ネットワーク「きずな」 (P. 128)
- (50) 奈良県教育委員会 (P. 124)
- (51) 学校 (P. 129)
- (52) 独立行政法人 日本スポーツ振興センター (P. 130)

<その他>

- (62) 公益財団法人
奈良県暴力団追放県民センター (P. 139)
- (63) 奈良県消費生活センター (P. 140)
- (64) 社会福祉法人 奈良のちの電話協会 (P. 140)
- (65) 自殺防止センター (P. 141)
- (66) 年金事務所 (旧社会保険事務所) (P. 142)
- (67) 全国健康保険協会(奈良支部) (P. 142)
- (68) 税務署 (P. 142)

<交通事件>

- (53) 奈良県交通事故相談所 (P. 131)
- (54) 奈良県交通安全活動推進センター (P. 131)
- (55) 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター (P. 132)
- (56) 公益財団法人 交通事故紛争処理センター (P. 133)
- (57) 一般社団法人 日本損害保険協会 (P. 134)
- (58) 一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構 (P. 135)
- (59) 公益財団法人交通遺児等育成基金 (P. 136)
- (60) 独立行政法人 自動車事故対策機構 (NASVA) (P. 137)
- (61) 公益財団法人 交通遺児育英会 (P. 138)

総合的な対応

(1) 奈良県

(組織の紹介)

犯罪被害者等支援相談窓口を設け、犯罪被害者等への相談業務を行っています。また、国・地方公共団体やその他の関係機関・団体がやっている支援に関する情報提供を行い、犯罪被害者等が必要な支援をスムーズに受けられるよう、関係機関・団体との連絡、調整を行っています。

1 犯罪被害者等支援相談窓口

(支援概要)

犯罪被害者等が犯罪等の被害によって直面している諸問題に関して相談業務を行い、被害者等が求めている支援に対し、関係機関・団体がやっている支援に関する情報提供や助言を行うとともに、円滑な支援のため関係機関・団体との連絡調整を行っています。

(窓口) 奈良県くらし創造部人権施策課内 (県庁2階)

〒630-8501 奈良市登大路町 30

【電話】 0742-27-8726

【受付時間】 平日 8:30～17:15

【交通手段】

近鉄「奈良」 駅下車徒歩 6 分
・「県庁前」バス停下車すぐ

【HP】

http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-1657.htm



2 配偶者等からの暴力被害者、及び犯罪被害者に対する県営住宅への優先入居

(支援概要)

県営住宅の申込枠に、配偶者等からの暴力被害者等を対象とした福祉世帯向け枠を設定しています。

(対象要件)

○配偶者等からの暴力被害者

次のいずれかに該当する世帯。

ア 保護等が終了した日から5年を経過していない人がいる世帯

イ 接近禁止命令又は退去命令がその効力を生じた日から5年を経過していない人がいる世帯(奈良県中央こども家庭相談センター長の証明又はそれに類する証明が必要。)

ウ 保護施設に入居している世帯

総合的な対応

○犯罪被害者

犯罪被害者等で犯罪により従前の住宅に居住することが困難となり、原則、それを客観的に証明できる場合。

3 配偶者等からの暴力被害者に対する県営住宅への申し込み要件の緩和

(支援概要)

通常は県内に居住または勤務していることが必要な県営住宅の申込みについて、配偶者等からの暴力被害者は、この要件が免除されます。

(対象要件)

次のいずれかに該当する世帯。

ア 保護等が終了した日から5年を経過していない人がいる世帯

イ 接近禁止命令又は退去命令がその効力を生じた日から5年を経過していない人がいる世帯(奈良県中央こども家庭相談センター長の証明又はそれに類する証明が必要。)

ウ 保護施設に入居している世帯

(窓口) 奈良県住まいまちづくり課 (県庁分庁舎 6階)

【電話】 0742-27-7539

【受付時間】 平日 8:30～17:15

【HP】 http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-12431.htm

(2) 奈良県内市町村

(組織の紹介)

最も県民に身近な基礎的自治体として犯罪被害者等への支援業務を行っています。

また、国、地方公共団体やその他の関係機関・団体が行っている支援に関する情報提供を行い、犯罪被害者等が必要とする支援をスムーズに受けられるよう、関係機関・団体との連絡、調整を行っています。

(窓口) 市町村犯罪被害者支援担当課 (P. 164)

1 犯罪被害者支援業務

(支援概要)

犯罪被害者等が犯罪等の被害によって直面している諸問題に関して求めている支援に対し、関係機関・団体が行っている支援に関する情報提供や助言を行うと共に、円滑な

支援のため関係機関・団体との連絡調整を行っています。

(窓口) 市町村担当課 (P. 182～194)

2 高額療養費の支給・高額療養費資金貸付制度・限度額適用認定証の交付

(高額療養費の支給)

国民健康保険加入者で、同じ月内に同一保険医療機関に支払った自己負担額が一定の金額を超えた場合、その超えた金額が申請により支給される制度です。

(限度額適用認定証の交付)

国民健康保険加入者が、事前に限度額適用認定証の交付を受けることで、一つの医療機関での支払いが高額療養費の自己負担限度額までの負担で済む制度です。

(高額療養費資金貸付制度)

国民健康保険加入者で、病院の窓口での支払が高額で困難な場合、その支払の一部を貸付する制度です。

(窓口) 市町村担当課 (P. 182～194)

*詳しくは、お住まいの市町村窓口へお問い合わせ下さい。

3 遺族基礎年金

(概要)

国民年金加入中の方または老齢基礎年金の資格期間を満たした方が死亡したとき、死亡した方に生計を維持されていた子のある配偶者、子に支給されます。

(対象要件等)

- 1 被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある方が死亡したとき。ただし、死亡した方について、保険料免除期間を含む納付済期間が加入期間の3分の2以上あること。
- 2 死亡した方によって、生計を維持されていた子のある妻(夫)、または子(子が18歳に到達した年度末になるまで、あるいは1級・2級障害のある子の場合には20歳になるまで)が対象。

(窓口) 市町村担当課 (P. 182～194)

*詳しくは、日本年金機構へお問い合わせ下さい。

4 障害基礎年金

(支援概要)

障害基礎年金は国民年金加入中に病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。

(支給要件等)

- 1 国民年金の被保険者期間中または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満で年金制度に加入していない期間に以下の要件に該当していること。
 - ・障害の原因となった病気やケガについて初めて医師または歯科医師の診察を受け

総合的な対応

た日（これを初診日という）から1年6か月を経過した日またはその期間内に傷病が治った日（症状固定日）に、1、2級の障害の状態にあるとき。

- ・初診日の属する月の前々月までの公的年金加入期間で保険料を納付または免除期間が3分の2以上あること。もしくは直近1年間に未納期間がないこと。

2 初診日が20歳前にある場合は、20歳になったときに1、2級の障害の状態にあること
(窓口) 市町村担当課 (P. 182～194)

*詳しくは、日本年金機構へお問い合わせ下さい。

5 特別障害給付金

(概要)

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情をかんがみ、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が創設されました。

(支給要件等)

国民年金任意加入対象であった平成3年3月31日以前の学生や昭和61年3月以前の厚生年金、共済組合等加入者の配偶者の方で、当時、国民年金に任意加入していなかった期間に障害の原因となった病気やケガについて初めて医師または歯科医師の診察を受けた日（これを初診日という）があり、現在、障害基礎年金1、2級相当の障害の状態にあるとき。（ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限られます。）

(窓口) 市町村担当課 (P. 182～194)

*詳しくは、日本年金機構へお問い合わせ下さい。

6 特別障害者手当

(支援概要・対象要件等)

20歳以上の在宅重度重複障害者で、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に対して、手当を支給します。

(窓口) 市町村担当課 (P. 182～194)

*詳しくは、お住まいの市町村窓口へお問い合わせ下さい。

7 身体障害者手帳の交付

(支援概要)

身体に障害のある方本人又は保護者の申請により、手帳を交付しています。手帳の取得により、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所への入所、通所、居宅介護の給付、補装具の交付・修理・貸与、医療費の助成、日常生活用具の給付・貸与、公共施設（県）の使用料等の免除、NHK受信料の減免、携帯電話料金の割引、運賃の割引などのサービスが障害の程度に応じて受けられます。

(対象要件等)

視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、肝臓機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に永続する障害がある方

(窓口) 市町村担当課 (P. 182～194)

* 支援の内容及び対象要件は市町村によって異なります。

詳しくは、お住まいの市町村窓口へお問い合わせ下さい。

8 精神障害者保健福祉手帳の交付

(支援概要)

精神疾患を有する方に、本人の申請により手帳を交付しています。手帳の取得により、各種税の減免及び控除、公共施設(県)の使用料等の減免、精神障がい者医療費助成制度(1・2級)、NHKの受信料の減免、奈良交通・エヌシーバスの運賃割引、などが受けられます。

(対象要件等)

統合失調症、そううつ病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質精神病及びその他の精神疾患により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約があると認められた方

(窓口) 市町村担当課 (P. 182～194)

* 支援の内容及び対象要件は市町村によって異なります。

詳しくは、お住まいの市町村窓口へお問い合わせ下さい。

9 診断書料の補助

身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付申請等に必要な医師の診断書を取得するための費用の一部を補助します。補助額はその費用の2分の1です。

※補助額以外の経費は有料です。

(対象案件等)

- ・奈良県内市町村に居住地を有する方
- ・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けようとする方

(窓口) 市町村担当課 (P. 182～194) *実施市町村が限られています。

*詳しくは、お住まいの市町村窓口へお問い合わせ下さい。

10 自立支援医療費支給制度

(支援概要・対象要件等)

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

精神通院(精神疾患があり通院による精神医療が継続的に必要な程度の方)、育成医療(身体上の障害・疾患があり手術等が必要な18歳未満の児童)、更生医療(身体障害

総合的な対応

者手帳を持っており障害を回復・改善するために必要な医療を要する18歳以上の方にかかる費用の自己負担額上限額が原則として1割になります。ただし、所得に応じて負担上限額があります。

(窓口) 市町村担当課 (P. 182~194)

*詳しくは、お住まいの市町村窓口へお問い合わせ下さい。

ただし、育成医療については管轄の保健所 (P. 168 参照) にお問い合わせ下さい。

11 心身障害者医療費助成・重度心身障害老人等医療費助成

(支援概要)

心身障害のある方が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の助成を受けることができます。ただし、一部自己負担があります。

(対象要件等) 所得額により、支給できない場合があります。

- ・身体障害者手帳の1級~2級または療育手帳A保持者
 - ※個々の障害が3級以下であるが、総合級で1級~2級であれば対象要件を満たす。
- ・年齢1歳以上

(窓口) 市町村担当課 (P. 182~194)

*支援の内容及び対象要件は市町村によって異なります。

詳しくは、お住まいの市町村窓口へお問い合わせ下さい。

(参考) 奈良県福祉医療部医療・介護保険局医療保険課HP :

http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-1978.htm

12 精神障害者医療費助成 (一般・後期高齢者)

(支援概要)

精神障害のある方が医療保険による診察を受けた場合、その自己負担額の助成を受けることができます。ただし、一部自己負担があります。

(対象要件等)

- ・精神障害者保健福祉手帳の1級もしくは2級

(窓口) 市町村担当課 (P. 182~194)

*詳しくは、お住まいの市町村窓口へお問い合わせ下さい。

(参考) 奈良県福祉医療部疾病対策課HP :

<http://www.pref.nara.jp/1652.htm>

13 精神障害者医療費助成 (精神通院)

(支援概要)

自立支援医療 (精神通院医療) を利用して医療保険による診察を受けた場合、その自己負担額の助成を受けることができます。ただし、一部自己負担があります。

(対象要件等) ・所得額により、支給できない場合があります。

- ・自立支援医療 (精神通院医療) の受給者

※ただし、社会保険各法の被保険者（本人）は対象外です。

(窓口) 市町村担当課 (P. 182～194)

*支援の内容及び対象要件は市町村によって異なります。

詳しくは、お住まいの市町村窓口へお問い合わせ下さい。

(参考) 奈良県福祉医療部疾病対策課HP :

<http://www.pref.nara.jp/1652.htm>

14 子ども医療費助成

(支援概要)

小学校就学前の乳幼児（0歳）～小・中学校までの児童（義務教育）が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の助成を受けることができます。

ただし、一部自己負担があります。

(対象要件等) ・いずれの学年も対象学年が終了する3月31日まで

市町村によって、対象学年等が異なります。

(1) 中学3年まで（奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、山添村、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、御杖村、高取町、上牧町、黒滝村、天川村、下北山村）

(2) 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（吉野町、野迫川村、平群町）

(窓口) 市町村担当課 (P. 182～194)

*支援の内容及び対象要件は市町村によって異なります。

詳しくは、お住まいの市町村窓口へお問い合わせ下さい。

(参考) 奈良県福祉医療部医療・介護保険局医療保険課HP :

http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-1646.htm

15 ひとり親家庭等医療費助成

(支援概要・対象要件等)

配偶者のない父・母などで18歳未満の児童を養育している人とその児童等が、医療保険による診療を受けた場合、その自己負担相当額の助成を受けることができます。

ただし、一部自己負担があります。

※所得額により、支給できない場合があります。

(窓口) 市町村担当課 (P. 182～194)

*支援の内容及び対象要件は市町村によって異なります。

詳しくは、お住まいの市町村窓口へお問い合わせ下さい。

(参考) 奈良県福祉医療部医療・介護保険局医療保険課

HP : http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-1646.htm

総合的な対応

16 母子父子寡婦福祉資金貸付金

(支援概要)

母子家庭、父子家庭や寡婦の方と面談相談の上、真に必要とされる場合に低金利または無利子で各種資金を貸付し、生活の安定と経済的自立を助け、あわせて児童の健やかな成長を図ることを目的としています。

(対象要件等)

・配偶者のいない（死別、離婚、生死不明、法令による拘禁（長期）、労働能力喪失、未婚の母等）女子（男子）で20歳未満の児童を扶養している方
(窓口) 住所を管轄する福祉事務所 (P. 167 参照)

(参考) 奈良県福祉医療部子ども・女性局子ども家庭課家庭福祉係 HP :

http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid=12062.htm

17 高等職業訓練促進給付金事業

(支援概要)

母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師等、経済的自立に効果的な資格を取得するため、1年以上養成機関で修業する場合に、修学期間の一定期間（上限3年）について、毎月一定額支給する事業です。

また、入学前に御相談があれば養成機関の修了後に入学時の費用の一部を負担する「修了支援給付金」が支給されます。※申請には必ず事前相談が必要です。

(対象要件等)

以下の要件にすべて該当する方

- ①児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得水準にあること
- ②養成機関のカリキュラムが1年以上あり、対象資格の取得が見込まれるもの
- ③仕事又は育児と養成機関への通学との両立が困難であると認められるもの
- ④求職者支援制度における職業訓練受講給付金や雇用保険法第24条に定める訓練延長給付及び雇用保険法附則第11条の2に定める教育訓練給付金等、高等職業訓練促進給付金と趣旨を同じくする給付を受けていないこと

(窓口) 住所を管轄する福祉事務所 (P. 167 参照)

(参考) 奈良県福祉医療部子ども・女性局子ども家庭課家庭福祉係 HP :

http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid=12062.htm

18 自立支援教育訓練給付金事業

(概要)

母子家庭の母、父子家庭の父が、就職するために有利な教育訓練を受講する場合、受講料の一部が給付されます。申請には必ず受講前に、事前相談が必要です。

(対象講座)

- ①雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定
- ②その他（知事、福祉事務所設置市村の長が対象とする講座）

(受給資格)

- ①児童扶養手当の受給者か、これと同等の所得水準であること
- ②当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であること

※雇用保険法に規定する教育訓練給付金の受給資格のある方も、差額が支給されます。

(窓口) 住所を管轄する福祉事務所 (P. 167 参照)

(参考) 奈良県福祉医療部こども・女性局こども家庭課家庭福祉係 HP :

http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid=12062.htm

19 母子(父子)家庭等就業・自立支援事業

(支援概要)

母子家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供します。

また、養育費に関する相談、ひとり親のための弁護士相談も実施しています。

(対象要件等)

- ・母子(父子)家庭等(夫(妻)の暴力により母(父)と子で避難をしている事例等で、婚姻の実態は失われているが、止むを得ない事情により離婚の届け出を行っていない者等を含む。)

(窓口) 奈良県母子家庭等就業・自立支援センター (P. 127 参照)

20 母子・父子自立支援プログラム策定等事業

(支援概要)

福祉事務所等において、自立が見込まれる支援対象者の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや母子(父子)家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、きめ細やかな就業支援等を行います。

(対象要件等)

- ・原則、児童扶養手当受給者とし、児童扶養手当受給者のうち生活保護受給者については対象外としています。

(窓口) 奈良県母子家庭等就業・自立支援センター (P. 127 参照)

21 交通遺児見舞金・就学援助金

(支援概要)

市内在住の18歳未満の者が、交通事故等により父母の一方又は両方を亡くした際には見舞金を、また小学校、中学校、高等学校等に入学するごとに、就学援助金を支給します。

(対象要件等)

- (1) 市町村内に住所がある。
- (2) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 父又は母が交通遺児を伴って再婚(事実婚を含む)していないこと。
 - イ 養子縁組により両親が揃っていないこと。

(窓口) 市町村担当課 (P. 182~194)

*詳しくは、お住まいの市町村窓口へお問い合わせ下さい。

総合的な対応

22 遺児手当

(支援概要)

父母の一方または両方が死亡した児童の健全な育成及び福祉の増進を図ることを目的として支給します。

(対象要件等)

(1) 市町村内に1年以上住所があるもの

(2) 父母の一方又は両方が死亡又はそれと同様の状態が、満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるもの

(窓口) 市町村担当課 (P. 182～194) ※実施市町村が限られています。

*詳しくは、お住まいの市町村窓口へお問い合わせ下さい。

23 児童手当

(支援概要)

以下の対象要件等に該当する児童を養育する者に対して、一定額を支給します。

(対象要件等)

- ・国内市町村に住所があり、中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方。ただし、請求者の前年(1月から5月までの月分の手当については前々年)の所得が一定額以上ある場合は、支給制限がある。

(窓口) 市町村担当課 (P. 182～194)

*詳しくは、お住まいの市町村窓口へお問い合わせ下さい。

24 児童扶養手当

(支援概要)

以下の対象要件等に該当する児童を監護し、かつ生計を同じくする母(父)又は養育する者に対して、一定額を支給します。

(対象要件等)

奈良県内に居住地を有し、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあり(20歳未満で政令で定める程度の障害を有する児童を含む)、次のいずれかの状態にある児童を監護する父母又は養育する者

- ① 父母が婚姻を解消(離婚等)した児童
- ② 父(母)が死亡した児童
- ③ 父(母)が政令で定める程度の障害の状態にある児童
- ④ 父(母)の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父(母)から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父(母)が配偶者から暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条第1項の規定による命令(保護命令)を受けた児童
- ⑦ 父(母)が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 婚姻によらないで生まれた児童 など

ただし、様々な支給制限があります。
(窓口) 市町村担当課 (P. 182~194)
*詳しくは、お住まいの市町村窓口へお問い合わせ下さい。

25 障害児福祉手当

(支援概要・対象要件等)
20歳未満の在宅重度障害児で、日常生活において常時介護を必要とする方に対して、手当を支給します。
(窓口) 市町村担当課 (P. 182~194)
*詳しくは、お住まいの市町村窓口へお問い合わせ下さい。

26 特別児童扶養手当

(支援概要・対象要件等)
精神又は身体に重度又は中程度以上の障害を有する20歳未満の児童を家庭で監護、養育している父母等に対し、手当を支給します。(※支給制限あり)
(窓口) 市町村担当課 (P. 182~194)
*詳しくは、お住まいの市町村窓口へお問い合わせ下さい。

27 就学援助費 (要保護及び準要保護児童生徒援助費)

(支援概要)
経済的理由によって、就学困難と認められる児童・生徒又は入学予定者の保護者に対して、学用品費・給食費等を援助します。
(対象要件等)
・当該奈良県内に住所を有し、市町村が設置した小学校又は中学校に在籍する児童・生徒の保護者で、生活保護受給者又はそれに準じる保護者と認定される方
(窓口) 市町村担当課 (P. 182~194)
*詳しくは、お住まいの市町村窓口へお問い合わせ下さい。

28 幼稚園就園奨励費補助

(支援概要)
当該市町村に住所を有し、「子ども・子育て支援新制度」に移行していない私立幼稚園に就園する幼児の保護者に、所得状況に応じて入園料や保育料を補助します。
(窓口) 市町村担当課 (P. 182~194)
*詳しくは、お住まいの市町村窓口へお問い合わせ下さい。

29 特別支援教育就学奨励費

(支援概要)
当該市町村の区域内の公立の小学校又は中学校の特別支援学級に就学する児童・生徒

総合的な対応

の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のため必要な経費を補助します。

(窓口) 市町村担当課 (P. 182～194)

*詳しくは、お住まいの市町村窓口へお問い合わせ下さい。

30 幼稚園・保育園・認定こども園の保育料減免制度

(支援概要)

一定の事由に該当するときに保育料の減免が受けられることがあります。詳しくは、お住まいの市町村窓口にお問い合わせください。

(窓口) 市町村担当課 (P. 182～194) *実施市町村が限られております。

31 一時預かり保育

(支援概要)

保護者の仕事・疾病・入院・看護・出産・リフレッシュなど家庭で保育が困難な時、緊急、一時的に児童を預かります。

※利用料金が必要です。

(対象要件等)

- (1) 保護者の就労状況等により、家庭における保育が断続的に困難となり、一時的に保育が必要となる児童
- (2) 保護者の傷病、入院等により緊急又は一時的に保育が必要となり児童
- (3) 保護者の育児に伴う心理的又は肉体的負担を解消するため、一時的に保育が必要となる児童

(窓口) 一時預かり保育を実施している保育所・認定こども園 (P. 178～181 参照)

32 子育て短期支援(ショートステイ)事業

(支援概要)

保護者が疾病、育児疲れその他の身体上もしくは精神上の理由により家庭において児童を養護することが一時的に困難になった場合、一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童福祉施設等において一時的に養育・保護を行っています。

※利用料を負担していただきます。

(対象要件等)

以下の事由に該当する家庭の児童、母子等

- ・児童の保護者の疾病
- ・育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神上の事由
- ・出産、看病、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由
- ・冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由
- ・経済的問題等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合

(窓口) 市町村担当課 (P. 182～194) *実施市町村が限られています。

33 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

（支援概要）

保護者が仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合、その他の緊急の場合に、その児童を児童福祉施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行います。※利用料は自己負担。

（対象要件等）

保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童
（窓口）市町村担当課（P. 182～194） *実施市町村が限られています。

34 配偶者からの暴力被害者の公営住宅への優先入居

（支援概要）

配偶者からの暴力被害者は公営住宅に優先的に入居できる場合があります。

（窓口）市町村担当課（P. 182～194） *実施市町村が限られています。

35 配偶者からの暴力被害者の公営住宅への一時入居

（支援概要）

配偶者からの暴力により従前の住宅に居住することが困難となった被害者等が住宅に困窮する場合に、提供可能住戸があるときに限り、公募によらないで公営住宅へ一時避難先として目的外使用を行うことができる場合があります。

（窓口）市町村担当課（P. 182～194） *実施市町村が限られています。

36 犯罪被害者等の公営住宅への優先入居

（支援概要）

犯罪により従前の住宅に居住することが困難となった犯罪被害者等（配偶者からの暴力被害者等を除く。）は公営住宅に優先的に入居できる場合があります。

（窓口）市町村担当課（P. 182～194） *実施市町村が限られています。

37 犯罪被害者等の公営住宅への一時入居

（支援概要）

犯罪により従前の住宅に居住することが困難となった犯罪被害者等（配偶者からの暴力被害者等を除く。）が住宅に困窮する場合に、提供可能住戸があるときに限り、公募によらないで公営住宅へ一時避難先として目的外使用を行うことができます。

（窓口）市町村担当課（P. 182～194） *実施市町村が限られています。

総合的な対応

38 無料法律相談

(支援概要)

経済的問題で法律相談ができないということのないよう、法律問題全般について、弁護士が無料の法律相談を行っています。

(窓口) 市町村担当課 (P. 182～194) *実施市町村が限られています。

39 住民票写しの交付等の制限

(支援概要)

配偶者からの暴力やストーカーから逃れて新しい居住地に住民票を異動させる必要がある場合、被害者は、住民票や戸籍の附票などの居所を探されるおそれがある書類を加害者が請求しても、市町村長が交付をしないように、「住民基本台帳事務における支援措置申出書」を提出することができます。なお、提出を受けた市町村長は、警察、配偶者暴力相談支援センター等の意見を聴くなどし、措置の必要性について確認します。

(対象要件等)

- ・当該市町村の住民基本台帳に記載されている方、又は戸籍の附票に記載されている方
- ・配偶者からの暴力、ストーカー行為等の被害者であり、暴力により生命または身体に危害を受けるおそれや反復してつきまとい等を受けるおそれのある方で、警察に被害届（相談を含む）を提出している方、又は提出を考えている方

(窓口) 市町村担当課 (P. 182～194)

40 犯罪被害者傷害見舞金の給付

(支援概要)

犯罪等により、重症病を負った犯罪被害者本人に対して見舞金を給付します。

(窓口) 市町村担当課 (P. 182～194)

*実施市町村が限られています。また、市町村によって、支給対象者の制限や支給額が設けられています。詳しくは、窓口にお問合せ下さい。

41 犯罪被害者遺族見舞金の給付

(支援概要)

犯罪等により、被害者が死亡した場合、遺族に対して見舞金を給付します。

(窓口) 市町村担当課 (P. 182～194)

*実施市町村が限られています。また、市町村によって、支給対象者の制限や支給額が設けられています。詳しくは、窓口にお問合せ下さい。

42 貸付金制度

(支援概要)

犯罪等により、生活費や医療費その他緊急で一時的な資金を必要とする場合、貸付金制度が利用できる場合があります。

(窓口) 市町村担当課 (P. 182～194)

*実施市町村が限られています。また、市町村によって、支給対象者の制限や貸付金の上限が設けられています。詳しくは、窓口にお問合せ下さい。

(3) 奈良県警察

(組織の紹介)

公的機関として被害の届出を最初に受け取ることが多く、また、被疑者の検挙、被害の回復・軽減、再発防止等の面で犯罪被害者等と最も密接に関わり、犯罪被害者等を保護する役割を担う機関です。

1 被害者の手引の作成・配布

(支援概要)

刑事手続の概要、捜査へのご協力のお願ひ、犯罪被害者等が利用できる制度、各種相談機関・窓口についてわかりやすく記載したパンフレット「被害者の手引」を作成・配布しています。

(対象要件等)

- ・殺人、傷害、性犯罪等の身体犯の被害者又はその遺族
- ・ひき逃げ事件や交通死亡事故などの重大な交通事故事件の被害者又はその遺族

(窓口) 奈良県警察本部県民サービス課 0742-23-0110(代)

警察署事件・事故担当課 (警察署一覧 P. 165～166)

2 被害者連絡制度

(支援概要)

刑事手続及び犯罪被害者等のための制度、被疑者検挙までの捜査状況、被疑者の検挙状況、逮捕被疑者の処分状況について、事件を担当する捜査員が連絡をします。

(対象要件等)

- ・殺人、傷害、性犯罪等の身体犯の被害者又はその遺族
- ・ひき逃げ事件や交通死亡事故などの重大な交通事故事件の被害者又はその遺族

(窓口) 奈良県警察本部県民サービス課 0742-23-0110(代)

警察署事件・事故担当課 (警察署一覧 P. 165～166)

総合的な対応

3 地域警察官による被害者訪問・連絡活動

(支援概要)

犯罪被害者等の再被害を予防し、その不安感を解消するため、犯罪被害者等の要望に基づき訪問・連絡活動を実施しています。また、被害の態様等によっては、必要に応じて、パトロールを行います。

(対象要件等)

- ・殺人、傷害、性犯罪等の身体犯の被害者又はその遺族
- ・ひき逃げ事件や交通事故事故などの重大な交通事故事件の被害者又はその遺族

(窓口) 警察署事件・事故担当課 (警察署一覧 P. 165～166)

4 各種相談窓口

(支援概要)

住民からの各種要望及び相談に応じる窓口として、警察本部に「ナポくん相談コーナー」を設置しています。

また、このような総合的な相談に加え、犯罪被害者等のニーズに応じて、性犯罪や被害少年等個別の相談窓口を設けています。

(窓口)

警察総合相談電話【ナポくん相談コーナー】

(プッシュ式)	# (シャープ) 9110	終日
(ダイヤル式)	0742-23-1108	終日
(FAXでの相談)	0742-24-0874	終日
性犯罪被害相談 110 番	0742-24-4110	平日 8:30～17:15
ヤングいじめ 110 番		
(少年サポートセンター)	0742-22-0110	終日
(中南和少年サポートセンター)	0744-34-0110	終日
悪質商法 110 番	0742-24-9441	終日
暴力 110 番	0742-25-0110	終日
薬物被害に関する相談	0742-33-1818	終日
終日 (平日 17:15～8:30 及び土日祝は当直員が担当)		

5 カウンセリング

(支援概要)

犯罪により大きな精神的被害を受けた犯罪被害者等に対し、精神的被害を軽減するため、精神科医や民間のカウンセラーとの連携などにより、犯罪被害者等のための相談・カウンセリングを実施しています。

(窓口) 奈良県警察本部県民サービス課 0742-23-0110(代)

警察署警務課 (警察署一覧 P. 165～166)

6 犯罪被害給付制度

(支援概要)

通り魔殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族や重傷病又は障害を負わされた犯罪被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が一時金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ります。

犯罪被害者等給付金には、次の3種類があります。

- ・「遺族給付金」…犯罪被害者の遺族に対して、犯罪被害者の年令や勤労による収入額等に基づいて算定した額を支給
- ・「重傷病給付金」…重大な障害又は疾病を負った犯罪被害者に対して、保険診療による自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合算額を支給
- ・「障害給付金」…障害等級1級～14級の障害が残った犯罪被害者に対して、年令や勤労による収入額等に基づいて算定した額を支給

(対象要件等)

- ・亡くなられた犯罪被害者の第一順位遺族
- ・重傷病（加療1月以上かつ入院3日以上を要する負傷又は疾病（PTSD等の精神疾患については、加療1月以上かつその症状の程度が3日以上労務に服することができない程度の疾病）を負った犯罪被害者本人
- ・障害等級第1級～14級の障害が残った犯罪被害者本人

※ただし、他の公的給付や損害賠償を受けた場合などについては、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。

(申請先) 申請者の住所地を管轄する都道府県公安委員会

(窓口) 奈良県警察本部県民サービス課 0742-23-0110(代)

警察署警務課（警察署一覧P.165～166）

7 再被害防止

(支援概要)

犯罪被害者等が再び同じ加害者から生命又は身体に関する犯罪被害を受けることを防止するため、警戒措置、情報収集、自主警戒指導等の措置を実施しています。

(対象要件等)

再被害のおそれが大きく、組織的・継続的な再被害防止措置を講ずる必要がある犯罪被害者等。

(窓口) 奈良県警察本部県民サービス課 0742-23-0110(代)

警察署事件担当課（警察署一覧P.165～166）

8 性犯罪被害者への支援

(支援概要)

女性警察官による捜査、性犯罪被害相談窓口の設置、証拠採取における配慮、緊急避

総合的な対応

妊等の経費負担（初診料、診断書料、緊急避妊費用等）、県下7交番（近鉄奈良駅前交番・西大寺交番・白庭台交番・天理総合駅前交番・近鉄八木駅前交番・近鉄高田駅前交番・五位堂交番）に女性のための安全相談所の設置を行っています。

緊急避妊等の経費については、警察に届け出た後受診すると、公費で直接医療機関に支払われますが、届出の前に受診した場合には、公費負担できないことがあります。

なお、治療費や投薬料は個人の負担となります。

(窓口) 奈良県警察本部県民サービス課 0742-23-0110(代)

警察署事件担当課（警察署一覧P.165～166）

9 被害少年への支援

(支援概要)

被害少年の精神的ダメージを軽減し、その立ち直りを支援するため、少年相談窓口を設置し、専門職員等による助言・指導やカウンセリングによる支援等を行っています。

(窓口) 奈良県警察本部県民サービス課 0742-23-0110(代)

奈良県警察本部少年課

少年サポートセンター 0742-22-0110

中南和少年サポートセンター 0744-27-4544

警察署被害者支援担当課（警察署一覧P.165～166）

10 子ども虐待への対応

(支援概要)

奈良県子ども家庭相談センター等の関係機関との適切な連携と役割分担の下で、子どもの保護に当たったり、女性警察官、少年警察補導員等による児童のカウンセリング、保護者に対する指導等、虐待が犯罪に当たる場合は適切な事件化に努めています。

(窓口) 奈良県警察本部県民サービス課 0742-23-0110(代)

奈良県警察本部少年課

少年サポートセンター 0742-22-0110

中南和少年サポートセンター 0744-27-4544

警察署被害者支援担当課（警察署一覧P.165～166）

11 暴力団犯罪の被害者への支援

(支援概要)

暴力団犯罪の被害者に対して、暴力団からの報復等のおそれが認められる場合は、被害者に対する警戒活動及び被害を受けるおそれがある関係箇所に保護機材等を設置しての保護活動を行っています。

暴力団犯罪による被害の回復を図るため、被害者からの申出に基づいて、暴力団への連絡や連絡先の教示、被害回復交渉についての助言、被害回復交渉を行う場所としての警察施設の供用などの支援を行っています。

(窓口) 奈良県警察本部組織犯罪対策第二課 0742-23-0110(代)

暴力110番（終日）

0742-25-0110

警察署刑事課（警察署一覧 P. 165～166）（奈良警察署及び橿原警察署は刑事第二課）

12 交通事故被害者への支援

（支援概要）

交通事故被害者等からの相談に応じて、被害者支援・救済制度、警察での交通事故事件捜査の基本的な手続き等の説明や各種相談窓口・被害者支援組織・カウンセリング機関の紹介等を行っています。

（窓口）奈良県警察本部交通指導課 0742-23-0110(代)

警察署交通捜査係（警察署一覧 P. 165～166）

13 配偶者からの暴力事案に対する対応

（支援概要）

配偶者からの暴力被害の発生を防止するための措置を講じるとともに、被害者に対して助言、指導を行い、加害者に対しても必要な助言、警告を行っています。

（窓口）奈良県警察本部人身安全対策課 0742-23-0110(代)

警察署生活安全課（警察署一覧 P. 165～166）

14 ストーカー事案に対する対応

（支援概要）

つきまとい等に対する警告、禁止命令等の行政上の措置、ストーカー行為に対する捜査及び被害者が自ら被害を防止するための援助措置等を行っています。

（窓口）奈良県警察本部人身安全対策課 0742-23-0110(代)

警察署生活安全課（警察署一覧 P. 165～166）

総合的な対応

15 各種公費負担制度

- ・捜査に必要な診断書料
- ・医療費（性犯罪を含む一定の身体犯被害者に対する初診料、性犯罪被害に対する初回処置料、初回治療費等）
- ・司法解剖後の遺体搬送費
- ・犯罪により死亡した遺体に対する検案書料
- ・被害者等の一時避難場所の確保に係る宿泊費（自宅が被害現場となり、物理的・精神的に居住が困難な場合）
- ・被害者・遺族等に対する精神科受診費・専門機関におけるカウンセリング費用（投薬費、検査費を除く）
- ・ハウスクリーニング費（自宅等が被害現場となり、血痕等による汚損が激しい場合）
- ・遺体修復費（犯罪による死亡で損傷が激しい遺体）

（窓口）奈良県警察本部県民サービス課犯罪被害者支援室

〒630-8578 奈良市登大路町 80

【電話】 0742-23-0110(代)

【受付時間】 平日 8:30～17:15

【交通手段】

近鉄「奈良」駅下車徒歩6分

・「県庁前」バス停下車すぐ

【HP】

<http://www.police.pref.nara.jp/main.htm>

パンフレット：「犯罪の被害にあわれた方とご家族のために」

「交通事故にあわれた方とご家族のために」

「たいせつなあなたへ」



(4)海上保安庁

(組織の紹介)

海上で犯罪が発生した場合は、犯罪捜査機関として適切な捜査を行うとともに、被害を受けた方々の保護・支援のための各種取組を実施しています。

犯罪の被害を受けた方々のための支援は、各海上保安部署の犯罪被害者等支援主任者を中心として、事件発生直後から必要な措置をとる体制にあります。

1 被害者連絡制度

(支援概要)

事件担当捜査員が捜査の状況、被疑者の逮捕や検察庁への送致状況を犯罪被害者等の方々へ連絡するとともに、犯罪被害者等が求める情報について、捜査上支障のない範囲で連絡を実施しています。

(対象要件等)

海上犯罪における身体犯もしくは海上交通死傷事故等の被害者又はその家族

2 犯罪被害者等支援制度

(支援概要)

各海上保安部署において、犯罪被害者等の支援を専門的に実施する犯罪被害者等支援主任者を各海上保安部及び各海上保安署に配置し、事件発生直後から犯罪被害者等の方々への付添い、必要な助言、具体的な支援の説明などを行います。

(対象要件等)

海上犯罪における身体犯もしくは海上交通死傷事故等の被害者又はその家族

3 解剖遺体の搬送・修復費の公費負担制度

(支援概要)

司法解剖後の犯罪被害者の遺体について、遺体を遺族宅まで搬送する際の費用や解剖による切開痕などを目立たないよう修復するための費用を一部公費により負担しています。

(対象要件等)

海上犯罪における身体犯もしくは海上交通死傷事故等の被害者の遺族

4 その他の支援

(支援概要)

1 犯罪被害者等の安全確保

犯罪の手口、動機、組織的背景、被疑者と犯罪被害者等との関係、被疑者の言動などの状況から犯罪被害者等に更に被害が及ぶおそれがある時は、被疑者などに当該犯罪被害者の氏名などを告げないようにするほか、必要に応じ犯罪被害者等の保護のための措置を講じます。

総合的な対応

2 女性被害者への配慮

性犯罪等に係る女性被害者の捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するために、女性海上保安官による事情聴取や付添いなどを行うこととしています。

(対象要件等)

海上犯罪における身体犯もしくは海上交通死傷事故等の被害者又はその家族

(窓口) 第五管区海上保安部

〒650-8551 神戸市中央区波止場町 1-1 神戸第二地方合同庁舎 9 階

【電話】 078-391-6556(代)

【受付時間】 平日 8:30~17:15

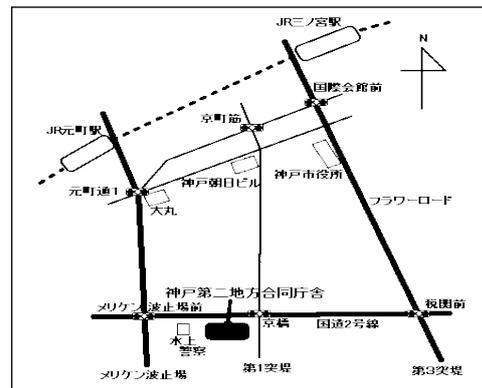
【交通手段】

JR・阪神「元町」駅下車徒歩 10 分

JR・阪神・阪急「三宮」駅下車
徒歩 13 分

詳しくは、海上保安庁へ

【HP】 <https://www.kaiho.mlit.go.jp>



(5) 法テラス：日本司法支援センター

(組織の紹介)

平成 18 年 4 月に、綜合法律支援法に基づいて設立された公的な法人です。全国に 50 カ所の地方事務所があります。法テラスでは、犯罪被害者等が、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、①刑事手続の流れや各種支援制度等、法制度に関する情報の提供、②犯罪被害者支援を行っている相談窓口の案内、③犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介を行っています。

1 コールセンター・犯罪被害者支援ダイヤル

(支援概要)

犯罪被害者支援の知識・経験を持った専門の担当者が、相談窓口や法制度、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介に関する情報提供を行っています。

※料金は全国どこからでも 3分8.5円（税別）です。

【電話番号】0570-079714（「なくことないよ」）

利用時間 平日 9:00～21:00、土曜日 9:00～17:00

- ・ PHS・IP電話からは、03-6745-5601
- ・ 金銭の貸し借りや相続など、様々な法的トラブルについては、一般ダイヤル（0570-078374「おなやみなし」）も設け、情報提供しています。

2 国選被害者参加弁護士の選定に関連する業務

(支援概要)

刑事裁判への参加を許可された被害者参加人からの国選被害者参加弁護士の選定請求を受けて、これを裁判所に通知するとともに、その意見を聴いて、国選被害者参加弁護士の候補を裁判所に通知する業務などを行います。

(対象要件等)

- ・ 殺人、傷害、性犯罪、自動車運転過失致死傷等の被害を受けた被害者や直系親族などで、裁判所から刑事裁判への参加を許可された方(被害者参加人)であること
- ・ 資力（現金・預金等）に関する基準額（200万円未満）に該当すること
（3か月以内に犯罪行為を原因として治療費などの費用を支出する見込みがあれば、その費用は資力から控除します。）

総合的な対応

3 民事法律扶助業務

(支援概要)

民事裁判等手続に関する援助として、無料で法律相談を行い、弁護士費用などの立て替えを行います。

※費用は、原則として毎月分割で償還（お支払）していただきます（無利息）。

※民事上のことに限り、ご利用いただけます。

(対象要件等)

- ・収入等が一定額以下であること
- ・勝訴の見込みがないとはいえないこと（法律相談については、この条件は不要です。）
- ・民事法律扶助の趣旨に適すること

4 日弁連委託援助業務

(支援概要)

告訴・告発、事情聴取同行、マスコミ対応、示談申入れへの対応など、刑事手続、少年審判等手続及び行政手続に関して、人権救済の観点から弁護士費用などの援助を行います。

※要した費用について、負担をしていただく場合があります。

(対象要件等)

- ・殺人、傷害、性犯罪、配偶者暴力（DV）、ストーカー等の被害を受けた方やその家族
- ・収入等の要件に該当すること
- ・弁護士に依頼する必要性・相当性があること

(窓口)

・法テラス奈良（日本司法支援センター奈良地方事務所）

〒630-8241 奈良市高天町 38-3

近鉄高天ビル 6階

【電話】 050-3383-5450

【受付時間】 平日 9:00～17:00

【交通手段】 近鉄「奈良」駅下車徒歩3分

・コールセンター（犯罪被害者支援ダイヤル）

【電話】 0570-079714（「なくことないよ」）



法テラス【HP】 <http://www.houterasu.or.jp/>

(6) 奈良県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体**公益社団法人 なら犯罪被害者支援センター(全国被害者支援ネットワーク加盟団体)****(組織の紹介)**

犯罪被害者等に対して、様々な支援を行っています。また、犯罪被害者等の置かれている現状や支援の必要性などについての広報啓発活動も行っています。

1 電話相談・面接相談**(支援概要)**

犯罪の被害に遭われた被害者やその家族の相談に応じます。

- ・電話相談、面接相談にボランティアの相談員が応じます。
- ・必要に応じて臨床心理士、弁護士等専門相談を行います。
- ・病院や裁判等への付き添い等直接支援もします。

※週1回臨床心理士によるカウンセリングを実施しています。(予約制)

(相談窓口)・公益社団法人なら犯罪被害者支援センター

【電話】0742-26-6935 月～金(年末年始・祝日を除く) 10:00～16:00

・中南和相談コーナー

【電話】0744-23-0783 月・火(年末年始・祝日を除く) 10:00～16:00

・性暴力被害専用電話(SARASA)

【電話】090-1075-6312 月～金(年末年始・祝日を除く) 10:00～16:00

2 直接的支援**(支援概要)**

家事等の生活支援、警察署・病院・検察庁・刑事裁判への付添い等を必要に応じ行っています。

(相談窓口) 公益社団法人なら犯罪被害者支援センター事務局

【電話】0742-26-6935 月～金(年末年始・祝日を除く) 10:00～16:00

(窓口) 奈良県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体

公益社団法人 なら犯罪被害者支援センター

〒630-8215 奈良市東向中町6番地 奈良県経済倶楽部 経済会館4階

【電話】0742-26-6935

【受付時間】月～金 10:00～16:00
(年末年始・祝日を除く)

【交通手段】

近鉄「奈良」駅下車徒歩すぐ

JR「奈良」駅下車徒歩20分



(7) 公益財団法人 犯罪被害救援基金

(組織の紹介)

国民の浄財からなる基金で、犯罪被害者遺児等に対する学資の給与などの救援事業を行っています。

1 奨学金給与事業

(支援概要)

通学先によって給付額は異なりますが、採用時から学業が終了するまでの期間、通学先によって給付額は異なりますが、採用時から学業が終了するまでの期間、奨学金や入学一時金を給与しています（給与のため返済の必要はありません）。

(対象要件等)

以下の各要件に当てはまる方

- ・人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた方又は重障害を受けた方の子、孫、弟妹等
- ・犯罪被害を受けたときにおいて、主として被害者の収入によって生計を維持していた子、孫、弟妹等
- ・学校に在学（幼稚園等に在園する3歳以上の幼児から大学院生及び諸外国の大学又は大学院への留学生）し、学業・人物ともに優秀で、かつ、学資の支払いが困難であると認められる子、孫、弟妹等

(申出先) 奈良県警察本部県民サービス課【電話】0742-23-0110(代)

2 支援金支給事業

(支援概要)

現に著しく困窮し、加害者による賠償が期待できず、かつ、公的な救済制度又は保険の対象外であるなど、特別な救済を行うべき理由がある犯罪被害者等に支援金を支給しています。

(対象者) 犯罪等により被害を被った者又は犯罪等により死亡した場合の遺族

(申出先) 公益財団法人犯罪被害救援基金

(窓口) 公益財団法人犯罪被害救援基金

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-3-6 平河町共済ビル内

【電話】03-5226-1020 【FAX】03-5226-1023

【受付時間】 平日 9:30～18:00

パンフレット：「明日の笑顔のために」を作成しています。

ホームページ：<http://kyuenkikin.or.jp/>

(再掲) 法テラス: 日本司法支援センター

→P. 80 参照

(8) 地方裁判所・簡易裁判所

(組織の紹介)

罪を犯した疑いがある人が有罪か無罪かなどを判断する刑事裁判と、私人間の紛争を法律的に解決する民事裁判を行います。裁判手続では、犯罪によって被害を受けた方等を保護するための様々な制度が設けられています。

1 裁判の優先的傍聴

(支援概要)

傍聴希望者が多い刑事事件で傍聴券が必要となった際、犯罪によって被害を受けた方等から事前に傍聴を希望する旨の申出があった場合には、優先的に傍聴席が確保されるよう配慮します。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所

2 事件記録の閲覧・コピー

(支援概要)

原則として、刑事事件の記録の閲覧、コピーをすることができます。

※閲覧・コピーの手数料として収入印紙 150 円（コピーをする場合は別途コピー代）が必要です。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所

3 意見陳述

→P. 87 参照

司法関連

4 証言する場合の不安等緩和措置

(支援概要)

事案によっては法廷で証言する際、臨床心理士や民間団体の支援者、検察庁の被害者支援員、家族、教師に付き添ってもらうことや、被害者等と被告人・加害者や傍聴席との間について立てを置くこと、法廷とテレビ回線で結ばれた別室から証言することができます。

(申出先) 検察官 (刑事事件のみ) または事件を審理している裁判所

5 被害者に関する情報の保護

→P. 90 参照

6 刑事裁判への参加 (被害者参加制度)

→P. 90 参照

7 損害賠償命令制度

(支援概要)

刑事事件を担当している地方裁判所に対し、被告人に損害賠償を命じる旨の申立てをすることができます。

※申立手数料として収入印紙 2,000 円と、別途郵便切手が必要です。

(対象要件等)

殺人、傷害等の一定の刑事事件について

- ・被害者
- ・被害者の一般承継人 (相続人など)

※ただし、平成 20 年 12 月 1 日以降に起訴された事件

(申出先) 事件を審理している地方裁判所

8 刑事和解

(支援概要)

被告人との間で、事件に関する損害賠償などの民事上の争いについて示談 (和解) ができた場合には、被告人と共同して、事件を審理している刑事裁判所に対し、示談の内容を公判調書に記載することを求める申立てをすることができます。示談の内容が記載された公判調書には、民事裁判で和解ができたのと同じ効力があります。

※申立手数料として収入印紙 2,000 円が必要です。

(対象要件等)

- ・被害者
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族 (被害を受けた方の親や子など)、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所

(窓口) 奈良地方裁判所・家庭裁判所・簡易裁判所

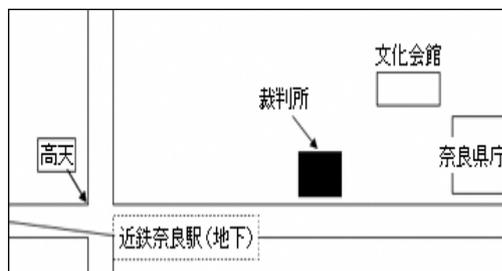
〒630-8213 奈良市登大路町 35

【電話】 0742-26-1271(代)

【受付時間】 平日 8:30～17:00

【交通手段】

近鉄「奈良」駅下車徒歩 5 分



【HP】

裁判所における犯罪被害者保護施策：

<http://www.courts.go.jp/about/hogosisaku/>

犯罪によって被害を受けた方へ：

http://www.courts.go.jp/vcms_lf/higaiouketakatae-leaflet271022.pdf

少年犯罪によって被害を受けた方へ：

http://www.courts.go.jp/vcms_lf/h30syounenn_higaisya.pdf

(9) 家庭裁判所

(組織の紹介)

非行少年、つまり罪を犯した少年や罪を犯すおそれのある少年などについて、調査、審判を行います。少年審判手続では、少年犯罪によって被害を受けた方等に配慮した様々な制度が設けられています。また、夫婦や親子関係などの争いごとを解決するために、審判や調停なども行っています。

1 事件記録の閲覧・コピー

(支援概要)

原則として、少年事件に関する事件記録の閲覧、コピーをすることができます。

※閲覧・コピーの手数料として収入印紙 150 円（コピーをする場合は別途コピー代）が必要です。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所または審理した裁判所

司法関連

2 意見陳述

(支援概要)

少年事件において、裁判官や家庭裁判所調査官に対して、被害に関する心情等の意見を述べることができます。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所

3 審判結果の通知

(支援概要)

少年事件において、少年に対する処分結果等の通知を受けることができます。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所または審理した裁判所

4 審判状況の説明

(支援概要)

少年事件において、審判期日で行われた手続などについて説明を受けることができます。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所または審理した裁判所

5 審判傍聴

(支援概要)

少年事件のうち、一定の重大事件（被害を受けた方が亡くなったり、生命に重大な危険を生じさせた傷害を負った事件）については、裁判所の許可により、審判の傍聴をすることができます。

(対象要件等)

少年の故意の犯罪行為（殺人、傷害致死など）や自動車運転過失致死傷等の一定の重大事件によって

1 被害者が亡くなった場合

亡くなった方のご遺族（配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

2 被害者が生命に重大な危険を生じさせた傷害を負った場合

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が重い病気やけがにより傍聴をすることが難しい場合は、その配偶者、直系親族、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所

奈良家庭裁判所の連絡先等はP. 86を参照してください。

(10) 検察庁

(組織の紹介)

犯罪を捜査し、刑事事件に関し加害者を裁判にかけるか否かを決めたり、裁判で法の正当な適用を請求したりします。

被害者支援としては、様々な相談に応じたり、犯罪被害者等へ事件に関する情報を提供したりしています。

1 被害者支援員による支援

(支援概要)

犯罪被害者等からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けをするほか、犯罪被害者等の状況に応じた関係機関・団体等を紹介するなどの支援活動を行っており、各地方検察庁に被害者専用電話・FAXとして被害者ホットラインを設置しています。

(窓口) 各地方検察庁設置の被害者ホットライン

奈良地方検察庁 【電話・FAX】0742-27-6861

※各地方検察庁が設置している被害者ホットライン連絡先は、検察庁作成のパンフレット「犯罪被害者の方々へ」または検察庁ホームページでご確認ください。

2 被害者等通知制度

(支援概要)

刑事事件の処分結果、裁判結果、加害者の収容先刑事施設、有罪裁判確定後の刑事施設における加害者の処遇状況、加害者の刑事施設からの出所情報等をお知らせします。

(対象要件等)

- ・被害者
- ・被害者の親族又はそれに準ずる者

(親族に準ずる者とは、内縁関係にある方、婚約者の方などです。)

司法関連

- ・目撃者その他の参考人等（一部の通知を除く。）
(申出先) 事件を取り扱った検察庁

3 再被害防止のための受刑者の釈放予定等の通知

(支援概要)

被害者等通知制度とは別に、再被害防止のために必要がある場合に加害者の釈放予定等を通知します。

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

4 確定記録の閲覧

(支援概要)

刑事裁判が終了した事件の記録や裁判書は、検察庁で保管しており、これらは、刑事確定訴訟記録法に基づき、閲覧することができます。

なお、裁判書以外の記録の閲覧可能期間は、原則として裁判が確定した後3年間となっています。

※閲覧手数料として収入印紙150円が必要です。

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

(確定した刑事裁判の第一審判決言渡裁判所に対応する検察庁)

5 不起訴記録の閲覧

(支援概要)

不起訴記録は、原則として閲覧できませんが、被害者参加制度の対象となる事件（次頁「刑事裁判への参加（被害者参加制度）」参照）の被害者等については、「事件の内容を知ること。」などを目的とする場合でも、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を閲覧することができます。

また、それ以外の事件の被害者等についても、民事訴訟等において被害回復のため損害賠償請求権その他の権利を行使するために必要と認められる場合には、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を閲覧することができます。

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

6 法廷での意見陳述

(支援概要)

あらかじめ検察官に希望を申し出た場合、刑事裁判の法廷で、被害に関する心情等の意見を述べるすることができます。

(対象要件等)

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）

- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされていたりする場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹
- (申出先) 事件を取り扱った検察庁

7 証言する場合の不安等緩和措置（再掲P. 85）

(支援概要)

事案によっては法廷で証言する際、臨床心理士や民間団体の支援者、検察庁の被害者支援員、家族、教師に付き添ってもらうことや、被害者等と被告人・加害者や傍聴席との間について立てを置くこと、法廷とテレビ回線で結ばれた別室から証言することができます。

(申出先) 検察官（刑事事件のみ）または事件を審理している裁判所

8 刑事裁判への参加（被害者参加制度）

(支援概要)

あらかじめ検察官に申し出て裁判所の許可を得た場合、公判期日に出席することができるほか、一定の要件の下で、被告人等に質問したり、事実又は法律の適用について意見を述べたりすることができます。また、これらの行為を弁護士に委託することもできますが、弁護士に依頼するお金がない場合（要件についてはP. 80 参照）は、国が報酬等を負担する弁護士（国選被害者参加弁護士）の選定を求めることができます。

(対象要件等)

殺人、傷害、自動車運転過失致死傷等の一定の刑事事件について

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

※ただし、平成 20 年 12 月 1 日以降に起訴された事件

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

※国選被害者参加弁護士の選定を求める場合は、日本司法支援センター（法テラス）へ（→P. 80 参照）

9 被害者に関する情報の保護

(支援概要)

性犯罪等の刑事事件について、公開の法廷で被害者の氏名等を明らかにしないように求めることができ、裁判所の決定があった場合、起訴状の朗読等の訴訟手続は、被害者の氏名等を明らかにしない方法で行われます。

(対象要件等)

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

司法関連

10 被害回復給付金支給制度

(支援概要)

財産犯等の犯罪行為により犯人が得た財産（犯罪被害財産）については、その犯罪が組織的に行われた場合や、犯罪被害財産が偽名の口座に隠匿されるなどいわゆるマネー・ローンダリングが行われた場合には、犯人から、はく奪した犯罪被害財産を金銭化してその事件により被害を受けた方などに、その申請に基づき被害回復給付金を支給しています。

(対象要件等)

刑事裁判で認定された財産犯等の犯罪行為の被害者等のほか、そうした犯罪行為と一連の犯行として行われた財産犯等の犯罪行為の被害者等

(申出先) 支給手続を行うものとして公告された検察官が所属する検察庁

11 公判記録の閲覧・コピー（起訴された事件の同種余罪の被害者等）

(支援概要)

被害を受けた件の損害賠償請求をするために必要があるときには、起訴された刑事事件の記録の閲覧、コピーをすることができます。

※閲覧・コピーの手数料として収入印紙 150 円(コピーの場合は別途コピー代)が必要。

(対象要件等)

- ・ 起訴された事件の同種余罪の被害者
- ・ 同種余罪の被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 同種余罪の被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 起訴された事件を審理している裁判所に対応する検察庁

(窓口) 奈良地方検察庁

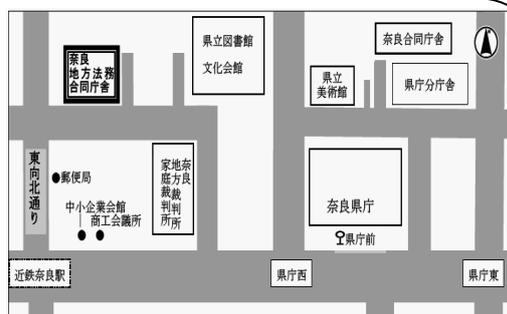
〒630-8213 奈良市登大路町 1-1

奈良地方法務合同庁舎

【電話】 0742-27-6821 (代)

【受付時間】 平日 8:30～17:15

【交通手段】 近鉄「奈良」駅下車徒歩 5 分



・ 葛城支部 〒635-0095 大和高田市大中 116-2 【電話】 0745-22-8001

・ 五條支部 〒637-0043 五條市新町 3-3-2 【電話】 0747-22-2783

【HP】 法務省 : <http://www.moj.go.jp/KEIJI/keiji11-7.html>

検察庁 : <http://www.kensatsu.go.jp/>

(11) 弁護士会

(組織の紹介)

基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とした弁護士と、弁護士が設立した弁護士法人が会員となっている団体です。弁護士会は、弁護士法に基づき、地方裁判所の区域（管轄）ごとに設立されています。

犯罪被害者支援委員会

(支援概要)

犯罪の被害者またはご遺族からの法律相談（面接相談）を行っています。相談後の支援の内容は、告訴手続き、刑事裁判の傍聴付添い・意見陳述・被害者参加、マスコミ対応、示談交渉、民事裁判の提起等、多岐に渡っています。

詳細は下記ホームページの「法律相談」をご覧ください。

※相談料は、初回無料、2回目以降は、原則として30分5,000円（税別）です。

(窓口) 奈良弁護士会

〒630-8237 奈良市中筋町22-1

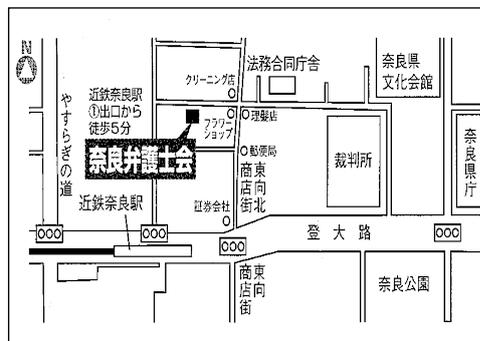
【電話】0742-22-2035

【受付時間】平日 9:30～17:00

【交通手段】近鉄「奈良」駅下車
徒歩5分

(駐車場はありません。)

【HP】<http://www.naben.or.jp/>



(12) 司法書士会

(組織の紹介)

司法書士法に基づいて法務局又は地方法務局の管轄区域毎に設置され、その区域の司法書士を会員とする団体です。司法書士は、不動産取引や会社設立等における登記手続の代理、簡易裁判所における民事事件の訴訟代理（140万円以下）のほか、裁判所・検察庁・法務局に提出するあらゆる書類の作成を手がけています。

総合相談センター

(支援概要)

犯罪被害にあった後の今後の対応についての助言、告訴状や告発状の書類作成を行います。請求内容が140万円以下のものであれば、加害者に対し裁判外での示談交渉や損害賠償・慰謝料等の請求を行うほか、簡易裁判所を通してこれらの請求を行います。

※相談のみは無料、それ以外は、所定の費用を負担していただきます(分割支払い可能)。

※要予約 予約受付時間 平日 8:40～17:00 【電話】 0742-22-6677

(窓口) 奈良県司法書士会

〒630-8325 奈良市西木辻町 320-5

【電話】 0742-22-6677

【相談時間】 平日 13:00～16:20

【交通手段】

近鉄・JR「奈良」駅から

中循環「西木辻」バス停下車すぐ

【HP】

奈良県司法書士会：<http://narashihou.or.jp/>

日本司法書士会連合会：<http://www.shiho-shoshi.or.jp/>

パンフレット：「犯罪被害にあわれた方へ」を作成しています。



(13) 矯正管区

(組織の紹介)

法務省矯正局の地方支分部局として全国 8 か所に設置され、その管轄区域の刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院が適切に管理運営されるよう監督を行っています。

1 被害者等通知制度

(支援概要)

少年院送致処分を受けた加害者に係る被害者等通知制度についての質問に対する説明等を行っています。

(対象要件等)

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

2 加害者との外部交通に関する相談

(支援概要)

犯罪被害者等から、加害者である被収容者との外部交通（面会・信書の発受）に関する相談に対して、その一般的な取扱いについての説明を行っています。

(窓口) 大阪矯正管区

〒540-0008 大阪府中央区大手前 4-1-67

大阪合同庁舎第 2 号館別館 7 階

【電話】 06-6941-5751 【受付時間】 平日 9:30～17:00

【交通手段】 地下鉄「谷町四丁目」駅下車 5 番出口すぐ

【HP】 矯正局：<http://www.moj.go.jp/KYOUSEI/index.html>

(14) 刑事施設

(組織の紹介)

刑事施設には刑務所、少年刑務所、拘置所があり、このうち、刑務所と少年刑務所は、主として受刑者を収容し、処遇を行う施設であり、拘置所は、主として刑事裁判が確定していない未決拘禁者を収容する施設です。

加害者との外部交通に関する相談

(支援概要)

犯罪被害者等から、加害者である被収容者との外部交通（面会、信書の発受）に関する相談に対して、その一般的な取扱いについての説明を行っています。

◇ 葛城拘置支所 〒635-0095 大和高田市大中 116 【電話】 0745-22-1051

(15) 少年鑑別所

(組織の紹介)

主として家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を収容し、その心身の状態等について専門的な調査や診断を行う法務省所管の施設です。その結果は、家庭裁判所に送付され、審判や少年院、保護観察所での指導・援助に活用されます。

被害者等通知制度

(支援概要)

犯罪被害者等から、少年院送致処分を受けた加害者の処遇状況等の通知を希望する旨の申出があった場合、申出書や申出に必要な書類を受け付けています。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

◇ 奈良少年鑑別所 〒630-8102 奈良市般若寺町 3 【電話】 0742-22-4829

(16)少年院

(組織の紹介)

家庭裁判所から保護処分として送致された少年等に対し、再び犯罪・非行を犯さないよう、健全な育成を図ることを目的として矯正教育を行う法務省所管の施設です。

◇奈良少年院 〒631-0811 奈良市秋篠町 1122 【電話】 0742-45-4681

被害者等通知制度

(支援概要)

少年院送致処分を受けた加害者の処遇状況等の通知を希望する被害者等に対して、加害少年の収容されている少年院の名称及び所在地、教育予定期間、個人別教育目標、出院年月日等を通知しています。

(対象要件等)

- ・被害者
 - ・被害者の法定代理人（親権者など）
 - ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹
- (申出先) 少年鑑別所 (P. 95 (15)少年鑑別所参照)

(17)地方更生保護委員会

(組織の紹介)

各高等裁判所の管轄区域ごとに全国8か所に設置され、加害者の仮釈放等を許す旨の決定及び仮釈放を取り消す旨の決定等をする権限を有する合議機関です。

1 意見等聴取制度

(支援概要)

刑務所などからの仮釈放や少年院からの仮退院を許すか否かに関する審理において、仮釈放等に関する意見や被害に関する心情を述べることができます。

(対象要件等)

- ・加害者が仮釈放等審理中であること
(被害者が害を被った事件の刑の仮釈放審理に限る。)
 - ・被害者
 - ・被害者の法定代理人（親権者など）
 - ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹
- (申出先) 仮釈放等審理を行っている地方更生保護委員会又は被害者等の居住地を管轄する保護観察所

2 被害者等通知制度

(支援概要)

刑務所、少年院などに収容されている加害者の仮釈放等審理の開始や結果に関する事項について通知を行います。

(対象要件等)

- 1 刑務所などに収容され、仮釈放審理を行う場合
 - ・被害者
 - ・被害者の親族又はそれに準ずる者
(親族に準ずる者とは、内縁関係にある方、婚約者の方などです。)
- 2 少年院に収容され、仮退院審理を行う場合
 - ・被害者
 - ・被害者の法定代理人(親権者など)
 - ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族(被害を受けた方の親や子など)又は兄弟姉妹

(申出先) 1 については、事件を取り扱った検察庁

2 については、少年鑑別所又は被害者等の居住地を管轄する保護観察所

(窓口) 近畿地方更生保護委員会

〒540-0008 大阪市中央区大手前 4-1-76

大阪合同庁舎第4号館6階

【電話】06-6949-0079

【受付時間】平日 8:30~17:15

【交通手段】地下鉄「谷町四丁目」駅下車
5番出口すぐ



【HP】保護局 : <http://www.moj.go.jp/HOGO/index.html>

(18) 保護観察所

(組織の紹介)

各地方裁判所の管轄地域ごとに全国 50 か所に設置され、保護観察や精神保健観察などを行う法務省所管の機関です。保護観察中の加害者が再び犯罪・非行をすることのないよう、期間中、指導監督などをするとともに、犯罪被害者等の心情などを伝達し、保護観察中の加害者に被害の実状等を直視させて、反省や悔悟の情を深めさせることも行っています。

1 心情等伝達制度

(支援概要)

被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見を聴き、これを保護観察中の加害者に伝えます。

(対象要件等)

- ・加害者が保護観察中であること
- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

(申出先) 加害者の保護観察を実施している保護観察所又は被害者等の居住地を管轄する保護観察所

2 被害者等通知制度

(支援概要)

犯罪被害者等に対し、保護観察中の加害者の処遇状況などに関する事項について通知を行います。

(対象要件等)

- 1 加害者が刑事処分になった場合
 - ・被害者
 - ・被害者の親族又はそれに準ずる者
(親族に準ずる者とは、内縁関係にある方、婚約者の方などです。)
- 2 加害者が保護処分になった場合
 - ・被害者
 - ・被害者の法定代理人（親権者など）
 - ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

刑事施設・保護観察所等

(申出先)

- 1 については、事件を取り扱った検察庁
- 2 のうち、少年院送致処分の場合は少年鑑別所、保護観察処分の場合は保護観察所

3 相談・支援

(支援概要)

犯罪被害者等の相談に応じ、悩み等を聴いたり、各種制度の説明や、関係機関の紹介などを行ったりします。

(問い合わせ) 奈良保護観察所 【電話】 0742-23-1233

4 医療観察における被害者等に対する情報提供

(支援概要)

被害者等に対し、加害者の処遇段階（入院措置、地域社会における処遇、処遇終了）に関する事項、地域社会における処遇中の状況に関する事項等を情報提供します。

(対象要件等)

- ①医療観察法に定める対象行為の被害者
- ②被害者の法定代理人
- ③被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹
- ④①～③から委託を受けた弁護士

(申出先)

被害者等の居住地を管轄する保護観察所

(窓口) 奈良保護観察所

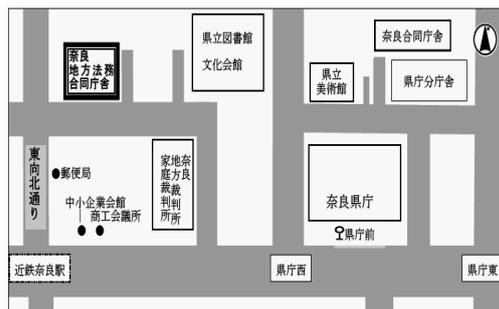
〒630-8213 奈良市登大路町 1-1

奈良地方法務合同庁舎

【電話】 0742-23-1233

【交通手段】 近鉄「奈良」駅下車

徒歩 5 分



【HP】 <http://www.moj.go.jp/HOGO/victim.html>

(19) 法務局・地方法務局

(組織の紹介)

全国の法務局・地方法務局又はその支局では、人権相談所を設置し、様々な人権問題について相談に応じています。犯罪被害者等に対する人権侵害の疑いのある事案については、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じています。

1 常設人権相談所

(支援概要)

法務局職員や法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が、犯罪被害者等の人権相談に応じています。

(窓口) 法務局・地方法務局又はその支局

【受付時間】 平日 8:30～17:15

2 特設人権相談所

(支援概要)

市町村役場、公民館等の公共施設、デパート、社会福祉施設等において随時開設し、様々な人権相談に応じています。

(問い合わせ) 全国の法務局・地方法務局

3 子どもの人権110番

(支援概要)

全国共通のフリーダイヤルで子どもからの人権相談に応じています。

(窓口) 0120-007-110 【受付時間】 平日 8:30～17:15

4 女性の人権ホットライン

(支援概要)

全国共通のナビダイヤルで女性からの人権相談に応じています。

(窓口) 0570-070-810 【受付時間】 平日 8:30～17:15

5 外国人のための人権相談所

(支援概要)

英語・中国語などの通訳を配置し、日本語による意志疎通が困難な外国人が安心して相談できるようにしています。(開催日、時間などの詳細については下記までお問い合わせ下さい)。

対応言語－中国語、韓国語、英語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語

対応時間－平日 9:00～17:00

(問い合わせ)

奈良地方法務局人権擁護課 0742-23-5457

外国語人権相談ダイヤル 0570-090911

6 インターネット人権相談受付窓口 (SOS-eメール)

(支援概要)

法務省ホームページ上にパソコン、携帯電話いずれも使用可能なインターネットによる人権相談受付窓口 (SOS-eメール) を開設し、24 時間 365 日相談を受け付けています。

(窓口) パソコン・携帯電話 <http://www.jinken.go.jp/>

(窓口) 奈良地方法務局 人権擁護課

〒630-8305 奈良市東紀寺町 3-4-1

奈良第二法務総合庁舎

【電話】 0742-23-5457

【受付時間】 平日 8:30～17:15

【交通手段】

近鉄・JR「奈良」駅から

・市内循環「高畑町」バス停下車
徒歩 5 分

・山村町行・藤原台行

「高畑住宅」バス停下車徒歩 3 分



各支局【受付時間】 平日 8:30～17:15

・葛城支局 〒635-0096 大和高田市西町 1-63

【電話】 0745-52-4941

【交通手段】 近鉄「大和高田」駅、JR「高田」駅下車徒歩 10 分

・桜井支局 〒635-0096 桜井市大字粟殿 461-2

【電話】 0744-42-2896

【交通手段】 近鉄・JR「桜井」駅下車徒歩 15 分

・五條支局 〒635-0096 五條市新町 3-3-2

【電話】 0747-22-2484

【交通手段】 JR「五條」駅、「大和二見」駅下車徒歩 15 分

【HP】

奈良地方法務局：<http://houmukyoku.moj.go.jp/nara/top.html>

法務省人権擁護局：<http://www.moj.go.jp/JINKEN/>

(20) 外国人在留総合インフォメーションセンター

(組織の紹介)

各地方入国管理局・支局に設置され、入国手続や在留手続等に関する各種問い合わせに応じています。電話や訪問によるお問い合わせに日本語だけでなく、外国語（英語、韓国語、中国語、スペイン語等）でも対応しています。

相談受付

(支援概要)

外国人人身取引被害者その他の犯罪被害者・関係者からの相談に対して、在留期間の更新などの手続に係る案内などを行っています。

詳細については、以下を参照してください。

- ・外国人在留総合インフォメーションセンターについて

<http://www.immi-moj.go.jp/info/index.html>

- ・人身取引について

<http://www.immi-moj.go.jp/zinsin/index.html>

(窓口) 外国人在留総合インフォメーションセンター・大阪（大阪入国管理局内）
〒559-0034 大阪府大阪市住之江区南港北 1-29-53

【電話】 06-4703-2150

【受付時間】 平日 9:00～16:00

【交通手段】 地下鉄中央線

「コスモスクエア」駅下車すぐ

【HP】 入国管理局：<http://www.immi-moj.go.jp/>

【入国・在留手続等各種問い合わせメールアドレス（日本語対応のみ）】

Info-tokyo@immi-moj.go.jp



就労関連

(21) 奈良県精神保健福祉センター

(組織の紹介)

精神保健の向上や精神障害者の福祉の増進を図るための都道府県が設置する機関で、精神保健福祉に関する知識の普及、調査研究、相談指導など精神保健に関する広範囲な活動を行っています。

相談業務

(支援概要)

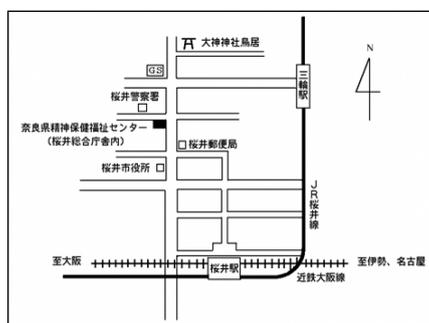
精神保健福祉手帳、自立支援医療(精神通院医療)等の精神保健福祉制度に関することや、こころの健康づくりに関すること、精神保健に関する相談及び支援を行っています。

◇ならこころのホットライン【電話】0744-46-5563 平日 9:00～16:00

(窓口) 奈良県精神保健福祉センター

〒633-0062 桜井市粟殿 1000

【電話】0744-47-2251



(22) 福祉事務所

(組織の紹介)

都道府県及び市に設置が義務づけられた「福祉に関する事務所」で、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成や更生の措置に関する事務を行っています(都道府県の設置する福祉事務所については、生活保護法、児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に関する事務となります。)

1 相談・援護

(支援概要)

生活保護等に関する福祉全般の相談業務等を行っています。

2 生活保護制度

(支援概要・対象要件等)

生活に困窮している方で、資産・稼働能力等を全て生活費に充当しても、基準とされる最低限度の生活を維持できない場合に、その不足分について保護(支給)を行います。

(窓口) 住所を管轄する福祉事務所 (P. 167)

(23) 保健所

(組織の紹介)

健康に関する住民からの相談に幅広く対応するため、地方公共団体（都道府県や政令市や中核市）が設置する機関です。医師、保健師、栄養士、精神保健福祉士等の医療保健の専門職が働いており、住民の心身の健康増進に取り組んでいます。

相談業務

(支援概要)

身体的・精神的な健康に関しての不安や不調に関して、問題の整理をしながら、必要に応じて、適切な医療機関の紹介を行います。

県内各保健所 【受付時間】 平日 8:30～17:15

・奈良県郡山保健所 〒639-1041 大和郡山市満願寺町 60-1 郡山総合庁舎内

【電話】 0743-51-1091・0195

【交通手段】 法隆寺前行バス「郡山総合庁舎」バス下車すぐ

JR「大和小泉」駅下車徒歩 20 分

・奈良県吉野保健所 〒638-0045 吉野郡下市町新住 15-3

【電話】 0747-52-0551

【交通手段】 近鉄「下市口」駅下車徒歩 15 分

・奈良県内吉野保健所 〒637-0041 五條市本町 3-1-13

【電話】 0747-22-3051

【交通手段】 JR「五条」駅下車徒歩 15 分

・奈良市保健所 〒630-8325 奈良市西木辻町 200-46

【電話】 0742-23-6171

【交通手段】 近鉄・JR「奈良」駅から

市内循環「八軒町」バス下車すぐ

・奈良県中和保健所 〒634-8507 橿原市常盤町 605-5 橿原総合庁舎 1 F

【電話】 0744-48-3030(代)

【交通手段】 近鉄大阪線・橿原線 大和八木駅より

奈良交通バス 八木耳成循環内回り

常盤町東バス下車すぐ

奈良県保健所マップ：<http://www.pref.nara.jp/2980.htm>

(24) 社会福祉協議会

(組織の紹介)

地域福祉の充実を目指し、社会福祉に関する相談事業等を実施しています。

1 福祉サービスの提供等

(支援概要)

高齢者・障害者等に対して、ホームヘルプサービスや配食サービスを始めとする福祉サービスの提供を行っています。※支援にかかる費用の一部負担があります。

(窓口) 市町村社会福祉協議会 (P. 169～170)

2 福祉サービスに関する相談業務

(支援概要)

福祉サービスに関する相談・苦情の受付を行っています。苦情に関しては福祉サービスについて中立的立場から助言・あっせんを行っています。

(相談窓口) 奈良県運営適正化委員会

【電話・FAX】0744-29-1212 月～金(休日・年末年始除く) 9:00～17:00

3 日常生活自立支援事業

(支援概要)

認知症や知的障害、精神障害等によって自らの判断能力に不安のある方を対象に福祉サービスの利用援助や日常的な金銭の管理等を行っています。

※支援にかかる費用の一部負担があります。

(対象要件等)

加齢や認知症、知的障害・精神障害等により判断能力が低下している方(原則として、成年後見制度対象者は除く)

(窓口) 市町村社会福祉協議会 (P. 169～170)、奈良県社会福祉協議会

4 生活福祉資金

(支援概要)

生活や就業時、また一時的に生活維持が困難となった場合に必要な資金(生活福祉資金)を無利子又は低利で貸し付けます。総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。

(窓口) 市町村社会福祉協議会 (P. 169～170)、奈良県社会福祉協議会

5 奈良県交通遺児等援護事業

(支援概要)

交通事故や自然災害により、父又は母等を失った児童の福祉向上と健全な育成を目的に、激励金、入学祝い金、就職・入学準備金の給付を行います。

◇激励金給付事業

18歳未満の遺児1人につき、10万円と図書券1万円を支給

◇入学祝い金給付事業

遺児が小学校、中学校、高等学校に入学したとき各5万円と図書券1万円を給付

◇就職・入学準備金事業

過去に激励金の給付を受けた者等のうち、就職又は大学等への進学予定者1人につき10万円と図書券1万円を給付

◇交流事業

夏の野外活動、クリスマスパーティーなど（奈良県交通災害遺族会、交通事故対策機構友の会と共催）

◇メンタルケア事業

災害等で配偶者を亡くし生活や子育てに不安を持つ方々にカウンセリング機関を紹介し、その相談料の一部を助成。

（窓口）奈良県社会福祉協議会

〒634-0061 橿原市大久保町 320-11

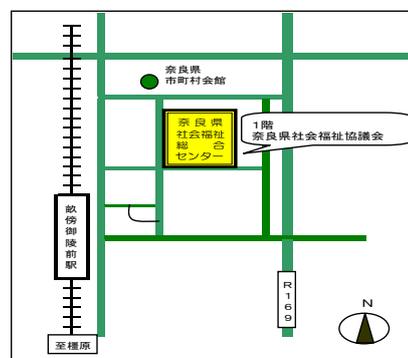
奈良県社会福祉総合センター 1階

【電話】0744-29-0100(代)

【受付時間】平日 9:00～17:00

【交通手段】近鉄「畝傍御陵前」駅下車徒歩1分

【HP】<http://www.nara-shakyo.jp/>



(25) 地域包括支援センター

(組織の紹介)

市町村や、市町村から受託した法人が設置する機関で、高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続することができるように、保健、医療、福祉サービスを始め、様々なサービスを必要に応じて、総合的、継続的に提供しています。

1 総合相談支援業務

(支援概要)

高齢者を対象とし、地域における適切なサービス、関係機関や制度の利用につなげるなどの、総合的な相談・支援を行います。

2 権利擁護業務

(支援概要)

高齢者を対象とし、人権や財産を守る権利擁護事業や、成年後見制度などの権利擁護を目的とするサービスや制度を活用できるように、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぐなどの支援を行います。

(問い合わせ) 市町村地域包括支援センター (P. 171～173)

(26) 医療機関(病院・診療所等)

(組織の紹介)

医療を提供する場として、全国で約 18 万施設が存在します。奈良県においては、医療機能に関する一定の情報についてインターネット等で住民が利用しやすい形で公表される仕組み(医療機能情報提供制度)が設けられています。

1 医療の提供等

(支援概要)

医療を受ける者の心身の状況に応じて、良質かつ適切な医療を提供します。

また、必要に応じて、他の医療提供施設等を紹介します。

【なら医療情報ネット】 <http://www.qq.pref.nara.jp/qq/men/qqtmenuult.aspx>

2 性犯罪被害者への対応

→P. 32 【性犯罪に遭った人への対応】 参照

(27)一般社団法人奈良県臨床心理士会**(組織の紹介)**

臨床心理士は、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会により認定された心理臨床の専門職です。心理臨床とは、カウンセリングや心理療法、心理検査等の心理学を基礎とした専門的活動をさします。わが国における心理臨床の専門資格として、広く認知され、国民の生活上のこころの諸問題に対処するために、会員相互で研鑽をつみながら多方面で活動しております。

奈良県臨床心理士会は、県内在住・在勤の臨床心理士によって構成されており、会員相互の連携を深め、研修活動を行うほか、こころの健康フォーラムなどの事業を展開してこころの問題についての市民啓発にも努めています。

1 学校緊急支援

奈良県臨床心理士会では、事件事故等の被害に遭われた、または目撃された児童生徒の心理的なケアやサポートの一環として、学校現場における緊急支援を行っています。基本的には学校からの要請が必要になりますので、まずはお子様が通学しておられる学校に、奈良県臨床心理士会に学校緊急支援を要請するようお申し出ください。

2 被害者支援部会

奈良県臨床心理士会には、専門領域ごとに9つの部会があります。その中に「被害者支援部会」もあり、他の部会との連携によって、より専門的な心理的支援を行うことができます。

また、奈良県弁護士会被害者支援委員会とも連携を図っております。奈良県内で臨床心理士が活動する場所をお知りになりたい方は、「こころの健康相談マップ」を作成しておりますので、HPをご覧ください。

3 相談

奈良県公安委員会指定犯罪被害者等早期援助団体公益社団法人なら犯罪被害者支援センターの相談員として、当会の臨床心理士が心理相談を行っています。

詳しくは、なら犯罪被害者支援センターにお問い合わせ下さい。

(問い合わせ) 奈良県公安委員会指定犯罪被害者等早期援助団体
公益社団法人なら犯罪被害者支援センター (P. 82)

◇一般社団法人奈良県臨床心理士会【HP】<http://www.nscpp.jp>

(28) 社会福祉法人奈良県社会福祉士会

(組織の紹介)

社会福祉法人奈良県社会福祉士会は、「社会福祉士」の職能団体です。

社会福祉士は、社会福祉の専門職として、市町村の行政福祉窓口や福祉事務所、社会福祉協議会、地域包括支援センター、福祉施設や病院など、さまざまな組織に所属しています。社会福祉士は、自己研鑽を積み、医療、保健、教育、司法、行政等の関係機関の専門職の人たちと連携し、福祉を必要としている方が地域で安心した生活を送れるように支援しています。

今日、社会福祉の課題はより複雑に、より多岐にわたり、多様化しています。これに対応する社会福祉士は、サービスの質をより高く、公平であることを保証しなければなりません。

そのため、奈良県社会福祉士会は、力を結集して、時代の要請に応えられる資質と技能を高めるための生涯学習制度、情報交換の場を有し、地域住民の信頼にこたえられる社会福祉士を養成するとともに、社会福祉の援助を必要とする方の生活と権利を擁護することを使命として事業を行っています。

【相談活動のご案内】

- ・権利擁護センターぱあとなあ・ならの福祉相談

「奈良県社会福祉士会」が組織する『権利擁護センターぱあとなあ・なら』の活動の一環として、成年後見制度の利用相談をはじめ虐待、いじめ問題など各種福祉に関する相談をうけたまわっております。

「成年後見制度」は、高齢、障害により判断能力が不十分な方々が悪徳商法の被害にあったり、相続、売買などの法律問題に出会った時、不利益を被らないように保護し、支援する制度です。また財産管理だけでなく、その人が自分の望む生活を実現し、生活を続けるために援助をすることを目的にしています。私たちは判断能力に支障を持つ方が安心して暮らせるように、相談から成年後見人等の受任まで一貫した専門支援を行っています。

みなさまやご家族、お知り合いの方で、日々の暮らしや財産管理に何かご心配なことがあれば、まず、お気軽にお電話でご相談ください。

(窓口) 社会福祉法人奈良県社会福祉士会

〒630-8213 奈良県奈良市登大路町 36 大和ビル 3 階 近鉄奈良駅徒歩 4 分 (334m)

【受付時間】 平日 10:00～15:00 (土日祝休み)

【電話】 0742-81-8213

【携帯】 090-4275-8107

(29) 公益社団法人 日本精神保健福祉士協会

(組織の紹介)

「精神保健福祉士（PSW）」は、精神保健福祉領域のソーシャルワーカーの国家資格です。広く国民の精神健康保持（メンタルヘルスケア）に資するために、以下のような機関に所属し相談に応じています。

- ・医療機関（精神科病院、精神科クリニック、等）
- ・生活支援施設（介護給付、訓練等給付、地域生活支援や相談支援事業を行う施設）
- ・福祉行政の関連機関（地域保健所、都道府県・区市役所、児童相談所など）
- ・その他（社会福祉協議会、企業内産業保健担当部署、保護観察所、矯正施設など）

都道府県精神保健福祉士協会は、精神保健福祉士を中心に構成されている団体で、福祉・医療・保健・司法・教育・雇用の関係各機関や団体との連携や協力のもとに、保健及び福祉的支援を必要とする方が、安心して地域生活を送れるように支援しています。

被害者支援については、自然災害の被災者や事故、配偶者からの暴力や虐待、犯罪などの被害者に対する支援を行ってきた実績があります。特に医療、経済、居住、家庭、職業などの諸課題について一緒に考え、改善に向け共に取り組んでいきます。

精神保健福祉の相談業務

(支援概要)

多数の死傷者を出すような事件・事故等が発生した際に、自治体や民間の関係機関、団体と連携し、被害者の精神保健医療福祉に関するケアを行います。特に精神疾患や精神障害を有する方の支援や、生活困難状況が長引く中でのメンタルケア、生活支援等を提供します。

◇社団法人日本精神保健福祉士協会【HP】<http://www.japsw.or.jp/>

(30) 労働局雇用均等室

(組織の紹介)

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法等の法令等に基づき、職場での性別による差別、セクシュアルハラスメント防止対策、妊産婦の健康管理対策、育児・介護休業、パートタイム労働者の均衡待遇や正社員転換推進措置等に関する相談・指導等の業務を行っています。

相談業務

(支援概要)

職場での性別を理由とする差別、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い、セクシュアルハラスメント、育児・介護休業、パートタイム労働についての相談を面談・電話で受け付けています。トラブルになっている場合には、紛争解決援助制度による解決の援助も行います。

セクシュアルハラスメント、育児・介護休業の相談に関しては、専門の相談員・指導員が対応します。

(窓口) 奈良労働局 雇用均等室

〒630-8570 奈良市法蓮町 387

奈良第三地方合同庁舎

【電話】 0742-32-0210

【交通手段】 近鉄「新大宮」駅下車徒歩8分

・「一条高校前」、「不退寺口」

バス停下車徒歩2分

【HP】

奈良労働局：<https://jsite.mhlw.go.jp/nara-roudoukyoku/>



(31)労働基準監督署

(組織の紹介)

労働基準法のほか、労働安全衛生法、じん肺法、最低賃金法、家内労働法、賃金の支払の確保等に関する法律、労働者災害補償保険法等の法令等に基づき、労働条件確保・改善の指導、安全衛生の指導、労災保険の給付などの業務を行っています。

(窓口)

・奈良労働基準監督署

〒630-8301 奈良市高畑町 552 奈良第二地方合同庁舎内

【電話】 0742-23-0435

【交通手段】 近鉄・JR「奈良」駅から市内循環「高畑町」バス停下車すぐ

・葛城労働基準監督署

〒635-0095 大和高田市大中 393

【電話】 0745-52-5891

【交通手段】 近鉄「大和高田」駅、JR「高田」駅下車徒歩 10 分

・桜井労働基準監督署

〒633-0062 桜井市栗殿 1012

【電話】 0744-42-6901

【交通手段】 近鉄・JR「桜井」駅下車徒歩 10 分

・「桜井市庁前」、「川合東口」バス停下車徒歩 2 分

・大淀労働基準監督署

〒638-0821 吉野郡大淀町下淵 364 番地 1

【電話】 0747-52-0261

【交通手段】 近鉄「下市口」駅下車徒歩 10 分

(32)ハローワーク(公共職業安定所)

(組織の紹介)

厚生労働省設置法に基づいて全国に設置される国の行政機関で、求職者と求人者を結びつける職業相談・職業紹介、労働者が失業した場合の失業等給付の支給などの業務を行っています。

就職支援

(支援概要)

個々の求職者に対する職業相談を通じて、求職者の置かれた状況に応じたきめ細やかな就職支援を行っています。

(窓口)

- ・ハローワーク奈良 〒630-8113 奈良市法蓮町 387 奈良第三地方合同庁舎 1F
【電話】 0742-36-1601
【交通手段】 近鉄「新大宮」駅下車徒歩 8 分
・「一条高校前」、「不退寺口」バス停下車徒歩 2 分
- ・ハローワーク大和高田 〒635-8585 大和高田市池田 574-6
【電話】 0745-52-5801
【交通手段】 近鉄「大和高田」駅下車徒歩 15 分
JR「高田」駅下車徒歩 12 分
近鉄「高田市」駅下車徒歩 25 分
- ・ハローワーク桜井 〒633-0007 桜井市外山 285-4-5
【電話】 0744-45-0112(代)
【交通手段】 近鉄・JR「桜井」駅下車徒歩 10 分
- ・ハローワーク下市 〒638-0041 吉野郡下市町大字下市 2772-1
【電話】 0747-52-3867
【交通手段】 近鉄「下市口」駅下車徒歩 12 分
・「千石橋南詰」バス停下車徒歩 1 分
- ・ハローワーク大和郡山 〒639-1161 大和郡山市観音寺町 168-1
【電話】 0743-52-4355
【交通手段】 近鉄「郡山」駅下車徒歩 20 分
JR「郡山」駅下車徒歩 10 分

(33)総合労働相談コーナー

(組織の紹介)

全国の都道府県労働局、全ての労働基準監督署庁舎内、主要都市の利便性の高い駅周辺に設置され、労働問題に関するあらゆる相談、情報の提供等のワンストップサービスを実施しています。

相談業務

(支援概要)

労働条件、募集・採用等労働問題に関する様々な分野についての相談を、専門の相談員が面談・電話で受け付けています。裁判所、地方公共団体等他の紛争解決機関の情報も提供します。

(窓口) 奈良労働局企画室 【電話】 0742-32-0202

奈良労働基準監督署内 (P. 112)

葛城労働基準監督署内 (P. 112)

桜井労働基準監督署内 (P. 112)

大淀労働基準監督署内 (P. 112)

(34)独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 奈良支部
奈良職業能力開発促進センター(ポリテクセンター奈良)

(組織の紹介)

高齢者等の雇用の安定及び確保、障害者の雇用の促進及び雇用の安定に関する必要な事業と、ものづくり分野の離職者・在職者訓練、人材確保に関する諸問題など、雇用問題全般に関する支援を行っています。

(支援概要)

- ・施設内の公的職業訓練（離職者訓練）
- ・民間教育訓練機関を活用した公的職業訓練（求職者支援訓練）
- ・能力開発セミナー（在職者訓練）

(窓口) 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 奈良支部

奈良職業能力開発促進センター

〒634-0033 橿原市城殿町 433

【電話】 0744-22-5224

【交通手段】 近鉄「畝傍御陵前」駅下車
徒歩 15分



(35) 公共職業能力開発施設

(組織の紹介)

奈良県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が、設置・運営する施設で、職業能力開発校、職業能力開発促進センターがあります。

職業訓練

(支援概要) 就労に直接関係した技術を身につけるための訓練コースなどを提供しています。

(対象要件等) 求職者

(申込方法) 住所管轄のハローワークより受講の相談、申込書を提出

公共職業能力開発施設

- ・独立行政法人
高齢・障害・求職者雇用支援機構 奈良支部
奈良職業能力開発促進センター
(ポリテクセンター奈良)
→P. 115 参照

- ・奈良県立高等技術専門学校
〒636-0212 磯城郡三宅町石見 440
【電話】 0745-44-0565
【交通手段】 近鉄「石見」駅下車徒歩 2 分
近鉄「黒田」駅下車徒歩 15 分

公共職業訓練実施機関

- ・財団法人介護労働安定センター奈良支部
〒630-8115 奈良市大宮町 4-266-1 三和大宮ビル 2 階
【電話】 0742-35-2701
【交通手段】 近鉄「新大宮」駅下車徒歩 8 分
JR「奈良」駅下車徒歩 12 分 ・「三条北添川」バス停下車徒歩 1 分

民間教育訓練機関等 (委託訓練)

※設定科目等につきましては、公共職業能力開発施設等にお問い合わせください。



(36) 奈良県労働委員会

(組織の紹介・支援概要)

労働委員会は、中立、公正な立場で労使紛争の迅速、円満な解決に努め、将来に向けて安定・円滑な労使関係を作り上げていく専門的な行政機関で、調整的機能と判定的機能を有しています。

労働争議の調整の申請、個別労働関係紛争のあっせんの申請、不当労働行為の救済申立て手続きなどの相談に応じています。

(窓口) 奈良県労働委員会事務局

〒630-8131 奈良市大森町 57-12 (奈良総合庁舎 2 階)

【電話】 0742-23-3530

【F A X】 0742-23-3530

【交通手段】 JR「奈良」駅下車徒歩 10 分

近鉄「奈良」駅から「大森町」バス停下車徒歩 1 分

(37)奈良県雇用政策課

(組織の紹介)

県の機関で、個々の求職者に対する就職活動支援や就労者に対する労働相談などの支援を行っています。

1 就職支援

個々の求職者に対する職業能力開発や雇用の促進に関することを行っています。

2 労働相談

労働者・事業主の皆様の労働に関する相談を中小企業労働相談所において、窓口・電話で受け付けています。

◇中小企業労働相談所 年末年始 12/29～1/3 と休日・祝日は除く

・ 中小企業労働相談所

【電 話】 0120-450-355(フリーダイヤル)

【実施日】 月～金 9:00～18:00

・ 北和地区

中小企業労働相談所 〒630-8325 奈良市西木辻町 93-6 奈良労働会館(エルトピア奈良)

【電 話】 0742-26-6900

【実施日】 第1・3 土曜日 13:00～17:00

・ 中和地区

中小企業労働相談所 〒635-0015 大和高田市幸町 2-33 中和労働会館(エルトピア中和)

【電 話】 0745-22-6631

【実施日】 第2・4 土曜日 13:00～17:00

(38)奈良県奈良・高田しごとiセンター

(組織の紹介)

しごとを探すための総合就業相談窓口です。しごと探しのための様々な支援を行います。

就業相談

キャリアコンサルタントによる就業全般（内職の紹介、斡旋を含む）の相談や情報提供を行っています。

若年者支援

「ならジョブカフェ」において、おおむね35歳未満の方（40代前半の不安定就労者含む）を対象にキャリアコンサルタントによる就業に関する相談・アドバイス等、キャリアカウンセリングを行っています。

無料職業紹介

県内で働きたい方と登録時に面談を行い、県内企業の求人と求職双方の条件に合った職業紹介を行っています。

職業情報提供

仕事に関するインフォメーションセンターとして、各種情報提供とインターネットによる求人検索・パソコンを使つての職業興味検査を行っています。

(窓口)

・奈良県奈良しごとiセンター

〒630-8325 奈良市西木辻町93-6 奈良労働会館内（エルトピア奈良）

【電話】しごと相談ダイヤル：0742-23-5730

無料職業紹介所：0742-23-5729

【FAX】0742-23-5757

【交通手段】JR「奈良」駅下車（東口）から徒歩5分

近鉄「奈良」駅から9番のりば市内循環内回りバス、

「瓦町」バス停下車すぐ

・奈良県高田しごとiセンター

〒635-0015 大和高田市幸町2-33 奈良県産業会館3階

【電話】しごと相談ダイヤル：0745-24-2010

無料職業紹介所：0745-24-2007

【FAX】0745-24-0101

【交通手段】JR「高田」駅（東口）下車すぐ

近鉄「大和高田」駅下車徒歩5分

【HP】<http://www.pref.nara.jp/11833.htm>

(39) 配偶者暴力相談支援センター

(組織の紹介)

配偶者(事実婚や元配偶者を含む)からの暴力の被害者に対して相談や関係機関の紹介、被害者や同伴家族の一時保護、被害者の自立支援を行う上で中心的な役割を果たす施設です。

奈良県における配偶者暴力相談支援センターの機能は奈良県中央こども家庭相談センターが持っています。県内市町村では、奈良市が開設しています。

1 相談業務等

(支援概要)

配偶者からの暴力に関する相談業務を行い、関係機関・団体の紹介や保護命令制度、シェルター等に関する情報提供、利用の援助を行います。

2 心理判定の実施

(支援概要)

配偶者からの暴力により精神的被害を受けた被害者に対し、必要に応じ心理判定、メンタルケアを行っています。

3 緊急時における安全の確保及び一時保護

(支援概要)

被害者や同伴者の緊急時における安全の確保と一時保護を行います。緊急時における安全の確保は、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間、適当な場所にかくまったり避難場所を提供するものです。また、一時保護は被害者本人の意思に基づき、適当な寄宿先がなく、被害が及ぶことを防ぐために緊急の保護が必要と認められる場合、短期間の生活支援が有効である場合等に行うものです。

4 自立支援

(支援概要)

自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等についての情報提供等の援助を行っています。

(窓口) 奈良県中央こども家庭相談センター (女性相談課)

〒630-8306 奈良市紀寺町 833

【女性相談】 0742-22-4083

平日 9:00~20:00

【来所予約】 【来所相談】 9:00~16:00 (要予約)

【交通手段】 近鉄・JR「奈良」駅から

市内循環「幸町」バス停下車すぐ

配偶者からの暴力被害者支援情報

【内閣府HP】 http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/index.html



(40)奈良県女性センター

(施設の紹介)

男女共同参画社会の実現を推進するための拠点施設として、男女共同参画に関する情報提供、人材育成や働く女性を支援するための講座・セミナーの開催、相談事業などを行っています。さらに女性グループ・団体の自主的な活動の場の提供も行っています。

1 相談業務

(支援概要)

◇女性相談

女性が抱えるさまざまな悩みなどの相談を面接、電話により行っています。

また、弁護士による法律相談も実施しています。

面接相談、弁護士相談は予約制です。

【電 話】0742-22-1240 (相談専用)

【相談時間】火～金曜 9:30～17:30 土曜 9:30～20:00 日曜・祝日 9:30～17:00

(いずれも 13:00～14:00 を除く)

◇男性相談

仕事や職場の人間関係の悩み、ストレスなどについての相談を面接、電話により行っています。(面接相談は予約制です。)

【電 話】0742-27-0304 (相談専用) ※予約は0742-27-2300 (代表) へ

【相談時間】毎月第1第3土曜 17:00～20:00

◇働く女性支援相談

仕事と子育ての両立・働き方、再就職、キャリアアップなどの相談を面接、電話相談により行っています。(面接相談は予約制です。)

【電 話】0742-27-2302 (相談専用)

【相談時間】火～土曜 9:30～17:00 (12:30～13:30 を除く)

2 講座・セミナー

(支援内容)

DVの実態、被害女性の心理などを学び、社会全体で支援していくことの大切さを学ぶ講座を実施しています。

3 就労支援

(支援内容)

女性が能力を発揮し、仕事と生活の調和を実現していきいきと働けるよう、働く女性のことに関する相談(前述)や就労を支援する講座を実施しています。

(窓口) 奈良県女性センター

〒630-8216 奈良市東向南通町6

【電話】0742-27-2300

【開館時間】火～土 9:30～20:00、日・祝 9:30～16:30

(月曜が祝日の場合の直後の平日・年末年始を除く)

【交通手段】近鉄「奈良」駅下車徒歩3分

【HP】<http://www.pref.nara.jp/11774.htm>



(41) 奈良県性暴力被害者サポートセンター
(NARAハート)

(施設の紹介)

性暴力の被害からの心身の回復を支援するため、性別にかかわらず電話・面接による相談を行います。また、被害者の意思を尊重しつつ、警察・医療・弁護士・カウンセリングなどにつなぎ、必要に応じて同行支援も行います。

1. 相談窓口

【電話】 0742-81-3118

【相談時間】 火～土曜日 9:30～17:30 (休館日、祝日、年末年始を除く)

2. 性暴力被害者支援公費負担事業

性暴力被害者の身体的・心理的及び経済的な負担を軽減するため、医療費（初診料、緊急避妊処置費用、性感染症検査費用など）、法律相談、カウンセリング費用を公費負担する制度です。

公費負担の対象者、負担の範囲等には一定の条件があります。

(42) 婦人相談所(奈良県中央こども家庭相談センター)

(組織の紹介)

奈良県における婦人相談所の機能を持っています。47 都道府県に設置されています。女性の抱える様々な問題に関する相談業務、一時保護等を実施する機関として設置されています。配偶者からの暴力被害者を支援する配偶者暴力相談支援センターの機能を果たし、多くの都道府県で中心的役割を担っています。また、人身取引被害者の保護も行っています。

1 相談業務

(支援概要)

国籍、年齢を問わず、各般の問題を抱えた女性からの相談に応じ、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、自立に向けた適切な支援を行います。

配偶者からの暴力被害者に対しては、相談に応じるほか、心身の回復のため医学的、心理学的な支援、自立支援、保護命令の制度利用の支援、保護施設の利用の支援を行います。

(窓口)・奈良県中央こども家庭相談センター (女性相談課) →P. 120 参照

〒630-8306 奈良市紀寺町 833

【電話】 0742-22-4083

・奈良県高田こども家庭相談センター

〒635-0095 大和高田市大中 17-6

【電話】 0745-22-6079

2 一時保護

(支援概要)

一時保護は、本人の意志に基づき、緊急一時保護あるいは施設入所する前や短期間の入所支援をする場合等に行います。

一時保護期間中は、行動観察、短期間の指導・援助、その他必要な支援を行います。

なお、厚生労働大臣が定める基準を満たす者（施設や民間団体）に委託することもあります。

※一般生活にかかる費用については、負担の必要はありません。（衣食その他日常生活に必要なものを給付します。）

(対象要件等)

- ・配偶者（事実婚を含む）からの暴力を受けた方
- ・人身取引の被害を受けた方
- ・売春に関わった、又は関わりそうな方
- ・正常な生活を営む上で困難な問題を有し、解決にあたる機関が他にないため、保護、援助を必要とする状態にあると認められる方

(窓口) 奈良県中央こども家庭相談センター →P. 120 参照

〒630-8306 奈良市紀寺町 833

【電話】 0742-22-4083

(43) 児童相談所(奈良県こども家庭相談センター)

(組織の紹介)

奈良県における児童相談所の機能を持っています。原則、18歳未満の子どもの問題について相談に応じる機関です。一義的な子どもにかかわる相談を受け付ける市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、養護性が高く、より専門的な判断が求められる相談については児童相談所が対応します。

相談業務

(支援概要)

子ども虐待や育児の悩み等について、保護者や子どもからの相談に対応しています。必要な場合は子どもを一時保護したり、施設に措置したりします。

(窓口)

- ・奈良県中央こども家庭相談センター（こども支援課） →P. 120 参照
〒630-8306 奈良市紀寺町 833
【こども相談】 0742-26-3788
【受付時間】 平日 9:00～17:00
ただし虐待等緊急の通告は、休日夜間を問わず終日受付
【子どもと家庭テレフォン相談】 0742-23-4152
平日 9:00～20:00 土日祝 9:00～16:00
(年末年始と 12:00～13:00 を除く)
- ・奈良県高田こども家庭相談センター
〒635-0095 大和高田市大中 17-6
【こども相談】 0745-22-6079
【受付時間】 平日 9:00～17:00
【交通手段】 JR「高田」駅下車徒歩 10 分/近鉄「大和高田」駅下車徒歩 15 分

奈良県こども家庭課

【HP】 <http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=11752>

(44) 児童家庭支援センター

(組織の紹介)

虐待や非行を含め子どもの福祉に関する問題について、子ども、家庭、地域住民などからの相談に応じ、必要な助言を行っています。また、子どもや保護者に対して指導を行うとともに児童相談所等との連携・連絡調整を行っています。

相談業務

(支援概要)

子どもの福祉に関する問題について、相談員や心理療法担当職員が相談に応じ必要な助言を行っています。

(窓口)

・児童家庭支援センターてんり

〒632-0018 天理市別所町 715-3

【電話】 0743-63-8162

【受付時間】 10:00～19:00(月～金・日)

※緊急の場合には、休日、夜間も受付

【交通手段】 近鉄・JR「天理」駅から「別所」バス停下車徒歩 15 分

・児童家庭支援センターあすか

〒633-0053 桜井市谷 265-4

【電話】 0744-44-5800

【受付時間】 9:00～17:00 (月～土)

※日・祝・夜間は児童養護施設において受付

【交通手段】 近鉄・JR「桜井」駅下車徒歩 13 分

(45)乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設

(組織の紹介・支援概要)

◇乳児院

親の死亡や病気・家出・虐待など様々な事情で家庭での養育が困難な乳児（特に必要のある場合、幼児も含む。）を児童相談所の入所決定により、預かって養育することを目的とする施設です。

◇児童養護施設

親の死亡や病気・家出・虐待など様々な事情で家庭での養育が困難な子どもを児童相談所の入所決定により、預かって養育することを目的とする施設です。

◇児童自立支援施設

不良行為をしたり生活指導等を要する子どもを、児童相談所の決定あるいは家庭裁判所の審判により入所させ、個々の子どもの状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援・援助することを目的とする施設です。

(相談窓口) 奈良県中央・高田こども家庭相談センター (P. 124 参照)

(46)母子生活支援施設

(組織の紹介)

経済的問題や心身の不安定といった問題を抱える母子を保護し、その自立の促進のために生活を支援することを目的とした施設です。入所の申し込みは、居住地の福祉事務所に対して行うことになります。また、申し込みについては、母子からの依頼に基づいて、母子生活支援施設が母子の代わりに行うこともできます。

(対象要件等)

- 以下に該当し、かつその児童の監護を十分に果たすことができない女子とその児童
- ・夫との死別・離婚や夫の失踪等により、現在夫がいない女子
- ・配偶者の暴力から母子で逃れており、婚姻の実態が失われている女子

(入所申込み) 住所を管轄する福祉事務所 (P. 167)

※奈良市在住の方は奈良市子育て課【電話】0742-34-4796

(47)母子家庭等就業・自立支援センター(奈良県スマイルセンター)

(組織の紹介)

母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の経済的自立を目指し、就業相談や求人情報の提供、講習会の開催などを行っています。

配偶者等からの暴力の被害者で母と子で避難をしている方も利用できます。

(支援概要)

就業に関する質問や悩み事の相談後、希望者には『就業支援バンク』に登録していただきます。計画的に求職活動ができるように活動プランを立て、一人ひとりの状況に合わせた就業支援をしています。

就業に結びつく可能性の高い技能を取得するためのITや調理師などの『就業支援講習会』の他、児童扶養手当受給者を対象に、「母子自立支援プログラム」を策定し、ハローワークや福祉事務所と一体となって就業に至るまでのサポートをしています。

また、弁護士による法律相談や、専門の相談員による養育費相談を実施しています。

【相談時間】9:00～17:00 (月曜日～土曜日)

※日・祝祭日・年末年始を除く

(窓口) 奈良県スマイルセンター

〒630-8325 奈良市西木辻町 93-6

エルトピア奈良 (奈良労働会館) 内

【電話】0742-24-7624 【FAX】0742-24-7625

【HP】<http://www1.odn.ne.jp/smile-center>

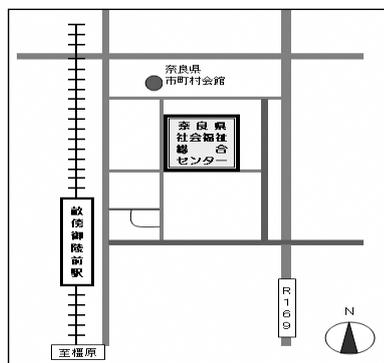
【メール相談専用】smile-center@tree.odn.ne.jp

※件名には必ず「メール相談」と入力してください。

携帯電話でご利用の場合、ドメイン指定をされていると

返信できないことがあります。

※法律相談・養育費相談は要予約。



(48)ファミリー・サポート・センター

(組織の紹介)

市町村が設置、運営する機関で、「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」を結びつける会員制の育児支援ネットワークです。児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行っています。

各種サポート

(支援概要)

以下のような事業を実施しています。

- ・保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。
- ・保育施設までの送迎を行う。
- ・冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。
- ・買い物等外出の際、子どもを預かる。

※利用料が必要です。

(対象要件等) 登録をした会員

(相談窓口) ファミリー・サポート・センター (P. 174)

(49)奈良児童虐待防止ネットワーク「きずな」

(組織の紹介)

さまざまな形で、虐待を受けている子どものいのち、人権を守り、また、虐待の加害者となってしまう人々への援助を目的として、地域社会において子どもの養育、家庭への援助に関わる関係者あるいは保健・医療・福祉・教育・司法等の専門職・機関およびこの活動に賛同する人々との協力のもとに、民間団体として、子どもへの虐待の発見と防止活動への支援を行い、子どもの自立を支援することを目的としています。

(活動の内容)

- 1 地域社会における、子どもへの虐待防止に取り組むための継続的な啓発活動、研修活動を行う。
- 2 子育てのニーズに対応するために相談活動を支援する。
- 3 専門講座(年4回)・事例研究会(年3回)の開催。
- 4 ニュースレターの発行
- 5 効果的な緊急対応ができる地域システムを作るために、日常的な関係機関との連携を図り、情報交換を行う。
- 6 対象者のニーズに応じて、必要な援助の紹介を行う。
- 7 関係機関との協力のもと緊急の場合には危機介入できる体制作りをめざす。

(問い合わせ) 児童家庭支援センターあすか 【電話】 0744-44-5800 (P. 125 参照)

(50) 奈良県教育委員会

(組織の紹介)

児童生徒が犯罪被害者になった場合に、学校や関係機関との連携を図り、必要な支援を行っています。また、心理的援助を必要とする事案に対して、緊急的に専門家（精神科医師、大学教員、臨床心理士等）を派遣するスクールカウンセリングカウンセラー派遣事業を行っています。

相談窓口は、奈良県立教育研究所に開設しており、児童生徒が犯罪被害者となった場合の相談を行うことができます。

◇奈良県立教育研究所（磯城郡田原本町秦庄 22-1）

・電話教育相談（あすなろダイヤル）

【電話】 0744-34-5560 平日 9:00～21:00 土日祝 9:00～19:00

いじめについての相談は、24 時間で対応しています。

※上記以外の時間帯は奈良いのちの電話（0742-35-1000）に転送されます。

・来所教育相談

平日 9:00～17:00 （水曜日は 9:00～12:00）

あすなろダイヤルで申し込んでください。

特別支援教育就学奨励費

(支援概要)

奈良県内の特別支援学校へ就学する幼児、児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のため必要な経費を補助します。

(窓口) 奈良県立特別支援学校 (P. 175)

(51) 学校

(組織の紹介)

在籍する児童・生徒が犯罪被害者となった場合に、教職員による支援を行うとともに、派遣されているスクールカウンセラーや市町村教育委員会、外部機関と連携しながら、児童生徒やその保護者の心のケアに努めます。

スクールカウンセラー

(支援概要)

スクールカウンセラーが派遣された学校においては、スクールカウンセラーが児童・生徒や保護者のカウンセリングを行う他、災害や事件・事故などが起きた場合には、緊急的にスクールカウンセラーが派遣され、災害や犯罪の被害児童・生徒の心のケアを行います。

(問い合わせ) 奈良県立教育研究所 【電話】 0744-33-8904

(52)独立行政法人 日本スポーツ振興センター

(組織の紹介)

我が国におけるスポーツの振興、児童・生徒等の健康の保持増進を図るための中核的・専門的機関として、スポーツの普及等に関する各種業務のほか、災害共済給付、学校安全支援業務などを行っており、全国に6か所の支所があります。

(支援概要)

義務教育諸学校、高等学校、高等専門学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園、高等専修学校及び保育所等の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金を支給）を行うものです。

給付金の支払請求は、学校の設置者がセンター（支所）に対して行い、給付金はセンター（支所）から学校の設置者を經由して児童生徒等の保護者に支払われます。

(対象要件等)

在籍する学校にお問い合わせ下さい。

(窓口) 独立行政法人 日本スポーツ振興センター大阪支所
〒530-0001 大阪市北区梅田 1-11-4 大阪駅前第4ビル7階
【電話】 06-6456-3601
【交通手段】 地下鉄「東梅田」駅下車徒歩1分
【HP】 <http://www.jpnsport.go.jp/>

交通事件

(53) 奈良県交通事故相談所

(組織の紹介)

交通事故で被害を受けた方の抱える様々な問題について、専任の交通事故相談員が、相談を受け付け、公正な立場から助言や問題解決の支援を行っています。

相談業務

(支援概要)

損害賠償請求、示談の進め方、生活問題等について、面接、電話等での相談を受け付けています。問題解決のための指導や助言、必要に応じて関係機関への紹介を行っています。

(窓口) 奈良県交通事故相談所 (奈良県安全・安心まちづくり推進課内)

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地 (県庁 2 階)

【電話】 0742-27-8731

【相談時間】 月・火・木・金

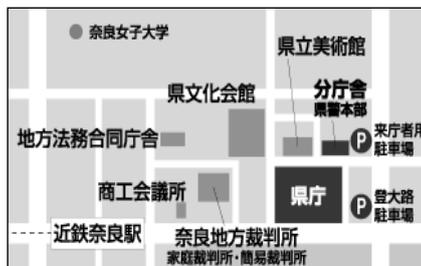
(祝日・年末年始除く) 8:30~16:45

【交通手段】 近鉄「奈良」駅下車徒歩 6 分

・「県庁前」バス停下車すぐ

【HP】

<http://www.pref.nara.jp/15682.htm>



(54) 奈良県交通安全活動推進センター

(組織の紹介)

都道府県公安委員会の指定された法人であり、交通事故被害者等のために交通事故相談に応じています。

交通事故相談活動

(支援概要)

交通事故の保険請求、損害賠償請求、示談等の経済的被害や精神的被害の回復に関しての相談に応じ、適切な助言をしています。

(窓口) 奈良県交通安全活動推進センター 【電話】 0744-23-4400

平日 9:00~17:00 (面接相談可)

(55)公益財団法人 日弁連交通事故相談センター

(組織の紹介)

全国の弁護士会が協力する交通事故専門の相談所で、損害賠償額の算定等交通事故の民事上の法律問題について弁護士による交通事故相談・示談あっせん・審査を無料で行っています。

面接相談

(支援概要)

交通事故にあった時、弁償を誰にいくら請求すればいいのか、過失割合はどの程度なのか、加害者になった場合はいくら賠償しなければならないのか等、不安でわからないことが多いと思います。このような民事上の法律問題について、弁護士が面接相談を行います(無料)。

示談あっ旋

(支援概要)

損害賠償の交渉で相手方と話がかからない場合、弁護士が間に入り双方の言い分を十分に聞き、公正中立な立場で相当な示談案を提示して、早期に適切な示談が成立するよう、示談あっ旋を行っています(無料)。示談あっ旋の申し出は、面接相談を行い、相談担当弁護士がその適否を判断します。

(窓口)

【奈良県支部電話】 0742-26-3532

【本部電話】 03-3581-4724

(窓口) 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター奈良県支部

〒630-8237 奈良市中筋町 22 番地の 1

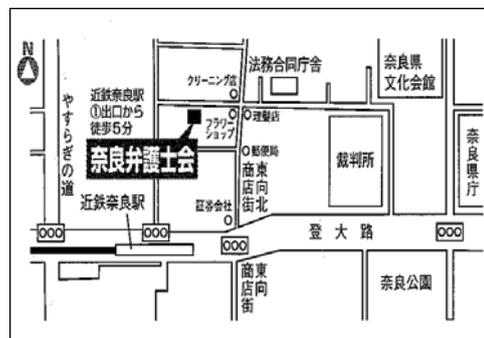
奈良弁護士会内

【電話】 0742-26-3532

【FAX】 0742-23-8319

【受付時間】 平日 9:30~17:00

【交通手段】 近鉄「奈良」駅1番出口
徒歩約5分



交通事件

(56)公益財団法人 交通事故紛争処理センター

(組織の紹介)

交通事故の紛争の適切な処理と公共の福祉を目的として全国に 11 か所の拠点を設け活動しています。当事者間において、損害賠償などの問題について解決が図れないときに、公正・中立の立場で、無償で紛争解決の支援を行います。

法律相談・和解のあっせん

(支援概要)

交通事故に遭われた方の面接相談を行い、弁護士や法律の専門家による交通事故の相談・和解のあっせん、審査を行います。

(対象要件等)

電話予約の際に案内します。

(窓口) 公益財団法人 交通事故紛争処理センター大阪支部

〒541-0041 大阪市中央区北浜 2-5-23 小寺プラザビル4階南側

【電話】06-6227-0277

【FAX】06-6227-9882

【交通手段】京阪・地下鉄「淀屋橋」駅下車徒歩7～10分

京阪・地下鉄「北浜」駅下車徒歩3分

利用詳細案内【HP】<http://www.jcstad.or.jp/>

(57)一般社団法人 日本損害保険協会

(組織の紹介)

わが国における損害保険業の健全な発展および信頼性の向上を図ることにより安心かつ安全な社会の形成に寄与することを目的としています。

なお、組織内にそんぽADRセンターを設置し、お客様からのご相談等に対応しています。

そんぽADRセンター

(支援概要)

損害保険に関する一般的な相談・苦情に対応するほか、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社（注）とのトラブルに対し、中立・公正な立場から苦情解決手続きおよび紛争解決手続を行っています。

そんぽADRセンターは、全国に10か所設置しています。

(注) 当協会と手続実施基本契約を締結している保険会社に限りです。

(窓口) 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105 ワテラスアネックス7階

【電話】0570-022808 (通話料有料)

【受付時間】月～金(祝日・休日および12/30～1/4を除く)9:15～17:00

【HP】<http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/>

※IP電話からは、次の直通電話へおかけください。

そんぽADRセンター近畿

〒541-0041 大阪市中央区北浜2-6-26 大阪グリーンビル9階

【電話】06-7634-2321

【受付時間】月～金(祝日・休日および12/30～1/4を除く)9:15～17:00

(58)一般財団法人 自賠償保険・共済紛争処理機構

(組織の紹介)

自賠償保険金・共済金の支払について、支払の適正化を図ることを目的として国から指定された紛争処理機関であり、被害者や自賠償保険・共済の加入者と保険会社・共済組合との間で生じた紛争に対して、公正かつ適確な解決を目指し、支払内容について調停事業を行っています。

また、自動車事故による被害者等からの相談対応の事業も行っています。

① 紛争処理

(支援概要)

交通事故の当事者や保険会社・共済組合から提出された書類等を基に、弁護士、医師、学識経験者からなる紛争処理委員が支払内容について審査し、調停を行っています。

※紛争処理に当たっての費用は原則として無料です。

② 相談業務

(支援概要)

自動車事故による被害者等からの相談に対応しています。

(対象要件等)

自賠償保険、自賠償共済に関する事項に限ります。

■ 一般財団法人 自賠償保険・共済紛争処理機構

○本部 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 3-4 龍名館本店ビル 11 階

○大阪支部 〒541-0051 大阪府大阪市中央区備後町 3-2-15 モレスコ本町ビル 2 階

電話 0120-159-700 (フリーダイヤル月～金 9:00～12:00 13:00～17:00)

※ホームページ : <http://www.jibai-adr.or.jp/>

(59) 公益財団法人 交通遺児等育成基金

(組織の紹介)

自動車事故により死亡した方の遺族である児童及び交通事故により重度の後遺障害が残った方の子弟である児童の生活基盤の安定を図るため、交通遺児育成基金事業と交通遺児等支援事業の2つの事業を行うことにより、交通遺児等の健やかな育成を図ることを目的としています。

1 交通遺児育成基金事業

交通事故により親を亡くした満16歳未満の児童が、賠償金などから一定額を基金に払い込むことにより、満19歳に達するまで毎月一定額の育成給付金を支給します。

2 交通遺児等支援給付事業

中学校卒業までの交通遺児または交通事故により重度後遺障害を負われた方の子弟がいる生活状態が困窮している家庭に対して一定額を支給します。

(支援概要・対象要件等)

(1) 越年資金

自動車事故被害者家庭のうち特に生計困窮家庭に対して、当該家庭が新年を迎えるに当たっての生活資金を必要とする場合に、児童1人につき一定額を支給します。

(2) 入学支度金

自動車事故被害者家庭に対して、当該家庭の子弟が義務教育を受けるために小学校又は中学校に入学する際に、入学する児童1人につき一定額を支給します。

(3) 進学等支援金

自動車事故被害者家庭に対して、当該家庭の子弟が義務教育を修了し直ちに上級学校に進学または就職する場合に、児童1人につき一定額を支給します。

(4) 緊急時見舞金

- ①自動車事故被害者家庭に対して、当該家庭の家族が死亡した場合又は重度の後遺障害を被った場合、一家庭につき一定額を支給します。
- ②当該家庭の家屋が災害等により全壊又は半壊の被害を受けた場合に、一家庭につき一定額を支給します。

(窓口) 公益財団法人 交通遺児等育成基金

事務局：〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5 海事センタービル7階

[交通遺児育成基金事業のお問い合わせ]

(電話) 03-5212-4511 (FAX) 03-5212-4512

[交通遺児等支援給付事業のお問い合わせ]

(電話) 03-3237-0158 (FAX) 03-3237-8931

※お問い合わせは、月～金(祝祭日、年末年始を除く) 10:00～17:00

【メールアドレス】 infol@kotsuiji.or.jp

【HP】 <http://www.kotsuiji.or.jp>

(60)独立行政法人 自動車事故対策機構(NASVA)

(組織の紹介)

自動車の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対する指導、自動車事故による被害者に対しその身体的又は財産的被害の回復に資する支援等を行うことにより、自動車事故の発生の防止に資するとともに、被害者の保護を増進しています。

1 介護料の支給

(支援概要)

自動車事故が原因で、脳・脊髄・胸腹部臓器を損傷したことにより重度な後遺障害が残り、常時又は随時の介護が必要な方に対し、介護料を支給しています。

2 療護施設の設置・運営（重度後遺障害者のための専門病院）

(支援概要)

自動車事故による重度後遺障害者（遷延性意識障害者）のための専門病院（療護施設）を全国10か所で設置・運営しています。

3 交通遺児等貸付

(支援概要)

自動車事故により保護者が死亡又は重度後遺障害者となったご家族（生活困窮家庭）のお子様に対し、中学校卒業まで生活資金の無利子貸付を行っています。

4 NASVA（ナスバ）交通事故被害者ホットライン

(支援概要)

上記制度も含め、各種相談窓口を電話で紹介しています。

・NASVA（ナスバ）交通事故被害者ホットライン 電話：0570-000738

（土・日・祝日・年末年始を除く9：00～17：00）

(窓口) 独立行政法人 自動車事故対策機構 (NASVA (ナスバ)) 奈良支所

〒630-8244 奈良市三条町487 小山ビル3階

【電話】0742-22-0613 【FAX】0742-22-0292

※平成31年2月より以下住所に移転する予定です。

〒630-8122 奈良市三条本町9-21JR 奈良伝宝ビル6階 【電話・FAX】未定

【HP】<http://www.nasva.go.jp/>

(61)公益財団法人 交通遺児育英会

(組織の紹介)

教育の機会均等を図り、社会有用の人材を育成することを目的として、交通事故が原因で死亡した方や著しい後遺障害がある方の子女等のうち、経済的な理由で修学が困難な方に学資を貸与しています。

奨学金の貸与

(支援概要)

高等学校以上の学校に通うための学費を必要としている方に、奨学金を無利子で貸します。

(対象要件等)

保護者等が自動車事故や踏切事故など、道路における交通事故で死亡、あるいは重い後遺障害のために働けず、経済的に修学が困難な生徒・学生であること(申込時25歳までの方)

(窓口) 応募資料請求

0120-521286 (フリーダイヤル)、03-3556-0773 (奨学課・直通)

(窓口) 公益財団法人 交通遺児育英会

〒102-0093 東京都千代田区平河町二丁目6番1号 平河町ビル3階

【電話】03-3556-0771 (代表)

【FAX】03-3556-0775

【HP】<http://www.kotsuiji.com/>

その他

(62)公益財団法人 奈良県暴力団追放県民センター

(組織の紹介)

暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済に寄与することを目的として設立された団体です。

具体的には、暴力団員による不当な行為を予防するための広報活動等を推進し、暴力団員による不当な行為についての相談事業を行うとともに、暴力団員による不当な行為の被害者の救援等を行っています。

1 暴力相談活動

(支援概要)

弁護士、少年指導委員、保護司、警察OBが、面談・電話等により、暴力団による被害の防止、回復等に向けたアドバイスを行っています。

2 被害者給付金の支給

(支援概要)

奈良県内に居住又は勤務し、奈良県内において暴力団追放運動等に関連し傷害被害を受けた方に対して被害者給付金の支給を行っています。

3 暴力団員を相手とした民事訴訟の支援活動

(支援概要)

暴力団等からの被害に係る損害賠償請求訴訟及び奈良県内に設置されている暴力団組事務所の立退訴訟並びに賃貸借契約解除請求等の訴訟に係る費用等について、無利子貸付けを行っています。

なお、貸付には一定の審査があります。

(問い合わせ) 公益財団法人 奈良県暴力団追放県民センター 【電話】 0742-24-8374

(63) 奈良県消費生活センター

(組織の紹介)

商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、消費者被害の救済・回復を図るため公正な立場で処理にあたっています。

相談業務（電話又は来所）

(支援概要) 悪質商法に巻き込まれた被害者への助言・あっせんを行っています。

(窓口) 奈良県消費生活センター
〒630-8122 奈良市三条本町8番1号
シルキア奈良2階
【電話】0742-36-0931
【FAX】0742-32-2686



奈良県消費生活センター 中南和相談所

〒635-0085 大和高田市片塩町12番5号 コスモスプラザ3階
【電話】0745-22-0931
【FAX】0745-22-4999

(共通)

【受付時間】9:00～16:30 年末年始・土・日・祝祭日除く

(64) 社会福祉法人 奈良いのちの電話協会

(組織の紹介)

奈良いのちの電話は、全国で8番目のいのちの電話として1979年11月1日に発足し、以来「眠らぬダイヤル」として約84万人の方々に寄り添ってきました。

相談業務

(支援概要)

◇さまざまな悩みを持つ人、生きる希望や勇気を失った人などに、電話を通してともに考え、生きる意欲と自信を取り戻してもらうための支援をしています。
所定の研修を受けた相談員が年中無休、24時間相談に応じています。

【相談電話】

奈良いのちの電話 0742-35-1000

フリーダイヤル「自殺予防いのちの電話」0120-783-556

その他

ナビダイヤル 「自殺予防いのちの電話」 0570-783-556

インターネット相談 <https://www.inochinodenwa.org/>

すこやかテレフォン 0742-35-1002

月～金 18:00～21:00 土日祝 10:00～16:00

子ども専用リーダール 「チャイルドライン」 0120-99-7777

よりそいの会あかり 0742-35-7200 毎火曜日 10:00～16:00

0742-93-8397 毎木曜日 13:30～16:30

(65) 自殺防止センター

(組織の紹介)

自殺を考えているほどの苦悩状態にある人々に感情面での支えを提供することを目的とした、ボランティア団体です。

1 相談業務

(支援概要)

自殺を考えている人や、その家族・遺族の訴えに対し、「聴く」ことで、精神的な負担の軽減に努めます。

- ・ 自死遺族の会 (自殺で大切な家族を亡くされた方のわかち合いの会)

「土曜日のつどい」 毎月第1土曜日 (1月・5月除く) 14:00～16:00

大阪南中央区南船場 1-11-9

「水曜日のつどい」 毎月第3水曜日 17:00～19:00 茨木市内

- ・ 電話相談 大阪自殺防止センター 【電話】 06-6260-4343 金曜 13時～日曜 22時

2 自助グループへの支援

(支援概要)

同じような悩みを抱えている方に、交流場所を提供しています。

◇大阪自殺防止センター事務局 【電話】 06-6260-2155

(66)年金事務所

名 称	住 所	電 話	管轄地域
奈良年金事務所	〒630-8512 奈良市芝辻町 4-9-4	0742-35-1371	奈良市、大和郡山市、 生駒市、生駒郡
桜井年金事務所	〒633-8501 桜井市大字谷 88-1	0744-42-0033	桜井市、天理市、橿原市、 宇陀市、山辺郡、磯城郡、 宇陀郡、高市郡、 吉野郡のうち東吉野村
大和高田年金事務所	〒635-8531 大和高田市幸町 5-11	0745-22-3531	大和高田市、五條市、御所市、香 芝市、葛城市、北葛城郡、 吉野郡（東吉野村を除く。）
街角の年金相談セン ター 奈良	〒630-8115 奈良市大宮町 4-281 新大宮センタービル 1 階	0742-36-6501	

(67)全国健康保険協会(奈良支部)

名 称	住 所	電 話
奈良支部	〒630-8535 奈良市大宮町 7-1-33 奈良センタービル 4 階	0742-30-3700

(68)税務署

名 称	住 所	電 話	管轄地域
奈良税務署	〒630-8567 奈良市登大路町 81 奈良合同庁舎	0742-26-1201	奈良市、大和郡山市、天理市、 生駒市、生駒郡
葛城税務署	〒635-8503 大和高田市西町 1-15	0745-22-2721	大和高田市、橿原市、五條市、 御所市、香芝市、葛城市、高市郡、北 葛城郡
桜井税務署	〒633-8555 桜井市栗殿 185-4	0744-42-3501	桜井市、宇陀市、山辺郡、磯城郡、宇 陀郡
吉野税務署	〒639-3194 吉野郡吉野町丹治 200-1	0746-32-3385	吉野郡

「犯罪被害申告票」の書式

被害の概要、相談に関する要望は次のとおりです。

概要	被害発生日	年 月 日
	被害の種類	<input type="checkbox"/> 殺人 <input type="checkbox"/> 傷害 <input type="checkbox"/> 交通事件 <input type="checkbox"/> 性暴力 <input type="checkbox"/> 配偶者からの暴力 <input type="checkbox"/> 子ども虐待 <input type="checkbox"/> その他()
	被害当事者との関係	<input type="checkbox"/> 被害当事者 <input type="checkbox"/> 家族・遺族 <input type="checkbox"/> その他()
	被害発生場所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> その他()
	その他	被害の概要についてお話ししたいことがあればご自由にお書きください。

要望	<input type="checkbox"/> 総合的に相談したい			
	<input type="checkbox"/> 医療相談	<input type="checkbox"/> 精神的ケア	<input type="checkbox"/> 就職相談	<input type="checkbox"/> 住居相談
	<input type="checkbox"/> 経済的支援	<input type="checkbox"/> 子育て相談	<input type="checkbox"/> 福祉相談	<input type="checkbox"/> マスコミ対応
	<input type="checkbox"/> 捜査・刑事裁判に関する事	<input type="checkbox"/> 損害賠償等の法律相談	<input type="checkbox"/> 加害者の情報提供	
	<input type="checkbox"/> その他			
	特記事項(相談にあたって配慮してほしいことなど)			

(資料編) 2

関係機関・団体へ伝達すべき犯罪被害者等支援に関する情報に係る様式

受理年月日	平成 年 月 日
相談者の氏名等	氏名： 生年月日： 年 月 日 性別 男・女
	連絡先：電話 () 住所 メールアドレス
	<input type="checkbox"/> 被害当事者 <input type="checkbox"/> 家族・遺族(続柄) <input type="checkbox"/> その他 ()
犯罪等被害の概要 ※犯罪被害者等からの申告を基に記載	被害発生日： 年 月 日
	被害発生場所： <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> その他 () 被害の種類： <input type="checkbox"/> 殺人 <input type="checkbox"/> 傷害 <input type="checkbox"/> 交通事件 <input type="checkbox"/> 性暴力 <input type="checkbox"/> 配偶者からの暴力 <input type="checkbox"/> 子ども虐待 <input type="checkbox"/> その他 ()
当該被害による心身の状態	通院歴： <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	通院状況： <input type="checkbox"/> 通院中 <input type="checkbox"/> 終止、後遺障害： <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 具体的状況(傷害や後遺障害の程度)：
犯罪被害者等の要望 ※犯罪被害者等からの申告を基に記載	
自機関・団体で実施した支援の内容	
これまで受けた支援内容等	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	相談日： 年 月頃、相談機関・団体名： 受けた支援の概要：
紹介先担当部署 〃 連絡先	
備考	
情報提供についての同意確認欄	上記記載の情報を上記紹介先担当部署に提供することに同意します。 署名又は同意確認記述 <input type="text"/> (署名不可の場合は「同意する」旨直筆で記入)
電話相談等の場合 ※非通知の場合はその旨記入	上記記載の情報を上記紹介先担当部署に提供することに 電話 () から、 年 月 日 時 分同意を得た。
連絡年月日	平成 年 月 日
担当部署 連絡先	

※ 紹介元機関・団体において、犯罪被害者等の要望、紹介先機関・団体の情報管理等を踏まえ、個別の事案に即して判断し、記入できる範囲で記入すること。ただし、太字の項目については、最低限伝えることが望ましい。

(資料編) 3

被害者の状況把握シート

分野	項目	聴き取り事項	追加情報・特記事項等	おもな連携先
安全の確保	再被害の防止	<input type="checkbox"/> 再被害についての不安 (ある / ない / 不明)	<input type="checkbox"/> 具体的な内容 ()	* 警察 * 検察庁 * 保護観察所
	プライバシー	<input type="checkbox"/> 加害者からの嫌がらせや個人情報の拡散 (ある / ない) <input type="checkbox"/> マスコミ報道 (ある / ない)	<input type="checkbox"/> 嫌がらせや個人情報拡散の具体的な内容 () ※DV・ストーカー被害の場合 <input type="checkbox"/> 戸籍・住民票の閲覧制限 (した / 手続中 / していない / 不要)	【マスコミ対応など】 * 県弁護士会 * 法テラス
	居住環境	<input type="checkbox"/> 自宅に住み続けられるか (問題あり / 不安 / 問題なし)	<input type="checkbox"/> 自宅に住めない具体的問題 () <input type="checkbox"/> 避難場所(ある / ない) (ある場合、どこか:)	* 県、市町村
	その他	<input type="checkbox"/> その他の不安、問題 (ある / ない)	<input type="checkbox"/> 不安、問題の具体的な内容 () ※DV被害の場合 <input type="checkbox"/> 加害者は(家族 / それ以外) <input type="checkbox"/> 加害者とは(同居中 / 別居) <input type="checkbox"/> これまでに、DVは (あった / なかった)	* なら犯罪被害者支援センター ※DV被害については * こども家庭相談センター(中央・高田) * 女性センター
心身の状態	身体の状態	<input type="checkbox"/> 被害による治療	【被害者本人】 (ある / ない) 【家族等】 (ある / ない) (ある場合、誰が:)	<input type="checkbox"/> 現在の状況 () <input type="checkbox"/> 現在の状況 ()
		<input type="checkbox"/> 不眠や食欲不振	【被害者本人】 (ある / ない) 【家族等】 (ある / ない) (ある場合、誰が:)	<input type="checkbox"/> 具体的な症状等 () <input type="checkbox"/> 具体的な症状等 ()
		<input type="checkbox"/> もともとの病気 (持病など)	【被害者本人】 (ある / ない) 【家族等】 (ある / ない) (ある場合、誰が:)	<input type="checkbox"/> 悪化したかどうか (した / 変化なし) <input type="checkbox"/> かかりつけ医への受診 (可 / 不可 / いない / その他:) <input type="checkbox"/> 悪化したかどうか (した / 変化なし) <input type="checkbox"/> かかりつけ医への受診 (可 / 不可 / いない / その他:)
		<input type="checkbox"/> その他の症状、問題 (ある / ない) (ある場合、誰が:)	<input type="checkbox"/> 具体的な症状、問題等 ()	【病状や治療について】 * 治療中の医療機関 * かかりつけ医療機関 【医療機関を探す】 * 保健所 【医療機関への付添い】 * なら犯罪被害者支援センター * 性暴力被害者サポートセンター

分野	項目	聴き取り事項	追加情報・特記事項等	おもな連携先
心身の状態	心の状態	<input type="checkbox"/> 気分の落ち込みや、自責感 【被害者本人】 (ある / ない)	<input type="checkbox"/> 左記のある場合の具体的な様子 ()	【病状や治療について】 * 治療中の医療機関 * かかりつけ医療機関 【医療機関を探す】 * 保健所 【医療機関への付添い】 * なら犯罪被害者支援センター * 性暴力被害者サポートセンター 【カウンセリング】 * 警察 * なら犯罪被害者支援センター * 性暴力被害者サポートセンター 【相談】 * ならこころのホットライン及び面接相談
		【家族等】 (ある / ない) (ある場合、誰が:)	<input type="checkbox"/> 左記のある場合の具体的な様子 ()	
		<input type="checkbox"/> 恐怖感や不安感等 【被害者本人】 (ある / ない)	<input type="checkbox"/> 左記のある場合の具体的な様子 ()	
		【家族等】 (ある / ない) (ある場合、誰が:)	<input type="checkbox"/> 左記のある場合の具体的な様子 ()	
		<input type="checkbox"/> その他の症状 【被害者本人】 (ある / ない)	<input type="checkbox"/> 左記のある場合の具体的な様子 ()	
		【家族等】 (ある / ない) (ある場合、誰が:)	<input type="checkbox"/> 左記のある場合の具体的な様子 ()	
		<input type="checkbox"/> ※上記のうち、一つでも該当する場合	<input type="checkbox"/> 被害者本人のカウンセリングまたは精神科等の利用 (利用中 / 希望する / 希望しない / その他:) <input type="checkbox"/> 家族等のカウンセリングまたは精神科等の利用 (利用中 / 希望する / 希望しない / その他:)	
<input type="checkbox"/> ※判断できる専門家は、必要に応じて右記もチェック	<input type="checkbox"/> ASDまたはPTSD (誰が:) (具体的な様子:) <input type="checkbox"/> 死にたい気持ち (ある / あった / ない) (ある場合誰が:) (ある場合の行動化:) <input type="checkbox"/> 見守る人の存在 (いる / いない)			
<input type="checkbox"/> その他の不安、問題 (ある / ない) (ある場合、誰が:)	<input type="checkbox"/> 不安、問題の具体的な内容 ()			

分野	項目	聴き取り事項	追加情報・特記事項等	おもな連携先
日常生活の維持	通勤・通学	<input type="checkbox"/> 就学・就労についての問題、困難 (ある / なし) 〈例〉 ・通勤、通学の困難 ・学校、職場での困難 ・学校、職場の理解不足等	<input type="checkbox"/> 問題、困難の具体的内容 ()	*なら犯罪被害者支援センター * 県弁護士会 * 市教育委員会
	家事・育児・介護	<input type="checkbox"/> 家事・育児・介護についての問題、困難 (ある / なし) <input type="checkbox"/> 同居家族以外での協力者 (いない / いる / その他:)	<input type="checkbox"/> 問題、困難の具体的内容 () <input type="checkbox"/> 家族以外の協力がいない場合等 ~ヘルパーやボランティアの 利用について~ (希望する / しない / その他:)	【相談全般】 *なら犯罪被害者支援センター 【ヘルパー、ボランティア等】 *なら犯罪被害者支援センター
	家族関係・その他	<input type="checkbox"/> 家族関係の悪化、問題など (ある / なし) <input type="checkbox"/> 家族への接し方の疑問・不安 (ある / なし) <input type="checkbox"/> 友人等とのつきあい (変化あり / 変化なし)	<input type="checkbox"/> 家族に関する問題等の具体的内容 () <input type="checkbox"/> 友人等との変化の具体的内容 ()	【相談全般】 *なら犯罪被害者支援センター * 女性センター 【カウンセリング】 →「心の状態」欄を参照
	その他	<input type="checkbox"/> その他の不安、問題 (ある / なし)	<input type="checkbox"/> 不安、問題の具体的内容 ()	*なら犯罪被害者支援センター
経済的問題	就労収入等	<input type="checkbox"/> 被害による就労収入減などの不安・問題 (ある / なし / その他:) (ある場合、誰の:)	<input type="checkbox"/> 左記の収入問題の具体的内容 ()	
	当面の支払(医療費等)	<input type="checkbox"/> 医療費の支払についての不安、問題 (ある / なし / その他:) <input type="checkbox"/> 葬儀、法等の支払についての不安、問題 (ある / なし / その他:) <input type="checkbox"/> その他の急な出費についての不安、問題 (ある / なし / その他:)	<input type="checkbox"/> 左記の不安、問題等の具体的内容 () ※健康保険の適用について <input type="checkbox"/> 第三者行為による傷病届の手続き (終了 / 申請済み / 準備中 / していない)	【犯罪被害者等給付金】 * 警察 【医療費の支払、助成制度】 * 各医療機関 * 各市町村担当課
	その他	<input type="checkbox"/> 住宅ローン・賃貸家賃の支払についての不安、問題 (ある / なし / その他:) <input type="checkbox"/> その他借金の支払についての不安、問題 (ある / なし / その他:) <input type="checkbox"/> 相続上の不安、問題 (ある / なし / その他:)	<input type="checkbox"/> 左記の不安、問題等の具体的内容 () ※交通事件の場合 <input type="checkbox"/> 加害者の保険 (任意 / 自賠責のみ / 無保険) ※身体・生命に関する犯罪の場合 <input type="checkbox"/> 犯給金について (受給済み / 申請済み / 準備中 / 未申請 / 非該当 / その他:) <input type="checkbox"/> 左記の不安、問題等の具体的内容 ()	【損害賠償請求】 →「民事手続・裁判等」の欄を参照 【その他相談全般】 *なら犯罪被害者支援センター * 県弁護士会 * 法テラス * (公財)奈良県暴力団追放県民センター

分野	項目	聴き取り事項	追加情報・特記事項等	おもな連携先
司法関係の 手続き等	警察・検察関係	<input type="checkbox"/> 今後の手続き等の説明について (受けていない / 受けたがよくわからない / 理解できた / その他:) <input type="checkbox"/> 警察・検察での事情聴取等への不安、問題 (ある / なし / その他:) <input type="checkbox"/> その他、警察・検察関係での不安、問題 (ある / なし / その他:)	<input type="checkbox"/> 左記の不安、問題の具体的内容 () <input type="checkbox"/> 捜査等の進捗状況の連絡 (希望する / 希望しない / その他:) <input type="checkbox"/> 警察・検察での事情聴取等への付添いなど (希望する / 希望しない / その他:) ※性暴力に関すること <input type="checkbox"/> 産婦人科・婦人科の受診 (した / していない / その他:) <input type="checkbox"/> 強姦性交等罪等での証拠採取 (した / していない / その他:)	【手続きの説明等】 * 県警被害者支援室 * 各警察署 * 検察庁 * 保護観察所 * 法テラス * 県弁護士会 【付添い支援】 * なら犯罪被害者支援センター * 県弁護士会 * 性暴力被害者サポートセンター 【性暴力被害について】 * 性暴力被害者サポートセンター * 法テラス * 県弁護士会
	刑事手続・裁判等	<input type="checkbox"/> 刑事裁判の有無、予定 (済んでいる / 進行中 / 予定あり / なし / その他:) (予定ありの場合の日程:) <input type="checkbox"/> 弁護士による法律相談の利用 (利用した / 予定あり / していないが希望 / 希望しない / その他:) (した場合、どこ法律相談か: 被害者支援センター / 県弁護士会 / 区また市の法律相談 / その他:) <input type="checkbox"/> 刑事手続、裁判等に関する不安、問題 (ある / なし / その他:)	<input type="checkbox"/> 裁判が終わっている場合の結果 () <input type="checkbox"/> (進行中、または予定ありの場合) 裁判等の進捗状況の連絡 (希望する / 希望しない / その他:) <input type="checkbox"/> 刑事手続、裁判等に関する不安、問題の具体的内容 () <input type="checkbox"/> 刑事裁判への関与を希望する場合 ~何を希望するか (傍聴 / 意見陳述 / 被害者参加 / その他:) <input type="checkbox"/> 刑事手続に関する支援弁護士 (いる / 予定あり / いないが希望 / 希望しない / その他:)	【弁護士への相談】 * なら犯罪被害者支援センター * 県弁護士会 * 法テラス * 性暴力被害者サポートセンター 【刑事裁判について】 * 検察庁
	民事手続・裁判等	<input type="checkbox"/> 損害賠償請求 (済んでいる / 進行中 / 予定あり / なし / その他:) <input type="checkbox"/> 示談交渉 (済んでいる / 進行中 / 予定あり / なし / その他:) <input type="checkbox"/> 弁護士による法律相談の利用 (利用した / 予定あり / していないが希望 / 希望しない / その他:) (した場合、どこ法律相談か: 法テラス / 県弁護士会 / 区また市の法律相談 / その他:) <input type="checkbox"/> 民事手続、裁判等に関する不安、問題 (ある / なし / その他:)	<input type="checkbox"/> 請求、示談、民事裁判等が終わっている場合の結果 () <input type="checkbox"/> 民事手続、裁判等に関する不安、問題の具体的内容 () <input type="checkbox"/> 損害賠償等に関する支援弁護士等 (いる / 予定あり / いないが希望 / その他:)	* なら犯罪被害者支援センター * 県弁護士会 * 法テラス * (公財)奈良県暴力団追放県民センター
	その他	<input type="checkbox"/> その他の不安、問題 (ある / ない)	<input type="checkbox"/> 不安、問題の具体的内容 ()	* なら犯罪被害者支援センター

分野	項目	聴き取り事項	追加情報・特記事項等	おもな連携先
その他	その他	<input type="checkbox"/> その他の不安、問題 (ある / ない)	<input type="checkbox"/> 不安、問題の具体的内容 ()	
		<input type="checkbox"/> その他の不安、問題 (ある / ない)	<input type="checkbox"/> 不安、問題の具体的内容 ()	

(資料編) 4 相談窓口一覧

※平日には土曜日を含みません。

◇総合相談

名 称	相談電話番号	相談の対象又は内容	受付時間等	備 考	掲載箇所
奈良県くらし創造部 人権施策課 犯罪被害者等支援総合 相談窓口	0742-27-8726	犯罪被害者等支援に関する 総合的な相談、具体的な相談 窓口の紹介等	平日 8:30~17:15	面接相談可	P. 58
奈良県警察本部 警察総合相談電話 (ホ・くん相談コーナー)	0742-23-1108	総合的な相談窓口	毎日 (24時間)		P. 73
日本司法支援 センター 犯罪被害者支援ダイ ヤル	0570-079714	犯罪被害者支援の相談窓口 案内、支援の経験や理解のある 弁護士の紹介、各種情報の 提供	平日 9:00~21:00 土曜日 9:00~17:00		P. 80
日本司法支援 センター 奈良地方事務所 (法テラス奈良)	050-3383-5450	犯罪被害者支援の相談窓口 案内、支援の経験や理解のある 弁護士の紹介、各種情報の 提供	平日 9:00~17:00		P. 81
公益社団法人 なら犯罪被害者支援 センター	0742-24-0783	犯罪被害者等の悩み、精神的 被害の相談、病院や裁判所等 への付添等	月・火・水・木・金 10:00~16:00	面接相談可	P. 82
なら犯罪被害者支援 センター (中南和)	0744-23-0783		月・火 10:00~16:00		P. 82
なら犯罪被害者支援 センター 性暴力被害専用電話 (SARASA)	090-1075-6312		月・火・水・木・金 10:00~16:00		P. 82
奈良地方検察庁被害 者等ホットライン	0742-27-6861 (FAX兼用)	犯罪被害者等の相談、犯罪被 害者等への各種情報提供	平日 8:30~17:15	FAX可	P. 88
奈良弁護士会 犯罪被害者相談	0742-22-2035	犯罪により生命身体の被害 に遭った方、そのご家族・ご 遺族	申込受付時間 平日 9:30~17:00	申し込み後、2・ 3日で担当弁護 士から電話連 絡し、面談での 相談日時を決 定	P. 92
奈良司法書士会 総合相談センター	0742-22-6677	犯罪被害の今後の対応の助 言、損害賠償・慰謝料等の請 求 等	(要予約) 予約受付時間 平日 8:40~17:00		P. 93
奈良保護観察所	0742-23-1233	犯罪被害者からの相談、各種 制度の説明、関係機関の紹介 等	平日 8:30~17:15		P. 99

◇女性の被害に関する相談

名 称	相談電話番号	相談の対象又は内容	受付時間等	備 考	掲載箇所
奈良地方法務局女性の人権ホットライン	0570-070-810	女性からの人権相談	平日 8:30~17:15		P. 100
奈良県女性センター	0742-22-1240	女性が抱える様々な悩みについての相談 弁護士による法律相談	火~金 9:30~17:30 土 9:30~20:00 日・祝日 9:30~17:00 いずれも13:00~14:00を除く	面接相談可 (要予約) 弁護士相談 (要予約)	P. 121
奈良県性暴力被害者サポートセンター	0742-81-3118	性暴力被害に関する相談・支援	電話・面談 火~土 9:30~17:30		P. 122
奈良県子ども家庭相談センター	(中央センター) 0742-22-4083	女性のさまざまな相談	電話相談 (中央) 平日 9:00~20:00	面接相談可 平日 9:00~16:00 (要予約)	P. 123
	(高田センター) 0745-22-6079		電話相談 (高田) 平日 9:00~16:00		
奈良県警察本部性犯罪被害相談110番	0742-24-4110	性犯罪被害に関する相談	毎日24時間		P. 73

◇子どもに関する相談

名 称	相談電話番号	相談の対象又は内容	受付時間等	備 考	掲載箇所
奈良県警察本部少年サポートセンター ヤング・いじめ110番	少年サポートセンター 0742-22-0110 中南和少年サポートセンター 0744-34-0110	非行問題やいじめなどの少年に関する悩みごとの相談	毎日 (24時間)		P. 73
奈良地方法務局 子どもの人権 110番	0120-007-110	子どもからの人権相談	平日 8:30~17:15		P. 100
奈良県 こども家庭相談センター	(中央) 0742-26-3788	子どもについての相談	(中央) 平日 9:00~17:00	虐待等緊急時は終日受付 (相談は原則来所、要予約)	P. 124
	(高田) 0745-22-6079		(高田) 平日 9:00~17:00		
児童家庭支援センター	(てんり) 0743-63-8162	子どもについての相談	(てんり) 月~金・日 10:00~19:00	緊急時は休日・夜間も受付	P. 125
	(あすか) 0744-44-5800		(あすか) 月~土 9:00~17:00		
あすなろダイヤル	0744-34-5560	子育て、教育についての相談	平日 9:00~21:00 土・日・祝 9:00~19:00	・いじめについての相談は終日受付 ・来所相談は要予約	P. 129
県内各市町村 こども相談窓口	P. 153参照	子どもについての相談			
チャイルドライン	0120-99-7777	18歳までの子どもがかける電話	月~土 16:00~21:00		

◇奈良県内各市町村子ども相談窓口

市町村名	名称	所在地	電話番号	FAX番号
奈良市	子育て相談課	〒630-8580 奈良市二条大路南 1-1-1	0742-34-4804	0742-34-4817
大和高田市	児童福祉課	〒635-8511 大和高田市大中 100-1	0745-22-1101 (内線 549)	0745-23-0415
大和郡山市	こども福祉課	〒639-1160 大和郡山市北郡山町 248-4	0743-53-1542	0743-55-2351
天理市	児童福祉課	〒632-8555 天理市川原城町 605	0743-63-1001 (内線 772)	0743-62-2880
橿原市	子育て支援課	〒634-8509 橿原市内膳町 1-1-60	0744-22-8984	0744-25-2221
桜井市	こども未来課	〒633-0062 桜井市粟殿 1000-1 保健福祉センター陽だまり内	0744-47-4405	0744-45-1785
五條市	保健福祉センター	〒637-0036 五條市野原西 6-1-18	0747-25-2631	0747-22-6585
御所市	児童課	〒639-2237 御所市 774-1 いきいきライフセンター内	0745-62-3001	0745-65-2615
生駒市	こどもサポートセンターゆう	〒630-0257 生駒市元町 1-6-12 生駒セイセイビル 3 階	0743-73-1005	0743-73-5583
香芝市	児童福祉課	〒639-0251 香芝市逢坂 1-374-1 総合福祉センター内	0745-79-7522	0745-79-7532
葛城市	こども・若者サポートセンター	〒639-2155 葛城市竹内 256-39	0745-48-8639	0745-48-8179
宇陀市	こども未来課	〒633-0245 宇陀市榛原下井足 17-3	0745-82-2236	0745-82-3900
山添村	保健福祉課	〒630-2344 山添村大西 1395-1 保健福祉センター内	0743-85-0045	0743-85-0820
平群町	福祉課	〒636-8585 生駒郡平群町吉新 1-1-1	0745-45-5872	0745-45-0100
三郷町	こども未来課	〒636-0812 生駒郡三郷町勢野西 1-2-1 福祉保健センター内	0745-43-7322	0745-73-6334
斑鳩町	福祉子ども課	〒636-0198 生駒郡斑鳩町法隆寺西 3-7-12	0745-74-1001	0745-74-1011
安堵町	健康福祉課	〒639-1061 生駒郡安堵町東安堵 853 福祉保健センター内	0743-57-1590	0743-57-1592
川西町	健康福祉課	〒636-0202 磯城郡川西町結崎 28-1	0745-44-2631	0745-44-4780
三宅町	健康子ども課	〒636-0213 磯城郡三宅町伴堂 848-1 保健福祉施設「あざさ苑」内	0745-43-3580	0745-43-2107
田原本町	こども未来課	〒636-0392 磯城郡田原本町 890-1	0744-33-9035	0744-32-2977
曽爾村	保健福祉課	〒633-1212 宇陀郡曽爾村今井 495-1	0745-94-2103	0745-94-2066
御杖村	保健福祉課	〒633-1302 宇陀郡御杖村菅野 1581 保健センター内	0745-95-2828	0745-95-6011
高取町	福祉課	〒635-0154 高市郡高取町観覺寺 990-1	0744-52-3334	0744-52-4063
明日香村	健康づくり課	〒634-0143 高市郡明日香村立部 745 健康福祉センター内	0744-54-5550	0744-54-5551
上牧町	こども支援課	〒639-0214 北葛城郡上牧町上牧 3245-1	0745-43-5034	0745-76-1196
王寺町	福祉介護課	〒636-8511 北葛城郡王寺町王寺 2-1-23	0745-73-2001	0745-73-6311
広陵町	こども課	〒635-0821 北葛城郡広陵町笠 161-2 さわやかホール内	0745-55-6820	0745-54-5324
河合町	社会福祉課	〒636-8501 北葛城郡河合町池部 1-1-1	0745-57-0200	0745-57-2027
吉野町	長寿福祉課	〒639-3114 吉野郡吉野町丹治 130-1 健やか一番館3 階	0746-32-8856	0746-32-4690
大淀町	福祉課	〒638-8501 吉野郡大淀町桧垣本 2090	0747-52-5501	0747-52-5504
下市町	健康福祉課	〒638-8510 吉野郡下市町下市 1960	0747-52-0001	0747-52-0007

◇奈良県内各市町村子ども相談窓口

黒滝村	保健福祉課	〒638-0292 吉野郡黒滝村寺戸 77	0747-62-2031	0747-62-2569
天川村	健康福祉課	〒638-0322 吉野郡天川村南日裏 200 ほほえみポート天川	0747-63-9110	0747-63-9111
野迫川村	住民課	〒648-0392 吉野郡野迫川村北股 84	0747-37-2101	0747-37-2107
十津川村	十津川村福祉事務所	〒637-1333 吉野郡十津川村小原 225-1	0746-62-0902	0746-62-0580
下北山村	保健福祉課	〒639-3802 吉野郡下北山村浦向 375 保健センター内	07468-6-0015	07468-6-0017
上北山村	住民課	〒639-3701 吉野郡上北山村河合 330	07468-2-0001	07468-3-0265
川上村	住民福祉課	〒639-3594 吉野郡川上村迫 1335-7	0746-52-0111	0746-52-0345
東吉野村	住民福祉課	〒633-2492 吉野郡東吉野村小川 99	0746-42-0441	0746-42-1255

◇交通事故に関する相談

名 称	相談電話番号	相談の対象又は内容	受付時間等	備 考	掲載箇所
奈良県交通事故相談所	0742-27-8731	交通事故の損害賠償請求、示談の進め方等に関する相談	月・火・木・金 (祝日、年末年始除く) 8:30～16:45		P.131
奈良県交通安全活動推進センター	0744-23-4400	交通事故の保険請求、損害賠償請求、示談等に関する相談	月～金 (祝日、年末年始除く) 9:00～17:00		P.131
公益財団法人日弁連交通事故相談センター奈良県支部	0742-26-3532	交通事故の民事上の法律問題について弁護士による相談(無料)	平日 9:30～17:00	弁護士相談 火・金曜日 無料	P.132
公益財団法人交通事故紛争処理センター大阪支部	06-6227-0277	交通事故の紛争に関すること	月～金 9:00～17:00 祝祭日除く		P.133
一般社団法人日本損害保険協会そんぽADRセンター	0570-022808	自動車保険・自賠責保険の内容や保険金請求に関する相談	月～金 9:15～17:00 祝日・休日および12/30～1/4を除く	面接相談可 (要予約)	P.134
一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構	0120-159-700	自賠責保険・自賠責共済に関する事項について	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00 祝祭日、年末年始除く		P.135
独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA(ナスバ))	(NASVA(ナスバ)交通被害者ホットライン) 0570-000738	交通事故に関する各種相談窓口の紹介	土・日・祝日・年末年始除く 9:00～17:00		P.137
	(奈良支所) 0742-32-5671	介護料の支給、療護施設の設置・運営、交通遺児等貸付等	土・日・祝日・年末年始除く 8:30～17:10	第一・第三土曜日開業(原則、翌週月曜日休業)	

◇悪質商法に関する相談

名 称	相談電話番号	相談の対象又は内容	受付時間等	備 考	掲載箇所
奈良県警察本部悪質商法110番	0742-24-9441	悪質商法に関する相談	毎日 (24時間)		P. 73
奈良県消費生活センター	0742-36-0931	悪質商法に関する相談	土・日・祝日 年末年始除く 9:00～16:30		P. 140
奈良県消費生活センター 中南和相談所	0745-22-0931				

◇暴力団に関する相談

名 称	相談電話番号	相談の対象又は内容	受付時間等	備 考	掲載箇所
奈良県警察本部暴力110番	0742-25-0110	暴力団による犯罪に関する相談	毎日 (24時間)		P. 73
公益財団法人奈良県暴力団追放県民センター	0742-24-8374	暴力団による被害・困りごと相談	平日 9:00～17:00		P. 139

◇こころの悩みに関する相談

名 称	相談電話番号	相談の対象又は内容	受付時間等	備 考	掲載箇所
ならこころのホットライン(奈良県精神保健福祉センター)	0744-46-5563	自死遺族及び自殺予防のためのこころの相談	平日 9:00~16:00	面接相談 要予約	P. 103
社会福祉法人 奈良いのちの電話協会	(電話) 0742-35-1000 (FAX) 0742-35-0010	自殺を考えている人やその家族・遺族からの相談	24時間対応		P. 140
自殺防止センター	06-6260-4343	自殺を考えている人やその家族・遺族からの相談	金曜13時~ 日曜22時(57時間)		P. 141
保健所	P. 168参照	精神保健及び精神障害者福祉に関する相談	平日 8:30~17:15	面接相談 要予約	P. 104
奈良県女性センター	0742-22-1240	さまざまな悩みを抱えた女性からの相談	火~金 9:30~13:00 14:00~17:30 土 9:30~13:00 14:00~20:00 日・祝 9:30~13:00 14:00~17:00	女性相談	P. 121
	0742-27-0304	さまざまな悩みを抱えた男性からの相談	第1・3土曜日 17:00~20:00	男性相談	P. 121

◇経済的救済に関する相談

名 称	相談電話番号	相談の対象又は内容	受付時間等	備 考	掲載箇所
奈良県警察本部 県民サービス課	0742-23-0110 (代表)	犯罪被害給付制度	平日 8:30~17:15		P. 72
公益財団法人 犯罪被害救援基金	03-5226-1020	犯罪被害遺児に対する奨学金給与、犯罪被害者等に対する支援金支給	平日 9:30~18:00		P. 83

◇福祉に関する相談

名 称	相談電話番号	相談の対象又は内容	受付時間等	備 考	掲載箇所
奈良県精神保健福祉センター	0744-43-3131 内線502	精神保健及び精神障害者福祉に関する相談	平日 8:30~17:15		P. 103
福祉事務所	P. 167参照	生活保護等に関する福祉全般の相談	平日 8:30~17:15		P. 103
保健所	P. 168参照	必要な医療機関の紹介など	平日 8:30~17:15		P. 104
社会福祉法人奈良県 社会福祉協議会	0744-29-1212 (FAX兼用)	福祉サービスに対する相談・苦情	平日 9:00~17:00		P. 105
地域包括支援センター	P. 171 ~173参照	高齢者を対象とした、保険、医療、福祉サービスなどの相談	詳しくは、各センターにお問い合わせください。		P. 107
一般社団法人奈良県 社会福祉士会	0742-81-8213 090-4275-8107	福祉相談窓口 (成年後見・虐待・いじめ等に関する内容)	月~金 10:00~15:00	電話のみ	P. 109

◇労働問題に関する相談

名 称	相談電話番号	相談の対象又は内容	受付時間等	備 考	掲載箇所
奈良労働局 雇用均等室	0742-32-0210	職場での性別による差別、セクハラ、育児・介護休業、パートタイム労働などについての相談。紛争解決援助制度による解決の援助	平日 8:30~17:15	電話・面接相談	P. 111
奈良労働局 総合労働相談コーナー	0742-32-0202	労働問題に関するあらゆる相談、情報の提供等	平日 8:30~17:15	電話・面接相談	P. 114
奈良労働基準監督署 総合労働相談コーナー	(奈良) 0742-23-0435	労働問題に関するあらゆる相談、情報の提供等	平日 8:30~17:15	電話・面接相談	P. 114
	(葛城) 0745-52-5891				
	(桜井) 0744-42-6901				
	(大淀) 0747-52-0261				
中小企業労働相談所	(電話) 0120-450-355 (FAX) 0742-27-2319	労働に関するあらゆる相談	平日 9:00~17:00	電話・FAX・ 面接相談	P. 118
	(北和地区) 0742-23-5730	労働に関するあらゆる相談	第4土曜日 13:00~17:00	電話・面接相談	
	(中和地区) 0745-22-6631	労働に関するあらゆる相談	第1・3土曜日 13:00~17:00	電話・面接相談	
奈良県女性センター 働く女性支援相談	0742-27-2302		火~土 9:30~12:30 13:30~17:00	電話・面接相談	P. 121

◇高齢者虐待に関する相談・通報窓口

平成31年2月現在

市町村名	対応時間			連絡先	担当区域	電話番号	FAX番号
奈良市	平日	日中	9時～17時	若草地域包括支援センター	鼓阪北、鼓阪、佐保	0742-25-2345	0742-25-2346
				三笠地域包括支援センター	大宮、佐保川、椿井、大安寺西	0742-33-6622	0742-30-6380
				春日・飛鳥地域包括支援センター	済美、済美南、大安寺、飛鳥	0742-20-2516	0742-20-2517
				都南地域包括支援センター	辰市、明治、東市、帯解	0742-50-2288	0742-61-2299
				北部地域包括支援センター	神功、右京、朱雀、左京、佐保台	0742-70-6777	0742-70-6778
				平城地域包括支援センター	平城西、平城	0742-53-7757	0742-53-7758
				京西・都跡地域包括支援センター	伏見南、六条、都跡	0742-52-3010	0742-48-7234
				伏見地域包括支援センター	あやめ池(学園南以外)、西大寺北、伏見	0742-36-1671	0742-36-1673
				二名地域包括支援センター	鶴舞、青和、二名、富雄北	0742-43-1280	0742-43-1281
				登美ヶ丘地域包括支援センター	東登美ヶ丘、登美ヶ丘	0742-51-0012	0742-51-0013
				富雄東地域包括支援センター	三碓、富雄南、あやめ池(学園南)	0742-52-2051	0742-46-2012
	富雄西地域包括支援センター	鳥見、富雄第三	0742-44-6541	0742-44-6542			
奈良市	平日	夜間	17時～9時	奈良市役所	奈良市全域	0742-34-1111	0742-34-1161
奈良市	休日	終日		奈良市役所	奈良市全域	0742-34-1111	0742-34-1161
大和高田市	平日	日中	8時30分～17時15分	大和高田市地域包括支援課	大和高田市全域	0745-22-1101	0745-24-1055
		夜間	17時15分～8時30分	大和高田市役所		0745-22-1110	0745-24-1055
	休日	終日	大和高田市役所	0745-22-1110		0745-24-1055	
大和郡山市	平日	日中	8時30分～17時15分	大和郡山市地域包括支援センター	郡山北、西地区、矢田地区	0743-55-7733	0743-55-6831
			9時～17時	大和郡山市第二地域包括支援センター	片桐地区、西田中地区、新町	0743-55-7011	0743-55-7012
			9時～18時	大和郡山市第三地域包括支援センター	昭和地区、筒井地区、治道地区	0743-57-2233	0743-57-1153
			9時～17時	大和郡山市第四地域包括支援センター	平和地区、郡山南地区	0743-51-0700	0743-51-0710
	平日	夜間	17時15分～8時30分	大和郡山市役所	大和郡山市全域	0743-53-1151	0743-53-1049
大和郡山市	休日	終日		大和郡山市役所	大和郡山市全域	0743-53-1151	0743-53-1049
天理市	平日・休日	終日		①天理市役所	①天理市全域	①0743-63-1001	①0743-63-5378
				②天理市北部地域包括支援センター	②樺本校区、山の辺校区	②0743-65-5520	②0743-65-5521
天理市	平日・休日	終日		③天理市中部地域包括支援センター	③丹波市校区、前栽校区	③0743-63-1120	③0743-68-2551
天理市	平日・休日	終日		④天理市西南部地域包括支援センター	④朝和校区、柳本校区	④0743-66-1188	④0743-66-1241
天理市	平日・休日	終日		⑤天理市東部地域包括支援センター	⑤福住校区、二階堂校区、井戸堂校区	⑤0743-69-2216	⑤0743-69-2101
						※いずれも24時間体制	

◇高齢者虐待に関する相談・通報窓口

平成31年2月現在

市町村名	対応時間			連絡先	担当区域	電話番号	FAX番号	
	平日	日中						
榧原市	平日	日中	8時30分～17時15分	榧原市社会福祉協議会地域包括支援センター	榧原市全域	0744-29-3880	0744-29-4400	
	平日・休日	終日				(担当区域)小学校区		
					街の介護相談室 榧原の郷	耳成、耳成西、真菅北	0744-21-1111	0744-21-1202
					街の介護相談室 ケアステージみみなし	耳成南	0744-21-2001	0744-21-2002
					街の介護相談室 あすならホーム畝傍	晩成、畝傍北	0744-24-1165	0744-25-4165
					街の介護相談室 大和三山	鴨公	070-1788-5470	0744-23-6836
					街の介護相談室 香久山インパレス	香久山	0744-29-5001	0744-29-5002
					街の介護相談室 榧原園	畝傍東、畝傍南	0744-27-2424	0744-28-0965
					街の介護相談室 桃寿園	白榧南、白榧北	0744-27-7260	0744-28-4637
					街の介護相談室 ぼれぼれケアセンター白榧	真菅、今井	0744-22-2256	0744-48-3356
					街の介護相談室 かなはし苑	金橋	0744-24-5551	0744-24-5555
		街の介護相談室 西井クリニック	新沢	080-5349-0001	0744-26-6816			
桜井市	平日・休日	終日		①桜井市役所高齢福祉課高齢者ケア係 ②地域包括支援センターひかり ③地域包括支援センターきぼう ④地域包括支援センターのぞみ ⑤地域包括支援センターきずな	①桜井市全域 ②大三輪中学校区 ③桜井西中学校区 ④桜井中学校区 ⑤桜井東中学校区	①0744-42-9111 ②0744-45-3651 ③0744-46-1023 ④0744-42-5590 ⑤0744-44-3655	①0744-44-2172 ②0744-46-3750 ③0744-46-1024 ④0744-42-5603 ⑤0744-44-3656	
						※いずれも24時間体制		
五條市	平日	日中	8時30分～17時15分	五條市役所介護福祉課長寿係	五條市全域	0747-22-4001	0747-25-0294	
				五條市地域包括支援センター	五條市全域	0747-25-2640	0747-25-2630	
				西吉野・大塔在宅介護支援センター(サブセンター)	西吉野町・大塔町	0747-33-9222	0747-33-9220	
	夜間	17時15分～8時30分	五條市役所	五條市全域	0747-22-4001	0747-25-0294		
			西吉野・大塔在宅介護支援センター(サブセンター)	西吉野町・大塔町	0747-33-9222	0747-33-9220		
休日	終日		五條市役所	五條市全域	0747-22-4001	0747-25-0294		
御所市	平日	日中	8時30分～17時15分	御所市地域包括支援センター	御所市全域	0745-65-2020	0745-65-2344	
		夜間	17時15分～8時30分	御所市役所		0745-62-3001	0745-62-5425	
	休日	終日		御所市役所		0745-62-3001	0745-62-5425	

◇高齢者虐待に関する相談・通報窓口

平成31年2月現在

市町村名	対応時間		連絡先	担当区域	電話番号	FAX番号	
生駒市	平日・休日	終日	①生駒市役所 ②生駒市フォレスト地域包括支援センター ③生駒市阪奈中央地域包括支援センター ④生駒市東生駒地域包括支援センター ⑤生駒市社会福祉協議会地域包括支援センター ⑥生駒市梅寿荘地域包括支援センター ⑦生駒市メディカル地域包括支援センター	①生駒市全域 ②生駒北中学校区、光明中学校区(一部)、鹿ノ台中学校区 ③光明中学校区(一部)、生駒中学校区(一部) ④光明中学校区(一部)、生駒中学校区(一部) ⑤生駒中学校区(一部) ⑥緑ヶ丘中学校区、生駒南中学校区 ⑦-1 上中学校区 ⑦-2 大瀬中学校区	①0743-74-1111 ②0743-78-4888 ③0743-73-9448 ④0743-75-3367 ⑤0743-73-7272 ⑥0743-74-8134 ⑦-1 0743-71-3500 ⑦-2 0743-77-7766	①0743-75-4879 ②0743-78-1640 ③0743-73-9447 ④0743-71-8086 ⑤0743-74-3610 ⑥0743-71-8122 ⑦-1 0743-71-1151 ⑦-2 0743-76-7700	
					※いずれも24時間体制		
香芝市	平日	日中	8時30分～17時15分	香芝市地域包括支援センター	香芝市全域	0745-79-0802	0745-79-7532
		終日		大和園白鳳在宅介護支援センター		0745-79-5500	0745-79-5566
			あつふるハウス在宅介護支援センター	0745-77-2642		0745-77-6940	
	休日	終日		在宅介護支援センターぬくもり		0745-78-6300	0745-78-6330
			大和園白鳳在宅介護支援センター	0745-79-5500		0745-79-5566	
			あつふるハウス在宅介護支援センター	0745-77-2642		0745-77-6940	
		在宅介護支援センターぬくもり	0745-78-6300	0745-78-6330			
葛城市	平日	日中	8時30分～17時15分	葛城市地域包括支援センター	葛城市全域	0745-48-2811	0745-48-3200
		夜間	17時15分～8時30分	葛城市役所		當麻庁舎48-2811 新庄庁舎69-3001	當麻庁舎48-3200 新庄庁舎69-6456
	休日	終日		葛城市役所		當麻庁舎48-2811 新庄庁舎69-3001	當麻庁舎48-3200 新庄庁舎69-6456
宇陀市	平日	日中	8時30分～17時15分	宇陀市医療介護あんしんセンター(宇陀市地域包括支援センター)	宇陀市全域	0745-85-2500	0745-85-2501
		終日		宇陀市役所(介護福祉課)		0745-82-8000	0745-82-7234
	休日	終日		宇陀市役所(介護福祉課)		0745-82-8000	0745-82-7234
			宇陀市医療介護あんしんセンター(宇陀市地域包括支援センター)	0745-85-2500		0745-85-2501	
山添村	平日	日中	8時30分～17時15分	山添村役場保健福祉課	山添村全域	0743-85-0045	0743-85-0472
				山添村地域包括支援センター		0743-85-0045	0743-85-0472
		夜間	17時15分～8時30分	山添村役場		0743-85-0041	0743-85-0219
	休日	終日		山添村役場		0743-85-0041	0743-85-0219
平群町	平日	日中	8時30分～17時15分	平群町地域包括支援センター	平群町全域	0745-45-7012	0745-43-5509
		夜間	17時15分～8時30分	平群町役場		0745-45-1001	0745-45-0100
	休日	終日		平群町役場		0745-45-1001	0745-45-0100

◇高齢者虐待に関する相談・通報窓口

平成31年2月現在

市町村名	対応時間			連絡先	担当区域	電話番号	FAX番号
三郷町	平日	日中	8時30分～17時15分	三郷町役場長寿健康課	三郷町全域	0745-43-7323	0745-73-4104
				三郷町地域包括支援センター		0745-34-0035	0745-73-4104
		夜間	17時15分～8時30分	三郷町役場		0745-73-2101	0745-73-6334
	休日	終日	三郷町役場	0745-73-2101		0745-73-6334	
斑鳩町	平日	日中	8時30分～17時30分	斑鳩町地域包括支援センター	斑鳩町全域	0745-75-4000	0745-75-4002
				斑鳩町役場		0745-74-1001	0745-74-1011
	休日	終日	斑鳩町役場	0745-74-1001		0745-74-1011	
安堵町	平日	日中	8時30分～17時15分	安堵町地域包括支援センター (安堵町社会福祉協議会内)	安堵町全域	0743-57-2523	0743-57-5022
				安堵町役場		0743-57-1511(代)	0743-57-1526
	休日	終日	安堵町役場	0743-57-1511(代)		0743-57-1526	
川西町	平日	日中	8時30分～17時15分	川西町地域包括支援センター	川西町全域	0745-42-1180	0745-42-1181
				川西町役場		0745-44-2211	0745-44-4780
	休日	終日	川西町役場	0745-44-2211		0745-44-4780	
三宅町	平日	日中	8時30分～17時15分	三宅町役場 長寿介護課	三宅町全域	0745-44-3074	0745-43-0922
				三宅町地域包括支援センター		0745-43-2522	0745-43-2018
		夜間	17時15分～8時30分	三宅町地域包括支援センター		0745-43-2522	0745-43-2018
	休日	終日	三宅町地域包括支援センター	0745-43-2522		0745-43-2018	
田原本町	平日	日中	8時30分～17時15分	①田原本町地域包括支援センター ②田原本町長寿介護課	田原本町全域	①0744-34-2104 ②0744-34-2052	①0744-34-0294 ②0744-33-8220
	休日	終日					
曾爾村	平日	日中	8時30分～17時15分	曾爾村役場保健福祉課内 曾爾村地域包括支援センター	曾爾村全域	0745-94-2103	0745-94-2066
				曾爾村役場		0745-94-2101	0745-94-2066
	休日	終日	曾爾村役場	0745-94-2101		0745-94-2066	
御杖村	平日	日中	8時30分～17時	御杖村地域包括支援センター	御杖村全域	0745-95-2522	0745-95-2523
				御杖村役場		0745-95-2001	0745-95-6800
	休日	終日	御杖村役場	0745-95-2001		0745-95-6800	
高取町	平日	日中	8時30分～17時15分	高取町地域包括支援センター	高取町全域	0744-52-3334	0744-52-4063
				高取町役場		0744-52-3334	0744-52-4063
	休日	終日	高取町役場	0744-52-3334		0744-52-4063	

◇高齢者虐待に関する相談・通報窓口

平成31年2月現在

市町村名	対応時間		連絡先	担当区域	電話番号	FAX番号	
明日香村	平日	日中	8時30分～17時15分	明日香村地域包括支援センター	明日香村全域	0744-54-5552	0744-54-5551
		夜間	17時15分～8時30分	明日香村役場		0744-54-2001	0744-54-2440
				在宅介護支援センターあまがし苑		0744-54-5454	0744-54-3899
		休日	終日			在宅介護支援センターあすかの里	0744-54-5577
	明日香村役場					0744-54-2001	0744-54-2440
	在宅介護支援センターあまがし苑	0744-54-5454	0744-54-3899				
在宅介護支援センターあすかの里	0744-54-5577	0744-54-5578					
上牧町	平日	日中	8時30分～17時30分	上牧町地域包括支援センター (生き生き対策課)	上牧町全域	0745-79-2020	0745-79-2021
		夜間	17時30分～8時30分	上牧町役場		0745-76-1001	0745-76-1002
	休日	終日		上牧町役場		0745-76-1001	0745-76-1002
王寺町	平日	日中	8時30分～17時15分	王寺町地域包括支援センター (王寺町役場 福祉介護課内)	王寺町全域	0745-73-2001	0745-73-6311
		夜間	17時15分～8時30分	王寺町役場		0745-73-2001	0745-73-6311
				王寺町在宅介護支援センター ハートランドしぎさん		0745-33-5050	0745-33-5065
		休日	終日			大和園王寺在宅介護支援センター	0745-72-8580
	王寺町役場					0745-73-2001	0745-73-6311
	王寺町在宅介護支援センター ハートランドしぎさん	0745-33-5050	0745-33-5065				
大和園王寺在宅介護支援センター	0745-72-8580	0745-72-8590					
広陵町	平日	日中	8時30分～17時30分	・広陵町地域包括支援センター ・広陵町介護福祉課	広陵町全域	0745-54-6663	0745-54-5324
		夜間	17時30分～8時30分	広陵町役場		0745-55-1001	0745-55-1009
	休日	終日		広陵町役場		0745-55-1001	0745-55-1009
河合町	平日	日中	8時30分～17時30分	河合町地域包括支援センター	河合町全域	0745-57-0200	0745-58-2010
		夜間	17時30分～8時30分	河合町役場		0745-57-0200	0745-58-2010
	休日	終日		河合町役場		0745-57-0200	0745-58-2010
吉野町	平日	日中	8時30分～17時15分	吉野町役場長寿福祉課 吉野町地域包括支援センター	吉野町全域	0746-32-8856	0746-32-4690
		夜間	17時15分～8時30分	吉野町役場		0746-32-3081	0746-32-8855
	休日	終日		吉野町役場		0746-32-3081	0746-32-8855
大淀町	平日	日中	8時30分～17時15分	大淀町役場長寿介護課	大淀町全域	0747-52-5501	0747-52-5504
				大淀町地域包括支援センター		0747-52-7760	0747-52-7770
		夜間	17時15分～8時30分	大淀町役場		0747-52-5501	0747-52-5504
	休日	終日		大淀町役場		0747-52-5501	0747-52-5504

◇高齢者虐待に関する相談・通報窓口

平成31年2月現在

市町村名	対応時間			連絡先	担当区域	電話番号	FAX番号
下市町	平日	日中	8時30分～17時15分	下市町地域包括支援センター 下市町役場健康福祉課	下市町全域	0747-68-9064	0747-52-0007
		夜間	17時15分～8時30分	下市町役場		0747-52-0001	0747-52-0007
	休日	終日		下市町役場		0747-52-0001	0747-52-0007
黒滝村	平日	日中	8時30分～17時15分	黒滝村役場保健福祉課	黒滝村全域	0747-62-2031	0747-62-2569
				黒滝村地域包括支援センター (黒滝村社会福祉協議会)		0747-62-2850	
		夜間	17時15分～8時30分	黒滝村役場		0747-62-2031	0747-62-2569
	休日	終日		黒滝村役場		0747-62-2031	0747-62-2569
天川村	平日	日中	8時15分～17時	天川村地域包括支援センター (天川村健康福祉課)	天川村全域	0747-63-9110	0747-63-9111
		夜間	17時～8時15分	天川村役場		0747-63-0321	0747-63-0329
	休日	終日		天川村役場		0747-63-0321	0747-63-0329
野迫川村	平日	日中	8時30分～17時	野迫川村地域包括支援センター	野迫川村全域	0747-37-2941	0747-37-2940
		夜間	17時～8時30分	野迫川村役場		0747-37-2101	0747-37-2107
	休日	終日		野迫川村役場		0747-37-2101	0747-37-2107
十津川村	平日	日中	8時30分～17時15分	十津川村地域包括支援センター (役場福祉事務所内)	十津川村全域	0746-62-0901	0746-62-0580
		夜間	17時15分～8時30分	十津川村役場		0746-62-0001	0746-62-0580
	休日	終日		十津川村役場		0746-62-0001	0746-62-0580
下北山村	平日	日中	8時30分～17時	下北山村地域包括支援センター	下北山村全域	07468-6-9007	07468-6-9008
				下北山村保健センター		07468-6-0015	07468-6-0017
				下北山村役場		07468-6-0001	07468-6-0377
	夜間	17時～8時30分	下北山村役場	07468-6-0001		07468-6-0377	
休日	終日		下北山村役場	07468-6-0001	07468-6-0377		
上北山村	平日	日中	8時30分～17時15分	上北山村地域包括支援センター (上北山村保健福祉課)	上北山村全域	07468-3-0380	07468-2-0209
		夜間	17時15分～8時30分	上北山村役場		07468-2-0001	07468-3-0265
	休日	終日		上北山村役場		07468-2-0001	07468-3-0265
川上村	平日	日中	8時30分～17時15分	川上村地域包括支援センター (川上村住民福祉課内)	川上村全域	0746-52-0111	0746-52-0345
		夜間	17時15分～8時30分	川上村役場		0746-52-0111	0746-52-0345
	休日	終日		川上村役場		0746-52-0111	0746-52-0345
東吉野村	平日	日中	8時30分～17時15分	東吉野村地域包括支援センター	東吉野村全域	0746-42-0441	0746-42-1255
		夜間	17時15分～8時30分	東吉野村役場		0746-42-0441	0746-42-1255
	休日	終日		東吉野村役場		0746-42-0441	0746-42-1255

(資料編) 5 関係機関・団体一覧

◇地方自治体(犯罪被害者支援担当課)

名 称	所 在 地	電話番号	担 当 課
奈良市	〒630-8580 奈良市二条大路南1-1-1	0742-34-4733	人権政策課
大和高田市	〒635-8511 大和高田市大中100-1	0745-22-1101	人権施策課
大和郡山市	〒639-1198 大和郡山市北郡山町248-4	0743-53-1151(内線 245)	人権施策推進課
天理市	〒632-0011 天理市石上町581-1	0743-65-0130	くらし文化部人権センター
橿原市	〒634-8586 橿原市八木町1-1-18	0744-21-1090	人権政策課
桜井市	〒633-8585 桜井市粟殿432-1	0744-42-9111(内線 563)	人権施策課
五條市	〒637-8501 五條市本町1-1-1	0747-25-1137	人権施策課
御所市	〒639-2298 御所市1-3	0745-65-2210	人権施策課
生駒市	〒630-0288 生駒市東新町8-38	0743-75-0237	人権施策課
香芝市	〒639-0292 香芝市本町1397	0745-44-3314	市民協働課
葛城市	〒639-2195 葛城市柿本166	0745-63-1431	人権政策課
宇陀市	〒633-0292 宇陀市榛原区下井足17-3	0745-82-2147	人権推進課
山添村	〒630-2344 山辺郡山添村大字大西151	0743-85-0041	総務課
平群町	〒636-8585 生駒郡平群町吉新1-1-1	0745-45-1001	総務防災課
三郷町	〒636-0821 生駒郡三郷町勢野西1-1-1	0745-43-7341	環境政策課
斑鳩町	〒636-0198 生駒郡斑鳩町法隆寺西3-7-12	0745-74-1001	総務課
安堵町	〒639-1095 生駒郡安堵町東安堵958	0743-57-1511	総務課
川西町	〒636-0202 磯城郡川西町大字結崎28-1	0745-44-2611	住民保険課
三宅町	〒636-0213 磯城郡三宅町伴堂689	0745-44-2001	総務課
田原本町	〒636-0392 磯城郡田原本町890-1	0744-32-2901(内線 289)	総務課
曾爾村	〒633-1216 宇陀郡曾爾村大字山粕1665	0745-94-2101	総務課
御杖村	〒633-1302 宇陀郡御杖村菅野368	0745-95-2001	総務課
高取町	〒635-0154 高市郡高取町大字観覚寺990-1	0744-52-3334	住民課
明日香村	〒634-0111 高市郡明日香村大字岡55	0744-54-2001	総務財政課
上牧町	〒639-0293 北葛城郡上牧町大字上牧3350	0745-76-1001	社会教育課
王寺町	〒636-8511 北葛城郡王寺町王寺2-1-23	0745-73-2001(内線 106・108)	住民課
広陵町	〒635-8515 北葛城郡広陵町南郷583-1	0745-55-1181	生涯学習課
河合町	〒636-0053 北葛城郡河合町池部2-13-1	0745-57-2271	生涯学習課
吉野町	〒639-3192 吉野郡吉野町上市80-1	0746-32-3081	町民課
大淀町	〒638-8501 吉野郡大淀町桧垣本2090	0747-52-5501	人権住民課 人権施策推進室
下市町	〒638-8510 吉野郡下市町大字下市1960	0747-52-0001	総務課
黒滝村	〒638-0292 吉野郡黒滝村大字寺戸77	0747-62-2031	住民生活課
天川村	〒638-0392 吉野郡天川村沢谷 60	0747-63-0321	住民課
野迫川村	〒648-0392 吉野郡野迫川村大字北股84	0747-37-2101	住民課
十津川村	〒637-1333 吉野郡十津川村小原225-1	0746-62-0900	住民課
下北山村	〒639-3803 吉野郡下北山村大字寺垣内983	07468-6-0001	住民課
上北山村	〒639-3701 吉野郡上北山村大字河合330	07468-2-0001	住民課
川上村	〒639-3594 吉野郡川上村大字迫1335-7	0746-52-0111	住民福祉課
東吉野村	〒633-2492 吉野郡東吉野村大字小川99	0746-42-0441	住民福祉課

◇奈良県警察

名称	所在地	電話番号	管轄区域
奈良警察署	〒630-8533 奈良市三条大路1-1-1	0742-33-0110	奈良市(奈良県奈良西警察署及び奈良県天理警察署の管轄区域を除く)
奈良西警察署	〒631-0034 奈良市学園南3-9-22	0742-49-0110	奈良市のうち 山陵町 押前町 中山町 秋篠町秋篠早月町 秋篠新町 秋篠三和町一丁目 秋篠三和町二丁目 敷島町一丁目 敷島町二丁目 西大寺新町一丁目 西大寺新町二丁目 西大寺北町一丁目 西大寺北町二丁目 西大寺北町三丁目 西大寺北町四丁目 西大寺東町一丁目 西大寺東町二丁目 西大寺本町 西大寺赤田町一丁目 西大寺赤田町二丁目 二条町二丁目 二条町三丁目 西大寺栄町 西大寺国見町一丁目 西大寺国見町二丁目 西大寺南町 西大寺小坊町 西大寺新田町 西大寺宝ヶ丘 西大寺竜王町一丁目 西大寺竜王町二丁目 西大寺芝町一丁目 西大寺芝町二丁目 西大寺町 西大寺野苺町一丁目 西大寺野苺町二丁目 西大寺新池町 西大寺高塚町 青野町 青野町一丁目 青野町二丁目 若葉台一丁目 若葉台二丁目 若葉台三丁目 若葉台四丁目 横瀬町 菅原町 疋田町 疋田町一丁目 疋田町二丁目 疋田町三丁目 疋田町四丁目 疋田町五丁目 東登美ヶ丘一丁目 東登美ヶ丘二丁目 東登美ヶ丘三丁目 東登美ヶ丘四丁目 東登美ヶ丘五丁目 東登美ヶ丘六丁目 北登美ヶ丘一丁目 北登美ヶ丘二丁目 北登美ヶ丘三丁目 北登美ヶ丘四丁目 北登美ヶ丘五丁目 北登美ヶ丘六丁目 中登美ヶ丘一丁目 中登美ヶ丘二丁目 中登美ヶ丘三丁目 中登美ヶ丘四丁目 中登美ヶ丘五丁目 中登美ヶ丘六丁目 登美ヶ丘一丁目 登美ヶ丘二丁目 登美ヶ丘三丁目 登美ヶ丘四丁目 登美ヶ丘五丁目 登美ヶ丘六丁目 西登美ヶ丘一丁目 西登美ヶ丘二丁目 西登美ヶ丘三丁目 西登美ヶ丘四丁目 西登美ヶ丘五丁目 西登美ヶ丘六丁目 西登美ヶ丘七丁目 西登美ヶ丘八丁目 南登美ヶ丘中山町西一丁目 中山町西二丁目 中山町西三丁目 中山町西四丁目 朝日町一丁目 朝日町二丁目 学園朝日元町一丁目 学園朝日元町二丁目 学園朝日町 あやめ池北一丁目 あやめ池北二丁目 あやめ池北三丁目 あやめ池南一丁目 あやめ池南二丁目 あやめ池南三丁目 あやめ池南四丁目 あやめ池南五丁目 あやめ池南六丁目 あやめ池南七丁目 あやめ池南八丁目 あやめ池南九丁目 鶴舞東町 鶴舞西町 学園北一丁目 学園北二丁目 学園南一丁目 学園南二丁目 学園南三丁目 百楽園一丁目 百楽園二丁目 百楽園三丁目 百楽園四丁目 百楽園五丁目 学園赤松町 学園緑ヶ丘一丁目 学園緑ヶ丘二丁目 学園緑ヶ丘三丁目 学園新田町 学園中一丁目 学園中二丁目 学園中三丁目 学園中四丁目 学園中五丁目 学園大和町一丁目 学園大和町二丁目 学園大和町三丁目 学園大和町四丁目 学園大和町五丁目 学園大和町六丁目 二名町 二名一丁目 二名二丁目 二名三丁目 二名四丁目 二名五丁目 二名六丁目 二名七丁目 二名平野一丁目 二名平野二丁目 二名東町 大洲町 松陽台一丁目 松陽台二丁目 松陽台三丁目 松陽台四丁目 富雄川西一丁目 富雄川西二丁目 三松一丁目 三松二丁目 三松三丁目 三松四丁目 三松ヶ丘 富雄北一丁目 富雄北二丁目 富雄北三丁目 鳥見町一丁目 鳥見町二丁目 鳥見町三丁目 鳥見町四丁目 富雄元町一丁目 富雄元町二丁目 富雄元町三丁目 富雄元町四丁目 三碓町 三碓一丁目 三碓二丁目 三碓三丁目 三碓四丁目 三碓五丁目 三碓六丁目 三碓七丁目 中町 藤ノ木台一丁目 藤ノ木台二丁目 藤ノ木台三丁目 藤ノ木台四丁目 大倭町 菅野台 千代ヶ丘一丁目 千代ヶ丘二丁目 千代ヶ丘三丁目 西千代ヶ丘一丁目 西千代ヶ丘二丁目 西千代ヶ丘三丁目 富雄泉ヶ丘 帝塚山一丁目 帝塚山二丁目 帝塚山三丁目 帝塚山四丁目 帝塚山五丁目 帝塚山六丁目 帝塚山七丁目 帝塚山中町 帝塚山西一丁目 帝塚山西二丁目 帝塚山南一丁目 帝塚山南二丁目 帝塚山南三丁目 帝塚山南四丁目 帝塚山南五丁目 青垣台一丁目 青垣台二丁目 青垣台三丁目 石木町 大和田町 丸山一丁目 丸山二丁目
生駒警察署	〒630-0244 生駒市東松ヶ丘6-20	0743-74-0110	生駒市
郡山警察署	〒639-1121 大和郡山市杉町250-4	0743-56-0110	大和郡山市
西和警察署	〒636-0011 北葛城郡王寺町葛下1-7-9	0745-72-0110	生駒郡 平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町 北葛城郡 上牧町 王寺町 河合町

◇奈良県警察

天理警察署	〒632-0017 天理市田部町22-4	0743-62-0110	天理市、奈良市のうち 都那南之庄町 都那甲岡町 来迎寺町 都那友田町 藪生町都那小戸町 都那栲河町 都那土山町 都那二ぶしが丘 都那白石町 金柵町 金竹別所町小倉町 上深川町 下深川町 萩町都那馬場町 山辺郡 山添村 磯城郡 川西町 三宅町 田原本町
桜井警察署	〒633-0001 桜井市大字三輪49-1	0744-46-0110	桜井市 宇陀市 宇陀郡 曾爾村 御杖村 吉野郡 東吉野村
橿原警察署	〒634-8501 橿原市四条町618-1	0744-23-0110	橿原市 高市郡 高取町 明日香村
高田警察署	〒635-0025 大和高田市神楽3-1-9	0745-22-0110	大和高田市 葛城市 御所市
香芝警察署	〒639-0245 香芝市畑2-1474-1	0745-71-0110	香芝市 北葛城郡 広陵町
五條警察署	〒637-0004 五條市今井4-4-50	0747-23-0110	五條市 吉野郡 野白川村 十津川村
吉野警察署	〒639-3118 吉野郡吉野町大字橋屋185-1	0746-32-0110	吉野郡 吉野町 大湊町 下市町 黒滝村 天川村 下北山村 上北山村 川上村

◇福祉事務所
 <福祉事務所一覧表>

名称	管轄区域	所在地	電話番号	FAX 番号
中和福祉事務所	生駒郡、高市郡、 北葛城郡、磯城郡、 山辺郡	〒634-0003 橿原市常盤町 605-5 (奈良県橿原総合庁舎)	0744-48-3020	0744-48-5131
吉野福祉事務所	吉野郡(十津川村 を除く)、宇陀郡	〒639-3111 吉野町上市 133 (吉野町中央公民館 3F)	0746-32-5315	0746-32-1631

名称	所在地	電話番号	FAX 番号	
奈良市 福祉事務所	〒630-8580 奈良市二条大路南 1-1-1	0742-34-1111	0742-34-5080	
大和高田市 社会福祉事務所	〒635-8511 大和高田市大中 100-1	0745-22-1101	0745-24-1055	
大和郡山市 福祉事務所	〒639-1198 大和郡山市北郡山町 248-4	0743-53-1151	0743-55-2351	
天理市 社会福祉事務所	〒632-8555 天理市川原城町 605	0743-63-1001	0743-63-5378	
橿原市 福祉事務所	〒634-0065 橿原市畝傍町 9-1 保健福祉センター内	0744-22-4001	0744-25-7857	
桜井市 社会福祉事務所	〒633-8585 桜井市栗殿 432-1	0744-42-9111	0744-44-2171	
五條市 福祉事務所	〒637-8501 五條市本町 1-1-1	0747-22-4001	0747-24-2381	
御所市 社会福祉事務所	〒639-2298 御所市 1-3	0745-62-3001	0745-62-5425	
生駒市 福祉事務所	〒630-0288 生駒市東新町 8-38	0743-74-1111	0743-72-1320	
香芝市 福祉事務所	〒639-0251 香芝市逢坂 1-374-1 総合福祉センター内	0745-79-7151	0745-79-7532	
葛城市 福祉事務所	新庄庁舎	〒639-2195 葛城市柿本 166	0745-69-3001	0745-69-6456
	當麻庁舎	〒639-2197 葛城市長尾 85	0745-48-2811	0745-48-3200
宇陀市 福祉事務所	〒633-0292 宇陀市榛原区下井足 17-3	0745-82-8000	0745-82-7234	
十津川村 福祉事務所	〒637-1333 吉野郡十津川村小原 225-1	0746-62-0001	0746-62-0580	

◇保健所一覧

名 称	所在地・連絡先	担当地域
奈良市保健所	〒630-8122 奈良市三条本町 13-1 保健予防課 医療給付係 TEL 0742-93-8397 FAX 0742-34-2486	奈良市
郡山保健所	〒639-1041 大和郡山市満願寺町 60-1 精神保健難病係 TEL 0743-51-0195 FAX 0743-52-6095	大和郡山市・天理市・生駒市・山添村・平群町・ 三郷町・斑鳩町・安堵町
中和保健所	〒634-8507 橿原市常磐町 605-5 (橿原総合庁舎内) 難病対策係 TEL 0744-48-3036 FAX 0744-47-2315	橿原市・桜井市・川西町・三宅町・田原本町・ 高取町・明日香村・宇陀市・曾爾村・御杖村・ 大和高田市・御所市・香芝市・葛城市・上牧町・ 王寺町・広陵町・河合町
吉野保健所	〒638-0045 吉野郡下市町新住 15-3 精神保健難病係 TEL 0747-52-0551 FAX 0747-52-7259	吉野町・大淀町・下市町・黒滝村・天川村・ 下北山村・上北山村・川上村・東吉野村・ 五條市・野迫川村・十津川村

◇市町村社会福祉協議会

名 称	所 在 地	電話・FAX
奈良県社会福祉協議会	〒634-0061 橿原市大久保町 320 番地 11 県社会福祉総合センター内	TEL : 0744-29-0100 FAX : 0744-29-0101
奈良市社会福祉協議会	〒630-8013 奈良市三条大路 1 丁目 9-10	TEL : 0742-34-4758 FAX : 0742-30-2323
大和高田市社会福祉協議会	〒635-0077 大和高田市池田 418-1 総合福祉会館ゆうゆうセンター内	TEL : 0745-23-5426 FAX : 0745-23-2298
大和郡山市社会福祉協議会	〒639-1005 大和郡山市植槻町 3-8 市福祉会館内	TEL : 0743-53-6531~3 FAX : 0743-55-0986
天理市社会福祉協議会	〒632-8555 天理市川原城町 605 天理市役所内	TEL : 0743-63-1001 FAX : 0743-69-5201
橿原市社会福祉協議会	〒634-0065 橿原市畝傍町 9-1 橿原市保健福祉センター南館 3 階	TEL : 0744-29-3880 FAX : 0744-29-4400
桜井市社会福祉協議会	〒633-0062 桜井市栗殿 1000-1	TEL : 0744-42-2724 FAX : 0744-46-5052
五條市社会福祉協議会	〒637-0043 五條市新町 3-3-2 五條市立福祉センター	TEL : 0747-24-4152 FAX : 0747-24-4153
西吉野事業所	〒637-0237 五條市西吉野町宗川野 97 保健福祉センター内	TEL : 0747-33-0294 FAX : 0747-33-9220
大塔事業所	〒637-0408 五條市大塔町辻堂 113	TEL : 0747-36-0039 FAX : 0747-36-0191
御所市社会福祉協議会	〒639-2236 御所市代官町 760-3	TEL : 0745-63-2457 FAX : 0745-63-2457
生駒市社会福祉協議会	〒630-0257 生駒市元町 1-6-12 生駒セイセイビル内	TEL : 0743-75-0234 FAX : 0743-73-0533
香芝市社会福祉協議会	〒639-0251 香芝市逢坂 1 丁目 374-1 香芝市総合福祉センター内	TEL : 0745-76-7107 FAX : 0745-76-7104
葛城市社会福祉協議会	〒639-0273 葛城市染野 789-1	TEL : 0745-48-6636 FAX : 0745-48-2890
宇陀市社会福祉協議会	〒633-2221 宇陀市菟田野区松井 502	TEL : 0745-84-4116 FAX : 0745-84-3600
山添村社会福祉協議会	〒630-2344 山辺郡山添村大字大西 1395-1	TEL : 0743-85-0181 FAX : 0743-85-0820
平群町社会福祉協議会	〒636-0914 生駒郡平群町西宮 2 丁目 1 番 6 号プリズムめぐり内	TEL : 0745-45-5710 FAX : 0745-45-8611
三郷町社会福祉協議会	〒636-0812 生駒郡三郷町勢野西 1-2-1	TEL : 0745-72-5800 FAX : 0745-72-9117
斑鳩町社会福祉協議会	〒636-0114 生駒郡斑鳩町法隆寺西 3-8-7 斑鳩町福祉会館	TEL : 0745-74-5122 FAX : 0745-74-5011
安堵町社会福祉協議会	〒639-1061 生駒郡安堵町東安堵 853 安堵町福祉保健センター内	TEL : 0743-57-2523 FAX : 0743-57-5022
川西町社会福祉協議会	〒636-0206 磯城郡川西町吐田 94 川西町福祉施設めぐりの郷内	TEL : 0745-43-3939 FAX : 0745-43-3938
三宅町社会福祉協議会	〒636-0213 磯城郡三宅町伴堂 848-1 三宅町保健福祉施設「あざさ苑」内	TEL : 0745-43-2078 FAX : 0745-43-2018
田原本町社会福祉協議会	〒636-0392 磯城郡田原本町 890-1 田原本町役場内	TEL : 0744-34-2901 FAX : 0744-33-8220

◇市町村社会福祉協議会

曾爾村社会福祉協議会	〒633-1201 宇陀郡曾爾村大字伊賀見 23-1	TEL : 0745-96-2144 FAX : 0745-98-2300
御杖村社会福祉協議会	〒633-1302 宇陀郡御杖村大字菅野 1581	TEL : 0745-95-2828 FAX : 0745-95-3567
高取町社会福祉協議会	〒635-0154 高市郡高取町大字観覚寺 990-1 高取町文化センター	TEL : 0744-52-3865 FAX : 0744-52-3819
明日香村社会福祉協議会	〒634-0143 高市郡明日香村立部 543-1 明日香村健康福祉センター内	TEL : 0744-54-5330 FAX : 0744-54-5551
上牧町社会福祉協議会	〒639-0214 北葛城郡上牧町上牧 3245-1	TEL : 0745-76-6098 FAX : 0745-79-2021
王寺町社会福祉協議会	〒636-0021 北葛城郡王寺町畠田 9 丁目 1608 王寺町文化福祉センター	TEL : 0745-32-5201 FAX : 0745-73-6333
広陵町社会福祉協議会	〒635-0821 北葛城郡広陵町大字笠 161 番地 2 広陵町総合保健福祉会館	TEL : 0745-55-8300 FAX : 0745-55-6585
河合町社会福祉協議会	〒636-0061 北葛城郡河合町大字山坊 24 番地 3 総合福祉会館「豆山の郷」内	TEL : 0745-58-2734 FAX : 0745-56-3820
吉野町社会福祉協議会	〒639-3114 吉野郡吉野町大字丹治 130-1 健やか一番館 4 階	TEL : 07463-2-8978 FAX : 07463-2-1569
大淀町社会福祉協議会	〒638-0821 吉野郡大淀町下淵 1223 番地	TEL : 0747-53-0589 FAX : 0747-54-2888
下市町社会福祉協議会	〒638-0003 吉野郡下市町大字善城 140	TEL : 0747-52-6125 FAX : 0747-52-9501
黒滝村社会福祉協議会	〒638-0251 吉野郡黒滝村大字寺戸 187-2 コンベンションホール内	TEL : 0747-62-2850 FAX : 0747-62-2270
天川村社会福祉協議会	〒638-0322 吉野郡天川村南日裏 200 番地ほほえみポート天川内	TEL : 0747-63-9112 FAX : 0747-63-9111
野迫川村社会福祉協議会	〒637-0424 吉野郡野迫川村大字中 157 番地野迫川村公民館内	TEL : 0747-37-2941 FAX : 0747-37-2940
十津川村社会福祉協議会	〒637-1333 吉野郡十津川村大字小原 225-1 十津川村役場内	TEL : 0746-64-0666 FAX : 0746-64-0665
下北山村社会福祉協議会	〒639-3802 吉野郡下北山村大字浦向 371 いこいの郷内	TEL : 07468-6-0360 FAX : 07468-6-0970
上北山村社会福祉協議会	〒639-3701 吉野郡上北山村大字河合 381 ワースリビングかみきた内	TEL : 07468-2-0129 FAX : 07468-2-0209
川上村社会福祉協議会	〒639-3553 吉野郡川上村大字迫 590 番地の 1 川上総合センター内	TEL : 0746-52-0294 FAX : 0746-52-0295
東吉野村社会福祉協議会	〒633-2421 吉野郡東吉野村大字小川 99 番地東吉野村役場内	TEL : 0746-42-0441 FAX : 0746-42-0446

◇地域包括支援センター

名 称	所 在 地	電話番号	担当区域
奈良市若草地域包括支援センター	〒630-8258 奈良市芝辻町 1-21	0742-25-2345	鼓阪北、鼓阪、佐保
奈良市三笠地域包括支援センター	〒630-8012 奈良市大宮町 2-3-10 106 (東急ドエル奈良 1 階)	0742-33-6622	大宮、佐保川、椿井、 大安寺西
奈良市春日・飛鳥地域包括支援センター	〒630-8325 奈良市西木辻町 110-4	0742-20-2516	済美、済美南、大安寺、 飛鳥
奈良市都南地域包括支援センター	〒630-8424 奈良市古市町 1327-6 フォレストヒルズ奈良	0742-50-2288	辰市、明治、東市、 常解
奈良市北部地域包括支援センター	〒631-0805 奈良市右京 1-3-4 サンタウンプラザすずらん館 2 階	0742-70-6777	神功、右京、朱雀、 左京、佐保台
奈良市平城地域包括支援センター	〒631-0011 奈良市押熊町 397-1 梅守ハイツ 1 階	0742-53-7757	平城西・平城
奈良市京西・都跡地域包括支援センター	〒630-8043 奈良市六条 2-2-10	0742-52-3010	伏見南、六条、都跡
奈良市伏見地域包括支援センター	〒631-0824 奈良市西大寺新 1-1-1 河辺ビル 1F	0742-36-1671	あやめ池、西大寺北、 伏見
奈良市二名地域包括支援センター	〒631-0072 奈良市鶴舞東町 1 番 20-2 号	0742-43-1280	鶴舞、青和、二名、 富雄北
奈良市登美ヶ丘地域包括支援センター	〒631-0003 奈良市中登美ヶ丘 1-1994-3 中登美団地ショッピングセンター内	0742-51-0012	東登美ヶ丘、登美ヶ丘
奈良市富雄東地域包括支援センター	〒631-0042 奈良市大倭町 2-22	0742-52-2051	三碓、富雄南、 あやめ池(学園南)
奈良市富雄西地域包括支援センター	〒631-0065 奈良市鳥見町 4 丁目 3-1 富雄団地 49-101	0742-44-6541	鳥見、富雄第三
奈良市東部地域包括支援センター	〒630-2175 奈良市茗荷町 774-1	0742-81-5720	田原、柳生、興東、 月ヶ瀬、都祁
大和高田市地域包括支援センター	〒635-8511 大和高田市大字大中 100-1	0745-22-1101	大和高田市
大和郡山市地域包括支援センター	〒639-1198 大和郡山市北郡山町 248-4	0743-55-1651	大和郡山市の下記を 除く地区
大和郡山市第二地域包括支援センター	〒639-1054 大和郡山市新町 305-92	0743-55-7011	片桐、西田中、新町
大和郡山市第三地域包括支援センター	〒639-1126 大和郡山市宮堂町字青木 160-7	0743-57-2233	昭和、治道、筒井
大和郡山市第四地域包括支援センター	〒639-1107 大和郡山市若槻町 4-4 (平和地区公民館内)	0743-51-0700	平和、郡山南地区
天理市北部地域包括支援センター	〒632-0011 天理市石上町 358	0743-65-5520	樺本小学校区、山の辺小学校区
天理市中部地域包括支援センター	〒632-0034 天理市丹波市町 302	0743-63-2551	前栽校区、丹波市校区
天理市西南部地域包括支援センター	〒632-0056 天理市岸田町 1199	0743-66-1188	朝和校区、柳本校区
天理市東部地域包括支援センター	〒632-0011 天理市福住町 5504	0743-69-2216	福住校区、二階堂校区、井戸堂 校区センター
橿原市社会福祉協議会地域包括支援センター	〒634-0065 橿原市畝傍町 9-1 橿原市保健福祉センター南館 3 階	0744-24-4301	橿原市
桜井市地域包括支援センター きぼう	〒633-0054 桜井市阿部 323	0744-46-1023	桜井西中学校区
桜井市地域包括支援センター のぞみ	〒633-0054 桜井市大字阿部 1070	0744-42-5590	桜井中学校区
桜井市地域包括支援センター ひかり	〒633-0083 桜井市辻 53	0744-45-3651	大三輪中学校区
桜井市地域包括支援センター きずな	〒633-0122 桜井市出雲 1642	0744-44-3655	桜井東中学校区
五條市地域包括支援センター	〒637-0036 五條市野原西 6-1-18	0747-25-2640	五條市
御所市地域包括支援センター	〒639-2298 御所市 1 番地の 3	0745-65-2020	御所市

◇地域包括支援センター

生駒市フォレスト地域包括支援センター	〒630-0142 生駒市北田原町 2429-4	0743-78-4888	高山町、ひかりが丘、北田原町、西白庭台、鹿畑町、美鹿の台、鹿ノ台東、鹿ノ台北、鹿ノ台南、鹿ノ台北
生駒市阪奈中央地域包括支援センター	〒630-0243 生駒市俵口町 444-1	0743-73-9448	南田原町、喜里が丘 1~3 丁目、生駒台南、生駒台北、新生駒台、松美台、俵口町の一部(阪奈道路以北)
生駒市東生駒地域包括支援センター	〒630-0212 生駒市辻町 4-1	0743-75-3367	辻町、小明町、谷田町、桜ヶ丘
生駒市社会福祉協議会地域包括支援センター	〒630-0245 生駒市北新町 3-1	0743-73-7272	北新町、俵口の一部(阪奈道路以南)、東松ヶ丘、西松ヶ丘、光陽台
生駒市梅寿荘地域包括支援センター	〒630-0261 生駒市西旭ヶ丘 12-3	0743-74-8134	山崎町、東旭ヶ丘、西旭ヶ丘、新旭ヶ丘、東新町、山崎新町、本町、元町、仲之町、門前町、軽井沢町、東生駒、東生駒月見町、東菜畑、中菜畑、西菜畑町、菜畑町、緑ヶ丘、萩原町、藤尾町、西畑町、鬼取町、小倉寺町、大門町、有里町、小平尾町、青山町
生駒市メディカル地域包括支援センター	〒630-0223 生駒市小瀬町 324-2	0743-77-7766	上町、白庭台、真弓、真弓南、あすか野南、あすか野北、あすか台、北大和、上町台、壱分町、さつき台、小瀬町、南山手台、東山町、萩の台、乙田町、翠光台
香芝市地域包括支援センター	〒639-0251 香芝市逢坂 1-374-1 香芝市総合福祉センター	0745-79-0802	香芝市
葛城市地域包括支援センター	〒639-2197 葛城市長尾 85 番地	0745-48-2811	葛城市
宇陀市地域包括支援センター	〒633-0204 宇陀市榛原福地 28 番地の 1 宇陀市医療介護あんしんセンター内	0745-85-2500	宇陀市
山添村地域包括支援センター	〒630-2344 山辺郡山添村大字大西 151	0743-85-0045	山添村
平群町地域包括支援センター	〒636-0931 生駒郡平群町梨本 350-1	0745-45-7012	平群町
三郷町地域包括支援センター	〒636-0812 生駒郡三郷町勢野西 1-2-1 福祉保健センター内	0745-34-0035	三郷町

◇地域包括支援センター

斑鳩町地域包括支援センター	〒636-0142 生駒郡斑鳩町小吉田 1-12-35	0745-75-4000	斑鳩町
安堵町地域包括支援センター	〒639-1061 生駒郡安堵町東安堵 853 番地	0743-57-2523	安堵町
川西町地域包括支援センター	〒636-0206 磯城郡川西町大字吐田 94 番地	0745-42-1180	川西町
三宅町地域包括支援センター	〒636-0213 磯城郡三宅町伴堂 848-1 三宅町保健福祉施設あざさ内	0745-43-2522	三宅町
田原本町地域包括支援センター	〒636-0392 磯城郡田原本町 890-1	0744-34-2104	田原本町
曾爾村地域包括支援センター	〒633-1212 宇陀郡曾爾村大字今井 495-1	0745-94-2103	曾爾村
御杖村地域包括支援センター	〒633-1302 宇陀郡御杖村大字菅野 1581	0745-95-2828	御杖村
高取町地域包括支援センター	〒635-0154 高市郡高取町大字観覚寺 990 番地の 1	0744-52-3334	高取町
明日香村地域包括支援センター	〒634-0143 高市郡明日香村大字立部 745	0744-54-5552	明日香村
上牧町地域包括支援センター	〒639-0214 北葛城郡上牧町大字上牧 3245 番地の 1	0745-79-2020	上牧町
王寺町地域包括支援センター	〒636-8511 北葛城郡王寺町王寺 2-1-23	0745-73-2001	王寺町
広陵町地域包括支援センター	〒635-0821 北葛城郡広陵町大字笠 161 番地 2	0745-54-6663	広陵町
河合町地域包括支援センター	〒636-8501 北葛城郡河合町池部 1-1-1	0745-57-0200	河合町
吉野町地域包括支援センター	〒639-3114 吉野郡吉野町大字丹治 130-1 健やか一番館 3 階	0746-39-0078	吉野町
大淀町地域包括支援センター	〒638-8501 吉野郡大淀町桧垣本 2090 番地	0747-52-7760	大淀町
下市町地域包括支援センター	〒638-8510 吉野郡下市町大字下市 1960 番地	0747-68-9064	下市町
黒滝村地域包括支援センター	〒638-0251 吉野郡黒滝村大字寺戸 187 番地の 2	0747-62-2850	黒滝村
天川村地域包括支援センター	〒638-0322 吉野郡天川村大字南日裏 200	0747-63-9110	天川村
野迫川村地域包括支援センター	〒648-0305 吉野郡野迫川村大字北股 38 番地	0747-37-2941	野迫川村
十津川村地域包括支援センター	〒637-1333 吉野郡十津川村大字小原 225 番地の 1	0746-62-0901	十津川村
下北山村地域包括支援センター	〒639-3802 吉野郡下北山村大字浦向 373 番地	07468-6-9007	下北山村
上北山村地域包括支援センター	〒639-3701 吉野郡上北山村大字河合 381 番地	07468-3-0380	上北山村
川上村地域包括支援センター	〒639-3594 吉野郡川上村大字迫 1335 番地の 7	0746-52-0111	川上村
東吉野村地域包括支援センター	〒633-2421 吉野郡東吉野村大字小川 99 番地	0746-42-0441	東吉野村

◇ファミリー・サポート・センター

市町村名	名 称	所 在 地	電話番号	FAX 番号
奈良市	奈良市ファミリー・サポート・センター	〒630-8122 奈良市三条本町 13-1 奈良市保健所・教育総合センター 2 階	0742-34-3305	0742-34-3307
大和高田市	大和高田市子育てサポートクラブ	〒635-0077 大和高田市池田 418-1 大和高田市総合福祉会館 1 階	0745-23-1006	0745-23-1006
大和郡山市	大和郡山市子どもサポートセンター	〒639-1132 大和郡山市高田町 92-16 市民交流会館 2 階	0743-53-1213	0743-53-1213
天理市	天理市地域子育てサポートクラブ	〒632-8555 天理市川原城町 605	0743-63-1001	0743-62-2880
橿原市	橿原市ファミリー・サポート・センター	〒634-0804 橿原市内膳町 1-6-8 かしはらナビプラザ 3 階 子ども広場内	0744-47-2330	0744-47-2331
桜井市	桜井市ファミリー・サポートセンター	〒633-0062 桜井市栗殿 1000-1 桜井市保健福祉センター「陽だまり」内	0744-47-4500	0744-45-1785
五條市	五條市ファミリー・サポート・クラブ	〒637-0041 五條市本町 1-3-18 五條市児童館	0747-22-2228	0747-22-2228
生駒市	生駒市ファミリー・サポート・センター	〒630-0257 生駒市元町 1-6-12 生駒セイセイビル 3 階 子育て支援総合センター	0743-73-5552	0743-73-5583
香芝市	香芝市地域子育てサポートクラブ	〒639-0251 香芝市逢阪 1-374-1	0745-79-7522	0745-79-7532
葛城市	葛城市ファミリー・サポート・クラブ	〒639-2113 葛城市北花内 341 葛城市子育て支援センター	0745-69-5241	0745-69-5301
宇陀市	宇陀市ファミリー・サポート・センター	〒633-0292 宇陀市榛原下井足 17-3	0745-82-2236	0745-82-3900
桜井市	桜井市ファミリー・サポート・センター	〒633-0062 桜井市栗殿 1000 番地の 1 桜井市保健福祉センター「陽だまり」	0744-47-4500	0744-43-9112

◇奈良県立特別支援学校

名 称	所 在 地	電 話 番 号	FAX 番号
盲学校	〒639-1122 大和郡山市丹後庄町 222-1	0743-56-3171	0743-56-9148
ろう学校	〒639-1122 大和郡山市丹後庄町 456	0743-56-2921	0743-56-8833
奈良養護学校	〒630-8051 奈良市七条町 135	0742-34-2671	0742-33-9459
奈良東養護学校	〒630-8053 奈良市七条 2-670	0742-44-0112	0742-44-5681
奈良西養護学校	〒631-0066 奈良市帝塚山西 2-1-1	0742-45-1421	0742-45-1427
二階堂養護学校	〒632-0086 天理市庵治町 358-1	0743-64-3081	0743-64-2962
高等養護学校	〒636-0344 磯城郡田原本町宮森 34-1	0744-33-2626	0744-32-7289
明日香養護学校	〒634-0141 高市郡明日香村川原 410	0744-54-3380	0744-54-2396
西和養護学校	〒639-0205 北葛城郡上牧町下牧 1010	0745-73-2111	0745-32-9877
大淀養護学校	〒638-0821 吉野郡大淀町下淵 414-1	0747-52-7655	0747-52-8620

◇市町村教育委員会

市町村		所在地	電話番号	FAX 番号
奈良市		〒630-8580 奈良市二条大路南 1-1-1	0742-34-1111	0742-34-4597
大和高田市		〒635-8511 大和高田市大中 100-1	0745-22-1101	0745-52-8862
大和郡山市		〒639-1198 大和郡山市北郡山町 248-4	0743-53-1151	0743-52-3211
天理市		〒632-8555 天理市川原城町 605	0743-63-1001	0743-62-0100
橿原市		〒634-0075 橿原市小房町 11-5 かしはら万葉ホール内	0744-22-4001	0744-24-9707
桜井市		〒633-8585 桜井市大字粟殿 202	0744-42-9111	0744-45-0962
五條市		〒637-0083 五條市下之町 21	0747-22-4001	0747-22-8754
御所市		〒639-2298 御所市 1-3	0745-62-3001	0745-62-8510
生駒市		〒630-0288 生駒市東新町 8-38	0743-74-1111	0743-74-6464
香芝市		〒639-0292 香芝市本町 1397	0745-76-2001	0745-78-9150
葛城市		〒639-2197 葛城市長尾 85	0745-48-2811	0745-48-3200
宇陀市		〒633-0292 宇陀市榛原下井足 17-3	0745-82-3973	0745-82-3900
山辺	山添村	〒630-2344 山添村大字大西 232	0743-85-0049	0743-85-0219
生駒郡	平群町	〒636-0936 平群町大字福貴 1037-2	0745-45-2101	0745-45-7799
	三郷町	〒636-0812 三郷町勢野西 1-2-2	0745-73-2101	0745-31-2501
	斑鳩町	〒636-0198 斑鳩町法隆寺西 3-7-12	0745-74-1001	0745-74-6784
	安堵町	〒639-1095 安堵町大字東安堵 958(学校教育)	0743-57-2033	0743-57-1526
磯城郡	川西町	〒636-0202 川西町大字結崎 32-1	0745-44-2214	0745-43-3245
	三宅町	〒636-0392 磯城郡田原本町 890-1	0745-44-2001	0745-43-0922
	田原本町	〒636-0392 田原本町 890-1	0744-32-2901	0744-32-2977
宇陀郡	曾爾村	〒633-1212 曾爾村大字今井 495-1	0745-94-2101	0745-96-2053
	御杖村	〒633-1302 御杖村大字菅野 368	0745-95-2001	0745-95-6800
高市郡	高取町	〒635-0154 高取町大字観覚寺 1023 高取町リベルテホール内	0744-52-3715	0744-52-2877
	明日香村	〒634-0141 明日香村大字川原 91-1	0744-54-3636	0744-54-4647
北葛飾郡	上牧町	〒639-0293 上牧町大字上牧 3350	0745-76-1001	0745-76-1199
	王寺町	〒636-0002 王寺町王寺 2-1-18 やわらぎ会館 2F	0745-72-1031	0745-72-9588
	広陵町	〒635-8515 広陵町大字南郷 583-1	0745-55-1001	0745-55-1009
	河合町	〒636-8501 河合町池部 1-1-1	0745-57-0200	0745-57-3166

◇市町村教育委員会

吉野郡	吉野町	〒639-3111 吉野町大字上市 133	0746-32-0190	0746-32-8875
	大淀町	〒638-0812 大淀町檜垣本 2090	0747-52-1522	0747-52-5507
	下市町	〒638-0041 下市町大字下市 3071	0747-52-1711	0747-52-5159
	黒滝村	〒638-0243 黒滝村大字堂原 157	0747-62-2314	0747-62-2764
	天川村	〒638-0392 天川村大字沢谷 60	0747-63-0321	0747-63-0326
	野迫川村	〒648-0392 野迫川村大字北股 84	0747-37-2101	0747-37-2107
	十津川村	〒637-1333 十津川村大字小原 225-1	0746-62-0067	0746-62-0522
	下北山村	〒639-3803 下北山村大字寺垣内 983	07468-6-0901	07468-6-0424
	上北山村	〒639-3701 上北山村大字河合 107	07468-2-0066	07468-2-0360
	川上村	〒639-3553 川上村大字迫 1374-2	0746-52-0144	0746-52-0240
	東吉野村	〒633-2421 東吉野村大字小川 99	0746-42-0441	0746-42-0446

◇一時預かり保育を実施している施設

施設名	所在地	電話	一時保育 実施時間	申し込み方法	他市町村 利用者の 受入
奈良ルーテル保育園	奈良市小太郎町 19 番地	0742-23-5363	9:00～16:00	直接施設に申し込み	可
桃の木保育園	奈良市白毫寺町 208 番地	0742-22-1699	(平日)8:00～18:00 (土曜)8:00～18:00 (条件あり)	直接施設に申し込み	不可
桜華保育園	奈良市二名一丁目 2361 番地の 3	0742-51-0115	9:00～16:00	直接施設に申し込み	可
西の京さくら保育園	奈良市五条町 292 番 4	0742-32-4150	9:00～17:00	直接施設に申し込み	不可
あいづ保育園	奈良市八条三丁目 904 番地	0742-61-1117	9:00～16:00	直接施設に申し込み	可
とみお駅前保育園	奈良市富雄川西 一丁目 3 番 17 号	0742-41-7223	8:30～15:30	直接施設に申し込み	不可
西ノ京みどりの園 保育園	奈良市六条二丁目 2 番 1 号	0742-81-8011	9:30～16:30	直接施設に申し込み	不可
新大宮駅前 みどりの園保育園	奈良市芝辻町四丁目 11 番地 6	0742-36-6777	9:00～17:00	直接施設に申し込み	不可
学研奈良ピュア 保育園	奈良市中登美ヶ丘六 丁目 15 番 1 号	0742-81-3081	9:00～17:00	直接施設に申し込み	可
YMCA なら保育園	奈良市西大寺南町 4-11 明光ビル第 6 ビル 1 階	0742-48-2525	9:00～16:30	直接施設に申し込み	不可
西大寺南みどりの 園保育園	奈良市菅原町 677-1	0742-51-6660	9:30～16:30	直接施設に申し込み	不可
奈良認定こども 園学園前学園	奈良市中山町西三丁目 535 番地の 200	0742-43-7002	9:00～17:00	直接施設に申し込み	不可
奈良認定こども園 あやめ池学園	奈良市あやめ池北 三丁目 10 番 13 号	0742-52-8801	9:00～17:00	直接施設に申し込み	不可
奈良認定こども園 富雄学園	奈良市学園大和町 六丁目 708-15	0742-43-0662	8:30～17:00	直接施設に申し込み	不可
佐保山こども園	奈良市法蓮町 1368 番地	0742-23-5512	(平日・土曜) 8:00～17:00	直接施設に申し込み	不可
ニチイキッズ伏見 菅原保育園	奈良市菅原東二丁目 21 番 1 号 ひかりビル 1-B 号室	0742-53-8125	9:00～17:00	直接施設に申し込み	不可
高田こども園	大和高田市本町 11 番 22 号	0745-43-5010	(平日)8:30～16:30 (土曜)8:30～12:00	直接施設に申し込み	不可
土庫こども園	大和高田市土庫 1 丁目 10 番 19 号	0745-43-7810	(平日)8:30～16:30 (土曜)8:30～12:00	直接施設に申し込み	不可
高田西保育所	大和高田市市場 535 番地 1	0745-22-6775	(平日)8:30～16:30 (土曜)8:30～12:00	直接施設に申し込み	不可
市民交流センター 託児室	大和高田市片塩町 12 番 5 号(市民交流セン ター3階)	0745-44-3213	毎月第 1・3 月曜を 除く 7:30～21:00(1 日 最長 4 時間)	直接施設に申し込み	不可

◇一時預かり保育を実施している施設

施設名	所在地	電話	一時保育 実施時間	申し込み方法	他市町村 利用者の 受入
よのもと保育園	大和高田市大字出 154 番地 1	0745-52-1541	(平日)8:00~16:00 (土曜)8:30~12:30	直接施設に申し込み	不可
かなえ保育園	大和高田市築山 440 番地 10	0745-22-7123	8:30~16:30	直接施設に申し込み	不可
郡山東保育園	大和郡山市野垣内町 2-15	0743-53-3344	8:00~17:00	直接施設に申し込み	不可
ふたば保育園	大和郡山市今国府町 60-9	0743-59-4141	9:30~15:30	直接施設に申し込み	不可
朝和保育園	天理市兵庫町 332 番地 1	0743-67-1611	8:00~17:00	直接施設に申し込み	不可
柳本保育園	天理市遠田町 511 番地 1	0743-67-1612	8:00~17:00	直接施設に申し込み	不可
すくすくKIDS 広場	天理市天理市上総町 282 番地	0743-68-1611	8:00~17:00	直接施設に申し込み	不可
ひまわり保育園	天理市杉本町 174 番地 2	0743-63-2137	8:30~17:00	直接施設に申し込み	不可
前 裁 学 園	天理市富堂町 232 番地 1	0743-63-0666	9:00~17:00	直接施設に申し込み	不可
カレス学園	天理市檜町 544 番地	0743-65-2676	9:00~17:00	直接施設に申し込み	不可
南保育所	天理市勾田町 92 番地	0743-62-4786	(平日)8:30~16:30 (土曜)8:30~12:30	直接施設に申し込み	不可
今井保育所	橿原市今井町 3-3-12	0744-23-4557	8:30~16:30	直接施設に申し込み	不可
川西保育所	橿原市川西町 140-1	0744-27-4394	8:30~16:30	直接施設に申し込み	不可
橿原保育園	橿原市白橿町 6-7-15	0744-27-1441	8:30~16:30	直接施設に申し込み	不可
大久保保育所	橿原市大久保町 206	0744-25-1914	8:30~16:30	直接施設に申し込み	不可
愛育保育園	橿原市見瀬町 699-1	0744-28-0567	9:00~17:00	直接施設に申し込み	可
三輪学園	桜井市大字箸中 994-1	0744-43-7291	9:00~17:00	直接施設に電話申し込み その後施設に申込書を提出	不可
ドレミの広場	桜井市桜井 1259	0744-48-0242	10:00~17:00	直接施設に申し込み (2019年7月~)	可
つどいの広場	桜井市粟殿1000番地1	0744-42-9112	9:00~16:00	直接施設に申し込み	不可
ちべん保育園	五條市野原西 2 丁目 8 番 8 号	0747-22-3845	(平日)8:30~16:30 (土曜)8:30~12:00	直接施設に申し込み	可
なかよし保育園	五條市岡町 767 番地の 1	0747-24-4115	8:30~16:30	直接施設に申し込み	可
五條市子育て 支援センター	五條市今井 2 丁目 150 番地イオン五條店 2 階	0747-25-2555	(平日・土曜) 8:30~16:30	直接施設に申し込み	不可
御所幼稚園	御所市 1 番地の 9	0745-62-2322	(平日)8:30~16:30 (土曜)8:30~12:00	施設又は児童課に5日 前までに申し込み	不可

◇一時預かり保育を実施している施設

施設名	所在地	電話	一時保育 実施時間	申し込み方法	他市町村 利用者の 受入
秋津幼児園	御所市室 484 番地の1	0745-62-4331	(平日)8:30~16:30 (土曜)8:30~12:00	施設又は児童課に5日 前までに申し込み	不可
鹿ノ台佐保保育園	生駒市鹿ノ台北 2-2-6	0743-78-3973	8:30~16:30	直接施設に申し込み	可
あいづ生駒保育園	生駒市山崎町 5-6	0743-72-1117	8:30~16:30	直接施設に申し込み	可
はな保育園	生駒市上町 2576-2	0743-71-0419	8:30~18:30	直接施設に申し込み	可
学研まゆみ保育園	生駒市真弓南 1-14-1	0743-71-2005	7:30~18:30	直接施設に申し込み	可
うみ保育園	生駒市白庭台 4-10-5	0743-70-0419	7:00~20:00	直接施設に申し込み	可
あいづ壱分保育園	生駒市壱分町 1190-1	0743-77-0071	8:30~16:30	直接施設に申し込み	可
ソフィア東生駒 こども園	生駒市東生駒 4 丁目 398-280	0743-74-1407	9:00~17:00	直接施設に申し込み	可
いちぶちどり保育園	生駒市壱分町 83-87	0743-76-2400	9:00~17:00	直接施設に申し込み	可
ハルナ保育園	香芝市鎌田281番地1	0745-76-5541	8:00~18:00	直接施設に申し込み	可
せいか保育園	香芝市北今市5丁目 508番地1	0745-77-5200	7:00~18:00 (延長 20:00 まで)	直接施設に申し込み	可
旭ヶ丘せいか保育園	香芝市旭ヶ丘1丁目 12-2	0745-79-1200	7:00~18:00 (延長 20:00 まで)	直接施設に申し込み	可
関屋保育園	香芝市関屋396番地	0745-77-2717	(平日)8:30~17:00 (延長 7:30~19:00 まで) (土曜)8:30~14:00 (延長 7:30~17:00 まで)	直接施設に申し込み	可
華表保育園	葛城市南藤井 92-1	0745-69-6368	通常保育の範囲内	直接施設に申し込み	不可
磐城第2保育所	葛城市八川 70-2	0745-48-4998	通常保育の範囲内	直接施設に申し込み	不可
大宇陀こども園	宇陀市大宇陀拾生 806	0745-83-3511	8:30~16:30	直接施設に申し込み	不可
室生こども園	宇陀市室生三本松 1284	0745-97-2255	8:30~16:30	直接施設に申し込み	不可
榛原北保育園	宇陀市榛原萩原 2078	0745-82-1143	8:30~16:30	直接施設に申し込み	不可
菟田野保育所	宇陀市菟田野古市場 1263	0745-84-3586	8:30~16:30	直接施設に申し込み	不可
しらゆり保育園	宇陀市榛原下井足 1538-1	0745-82-6300	7:30~18:30	直接施設に申し込み	不可
すみれ保育園	山添村大字北野 1001 番地	0743-86-0155	8:00~17:00	施設又は保健福祉課 に電話、申請書を提出	不可
ひまわり保育園	山添村大字三ヶ谷 1500 番地	0743-87-0213	8:00~17:00	施設又は保健福祉課 に電話、申請書を提出	不可
さくら保育園	山添村大字岩屋 2740 番地-1	0743-87-0204	8:00~17:00	施設又は保健福祉課 に電話、申請書を提出	不可
ゆめさとこども園	平群町椿井 242 番地の 1	0745-45-1104	7:30~19:30	毎月 20 日に次月分の 利用申請書を直接施設 に提出。 抽選により決定。	不可
西部保育園	三郷町立野北 1-45-5	0745-73-7634	8:30~16:30	直接施設に申し込み	不可
希望ヶ丘保育園	三郷町勢野東 4-12-22	0745-73-0004	9:00~17:00	直接施設に申し込み	不可

◇一時預かり保育を実施している施設

施設名	所在地	電話	一時保育 実施時間	申し込み方法	他市町村 利用者の 受入
希望ヶ丘第二保育園	三郷町立野南 2-7-7	0745-72-3338	9:00～17:00	直接施設に申し込み	不可
あわ保育園	斑鳩町阿波3-5-33	0745-74-1654	標準時間 7:30～18:30 短時間 9:00～17:00	直接施設に申し込み。 申請書提出要。	不可
斑鳩黎明保育園	斑鳩町法隆寺西 3-8-8	0745-75-6501	7:00～22:00	直接施設に申し込み	可
安堵保育園	安堵町東安堵 785 番地	0743-57-2823 (一時預かり・広場事務所) 0743-57-2831(直通)	(平日)8:30～17:00 (土曜)8:30～12:30	直接施設に申し込み	可
川西こども園	川西町大字結崎 1201-1	0745-44-1611	8:30～16:30	健康福祉課に申し込み	不可
三宅幼児園	三宅町伴堂 707-1	0745-43-0654	8:30～16:30	直接施設に申し込み	不可
宮古保育園	田原本町宮古 667	0744-34-1611	8:30～16:30	こども未来課に 利用申請書を提出	不可
宮森保育園	田原本町宮森 230-5	0744-33-1611	8:30～16:30	こども未来課に 利用申請書を提出	不可
こどもの森阪手 保育園	田原本町阪手 931-1	0744-34-1612	8:30～16:30	こども未来課に 利用申請書を提出	不可
はぴすまひろば	田原本町阪手 336-1 田原本町社会福祉協議会 2F	080-2511-7251	8:30～16:30	こども未来課に 利用申請書を提出	不可
曾爾保育園	曾爾村大字長野 140-1	0745-94-2301	7:30～18:30	直接施設に申し込み	不可
御杖保育所	御杖村土屋原 1479-1	0745-95-2480	8:00～16:00	施設又は保健福祉課 に申し込み	不可
たかとり保育園	高取町観覚寺 1230-1	0744-52-3786	7:00～19:00	直接施設に申し込み	可
明日香保育園	明日香村飛鳥 469	0744-54-4138	8:30～16:30	直接施設に申し込み	可
黎明保育園分園	王寺町久度 2-2-1 5 階	0745-33-1175	7:00～22:00	直接施設に申し込み	有
広陵南保育園	広陵町大字南郷 1150	0745-55-2095	8:30～16:30	こども課に申請書を提出	不可
馬見労務保育園	広陵町大字平尾 546	0745-55-1027	8:30～16:30	こども課に申請書を提出	不可
広陵北かぐやこども園	広陵町大字弁財天 297 番地 2	0745-58-2030	8:30～16:30	こども課に申請書を提出	不可
よしのこども園	吉野町大字飯貝 465-1	0746-32-2380	8:30～16:30	教育委員会事務局 及び施設に申し込み	可
第一保育所	大淀町桧垣本 2484-1	0747-52-2693	8:30～16:30	施設又は福祉課に 利用申請書を提出	可
花吉野えんめい 保育園	大淀町福神 1-222	0747-54-5056	7:00～19:00	直接施設に申し込み (予約制)	可
あおぞら保育所	大淀町越部 1179	0747-52-4071	8:30～16:30	福祉課に申請書を提出	可
下市ユートピア 保育園	下市町大字阿知賀 131-2	0747-52-7228	8:30～16:30	直接施設に申し込み	可
黒滝保育園	黒滝村大字寺戸 421-1	0747-62-2206	8:00～16:00	直接施設に申し込み	可
やまぶき保育園	川上村大字迫 1378 番地の 3	0746-52-0019	9:00～16:00	施設又は住民福祉課 に申し込み	不可

番号	支援項目	奈良市	大和高田市	大和郡山市
1	犯罪被害者支援業務	人権政策課 0742-34-4733 平日8:30~17:15	生活安全課 0745-22-1101 平日8:30~17:15	人権施策推進課 0743-53-1151 平日8:30~17:15
2	高額療養費の支給	国民年金課 0742-34-4736 平日8:30~17:15	保険医療課 0745-22-1101 平日8:30~17:15 ※貸付制度はなし	保険年金課 0743-53-1151 平日8:30~17:15 ※貸付制度はなし
2	限度額適用認定証の交付	国民年金課 0742-34-4736 (国民健康保険加入者) 福祉医療課 0742-34-4754 (後期高齢者医療制度加入者) 平日8:30~17:15	保険医療課 0745-22-1101 平日8:30~17:15	保険年金課 0743-53-1151 平日8:30~17:15
3	遺族基礎年金	国民年金課 0742-34-4737 平日8:30~17:15	市民課 0745-22-1101 平日8:30~17:15	保険年金課 0743-53-1151 平日8:30~17:15
4	障害基礎年金	国民年金課 0742-34-4737 平日8:30~17:15	市民課 0745-22-1101 平日8:30~17:15	保険年金課 0743-53-1151 平日8:30~17:15
5	特別障害給付金	国民年金課 0742-34-4737 平日8:30~17:15	市民課 0745-22-1101 平日8:30~17:15	保険年金課 0743-53-1151 平日8:30~17:15
6	特別障害者手当	障がい福祉課 0742-34-4593 平日8:30~17:15	社会福祉課 0745-22-1101 平日8:30~17:15	厚生福祉課 0743-53-1151 平日8:30~17:15
7	身体障害者手帳の交付	障がい福祉課 0742-34-4593 平日8:30~17:15	社会福祉課 0745-22-1101 平日8:30~17:15	厚生福祉課 0743-53-1151 平日8:30~17:15
8	精神障害者保健福祉手帳の交付	障がい福祉課 0742-34-4593 平日8:30~17:15	社会福祉課 0745-22-1101 平日8:30~17:15	厚生福祉課 0743-53-1151 平日8:30~17:15
9	診断書料の補助	実施していません	実施していません	実施していません
10	自立支援医療費等支給制度	障がい福祉課(更生医療) 保健予防課(育成医療) 0742-34-4593 0742-93-8397 平日8:30~17:15	社会福祉課 0745-22-1101 平日8:30~17:15	厚生福祉課 0743-53-1151 平日8:30~17:15
11	心身障害者医療費助成・重度心身障害老人等医療費助成	福祉医療課 0742-34-4754 平日8:30~17:15	保険医療課 0745-22-1101 平日8:30~17:15	保険年金課 0743-53-1151 平日8:30~17:15
12	精神障害者医療費助成(一般・後期高齢者)	障がい福祉課 0742-34-4593 平日8:30~17:15	保険医療課 0745-22-1101 平日8:30~17:15	厚生福祉課 0743-53-1151 平日8:30~17:15
13	精神障害者医療費助成(精神通院)	障がい福祉課 0742-34-4593 平日8:30~17:15	保険医療課 0745-22-1101 平日8:30~17:15	厚生福祉課 0743-53-1151 平日8:30~17:15
14	子ども医療費助成	子ども育成課 0742-34-5042 【対象学年】中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	保険医療課 0745-22-1101 平日8:30~17:15	保険年金課 0743-53-1151 平日8:30~17:15
15	ひとり親家庭等医療費助成	子ども育成課 0742-34-5042 平日8:30~17:15	保険医療課 0745-22-1101 平日8:30~17:15	保険年金課 0743-53-1151 平日8:30~17:15
16	母子父子寡婦福祉資金貸付金	子育て相談課 0742-32-5670 平日9:00~17:00	児童福祉課 0745-22-1101 平日8:30~17:15	子ども福祉課 0743-53-1151 平日8:30~17:15
17	高等職業訓練促進給付金事業	子育て相談課 0742-34-4804 平日9:00~17:00	児童福祉課 0745-22-1101 平日8:30~17:15	子ども福祉課 0743-53-1151 平日8:30~17:15
18	自立支援教育訓練給付金事業	子育て相談課 0742-34-4804 平日9:00~17:00	児童福祉課 0745-22-1101 平日8:30~17:15	子ども福祉課 0743-53-1151 平日8:30~17:15
19	母子(父子)家庭等就業・自立支援事業	子育て相談課 0742-34-4804 平日9:00~17:00	児童福祉課 0745-22-1101 平日8:30~17:15	子ども福祉課 0743-53-1151 平日8:30~17:15
20	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	子育て相談課 0742-34-4804 平日9:00~17:00	児童福祉課 0745-22-1101 平日8:30~17:15	子ども福祉課 0743-53-1151 平日8:30~17:15
21	交通遺児見舞金・就学援助金	子育て相談課 0742-34-4804 平日9:00~17:00	生活安全課 0745-22-1101 平日8:30~17:15	【見舞金・就学援助金額】10万円 実施していません
22	遺児手当	実施していません	実施していません	実施していません
23	児童手当	子ども育成課 0742-34-5042 平日8:30~17:15 ※電話でのお問い合わせは下記まで 子ども育成課分室 0742-34-5160	児童福祉課 0745-22-1101 平日8:30~17:15	子ども福祉課 0743-53-1151 平日8:30~17:15
24	児童扶養手当	子ども育成課 0742-34-5042 平日8:30~17:15	児童福祉課 0745-22-1101 平日8:30~17:15	子ども福祉課 0743-53-1151 平日8:30~17:15
25	障害児福祉手当	障がい福祉課 0742-34-4593 平日8:30~17:15	社会福祉課 0745-22-1101 平日8:30~17:15	厚生福祉課 0743-53-1151 平日8:30~17:15
26	特別児童扶養手当	子ども育成課 0742-34-5042 平日8:30~17:15	児童福祉課 0745-22-1101 平日8:30~17:15	子ども福祉課 0743-53-1151 平日8:30~17:15
27	就学援助費(要保護及び準要保護児童生徒援助費)	教育総務課 0742-34-5337 平日8:30~17:15	学校教育課 0745-22-1101 平日8:30~17:15	学校教育課 0743-53-1151 平日8:30~17:15
28	幼稚園就園奨励費補助	保育所・幼稚園課 0742-34-5086 平日8:30~17:15	学校教育課 0745-22-1101 平日8:30~17:15	教育総務課 0743-53-1151 平日8:30~17:15
29	特別支援教育就学奨励費	教育総務課 0742-34-5337 平日8:30~17:15	学校教育課 0745-22-1101 平日8:30~17:15	学校教育課 0743-53-1151 平日8:30~17:15
30	幼稚園・保育園・認定子ども園の保育料減免制度	保育所・幼稚園課 0742-34-5086 平日8:30~17:15	実施していません	幼稚園 教育総務課 保育園・子ども園 子ども福祉課 平日8:30~17:15
31	一時預かり保育	保育所・幼稚園課 0742-34-5086 平日8:30~17:15	保育課 0745-22-1101 平日8:30~16:30	子ども福祉課 0743-53-1151 平日8:30~17:15
32	子育て短期支援(ショートステイ)事業	子育て相談課 0742-34-4804 平日9:00~17:00	児童福祉課 0745-22-1101 平日8:30~17:15	子ども福祉課 0743-53-1151 平日8:30~17:15
33	夜間看護等(トワイライトステイ)事業	子育て相談課 0742-34-4804 平日9:00~17:00	児童福祉課 0745-22-1101 平日8:30~17:15	子ども福祉課 0743-53-1151 平日8:30~17:15
34	配偶者からの暴力被害者の公営住宅への優先入居	実施していません	実施していません	住宅課 0743-53-1151 平日8:30~17:15
35	配偶者からの暴力被害者の公営住宅への一時入居	住宅課 0742-34-5174 平日8:30~17:15 ※ただし、一時使用 実施していません	実施していません	住宅課 0743-53-1151 平日8:30~17:15
36	犯罪被害者等の公営住宅への優先入居	実施していません	実施していません	住宅課 0743-53-1151 平日8:30~17:15
37	犯罪被害者等の公営住宅への一時入居	住宅課 0742-34-5174 平日8:30~17:15 ※ただし、一時使用 実施していません	実施していません	住宅課 0743-53-1151 平日8:30~17:15
38	無料法律相談	総務課 【申し込み先】市民相談室 0742-34-5444 (内線2160) ※要予約 毎週月・水曜日の9:00~12:00 13:00~16:00 ※平成31年度の実施状況についてはお問い合わせください。 男女共同参画センター 【女性のための法律相談】 毎月第3水曜日(要予約) 10:00~12:00 13:00~15:00 ※第3水曜日が祝日の場合は翌週の木曜日に実施します。	大和高田市社会福祉協議会 0745-53-1151 平日8:30~17:15 要予約(大和高田市在住者) 【弁護士】第2・3火曜日(13:00~16:00)20分間 【司法書士】毎週月曜日(13:00~16:00)30分間	人権施策推進課 0743-53-1151 第1・2・3水曜日 13:00~16:20 第4水曜日(女性のみ) 13:00~16:20
39	住民票の写しの交付等の制限	市民課 0742-34-4730 平日8:30~17:15	市民課 0745-22-1101 平日8:30~17:15	市民課 0743-53-1151 平日8:30~17:15
40	犯罪被害者傷害見舞金	人権政策課 0742-34-4733 平日8:30~17:15	実施していません	人権施策推進課 0743-53-1151 平日8:30~17:15
41	犯罪被害者遺族見舞金	人権政策課 0742-34-4733 平日8:30~17:15	実施していません	人権施策推進課 0743-53-1151 平日8:30~17:15
42	貸付金制度	実施していません	実施していません	人権施策推進課 0743-53-1151 平日8:30~17:15
*	国民健康保険・国民年金担当課	国民年金課 0742-34-4736 【国民健康保険】0742-34-4736 【国民年金】0742-34-4737 平日8:30~17:15	【国保】保険医療課 0745-22-1101 平日8:30~17:15 【国民年金】市民課 0745-22-1101	保険年金課 0743-53-1151 平日8:30~17:15
*	障害福祉担当課	障がい福祉課 0742-34-4593 平日8:30~17:15	社会福祉課 0745-22-1101 平日8:30~17:15	厚生福祉課 0743-53-1151 平日8:30~17:15
*	児童虐待に関する窓口	子育て相談課 0742-34-5597 平日8:30~17:15	児童福祉課(家庭児童相談室) 0745-23-1195 平日8:30~17:15	子ども福祉課 0743-53-1151 平日8:30~17:15
*	配偶者からの暴力被害に関する窓口	奈良市DV相談ダイヤル 0742-93-3150 毎週 月~土10:00~12:00, 13:00~16:00	児童福祉課 0745-22-1101 平日8:30~17:15	人権施策推進課 0743-53-1151 平日8:30~17:15

番号	支援項目	天理市	橿原市	桜井市
1	犯罪被害者支援業務	人権センター 0743-65-0130 平日8:30~17:15	人権政策課 0744-21-1090 平日8:30~17:15	人権施策課 0744-42-9111 平日8:30~17:15
2	高額療養費の支給	保険医療課 0743-63-1001 平日8:30~17:15	保険医療課 0744-47-2640 平日8:30~17:15	保険医療課 0744-42-9111 平日8:30~17:15
2	限度額適用認定証の交付	保険医療課 0743-63-1001 平日8:30~17:15	保険医療課 0744-47-2640 平日8:30~17:15	保険医療課 0744-42-9111 平日8:30~17:15
3	遺族基礎年金	保険医療課 0743-63-1001 平日8:30~17:15	市民窓口課 0744-47-2639 平日8:30~17:15	保険医療課 0744-42-9111 平日8:30~17:15
4	障害基礎年金	保険医療課 0743-63-1001 平日8:30~17:15	市民窓口課 0744-47-2639 平日8:30~17:15	保険医療課 0744-42-9111 平日8:30~17:15
5	特別障害給付金	保険医療課 0743-63-1001 平日8:30~17:15	市民窓口課 0744-47-2639 平日8:30~17:15	保険医療課 0744-42-9111 平日8:30~17:15
6	特別障害者手当	社会福祉課 0743-63-1001 平日8:30~17:15	障がい福祉課 0744-20-0015 平日8:30~17:15	社会福祉課 0744-42-9111 平日8:30~17:15
7	身体障害者手帳の交付	社会福祉課 0743-63-1001 平日8:30~17:15	障がい福祉課 0744-20-0015 平日8:30~17:15	社会福祉課 0744-42-9111 平日8:30~17:15
8	精神障害者保健福祉手帳の交付	社会福祉課 0743-63-1001 平日8:30~17:15	障がい福祉課 0744-20-0015 平日8:30~17:15	社会福祉課 0744-42-9111 平日8:30~17:15
9	診断書料の補助	実施していません	実施していません	実施していません
10	自立支援医療費等支給制度	社会福祉課 0743-63-1001 平日8:30~17:15	障がい福祉課 0744-20-0015 平日8:30~17:15	社会福祉課 0744-42-9111 平日8:30~17:15
11	心身障害者医療費助成・重度心身障害老人等医療費助成	保険医療課 0743-63-1001 平日8:30~17:15	保険医療課 0744-47-2640 平日8:30~17:15	保険医療課 0744-42-9111 平日8:30~17:15
12	精神障害者医療費助成(一般・後期高齢者)	社会福祉課 0743-63-1001 平日8:30~17:15	保険医療課 0744-47-2640 平日8:30~17:15	社会福祉課 0744-42-9111 平日8:30~17:15
13	精神障害者医療費助成(精神通院)	社会福祉課 0743-63-1001 平日8:30~17:15	保険医療課 0744-47-2640 平日8:30~17:15	社会福祉課 0744-42-9111 平日8:30~17:15
14	子ども医療費助成	保険医療課 0743-63-1001 平日8:30~17:15	保険医療課 0744-47-2640 平日8:30~17:15	保険医療課 0744-42-9111 平日8:30~17:15
15	ひとり親家庭等医療費助成	保険医療課 0743-63-1001 平日8:30~17:15	保険医療課 0744-47-2640 平日8:30~17:15	保険医療課 0744-42-9111 平日8:30~17:15
16	母子父子寡婦福祉資金貸付金	児童福祉課 0743-63-1001 平日8:30~17:15	実施していません	児童福祉課 0744-42-9111 平日8:30~17:15
17	高等職業訓練促進給付金事業	児童福祉課 0743-63-1001 平日8:30~17:15	子育て支援課 0744-22-8984 平日8:30~17:15	児童福祉課 0744-42-9111 平日8:30~17:15
18	自立支援教育訓練給付金事業	児童福祉課 0743-63-1001 平日8:30~17:15	子育て支援課 0744-22-8984 平日8:30~17:15	児童福祉課 0744-42-9111 平日8:30~17:15
19	母子(父子)家庭等就業・自立支援事業	児童福祉課 0743-63-1001 平日8:30~17:15	実施していません	児童福祉課 0744-42-9111 平日8:30~17:15
20	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	実施していません	子育て支援課 0744-22-8984 平日8:30~17:15	児童福祉課 0744-42-9111 平日8:30~17:15
21	交通遺児見舞金・就学援助金	実施していません	実施していません	実施していません
22	遺児手当	実施していません	実施していません	実施していません
23	児童手当	児童福祉課 0743-63-1001 平日8:30~17:15	子育て支援課 0744-22-8984 平日8:30~17:15	児童福祉課 0744-42-9111 平日8:30~17:15
24	児童扶養手当	児童福祉課 0743-63-1001 平日8:30~17:15	子育て支援課 0744-22-8984 平日8:30~17:15	児童福祉課 0744-42-9111 平日8:30~17:15
25	障害児福祉手当	社会福祉課 0743-63-1001 平日8:30~17:15	障がい福祉課 0744-20-0015 平日8:30~17:15	社会福祉課 0744-42-9111 平日8:30~17:15
26	特別児童扶養手当	社会福祉課 0743-63-1001 平日8:30~17:15	子育て支援課 0744-22-8984 平日8:30~17:15	児童福祉課 0744-42-9111 平日8:30~17:15
27	就学援助費(要保護及び準要保護児童生徒徒援助費)	まなび推進課 0743-63-1001 平日8:30~17:15	教育委員会事務局学校教育課 0744-29-5912 平日8:30~17:15	学校教育課 0744-42-9111 平日8:30~17:15
28	幼稚園就園奨励費補助	まなび推進課 0743-63-1001 平日8:30~17:15	教育委員会事務局学校教育課 0744-29-5912 平日8:30~17:15	学校教育課 0744-42-9111 平日8:30~17:15
29	特別支援教育就学奨励費	まなび推進課 0743-63-1001 平日8:30~17:15	教育委員会事務局学校教育課 0744-29-5912 平日8:30~17:15	学校教育課 0744-42-9111 平日8:30~17:15
30	幼稚園・保育園・認定子ども園の保育料減免制度	児童福祉課(保育園・子ども園) 0743-63-1001 平日8:30~17:15 まなび推進課(幼稚園) 0743-63-1001 平日8:30~17:15	子ども未来課(保育園・認定子ども園) 0744-25-2790 平日8:30~17:15 教育委員会事務局学校教育課(幼稚園) 0744-29-5912 平日8:30~17:15	【幼稚園】 学校教育課 【保育園・認定子ども園】 児童福祉課
31	一時預かり保育	児童福祉課 0743-63-1001 平日8:30~17:15	保育所へ直接連絡	けんこう増進課 0744-45-3443 平日8:30~17:15
32	子育て短期支援(ショートステイ)事業	児童福祉課 0743-63-1001 平日8:30~17:15	子育て支援課 0744-22-8984 平日8:30~17:15	けんこう増進課 0744-45-3443 平日8:30~17:15
33	夜間養護等(トワイライトステイ)事業	児童福祉課 0743-63-1001 平日8:30~17:15	子育て支援課 0744-22-8984 平日8:30~17:15	けんこう増進課 0744-45-3443 平日8:30~17:15
34	配偶者からの暴力被害者の公営住宅への優先入居	実施していません	実施していません	実施していません
35	配偶者からの暴力被害者の公営住宅への一時入居	実施していません	実施していません	実施していません
36	犯罪被害者等の公営住宅への優先入居	住宅課 0743-63-1001 平日8:30~17:15	実施していません	実施していません
37	犯罪被害者等の公営住宅への一時入居	住宅課 0743-63-1001 平日8:30~17:15	実施していません	実施していません
38	無料法律相談	市民協働推進課 0743-63-1001 平日8:30~17:15	福祉総務課 0744-21-7565 平日8:30~17:15 相談時間:毎週金曜日(祝日・年末年始除く)13:00~16:30 中南和法律相談センター 0742-22-2035 平日9:00~17:00 県司法書士会 0742-22-6687 平日9:00~17:00	市民協働課 0744-42-9111 ※要予約(桜井市在住者) 【弁護士】第2木曜日(13:00~16:00) 要予約・相談時間お一人様20分・予約はお一人様につき1ヶ月間に1回のみ。 【弁護士】第4木曜日(13:00~16:20) 弁護士による法律相談② 0742-22-6687 司法書士による法律相談
39	住民票の写しの交付等の制限	市民課 0743-63-1001 平日8:30~17:15	市民窓口課 0744-47-2639 平日8:30~17:15	市民課 0744-42-9111 平日8:30~17:15
40	犯罪被害者傷害見舞金	人権センター 0743-65-0130 平日8:30~17:15	人権政策課 0744-21-1090 平日8:30~17:15	実施していません
41	犯罪被害者遺族見舞金	人権センター 0743-65-0130 平日8:30~17:15	人権政策課 0744-21-1090 平日8:30~17:15	実施していません
42	貸付金制度	市民課 0743-63-1001 平日8:30~17:15	実施していません	実施していません
*	国民健康保険・国民年金担当課	保険医療課 0743-63-1001 平日8:30~17:15	【国保】保険医療課 0744-47-2640 平日8:30~17:15 【国民年金】市民窓口課 0744-47-2639 平日8:30~17:15	保険医療課 0744-42-9111 平日8:30~17:15
*	障害福祉担当課	社会福祉課 0743-63-1001 平日8:30~17:15	障がい福祉課 0744-20-0015 平日8:30~17:15	社会福祉課 0744-42-9111 平日8:30~17:15
*	児童虐待に関する窓口	児童福祉課 0743-63-1001 平日8:30~17:15	子育て支援課 0744-22-8984 平日8:30~17:15	子ども未来課 0744-47-4405 平日8:30~17:15
*	配偶者からの暴力被害に関する窓口	実施していません	人権政策課 0744-21-1090 平日8:30~17:15	人権施策課 0744-42-9111 平日8:30~17:15 子ども未来課 0744-47-4405 平日8:30~17:15

番号	支援項目	五條市	御所市	生駒市
1	犯罪被害者支援業務	危機管理課 人権施策課 0747-22-4001 平日8:30~17:15	人権施策課 0745-65-2210 平日8:30~17:15	人権施策課 0743-74-1111 平日8:30~17:15
2	高額療養費の支給	保険課 0747-22-4001 ※資付制度はなし 平日8:30~17:15	保険課 0745-62-3001 ※資付制度はなし 平日8:30~17:15	国保医療課 0743-74-1111 平日8:30~17:15
2	限度額適用認定証の交付	保険課 0747-22-4001 平日8:30~17:15	保険課 0745-62-3001 平日8:30~17:15	国保医療課 0743-74-1111 平日8:30~17:15
3	遺族基礎年金	市民課 0747-22-4001 平日8:30~17:15	市民課 0745-62-3001 平日8:30~17:15	高齢施策課 0743-74-1111 平日8:30~17:15
4	障害基礎年金	市民課 0747-22-4001 平日8:30~17:15	市民課 0745-62-3001 平日8:30~17:15	高齢施策課 0743-74-1111 平日8:30~17:15
5	特別障害給付金	市民課 0747-22-4001 平日8:30~17:15	市民課 0745-62-3001 平日8:30~17:15	高齢施策課 0743-74-1111 平日8:30~17:15
6	特別障害者手当	社会福祉課 0747-22-4001 平日8:30~17:15	福祉課 0745-62-3001 平日8:30~17:15	障がい福祉課 0743-74-1111 平日8:30~17:15
7	身体障害者手帳の交付	社会福祉課 0747-22-4001 平日8:30~17:15	福祉課 0745-62-3001 平日8:30~17:15	障がい福祉課 0743-74-1111 平日8:30~17:15
8	精神障害者保健福祉手帳の交付	社会福祉課 0747-22-4001 平日8:30~17:15	福祉課 0745-62-3001 平日8:30~17:15	障がい福祉課 0743-74-1111 平日8:30~17:15
9	診断書料の補助	実施していません	実施していません	実施していません
10	自立支援医療費等支給制度	社会福祉課 0747-22-4001 平日8:30~17:15	福祉課 0745-62-3001 平日8:30~17:15	障がい福祉課 0743-74-1111 平日8:30~17:15
11	心身障害者医療費助成・重度心身障害老人等医療費助成	保険課 0747-22-4001 平日8:30~17:15	保険課 0745-62-3001 平日8:30~17:15	国保医療課 0743-74-1111 平日8:30~17:15
12	精神障害者医療費助成(一般・後期高齢者)	社会福祉課 0747-22-4001 平日8:30~17:15	福祉課 0745-62-3001 平日8:30~17:15	障がい福祉課 0743-74-1111 平日8:30~17:15
13	精神障害者医療費助成(精神通院)	社会福祉課 0747-22-4001 平日8:30~17:15	福祉課 0745-62-3001 平日8:30~17:15	障がい福祉課 0743-74-1111 平日8:30~17:15
14	子ども医療費助成	保険課 0747-22-4001 【対象学年】 中学3年まで 平日8:30~17:15	保険課 0745-62-3001 【対象学年】 中学3年まで 平日8:30~17:15	国保医療課 0743-74-1111 平日8:30~17:15
15	ひとり親家庭等医療費助成	保険課 0747-22-4001 平日8:30~17:15	保険課 0745-62-3001 平日8:30~17:15	国保医療課 0743-74-1111 平日8:30~17:15
16	母子父子寡婦福祉資金貸付金	児童福祉課 0747-22-4001 平日8:30~17:15	子ども家庭相談センター 0745-62-4512 平日8:30~17:30	子ども課 0743-74-1111 平日8:30~17:15
17	高等職業訓練促進給付金事業	児童福祉課 0747-22-4001 平日8:30~17:15	児童課 0745-62-3001 平日8:30~17:30	子ども課 0743-74-1111 平日8:30~17:15
18	自立支援教育訓練給付金事業	児童福祉課 0747-22-4001 平日8:30~17:15	児童課 0745-62-3001 平日8:30~17:30	子ども課 0743-74-1111 平日8:30~17:15
19	母子(父子)家庭等就業・自立支援事業	児童福祉課 0747-22-4001 平日8:30~17:15	子ども家庭相談センター 0745-62-4512 平日8:30~17:30	子ども課 0743-74-1111 平日8:30~17:15
20	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	児童福祉課 0747-22-4001 平日8:30~17:15	子ども家庭相談センター 0745-62-4512 平日8:30~17:30	子ども課 0743-74-1111 平日8:30~17:15
21	交通遺児見舞金・就学援助金	児童福祉課 0747-22-4001 平日8:30~17:15	実施していません	実施していません
22	遺児手当	実施していません	実施していません	実施していません
23	児童手当	児童福祉課 0747-22-4001 平日8:30~17:15	実施していません	子ども課 0743-74-1111 平日8:30~17:15
24	児童扶養手当	児童福祉課 0747-22-4001 平日8:30~17:15	実施していません	子ども課 0743-74-1111 平日8:30~17:15
25	障害児福祉手当	社会福祉課 0747-22-4001 平日8:30~17:15	福祉課 0745-62-3001 平日8:30~17:15	障がい福祉課 0743-74-1111 平日8:30~17:15
26	特別児童扶養手当	児童福祉課 0747-22-4001 平日8:30~17:15	実施していません	子ども課 0743-74-1111 平日8:30~17:15
27	就学援助費(要保護及び準要保護児童生徒徒援助費)	学校教育課 0747-22-4001 平日8:30~17:15	学校教育課 0745-62-3001 平日8:30~17:15	教育総務課 0743-74-1111 平日8:30~17:15
28	幼稚園就園奨励費補助	教育総務課 0747-22-4001 平日8:30~17:15	実施していません	子ども課 0743-74-1111 平日8:30~17:15
29	特別支援教育就学奨励費	学校教育課 0747-22-4001 平日8:30~17:15	実施していません	教育総務課 0743-74-1111 平日8:30~17:15
30	幼稚園・保育園・認定子ども園の保育料減免制度	社会福祉課 0747-22-4001 【保育園・認定子ども園の保育料】 【幼稚園・認定子ども園の幼稚園】 【保育料】 児童福祉課	実施していません	子ども課 0743-74-1111 平日8:30~17:15
31	一時預かり保育	児童福祉課 0747-22-4001 平日8:30~17:15	実施していません	子ども課 0743-74-1111 平日8:30~17:15
32	子育て短期支援(ショートステイ)事業	児童福祉課 0747-22-4001 平日8:30~17:16	実施していません	子育て支援総合センター 0743-73-5582 平日8:30~17:15
33	夜間養護等(トワイライトステイ)事業	児童福祉課 0747-22-4001 平日8:30~17:16	実施していません	子育て支援総合センター 0743-73-5582 平日8:30~17:15
34	配偶者からの暴力被害者の公営住宅への優先入居	実施していません	建築住宅課 0745-62-3001 平日8:30~17:15	実施していません
35	配偶者からの暴力被害者の公営住宅への一時入居	実施していません	建築住宅課 0745-62-3001 平日8:30~17:15	実施していません
36	犯罪被害者等の公営住宅への優先入居	実施していません	実施していません	実施していません
37	犯罪被害者等の公営住宅への一時入居	実施していません	実施していません	実施していません
38	無料法律相談	奈良弁護士会 【予約】平日9:30~17:00 ※要予約(予約は直接奈良弁護士会へ) 毎週月曜日13:00~16:00 相談場所:五條市福祉センター 0747-22-2035	市民課 0745-62-3001 市民課 0745-65-2210 女性法律相談(弁護士)偶数日の第2週目の火曜日13:30~16:30 要予約	防災安全課 0743-74-1111 平日8:30~17:15
39	住民票の写しの交付等の制限	市民課 0747-22-4001 平日8:30~17:15	市民課 0745-62-3001 平日8:30~17:15	市民課 0743-74-1111 平日8:30~17:15
40	犯罪被害者傷害見舞金	人権施策課 0747-25-1137 平日8:30~17:15	実施していません	人権施策課 0743-74-1111 平日8:30~17:15
41	犯罪被害者遺族見舞金	人権施策課 0747-25-1137 平日8:30~17:15	実施していません	人権施策課 0743-74-1111 平日8:30~17:15
42	貸付金制度	実施していません	実施していません	実施していません
*	国民健康保険・国民年金担当課	【国保】保険課 0747-22-4001 平日8:30~17:15	【国民年金】市民課 0747-22-4001 平日8:30~17:15	【国保】保険課 0745-62-3001 平日8:30~17:15
*	障害福祉担当課	社会福祉課 0747-22-4001 平日8:30~17:15	福祉課 0745-62-3001 平日8:30~17:15	障がい福祉課 0743-74-1111 平日8:30~17:15
*	児童虐待に関する窓口	保健福祉センター 0747-22-4001 平日8:30~17:15	子ども家庭相談センター 0745-62-4512 平日8:30~17:30	子どもサポートセンター 0743-73-1005 月曜日~土曜日9:00~17:00
*	配偶者からの暴力被害に関する窓口	保健福祉センター 0747-22-4001 平日8:30~17:15	人権施策課 0745-65-2210 平日8:30~17:15	男女共同参画プラザ 0743-75-0237 火曜日~日曜日8:30~17:15

番号	支援項目	香芝市	葛城市	宇陀市
1	犯罪被害者支援業務	市民協働課 0745-44-3314 平日8:30~17:15 窓口業務のみ	人権政策課 0745-69-3001 平日8:30~17:15	人権推進課 0745-82-2147 平日8:30~17:15
2	高額療養費の支給	国民医療課 0745-79-7528 平日8:30~17:15 ※交付制度はなし	保険課 0745-69-3001 平日8:30~17:15 新庄庁舎0745-69-3001 葛麻庁舎0745-48-2811	保険年金課 0745-82-3672 平日8:30~17:15 実施していません
2	限度額適用認定証の交付	国民医療課 0745-79-7528 平日8:30~17:15	保険課 0745-69-3001 平日8:30~17:15 新庄庁舎0745-69-3001 葛麻庁舎0745-48-2811	保険年金課 0745-82-3672 平日8:30~17:15
3	遺族基礎年金	市民課 0745-76-2001 平日8:30~17:15	市民窓口課 0745-69-3001 平日8:30~17:15 葛麻庁舎0745-48-2811	保険年金課 0745-82-3672 平日8:30~17:15
4	障害基礎年金	市民課 0745-76-2001 平日8:30~17:15	市民窓口課 0745-69-3001 平日8:30~17:15 葛麻庁舎0745-48-2811	保険年金課 0745-82-3672 平日8:30~17:15
5	特別障害給付金	市民課 0745-76-2001 平日8:30~17:15	市民窓口課 0745-69-3001 平日8:30~17:15 葛麻庁舎0745-48-2811	保険年金課 0745-82-3672 平日8:30~17:15
6	特別障害者手当	社会福祉課 0745-79-7151 平日8:30~17:15	社会福祉課 0745-69-3001 平日8:30~17:15 新庄庁舎0745-69-3001 葛麻庁舎0745-48-2811	介護福祉課 0745-82-3675 平日8:30~17:15
7	身体障害者手帳の交付	社会福祉課 0745-79-7151 平日8:30~17:15	社会福祉課 0745-69-3001 平日8:30~17:15 新庄庁舎0745-69-3001 葛麻庁舎0745-48-2811	介護福祉課 0745-82-3675 平日8:30~17:15
8	精神障害者保健福祉手帳の交付	社会福祉課 0745-79-7151 平日8:30~17:15	社会福祉課 0745-69-3001 平日8:30~17:15 新庄庁舎0745-69-3001 葛麻庁舎0745-48-2811	介護福祉課 0745-82-3675 平日8:30~17:15
9	診断書料の補助	実施していません	実施していません	実施していません
10	自立支援医療費等支給制度	社会福祉課 0745-79-7151 平日8:30~17:15	社会福祉課 0745-69-3001 平日8:30~17:15 新庄庁舎0745-69-3001 葛麻庁舎0745-48-2811	介護福祉課 0745-82-3675 平日8:30~17:15
11	心身障害者医療費助成・重度心身障害老人等医療費助成	国民医療課 0745-79-7528 平日8:30~17:15	保険課 0745-69-3001 平日8:30~17:15 葛麻庁舎0745-48-2811	保険年金課 0745-82-3672 平日8:30~17:15
12	精神障害者医療費助成(一般・後期高齢者)	社会福祉課 0745-79-7151 平日8:30~17:15	社会福祉課 0745-69-3001 平日8:30~17:15 葛麻庁舎0745-48-2811	実施していません
13	精神障害者医療費助成(精神通院)	社会福祉課 0745-79-7151 平日8:30~17:15	社会福祉課 0745-69-3001 平日8:30~17:15 葛麻庁舎0745-48-2811	実施していません
14	子ども医療費助成	国民医療課 0745-79-7528 【対象学年】 中学3年まで	保険課 0745-69-3001 平日8:30~17:15 葛麻庁舎0745-48-2811	保険年金課 0745-82-3672 平日8:30~17:15
15	ひとり親家庭等医療費助成	国民医療課 0745-79-7528 平日8:30~17:15	保険課 0745-69-3001 平日8:30~17:15 葛麻庁舎0745-48-2811	保険年金課 0745-82-3672 平日8:30~17:15
16	母子父子寡婦福祉資金貸付金	児童福祉課 0745-79-7522 平日8:30~17:15	葛城市福祉事務所 0745-69-3001 平日8:30~17:15 葛麻庁舎0745-48-2811	宇陀市福祉事務所 0745-82-8000 平日8:30~17:15
17	高等職業訓練促進給付金事業	児童福祉課 0745-79-7522 平日8:30~17:15	葛城市福祉事務所 0745-69-3001 平日8:30~17:15 葛麻庁舎0745-48-2811	宇陀市福祉事務所 0745-82-8000 平日8:30~17:15
18	自立支援教育訓練給付金事業	児童福祉課 0745-79-7522 平日8:30~17:15	葛城市福祉事務所 0745-69-3001 平日8:30~17:15 葛麻庁舎0745-48-2811	宇陀市福祉事務所 0745-82-8000 平日8:30~17:15
19	母子(父子)家庭等就業・自立支援事業	児童福祉課 0745-79-7522 平日8:30~17:15	葛城市福祉事務所 0745-69-3001 平日8:30~17:15 葛麻庁舎0745-48-2811	宇陀市福祉事務所 0745-82-8000 平日8:30~17:15
20	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	児童福祉課 0745-79-7522 平日8:30~17:15	葛城市福祉事務所 0745-69-3001 平日8:30~17:15 葛麻庁舎0745-48-2811	宇陀市福祉事務所 0745-82-8000 平日8:30~17:15
21	交通遺児見舞金・就学援助金	児童福祉課 0745-79-7522 平日8:30~17:15	葛城市福祉事務所 0745-69-3001 平日8:30~17:15 葛麻庁舎0745-48-2811	実施していません
22	遺児手当	実施していません	実施していません	実施していません
23	児童手当	児童福祉課 0745-79-7522 平日8:30~17:15	子育て福祉課 0745-69-3001 平日8:30~17:15 葛麻庁舎0745-48-2811	実施していません
24	児童扶養手当	児童福祉課 0745-79-7522 平日8:30~17:15	子育て福祉課 0745-69-3001 平日8:30~17:15 葛麻庁舎0745-48-2811	子ども未来課 0745-82-2236 平日8:30~17:15
25	障害児福祉手当	社会福祉課 0745-79-7151 平日8:30~17:15	社会福祉課 0745-69-3001 平日8:30~17:15 葛麻庁舎0745-48-2811	介護福祉課 0745-82-3675 平日8:30~17:15
26	特別児童扶養手当	児童福祉課 0745-79-7522 平日8:30~17:15	子育て福祉課 0745-69-3001 平日8:30~17:15 葛麻庁舎0745-48-2811	子ども未来課 0745-82-2236 平日8:30~17:15
27	就学援助費(要保護及び準要保護児童生徒徒援助費)	学校教育課 0745-44-3335 平日8:30~17:15	学校教育課 0745-48-2811 平日8:30~17:15	教育総務課 0745-82-3973 平日8:30~17:15
28	幼稚園就園奨励費補助	子ども課 0745-44-3336 平日8:30~17:15	学校教育課 0745-48-2811 平日8:30~17:15	実施していません
29	特別支援教育就学奨励費	学校教育課 0745-44-3335 平日8:30~17:15	学校教育課 0745-48-2811 平日8:30~17:15	教育総務課 0745-82-3973 平日8:30~17:15
30	幼稚園・保育園・認定子ども園の保育料減免制度	実施していません	実施していません	実施していません
31	一時預かり保育	子ども課 0745-44-3336 平日8:30~17:15	子育て福祉課 0745-69-3001 平日8:30~17:15 葛麻庁舎0745-48-2811	子ども未来課 0745-84-3472 平日8:30~17:15
32	子育て短期支援(ショートステイ)事業	児童福祉課 0745-79-7522 平日8:30~17:15	子育て福祉課 0745-69-3001 平日8:30~17:15 葛麻庁舎0745-48-2811	子ども未来課 0745-82-2236 平日8:30~17:15
33	夜間養護等(トワイライトステイ)事業	児童福祉課 0745-79-7522 平日8:30~17:15	子育て福祉課 0745-69-3001 平日8:30~17:15 葛麻庁舎0745-48-2811	子ども未来課 0745-82-2236 平日8:30~17:15
34	配偶者からの暴力被害者の公営住宅への優先入居	管財課 0745-44-3338 平日8:30~17:15	建設課 0745-69-3001 平日8:30~17:15	公営住宅課 0745-82-5642 平日8:30~17:15 ※入居手続き条件有
35	配偶者からの暴力被害者の公営住宅への一時入居	実施していません	実施していません	実施していません
36	犯罪被害者等の公営住宅への優先入居	実施していません	実施していません	実施していません
37	犯罪被害者等の公営住宅への一時入居	実施していません	実施していません	実施していません
38	無料法律相談	総務課 0745-44-3333 毎月第2・4水曜日13:00~16:20 ※受付は当日午前9:00から	企画政策課 0745-69-3001 平日8:30~17:15	奈良弁護士会 0742-22-2035 平日9:30~17:00 ※要予約(予約は直接奈良弁護士会へ) 毎月第2火曜日 相談場所:宇陀市役所
39	住民票の写しの交付等の制限	市民課 0745-44-3302 平日8:30~17:15	市民窓口課 0745-69-3001 平日8:30~17:15 葛麻庁舎0745-48-2811	市民課 0745-82-2143 平日8:30~17:15
40	犯罪被害者傷害見舞金	実施していません	実施していません	実施していません
41	犯罪被害者遺族見舞金	実施していません	実施していません	実施していません
42	貸付金制度	実施していません	実施していません	実施していません
*	国民健康保険・国民年金担当課	【国保】国民医療課 0745-79-7528 平日8:30~17:15 【国民年金】市民課 0745-44-3302 平日8:30~17:15	【国保】保険課 0745-69-3001 平日8:30~17:15 新庄庁舎0745-69-3001 葛麻庁舎0745-48-2811 【国民年金】市民窓口課 0745-69-3001 平日8:30~17:15 葛麻庁舎0745-48-2811	保険年金課 0745-82-3672 平日8:30~17:15
*	障害福祉担当課	社会福祉課 0745-79-7151 平日8:30~17:15	社会福祉課 0745-69-3001 平日8:30~17:15 葛麻庁舎0745-48-2811	介護福祉課 0745-82-3675 平日8:30~17:15
*	児童虐待に関する窓口	児童福祉課 0745-79-7522 平日8:30~17:15	子ども若者サポートセンター 0745-48-8639 平日8:30~17:15	子ども未来課 0745-82-2236 平日8:30~17:15
*	配偶者からの暴力被害に関する窓口	市民協働課 0745-44-3314 平日8:30~17:15	人権政策課 0745-69-3001 平日8:30~17:15	人権推進課 0745-82-2147 平日8:30~17:15

番号	支援項目	山添村	平群町	三郷町
1	犯罪被害者支援業務	総務課 0743-85-0041 平日8:30~17:15	総務防災課 0745-45-1001 平日8:30~17:15	人権施策課 0745-73-2101 平日8:30~17:15
2	高額療養費の支給	住民課 0743-85-0043 平日8:30~17:15	健康保険課 0745-45-5800 平日8:30~17:15	保険課 0745-73-2101 平日8:30~17:15
2	限度額適用認定証の交付	住民課 0743-85-0043 平日8:30~17:15	健康保険課 0745-45-5800 平日8:30~17:15	※貸付制度はなし 実施していません
3	遺族基礎年金	住民課 0743-85-0043 平日8:30~17:15	健康保険課 0745-45-5800 平日8:30~17:15	保険課 0745-73-2101 平日8:30~17:15
4	障害基礎年金	住民課 0743-85-0043 平日8:30~17:15	健康保険課 0745-45-5800 平日8:30~17:15	保険課 0745-73-2101 平日8:30~17:15
5	特別障害給付金	住民課 0743-85-0043 平日8:30~17:15	健康保険課 0745-45-5800 平日8:30~17:15	保険課 0745-73-2101 平日8:30~17:15
6	特別障害者手当	保健福祉課 0743-85-0045 平日8:30~17:15	福祉課 0745-45-5872 平日8:30~17:15	福祉政策課 0745-73-2101 平日8:30~17:15
7	身体障害者手帳の交付	保健福祉課 0743-85-0045 平日8:30~17:15	福祉課 0745-45-5872 平日8:30~17:15	福祉政策課 0745-73-2101 平日8:30~17:15
8	精神障害者保健福祉手帳の交付	保健福祉課 0743-85-0045 平日8:30~17:15	福祉課 0745-45-5872 平日8:30~17:15	福祉政策課 0745-73-2101 平日8:30~17:15
9	診断書料の補助	実施していません	実施していません	実施していません
10	自立支援医療費等支給制度	保健福祉課 0743-85-0045 平日8:30~17:15	福祉課 0745-45-5872 平日8:30~17:15	福祉政策課 0745-73-2101 平日8:30~17:15
11	心身障害者医療費助成・重度心身障害老人等医療費助成	住民課 0743-85-0043 平日8:30~17:15	福祉課 0745-45-5872 平日8:30~17:15	保険課 0745-73-2101 平日8:30~17:15
12	精神障害者医療費助成(一般・後期高齢者)	住民課 0743-85-0043 平日8:30~17:15	福祉課 0745-45-5872 平日8:30~17:15	実施していません
13	精神障害者医療費助成(精神通院)	住民課 0743-85-0043 平日8:30~17:15	福祉課 0745-45-5872 平日8:30~17:15	実施していません
14	子ども医療費助成	住民課 0743-85-0043 平日8:30~17:15	福祉課 0745-45-5872 平日8:30~17:15	保険課 0745-73-2101 平日8:30~17:15
15	ひとり親家庭等医療費助成	住民課 0743-85-0043 平日8:30~17:15	福祉課 0745-45-5872 平日8:30~17:15	保険課 0745-73-2101 平日8:30~17:15
16	母子父子寡婦福祉資金貸付金	中和福祉事務所 0744-48-3020 平日8:30~17:15 (権原総合庁舎)	中和福祉事務所 0744-48-3020 平日8:30~17:15 (権原総合庁舎)	中和福祉事務所 0744-48-3020 平日8:30~17:15 (権原総合庁舎)
17	高等職業訓練促進給付金事業	中和福祉事務所 0744-48-3020 平日8:30~17:15 (権原総合庁舎)	中和福祉事務所 0744-48-3020 平日8:30~17:15 (権原総合庁舎)	中和福祉事務所 0744-48-3020 平日8:30~17:15 (権原総合庁舎)
18	自立支援教育訓練給付金事業	中和福祉事務所 0744-48-3020 平日8:30~17:15 (権原総合庁舎)	中和福祉事務所 0744-48-3020 平日8:30~17:15 (権原総合庁舎)	中和福祉事務所 0744-48-3020 平日8:30~17:15 (権原総合庁舎)
19	母子(父子)家庭等就業・自立支援事業	中和福祉事務所 0744-48-3020 平日8:30~17:15 (権原総合庁舎)	中和福祉事務所 0744-48-3020 平日8:30~17:15 (権原総合庁舎)	中和福祉事務所 0744-48-3020 平日8:30~17:15 (権原総合庁舎)
20	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	中和福祉事務所 0744-48-3020 平日8:30~17:15 (権原総合庁舎)	中和福祉事務所 0744-48-3020 平日8:30~17:15 (権原総合庁舎)	中和福祉事務所 0744-48-3020 平日8:30~17:15 (権原総合庁舎)
21	交通遺児見舞金・就学奨励金	実施していません	実施していません	実施していません
22	遺児手当	実施していません	実施していません	福祉政策課 0745-73-2101 平日8:30~17:15
23	児童手当	住民課 0743-85-0043 平日8:30~17:15	福祉課 0745-45-5872 平日8:30~17:15	実施していません
24	児童扶養手当	住民課 0743-85-0043 平日8:30~17:15	福祉課 0745-45-5872 平日8:30~17:15	福祉政策課 0745-73-2101 平日8:30~17:15
25	障害児福祉手当	保健福祉課 0743-85-0045 平日8:30~17:15	福祉課 0745-45-5872 平日8:30~17:15	福祉政策課 0745-73-2101 平日8:30~17:15
26	特別児童扶養手当	住民課 0743-85-0043 平日8:30~17:15	福祉課 0745-45-5872 平日8:30~17:15	福祉政策課 0745-73-2101 平日8:30~17:15
27	就学奨励費(要保護及び準要保護児童生徒徒奨励費)	教育委員会事務局 0743-85-0049 平日8:30~17:15	教委事務局総務課 0745-45-2101 平日8:30~17:15	教育総務課 0745-73-2101 平日8:30~17:15
28	幼稚園就園奨励費補助	実施していません	教委事務局総務課 0745-45-2101 平日8:30~17:15	教育総務課 0745-73-2101 平日8:30~17:15
29	特別支援教育就学奨励費	教育委員会事務局 0743-85-0049 平日8:30~17:15	教委事務局総務課 0745-45-2101 平日8:30~17:15	教育総務課 0745-73-2101 平日8:30~17:15
30	幼稚園・保育園・認定子ども園の保育料減免制度	保健福祉課 0743-85-0045 平日8:30~17:15	福祉課(町外) 0745-45-5872 教委事務局総務課(町内) 0745-45-1104 平日8:30~17:15	実施していません
31	一時預かり保育	保健福祉課 0743-85-0045 平日8:30~17:15	ゆめさこども園 0745-45-1104 平日8:30~17:15	福祉政策課 0745-73-2101 平日8:30~17:15
32	子育て短期支援(ショートステイ)事業	実施していません	福祉課 0745-45-5872 平日8:30~17:15	福祉政策課 0745-73-2101 平日8:30~17:15
33	夜間養護等(トワイライトステイ)事業	実施していません	福祉課 0745-45-5872 平日8:30~17:15	福祉政策課 0745-73-2101 平日8:30~17:15
34	配偶者からの暴力被害者の公営住宅への優先入居	実施していません	都市建設課 0745-45-2077 平日8:30~17:15 ※応募要件緩和(異居可能)	実施していません
35	配偶者からの暴力被害者の公営住宅への一時入居	実施していません	実施していません	実施していません
36	犯罪被害者等の公営住宅への優先入居	実施していません	実施していません	実施していません
37	犯罪被害者等の公営住宅への一時入居	実施していません	実施していません	実施していません
38	無料法律相談	実施していません	政策推進課 0745-45-1002 毎月第1・3火曜日 9:00~11:00	三郷町社会福祉協議会 0745-72-5800 第1・3火曜日13:00~16:00 ※三郷町在住者、受付は15:30まで
39	住民票の写しの交付等の制限	住民課 0743-85-0043 平日8:30~17:15	住民生活課 0745-45-1439 平日8:30~17:15	住民課 0745-73-2101 平日8:30~17:15
40	犯罪被害者傷害見舞金	総務課 0743-85-0041 平日8:30~17:15	総務防災課 0745-45-1001 平日8:30~17:15	実施していません
41	犯罪被害者遺族見舞金	総務課 0743-85-0041 平日8:30~17:15	総務防災課 0745-45-1001 平日8:30~17:15	実施していません
42	貸付金制度	実施していません	実施していません	実施していません
*	国民健康保険・国民年金担当課	住民課 0743-85-0043 平日8:30~17:15	健康保険課 0745-45-5800 平日8:30~17:15	保険課 0745-73-2101 平日8:30~17:15
*	障害福祉担当課	保健福祉課 0743-85-0045 平日8:30~17:15	福祉課 0745-45-5872 平日8:30~17:15	福祉政策課 0745-73-2101 平日8:30~17:15
*	児童虐待に関する窓口	保健福祉課 0743-85-0045 平日8:30~17:15	福祉課 0745-45-5872 平日8:30~17:15	福祉政策課 0745-73-2101 平日8:30~17:15
*	配偶者からの暴力被害に関する窓口	総務課 0743-85-0041 平日8:30~17:15	福祉課 0745-45-5872 平日8:30~17:15	人権施策課 0745-73-2101 平日8:30~17:15

番号	支援項目	斑鳩町	安堵町	川西町
1	犯罪被害者支援業務	総務課 0745-74-1001 平日8:30~17:30	総務課 0743-57-1511 平日8:30~17:15	住民保険課 0745-44-2611 平日8:30~17:15
2	高額療養費の支給	国民医療課 0745-74-1001 平日8:30~17:30 ※資付制度はなし 実施していません	住民課 0743-57-1511 平日8:30~17:15 ※資付制度はなし 住民課 0743-57-1511 平日8:30~17:15	住民保険課 0745-44-2611 平日8:30~17:15 ※資付制度はなし 住民保険課 0745-44-2611 平日8:30~17:15
2	限度額適用認定証の交付			
3	遺族基礎年金	国民医療課 0745-74-1001 平日8:30~17:30	住民課 0743-57-1511 平日8:30~17:15	住民保険課 0745-44-2611 平日8:30~17:15
4	障害基礎年金	国民医療課 0745-74-1001 平日8:30~17:30	住民課 0743-57-1511 平日8:30~17:15	住民保険課 0745-44-2611 平日8:30~17:15
5	特別障害給付金	国民医療課 0745-74-1001 平日8:30~17:30	住民課 0743-57-1511 平日8:30~17:15	住民保険課 0745-44-2611 平日8:30~17:15
6	特別障害者手当	福祉子ども課 0745-74-1001 平日8:30~17:30	健康福祉課 0743-57-1590 平日8:30~17:15	健康福祉課 0745-44-2631 平日8:30~17:15
7	身体障害者手帳の交付	福祉子ども課 0745-74-1001 平日8:30~17:30	健康福祉課 0743-57-1590 平日8:30~17:15	健康福祉課 0745-44-2631 平日8:30~17:15
8	精神障害者保健福祉手帳の交付	福祉子ども課 0745-74-1001 平日8:30~17:30	健康福祉課 0743-57-1590 平日8:30~17:15	健康福祉課 0745-44-2631 平日8:30~17:15
9	診断書料の補助	実施していません	実施していません	実施していません
10	自立支援医療費等支給制度	福祉子ども課 0745-74-1001 平日8:30~17:30	健康福祉課 0743-57-1590 平日8:30~17:15	健康福祉課 0745-44-2631 平日8:30~17:15
11	心身障害者医療費助成・重度心身障害老人等医療費助成	国民医療課 0745-74-1001 平日8:30~17:30	住民課 0743-57-1511 平日8:30~17:15	住民保険課 0745-44-2611 平日8:30~17:15
12	精神障害者医療費助成(一般・後期高齢者)	国民医療課 0745-74-1001 平日8:30~17:30	住民課 0743-57-1511 平日8:30~17:15	健康福祉課 0745-44-2631 平日8:30~17:15
13	精神障害者医療費助成(精神通院)	国民医療課 0745-74-1001 平日8:30~17:30	住民課 0743-57-1511 平日8:30~17:15	健康福祉課 0745-44-2631 平日8:30~17:15
14	子ども医療費助成	国民医療課 0745-74-1001 平日8:30~17:30	住民課 0743-57-1511 平日8:30~17:15	住民保険課 0745-44-2611 平日8:30~17:15
15	ひとり親家庭等医療費助成	国民医療課 0745-74-1001 平日8:30~17:30	住民課 0743-57-1511 平日8:30~17:15	住民保険課 0745-44-2611 平日8:30~17:15
16	母子父子寡婦福祉資金貸付金	中和福祉事務所 0744-48-3020 平日8:30~17:15 (権原総合庁舎)	中和福祉事務所 0744-48-3020 平日8:30~17:15 (権原総合庁舎)	中和福祉事務所 0744-48-3020 平日8:30~17:15 (権原総合庁舎)
17	高等職業訓練促進給付金事業	中和福祉事務所 0744-48-3020 平日8:30~17:15 (権原総合庁舎)	中和福祉事務所 0744-48-3020 平日8:30~17:15 (権原総合庁舎)	中和福祉事務所 0744-48-3020 平日8:30~17:15 (権原総合庁舎)
18	自立支援教育訓練給付金事業	中和福祉事務所 0744-48-3020 平日8:30~17:15 (権原総合庁舎)	中和福祉事務所 0744-48-3020 平日8:30~17:15 (権原総合庁舎)	中和福祉事務所 0744-48-3020 平日8:30~17:15 (権原総合庁舎)
19	母子(父子)家庭等就業・自立支援事業	中和福祉事務所 0744-48-3020 平日8:30~17:15 (権原総合庁舎)	中和福祉事務所 0744-48-3020 平日8:30~17:15 (権原総合庁舎)	中和福祉事務所 0744-48-3020 平日8:30~17:15 (権原総合庁舎)
20	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	中和福祉事務所 0744-48-3020 平日8:30~17:15 (権原総合庁舎)	中和福祉事務所 0744-48-3020 平日8:30~17:15 (権原総合庁舎)	中和福祉事務所 0744-48-3020 平日8:30~17:15 (権原総合庁舎)
21	交通遺児見舞金・就学奨励金	実施していません	実施していません	実施していません
22	遺児手当	福祉子ども課 0745-74-1001 【手当月額 片親:1,500円、両親:3,000円】 平日8:30~17:30	実施していません	実施していません
23	児童手当	福祉子ども課 0745-74-1001 平日8:30~17:30	住民課 0743-57-1511 平日8:30~17:15	住民保険課 0745-44-2611 平日8:30~17:15
24	児童扶養手当	福祉子ども課 0745-74-1001 平日8:30~17:30	住民課 0743-57-1511 平日8:30~17:15	住民保険課 0745-44-2611 平日8:30~17:15
25	障害児福祉手当	福祉子ども課 0745-74-1001 平日8:30~17:30	健康福祉課 0743-57-1590 平日8:30~17:15	健康福祉課 0745-44-2631 平日8:30~17:15
26	特別児童扶養手当	福祉子ども課 0745-74-1001 平日8:30~17:30	住民課 0743-57-1511 平日8:30~17:15	住民保険課 0745-44-2611 平日8:30~17:15
27	就学奨励費(要保護及び準要保護児童生徒奨励費)	実施していません	教育委員会事務局 0743-57-1511 平日8:30~17:15	教育委員会事務局 0745-44-2684 平日8:30~17:15
28	幼稚園就園奨励費補助	実施していません	教育委員会事務局 0743-57-1511 平日8:30~17:15	教育委員会事務局 0745-44-2684 平日8:30~17:15
29	特別支援教育就学奨励費	実施していません	教育委員会事務局 0743-57-1511 平日8:30~17:15	教育委員会事務局 0745-44-2684 平日8:30~17:15
30	幼稚園・保育園・認定子ども園の保育料減免制度	実施していません	安堵保育園 0743-57-2831 平日8:30~17:15	実施していません
31	一時預かり保育	福祉子ども課 0745-74-1001 平日8:30~17:30	安堵保育園 0743-57-2831 平日8:30~17:15	健康福祉課 0745-44-2631 平日8:30~17:15
32	子育て短期支援(ショートステイ)事業	福祉子ども課 0745-74-1001 平日8:30~17:30	住民課 0743-57-1511 平日8:30~17:15	健康福祉課 0745-44-2631 平日8:30~17:15
33	夜間養護等(トワイライトステイ)事業	福祉子ども課 0745-74-1001 平日8:30~17:30	住民課 0743-57-1511 平日8:30~17:15	健康福祉課 0745-44-2631 平日8:30~17:15
34	配偶者からの暴力被害者の公営住宅への優先入居	建築農林課 0745-74-1001 平日8:30~17:30	人権同対策課 0743-57-1511 平日8:30~17:15	事業課 0745-44-2679 平日8:30~17:15
35	配偶者からの暴力被害者の公営住宅への一時入居	建築農林課 0745-74-1001 平日8:30~17:30	人権同対策課 0743-57-1511 平日8:30~17:15	実施していません
36	犯罪被害者等の公営住宅への優先入居	建築農林課 0745-74-1001 平日8:30~17:30	人権同対策課 0743-57-1511 平日8:30~17:15	実施していません
37	犯罪被害者等の公営住宅への一時入居	建築農林課 0745-74-1001 平日8:30~17:30	人権同対策課 0743-57-1511 平日8:30~17:15	事業課 0745-44-2679 平日8:30~17:15
38	無料法律相談	実施していません	総務課 0743-57-1511 職員(傷数月)第3月曜日13:00~16:00 ※安堵町在住者、要予約 受付は平日8:30~17:15	住民生活課 0745-44-2611 年2回(7月・12月) ※川西町在住者・要予約 予約は実施日の約1ヶ月前(広報誌にて周知)
39	住民票の写しの交付等の制限	実施していません	住民課 0743-57-1511 平日8:30~17:15	住民保険課 0745-44-2611 平日8:30~17:15
40	犯罪被害者傷害見舞金	実施していません	総務課 0743-57-1511 平日8:30~17:15	住民保険課 0745-44-2611 平日8:30~17:15
41	犯罪被害者遺族見舞金	実施していません	総務課 0743-57-1511 平日8:30~17:15	住民保険課 0745-44-2611 平日8:30~17:15
42	貸付金制度	実施していません	実施していません	実施していません
*	国民健康保険・国民年金担当課	国民医療課 0745-74-1001 平日8:30~17:30	住民課 0743-57-1511 平日8:30~17:15	住民保険課 0745-44-2611 平日8:30~17:15
*	障害福祉担当課	福祉子ども課 0745-74-1001 平日8:30~17:30	健康福祉課 0743-57-1590 平日8:30~17:15	健康福祉課 0745-44-2631 平日8:30~17:15
*	児童虐待に関する窓口	福祉子ども課 0745-74-1001 平日8:30~17:30	健康福祉課 0743-57-1590 平日8:30~17:15	健康福祉課 0745-44-2631 平日8:30~17:15
*	配偶者からの暴力被害に関する窓口	実施していません	総務課 0743-57-1511 平日8:30~17:15	住民保険課 0745-44-2611 平日8:30~17:15

番号	支援項目	三宅町	田原本町	曾爾村
1	犯罪被害者支援業務	総務課 平日8:30~17:15 0745-44-2001	総務課 平日8:30~17:15 0744-34-2114	曾爾ふれあいセンター 平日8:30~17:15 0745-94-2731
2	高額療養費の支給	住民保険課 平日8:30~17:15 0745-44-3073 ※資付制度はなし	住民保険課 平日8:30~17:15 0744-34-2097 ※資付制度はなし	住民生活課 平日8:30~17:15 0745-94-2102
2	限度額適用認定証の交付	住民保険課 平日8:30~17:15 0745-44-3073	住民保険課 平日8:30~17:15 0744-34-2097	住民生活課 平日8:30~17:15 0745-94-2102
3	遺族基礎年金	住民保険課 平日8:30~17:15 0745-44-3073	住民保険課 平日8:30~17:15 0744-34-2097	住民生活課 平日8:30~17:15 0745-94-2102
4	障害基礎年金	住民保険課 平日8:30~17:15 0745-44-3073	住民保険課 平日8:30~17:15 0744-34-2097	住民生活課 平日8:30~17:15 0745-94-2102
5	特別障害給付金	実施していません	住民保険課 平日8:30~17:15 0744-34-2097	保健福祉課 平日8:30~17:15 0745-94-2103
6	特別障害者手当	健康子ども課 平日8:30~17:15 0745-43-3580	健康福祉課 平日8:30~17:15 0744-34-2090	保健福祉課 平日8:30~17:15 0745-94-2103
7	身体障害者手帳の交付	健康子ども課 平日8:30~17:15 0745-43-3580	健康福祉課 平日8:30~17:15 0744-34-2090	保健福祉課 平日8:30~17:15 0745-94-2103
8	精神障害者保健福祉手帳の交付	健康子ども課 平日8:30~17:15 0745-43-3580	健康福祉課 平日8:30~17:15 0744-34-2090	保健福祉課 平日8:30~17:15 0745-94-2103
9	診断書料の補助	健康子ども課 平日8:30~17:15 0745-43-3580	実施していません	保健福祉課 平日8:30~17:15 0745-94-2103
10	自立支援医療費等支給制度	健康子ども課 平日8:30~17:15 0745-43-3580	健康福祉課 平日8:30~17:15 0744-34-2090	保健福祉課 平日8:30~17:15 0745-94-2103
11	心身障害者医療費助成・重度心身障害老人等医療費助成	住民保険課 平日8:30~17:15 0745-44-3073	住民保険課 平日8:30~17:15 0744-34-2095	住民生活課 平日8:30~17:15 0745-94-2102
12	精神障害者医療費助成(一般・後期高齢者)	住民保険課 平日8:30~17:15 0745-44-3073	健康福祉課 平日8:30~17:15 0744-34-2090	保健福祉課 平日8:30~17:15 0745-94-2103
13	精神障害者医療費助成(精神通院)	健康子ども課 平日8:30~17:15 0745-43-3580	健康福祉課 平日8:30~17:15 0744-34-2090	保健福祉課 平日8:30~17:15 0745-94-2103
14	子ども医療費助成	住民保険課 平日8:30~17:15 0745-44-3073	住民保険課 平日8:30~17:15 0744-34-2095	住民生活課 平日8:30~17:15 15歳未満 0745-94-2102
15	ひとり親家庭等医療費助成	住民保険課 平日8:30~17:15 0745-44-3073	住民保険課 平日8:30~17:15 0744-34-2095	住民生活課 平日8:30~17:15 0745-94-2102
16	母子父子寡婦福祉資金貸付金	中和福祉事務所 平日8:30~17:15 0744-48-3020 (権原総合庁舎)	中和福祉事務所 平日8:30~17:15 0744-48-3020 (権原総合庁舎)	吉野福祉事務所 平日8:30~17:15 0746-32-5315
17	高等職業訓練促進給付金事業	中和福祉事務所 平日8:30~17:15 0744-48-3020 (権原総合庁舎)	中和福祉事務所 平日8:30~17:15 0744-48-3020 (権原総合庁舎)	吉野福祉事務所 平日8:30~17:15 0746-32-5315
18	自立支援教育訓練給付金事業	中和福祉事務所 平日8:30~17:15 0744-48-3020 (権原総合庁舎)	中和福祉事務所 平日8:30~17:15 0744-48-3020 (権原総合庁舎)	吉野福祉事務所 平日8:30~17:15 0746-32-5315
19	母子(父子)家庭等就業・自立支援事業	中和福祉事務所 平日8:30~17:15 0744-48-3020 (権原総合庁舎)	中和福祉事務所 平日8:30~17:15 0744-48-3020 (権原総合庁舎)	吉野福祉事務所 平日8:30~17:15 0746-32-5315
20	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	中和福祉事務所 平日8:30~17:15 0744-48-3020 (権原総合庁舎)	中和福祉事務所 平日8:30~17:15 0744-48-3020 (権原総合庁舎)	吉野福祉事務所 平日8:30~17:15 0746-32-5315
21	交通遺児見舞金・就学奨励金	実施していません	実施していません	実施していません
22	遺児手当	実施していません	実施していません	実施していません
23	児童手当	健康子ども課 平日8:30~17:15 0745-43-3580	子ども未来課 平日8:30~17:15 0744-33-9036	住民生活課 平日8:30~17:15 0745-94-2102
24	児童扶養手当	健康子ども課 平日8:30~17:15 0745-43-3580	子ども未来課 平日8:30~17:15 0744-33-9036	保健福祉課 平日8:30~17:15 0745-94-2103
25	障害児福祉手当	健康子ども課 平日8:30~17:15 0745-43-3580	健康福祉課 平日8:30~17:15 0744-34-2090	住民生活課 平日8:30~17:15 0745-94-2102
26	特別児童扶養手当	健康子ども課 平日8:30~17:15 0745-43-3580	子ども未来課 平日8:30~17:15 0744-33-9036	住民生活課 平日8:30~17:15 0745-94-2102
27	就学援助費(要保護及び準要保護児童生徒援助費)	教育委員会事務局 平日8:30~17:15 0745-44-3079	教育総務課 平日8:30~17:15 0744-34-2074	教育委員会事務局 平日8:30~17:15 0745-94-2104
28	幼稚園就園奨励費補助	教育委員会事務局 平日8:30~17:15 0745-44-3079	子ども未来課 平日8:30~17:15 0744-33-9036	実施していません
29	特別支援教育就学奨励費	教育委員会事務局 平日8:30~17:15 0745-44-3079	教育総務課 平日8:30~17:15 0744-34-2074	教育委員会事務局 平日8:30~17:15 0745-94-2104
30	幼稚園・保育園・認定子ども園の保育料減免制度	教育委員会事務局 平日8:30~17:15 0745-44-3079	実施していません	曾爾保育園 平日8:30~17:15 0745-94-2301
31	一時預かり保育	三宅幼稚園 平日8:30~17:15 0745-43-0655	子ども未来課 平日8:30~17:15 0744-33-9036	曾爾保育園 平日8:30~17:15 事前申込み、他市町村不可 0745-94-2301
32	子育て短期支援(ショートステイ)事業	健康子ども課 平日8:30~17:15 0745-43-3580	子ども未来課 平日8:30~17:15 0744-33-9036	実施していません
33	夜間養護等(トワイライトステイ)事業	健康子ども課 平日8:30~17:15 0745-43-3580	実施していません	実施していません
34	配偶者からの暴力被害者の公営住宅への優先入居	産業管理課 平日8:30~17:15 0745-44-3076	実施していません	実施していません
35	配偶者からの暴力被害者の公営住宅への一時入居	産業管理課 平日8:30~17:15 0745-44-3076	実施していません	実施していません
36	犯罪被害者等の公営住宅への優先入居	産業管理課 平日8:30~17:15 0745-44-3076	実施していません	実施していません
37	犯罪被害者等の公営住宅への一時入居	産業管理課 平日8:30~17:15 0745-44-3076	実施していません	実施していません
38	無料法律相談	住民保険課 平日8:30~17:15 0745-44-3073	住民保険課 平日8:30~17:15 0744-34-2087	実施していません
39	住民票の写しの交付等の制限	住民保険課 平日8:30~17:15 0745-44-3073	住民保険課 平日8:30~17:15 0744-34-2087	住民生活課 平日8:30~17:15 0745-94-2102
40	犯罪被害者傷害見舞金	総務課 平日8:30~17:15 0745-44-2001	総務課 平日8:30~17:15 0744-34-2114	総務課 平日8:30~17:15 0745-94-2101
41	犯罪被害者遺族見舞金	総務課 平日8:30~17:15 0745-44-2001	総務課 平日8:30~17:15 0744-34-2114	総務課 平日8:30~17:15 0745-94-2101
42	貸付金制度	実施していません	実施していません	実施していません
*	国民健康保険・国民年金担当課	住民保険課 平日8:30~17:15 0745-44-3073	住民保険課 平日8:30~17:30 0744-34-2097	住民生活課 平日8:30~17:15 0745-94-2102
*	障害福祉担当課	健康子ども課 平日8:30~17:15 0745-43-3580	健康福祉課 平日8:30~17:15 0744-34-2090	保健福祉課 平日8:30~17:15 0745-94-2103
*	児童虐待に関する窓口	健康子ども課 平日8:30~17:15 0745-43-3580	子ども未来課 平日8:30~17:15 0744-33-9036	保健福祉課 平日8:30~17:15 0745-94-2103
*	配偶者からの暴力被害に関する窓口	健康子ども課 平日8:30~17:15 0745-43-3580	配偶者暴力相談支援センター 平日9:00~16:00 0742-22-4083	保健福祉課 平日8:30~17:15 0745-94-2103

番号	支援項目	御杖村	高取町	明日香村
1	犯罪被害者支援業務	総務課 0745-95-2001 平日8:30~17:15	住民課 0744-52-3334 平日8:30~17:15	総務課 0744-54-2001 平日8:30~17:15
2	高額療養費の支給	住民生活課 0745-95-2001 平日8:30~17:15 ※資付制度はなし	住民課 0744-52-3334 平日8:30~17:15 ※資付制度はなし	住民課 0744-54-2282 平日8:30~17:15 ※資付制度はなし
2	限度額適用認定証の交付	実施していません	住民課 0744-52-3334 平日8:30~17:15	実施していません
3	遺族基礎年金	住民生活課 0745-95-2001 平日8:30~17:15	住民課 0744-52-3334 平日8:30~17:15	住民課 0744-54-2282 平日8:30~17:15
4	障害基礎年金	住民生活課 0745-95-2001 平日8:30~17:15	住民課 0744-52-3334 平日8:30~17:15	住民課 0744-54-2282 平日8:30~17:15
5	特別障害給付金	保健福祉課 0745-95-2828 平日8:30~17:15	福祉課 0744-52-3334 平日8:30~17:15	住民課 0744-54-2282 平日8:30~17:15
6	特別障害者手当	保健福祉課 0745-95-2828 平日8:30~17:15	福祉課 0744-52-3334 平日8:30~17:15	住民課 0744-54-2282 平日8:30~17:15
7	身体障害者手帳の交付	保健福祉課 0745-95-2828 平日8:30~17:15	福祉課 0744-52-3334 平日8:30~17:15	住民課 0744-54-2282 平日8:30~17:15
8	精神障害者保健福祉手帳の交付	保健福祉課 0745-95-2828 平日8:30~17:15	福祉課 0744-52-3334 平日8:30~17:15	住民課 0744-54-2282 平日8:30~17:15
9	診断書料の補助	実施していません	実施していません	実施していません
10	自立支援医療費等支給制度	保健福祉課 0745-95-2828 平日8:30~17:15	福祉課 0744-52-3334 平日8:30~17:15	住民課 0744-54-2282 平日8:30~17:15
11	心身障害者医療費助成・重度心身障害老人等医療費助成	住民生活課 0745-95-2001 平日8:30~17:15	住民課 0744-52-3334 平日8:30~17:15	住民課 0744-54-2282 平日8:30~17:15
12	精神障害者医療費助成(一般・後期高齢者)	実施していません	福祉課 0744-52-3334 平日8:30~17:15	実施していません
13	精神障害者医療費助成(精神通院)	実施していません	福祉課 0744-52-3334 平日8:30~17:15	実施していません
14	子ども医療費助成	住民生活課 0745-95-2001 平日8:30~17:15	住民課 0744-52-3334 平日8:30~17:15	住民課 0744-54-2282 平日8:30~17:15
15	ひとり親家庭等医療費助成	住民生活課 0745-95-2001 平日8:30~17:15	住民課 0744-52-3334 平日8:30~17:15	住民課 0744-54-2282 平日8:30~17:15
16	母子父子寡婦福祉資金貸付金	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15	中和福祉事務所 0744-48-3020 平日8:30~17:15 (権原総合庁舎)	中和福祉事務所 0744-48-3020 平日8:30~17:15 (権原総合庁舎)
17	高等職業訓練促進給付金事業	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15	中和福祉事務所 0744-48-3021 平日8:30~17:15 (権原総合庁舎)	中和福祉事務所 0744-48-3021 平日8:30~17:15 (権原総合庁舎)
18	自立支援教育訓練給付金事業	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15	中和福祉事務所 0744-48-3022 平日8:30~17:15 (権原総合庁舎)	中和福祉事務所 0744-48-3022 平日8:30~17:15 (権原総合庁舎)
19	母子(父子)家庭等就業・自立支援事業	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15	中和福祉事務所 0744-48-3023 平日8:30~17:15 (権原総合庁舎)	中和福祉事務所 0744-48-3023 平日8:30~17:15 (権原総合庁舎)
20	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15	中和福祉事務所 0744-48-3024 平日8:30~17:15 (権原総合庁舎)	中和福祉事務所 0744-48-3024 平日8:30~17:15 (権原総合庁舎)
21	交通遺児見舞金・就学奨励金	実施していません	総務課 0744-52-3334 平日8:30~17:15	実施していません
22	遺児手当	実施していません	実施していません	実施していません
23	児童手当	実施していません	福祉課 0744-52-3334 平日8:30~17:15	実施していません
24	児童扶養手当	保健福祉課 0745-95-2828 平日8:30~17:15	福祉課 0744-52-3334 平日8:30~17:15	住民課 0744-54-2282 平日8:30~17:15
25	障害児福祉手当	保健福祉課 0745-95-2828 平日8:30~17:15	福祉課 0744-52-3334 平日8:30~17:15	住民課 0744-54-2282 平日8:30~17:15
26	特別児童扶養手当	保健福祉課 0745-95-2828 平日8:30~17:15	福祉課 0744-52-3334 平日8:30~17:15	住民課 0744-54-2282 平日8:30~17:15
27	就学奨励費(要保護及び準要保護児童生徒徒援助費)	教育委員会事務局 0745-95-2001 平日8:30~17:15	教育委員会事務局 0744-52-3715 平日8:30~17:15	教育課 0744-54-3636 平日8:30~17:15
28	幼稚園就園奨励費補助	実施していません	教育委員会事務局 0744-52-3715 平日8:30~17:15	教育課 0744-54-3636 平日8:30~17:15
29	特別支援教育就学奨励費	教育委員会事務局 0745-95-2001 平日8:30~17:15	教育委員会事務局 0744-52-3715 平日8:30~17:15	教育課 0744-54-3636 平日8:30~17:15
30	幼稚園・保育園・認定子ども園の保育料減免制度	実施していません	【幼稚園】教育委員会事務局 0744-52-3715 【保育園・子ども園】福祉課 0744-52-3334	実施していません
31	一時預かり保育	御杖保育所 0745-95-2480 0745-95-2480 直接保育所に事前申込 他市町村不可 平日8:30~16:00	福祉課 0744-52-3334 平日8:30~17:15	実施していません
32	子育て短期支援(ショートステイ)事業	保健福祉課 0745-95-2828 平日8:30~17:15	福祉課 0744-52-3334 平日8:30~17:15	住民課 0744-54-2282 平日8:30~17:15
33	夜間養護等(トワイライトステイ)事業	保健福祉課 0745-95-2828 平日8:30~17:15	福祉課 0744-52-3334 平日8:30~17:15	住民課 0744-54-2282 平日8:30~17:15
34	配偶者からの暴力被害者の公営住宅への優先入居	実施していません	実施していません	実施していません
35	配偶者からの暴力被害者の公営住宅への一時入居	実施していません	実施していません	実施していません
36	犯罪被害者等の公営住宅への優先入居	実施していません	実施していません	実施していません
37	犯罪被害者等の公営住宅への一時入居	実施していません	実施していません	実施していません
38	無料法律相談	実施していません	総務課 0744-52-3334 平日8:30~17:15	実施していません
39	住民票の写しの交付等の制限	住民生活課 0745-95-2001 平日8:30~17:00	住民課 0744-52-3334 平日8:30~17:15	住民課 0744-54-2282 平日8:30~17:15
40	犯罪被害者傷害見舞金	実施していません	住民課 0744-52-3334 平日8:30~17:15	実施していません
41	犯罪被害者遺族見舞金	実施していません	住民課 0744-52-3335 平日8:30~17:16	実施していません
42	貸付金制度	実施していません	実施していません	実施していません
*	国民健康保険・国民年金担当課	住民生活課 0745-95-2001 平日8:30~17:15	住民課 0744-52-3334 平日8:30~17:15	住民課 0744-54-2282 平日8:30~17:15
*	障害福祉担当課	保健福祉課 0745-95-2828 平日8:30~17:15	福祉課 0744-52-3334 平日8:30~17:15	住民課 0744-54-2282 平日8:30~17:15
*	児童虐待に関する窓口	保健福祉課 0745-95-2828 平日8:30~17:15	福祉課 0744-52-3334 平日8:30~17:15	住民課 0744-54-2282 平日8:30~17:15
*	配偶者からの暴力被害に関する窓口	保健福祉課 0745-95-2828 平日8:30~17:15	福祉課 0744-52-3334 平日8:30~17:15	住民課 0744-54-2282 平日8:30~17:15

番号	支援項目	上牧町	王寺町	広陵町
1	犯罪被害者支援業務	社会教育課 0745-76-1001 平日8:30~17:15	住民課 0745-73-2001 平日8:30~17:15	生涯学習スポーツ課 0745-55-1181 平日8:30~17:15
2	高額療養費の支給	保険年金課 0745-76-1001 平日8:30~17:15 ※資付制度はなし	国民健康推進課 0745-73-2001 平日8:30~17:15 ※資付制度はなし	保険年金課(国保・後期) 0745-55-1001 平日8:30~17:15 ※資付制度はなし
2	限度額適用認定証の交付	保険年金課 0745-76-1001 平日8:30~17:15	国民健康推進課 0745-73-2001 平日8:30~17:15	保険年金課(国保・後期) 0745-55-1001 平日8:30~17:15
3	遺族基礎年金	保険年金課 0745-76-1001 平日8:30~17:15	国民健康推進課 0745-73-2001 平日8:30~17:15	保険年金課 0745-55-1001 平日8:30~17:15
4	障害基礎年金	保険年金課 0745-76-1001 平日8:30~17:15	国民健康推進課 0745-73-2001 平日8:30~17:15	保険年金課 0745-55-1001 平日8:30~17:15
5	特別障害給付金	保険年金課 0745-76-1001 平日8:30~17:15	国民健康推進課 0745-73-2001 平日8:30~17:15	保険年金課 0745-55-1001 平日8:30~17:15
6	特別障害者手当	福祉課 0745-43-5031 平日8:30~17:15	福祉介護課 0745-73-2001 平日8:30~17:15	社会福祉課 0745-55-4010 平日8:30~17:15
7	身体障害者手帳の交付	福祉課 0745-43-5031 平日8:30~17:15	福祉介護課 0745-73-2001 平日8:30~17:15	社会福祉課 0745-55-4010 平日8:30~17:15
8	精神障害者保健福祉手帳の交付	福祉課 0745-43-5031 平日8:30~17:15	福祉介護課 0745-73-2001 平日8:30~17:15	社会福祉課 0745-55-4010 平日8:30~17:15
9	診断書料の補助	実施していません	実施していません	実施していません
10	自立支援医療費等支給制度	福祉課 0745-43-5031 平日8:30~17:15	福祉介護課 0745-73-2001 平日8:30~17:15	0745-55-4010 平日8:30~17:15
11	心身障害者医療費助成・重度心身障害老人等医療費助成	保険年金課 0745-76-1001 平日8:30~17:15	国民健康推進課 0745-73-2001 平日8:30~17:15	保険年金課 0745-55-1001 平日8:30~17:15
12	精神障害者医療費助成(一般・後期高齢者)	福祉課 0745-43-5031 平日8:30~17:15	国民健康推進課 0745-73-2001 平日8:30~17:15	保険年金課 0745-55-1001 平日8:30~17:15
13	精神障害者医療費助成(精神通院)	福祉課 0745-43-5031 平日8:30~17:15	福祉介護課 0745-73-2001 平日8:30~17:15	社会福祉課 0745-55-4010 平日8:30~17:15
14	子ども医療費助成	保険年金課 0745-76-1001 平日8:30~17:15	国民健康推進課 0745-73-2001 平日8:30~17:15	保険年金課 0745-55-1001 平日8:30~17:15
15	ひとり親家庭等医療費助成	保険年金課 0745-76-1001 平日8:30~17:15	国民健康推進課 0745-73-2001 平日8:30~17:15	保険年金課 0745-55-1001 平日8:30~17:15
16	母子父子寡婦福祉資金貸付金	中和福祉事務所 0744-48-3020 平日8:30~17:15 (権原総合庁舎)	中和福祉事務所 0744-48-3020 平日8:30~17:15 (権原総合庁舎)	中和福祉事務所 0744-48-3020 平日8:30~17:15 (権原総合庁舎)
17	高等職業訓練促進給付金事業	中和福祉事務所 0744-48-3020 平日8:30~17:15 (権原総合庁舎)	中和福祉事務所 0744-48-3020 平日8:30~17:15 (権原総合庁舎)	中和福祉事務所 0744-48-3020 平日8:30~17:15 (権原総合庁舎)
18	自立支援教育訓練給付金事業	中和福祉事務所 0744-48-3020 平日8:30~17:15 (権原総合庁舎)	中和福祉事務所 0744-48-3020 平日8:30~17:15 (権原総合庁舎)	中和福祉事務所 0744-48-3020 平日8:30~17:15 (権原総合庁舎)
19	母子(父子)家庭等就業・自立支援事業	中和福祉事務所 0744-48-3020 平日8:30~17:15 (権原総合庁舎)	中和福祉事務所 0744-48-3020 平日8:30~17:15 (権原総合庁舎)	中和福祉事務所 0744-48-3020 平日8:30~17:15 (権原総合庁舎)
20	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	中和福祉事務所 0744-48-3020 平日8:30~17:15 (権原総合庁舎)	中和福祉事務所 0744-48-3020 平日8:30~17:15 (権原総合庁舎)	中和福祉事務所 0744-48-3020 平日8:30~17:15 (権原総合庁舎)
21	交通遺児見舞金・就学奨励金	子ども支援課 0745-43-5034 平日8:30~17:15	福祉介護課 0745-73-2001 平日8:30~17:15	「交通遺児等支援事業」 子ども課 0745-55-6820 平日8:30~17:15
22	遺児手当	実施していません	実施していません	実施していません
23	児童手当	子ども支援課 0745-43-5034 平日8:30~17:15	福祉介護課 0745-73-2001 平日8:30~17:15	子ども課 0745-55-6820 平日8:30~17:15
24	児童扶養手当	子ども支援課 0745-43-5034 平日8:30~17:15	福祉介護課 0745-73-2001 平日8:30~17:15	子ども課 0745-55-6820 平日8:30~17:15
25	障害児福祉手当	福祉課 0745-43-5031 平日8:30~17:15	福祉介護課 0745-73-2001 平日8:30~17:15	社会福祉課 0745-55-4010 平日8:30~17:15
26	特別児童扶養手当	子ども支援課 0745-43-5034 平日8:30~17:15	福祉介護課 0745-73-2001 平日8:30~17:15	子ども課 0745-55-6820 平日8:30~17:15
27	就学援助費(要保護及び準要保護児童生徒援助費)	教育総務課 0745-76-1001 平日8:30~17:15	学校教育課 0745-72-1031 平日8:30~17:15	学校支援室 0745-55-1001 平日8:30~17:15
28	幼稚園就園奨励費補助	子ども支援課 0745-43-5034 平日8:30~17:15	学校教育課 0745-72-1031 平日8:30~17:15	子ども課 0745-55-6820 平日8:30~17:15
29	特別支援教育就学奨励費	教育総務課 0745-76-1001 平日8:30~17:15	学校教育課 0745-72-1031 平日8:30~17:15	学校支援室 0745-55-1001 平日8:30~17:15
30	幼稚園・保育園・認定子ども園の保育料減免制度	子ども支援課 0745-43-5034 平日8:30~17:15	福祉介護課 0745-73-2001 平日8:30~17:15	※公立のみ 実施していません
31	一時預かり保育	子ども支援課 0745-43-5034 平日8:30~17:15	福祉介護課 0745-73-2001 平日8:30~17:15	子ども課 0745-55-6820 平日8:30~17:15
32	子育て短期支援(ショートステイ)事業	子ども支援課 0745-43-5034 平日8:30~17:15	福祉介護課 0745-73-2001 平日8:30~17:15	子ども課 0745-55-6820 平日8:30~17:15
33	夜間養護等(トワイライトステイ)事業	子ども支援課 0745-43-5034 平日8:30~17:15	福祉介護課 0745-73-2001 平日8:30~17:15	子ども課 0745-55-6820 平日8:30~17:15
34	配偶者からの暴力被害者の公営住宅への優先入居	実施していません	建設課 0745-73-2001 平日8:30~17:15	実施していません
35	配偶者からの暴力被害者の公営住宅への一時入居	生活環境課 0745-76-1001 平日8:30~17:15	建設課 0745-73-2001 平日8:30~17:15	実施していません
36	犯罪被害者等の公営住宅への優先入居	実施していません	実施していません	実施していません
37	犯罪被害者等の公営住宅への一時入居	生活環境課 0745-76-1001 平日8:30~17:15	実施していません	実施していません
38	無料法律相談	政策調整課 0745-76-1001 平日8:30~17:15 ※偶数月の第1水曜日	住民課 0745-73-2001 平日8:30~17:15	社会福祉課 0745-55-8300 平日8:30~17:15 ※弁護士のみ
39	住民票の写しの交付等の制限	住民課 0745-76-1001 平日8:30~17:15	住民課 0745-73-2001 平日8:30~17:15	住民課 0745-55-1001 平日8:30~17:15
40	犯罪被害者傷害見舞金	社会教育課 0745-76-1001 平日8:30~17:15	住民課 0745-73-2001 平日8:30~17:15	実施していません
41	犯罪被害者遺族見舞金	社会教育課 0745-76-1001 平日8:30~17:15	住民課 0745-73-2001 平日8:30~17:15	実施していません
42	貸付金制度	実施していません	実施していません	実施していません
*	国民健康保険・国民年金担当課	保険年金課 0745-76-1001 平日8:30~17:15	国民健康推進課 0745-73-2001 平日8:30~17:15	保険年金課 0745-55-1001 平日8:30~17:15
*	障害福祉担当課	福祉課 0745-43-5031 平日8:30~17:15	福祉介護課 0745-73-2001 平日8:30~17:15	社会福祉課 0745-55-4010 平日8:30~17:15
*	児童虐待に関する窓口	子ども支援課 0745-43-5034 平日8:30~17:15	福祉介護課 0745-73-2001 平日8:30~17:15	子ども課 0745-55-6820 平日8:30~17:15
*	配偶者からの暴力被害に関する窓口	福祉課 0745-43-5031 平日8:30~17:15	福祉介護課 0745-73-2001 平日8:30~17:15	企画政策課 0745-55-1001 平日8:30~17:15

番号	支援項目	河合町	吉野町	大淀町
1	犯罪被害者支援業務	生涯学習課 0745-57-2271 平日8:30~17:30	町民課 0746-32-3081 平日8:30~17:15	人権住民課人権施策推進室 0747-52-5501 平日8:30~17:15
2	高額療養費の支給	住民福祉課 0745-57-0200 平日8:30~17:30 ※貸付制度はなし	町民課 0746-32-3081 平日8:30~17:15 ※貸付制度はなし	ほけん課 0747-52-5501 平日8:30~17:15 実施していません
2	限度額適用認定証の交付	住民福祉課 0745-57-0200 平日8:30~17:30	町民課 0746-32-3081 平日8:30~17:15	実施していません
3	遺族基礎年金	住民福祉課 0745-57-0200 平日8:30~17:30	町民課 0746-32-3081 平日8:30~17:15	ほけん課 0747-52-5501 平日8:30~17:15
4	障害基礎年金	住民福祉課 0745-57-0200 平日8:30~17:30	町民課 0746-32-3081 平日8:30~17:15	ほけん課 0747-52-5501 平日8:30~17:15
5	特別障害給付金	住民福祉課 0745-57-0200 平日8:30~17:30	町民課 0746-32-3081 平日8:30~17:15	ほけん課 0747-52-5501 平日8:30~17:15
6	特別障害者手当	社会福祉課 0745-57-0200 平日8:30~17:30	長寿福祉課 0746-32-8856 平日8:30~17:15	福祉課 0747-52-5501 平日8:30~17:15
7	身体障害者手帳の交付	社会福祉課 0745-57-0200 平日8:30~17:30	長寿福祉課 0746-32-8856 平日8:30~17:15	福祉課 0747-52-5501 平日8:30~17:15
8	精神障害者保健福祉手帳の交付	社会福祉課 0745-57-0200 平日8:30~17:30	長寿福祉課 0746-32-8856 平日8:30~17:15	福祉課 0747-52-5501 平日8:30~17:15
9	診断書料の補助	実施していません	実施していません	実施していません
10	自立支援医療費等支給制度	社会福祉課 0745-57-0200 平日8:30~17:30	長寿福祉課 0746-32-8856 平日8:30~17:15	福祉課 0747-52-5501 平日8:30~17:15
11	心身障害者医療費助成・重度心身障害老人等医療費助成	住民福祉課 0745-57-0200 平日8:30~17:30	町民課 0746-32-3081 平日8:30~17:15	福祉課 0747-52-5501 平日8:30~17:15
12	精神障害者医療費助成(一般・後期高齢者)	社会福祉課 0745-57-0200 平日8:30~17:30	町民課 0746-32-3081 平日8:30~17:15	実施していません
13	精神障害者医療費助成(精神通院)	社会福祉課 0745-57-0200 平日8:30~17:30	長寿福祉課 0746-32-8856 平日8:30~17:15	実施していません
14	子ども医療費助成	住民福祉課 0745-57-0200 平日8:30~17:30	町民課 0746-32-3081 平日8:30~17:15	福祉課 0747-52-5501 平日8:30~17:15
15	ひとり親家庭等医療費助成	住民福祉課 0745-57-0200 平日8:30~17:30	町民課 0746-32-3081 平日8:30~17:15	福祉課 0747-52-5501 平日8:30~17:15
16	母子父子寡婦福祉資金貸付金	社会福祉課 0745-57-0200 平日8:30~17:30	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15
17	高等職業訓練促進給付金事業	社会福祉課 0745-57-0200 平日8:30~17:30	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15
18	自立支援教育訓練給付金事業	社会福祉課 0745-57-0200 平日8:30~17:30	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15
19	母子(父子)家庭等就業・自立支援事業	社会福祉課 0745-57-0200 平日8:30~17:30	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15
20	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	社会福祉課 0745-57-0200 平日8:30~17:30	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15
21	交通遺児見舞金・就学奨励金	社会福祉課(交通遺児見舞金) 0745-57-0200 平日8:30~17:30	実施していません	実施していません
22	遺児手当	実施していません	実施していません	実施していません
23	児童手当	実施していません	実施していません	実施していません
24	児童扶養手当	社会福祉課 0745-57-0200 平日8:30~17:30	町民課 0746-32-3081 平日8:30~17:15	福祉課 0747-52-5501 平日8:30~17:15
25	障害児福祉手当	社会福祉課 0745-57-0200 平日8:30~17:30	長寿福祉課 0746-32-8856 平日8:30~17:15	福祉課 0747-52-5501 平日8:30~17:15
26	特別児童扶養手当	社会福祉課 0745-57-0200 平日8:30~17:30	町民課 0746-32-3081 平日8:30~17:15	福祉課 0747-52-5501 平日8:30~17:15
27	就学援助費(要保護及び準要保護児童生徒援助費)	教育総務課 0745-57-0200 平日8:30~17:30	教育委員会事務局 0746-32-0190 平日8:30~17:15	学務課 0747-52-5501 平日8:30~17:15
28	幼稚園就園奨励費補助	教育総務課 0745-57-0200 平日8:30~17:30	教育委員会事務局 0746-32-0190 平日8:30~17:15	学務課 0747-52-5501 平日8:30~17:15
29	特別支援教育就学奨励費	教育総務課 0745-57-0200 平日8:30~17:30	教育委員会事務局 0746-32-0190 平日8:30~17:15	学務課 0747-52-5501 平日8:30~17:15
30	幼稚園・保育園・認定子ども園の保育料減免制度	社会福祉課(保育園・子ども園の保育料減免制度) 教育総務課(幼稚園関係) 0745-57-0200 平日8:30~17:30	教育委員会事務局 0745-32-0190 平日8:30~17:15	実施していません
31	一時預かり保育	実施していません	教育委員会事務局 0746-32-0190 平日8:30~17:15	福祉課 0747-52-5501 平日8:30~17:15
32	子育て短期支援(ショートステイ)事業	社会福祉課 0745-57-0200 平日8:30~17:30	長寿福祉課 0746-32-8856 平日8:30~17:15	福祉課 0747-52-5501 平日8:30~17:15
33	夜間養護等(トワイライトステイ)事業	社会福祉課 0745-57-0200 平日8:30~17:30	長寿福祉課 0746-32-8856 平日8:30~17:15	福祉課 0747-52-5501 平日8:30~17:15
34	配偶者からの暴力被害者の公営住宅への優先入居	実施していません	実施していません	人権住民課人権施策推進室 0747-52-5501 平日8:30~17:15
35	配偶者からの暴力被害者の公営住宅への一時入居	実施していません	実施していません	人権住民課人権施策推進室 0747-52-5501 平日8:30~17:15
36	犯罪被害者等の公営住宅への優先入居	実施していません	実施していません	実施していません
37	犯罪被害者等の公営住宅への一時入居	実施していません	実施していません	実施していません
38	無料法律相談	総務課 0745-57-0200 ※毎月第4金曜日13:00~16:00	町民課 0746-32-3081 平日8:30~17:15	人権住民課 0747-52-5501 平日8:30~17:15
39	住民票の写しの交付等の制限	住民福祉課 0745-57-0200 平日8:30~17:30	町民課 0746-32-3081 平日8:30~17:15	人権住民課 0747-52-5501 平日8:30~17:15
40	犯罪被害者傷害見舞金	生涯学習課 0745-57-2271 平日8:30~17:30	実施していません	実施していません
41	犯罪被害者遺族見舞金	生涯学習課 0745-57-2271 平日8:30~17:30	実施していません	実施していません
42	貸付金制度	実施していません	実施していません	実施していません
*	国民健康保険・国民年金担当課	住民福祉課 0745-57-0200 平日8:30~17:30	町民課 0746-32-3081 平日8:30~17:15	ほけん課 0747-52-5501 平日8:30~17:15
*	障害福祉担当課	社会福祉課 0745-57-0200 平日8:30~17:30	長寿福祉課 0746-32-8856 平日8:30~17:15	福祉課 0747-52-5501 平日8:30~17:15
*	児童虐待に関する窓口	社会福祉課 0745-57-0200 平日8:30~17:30	長寿福祉課 0746-32-8856 平日8:30~17:15	福祉課 0747-52-5501 平日8:30~17:15
*	配偶者からの暴力被害に関する窓口	生涯学習課 0745-57-2271 平日8:30~17:30	町民課 0746-32-3081 平日8:30~17:15 長寿福祉課 0746-32-8856 平日8:30~17:15	福祉課 0747-52-5501 平日8:30~17:15

番号	支援項目	下市町	黒滝村	天川村
1	犯罪被害者支援業務	総務課 0747-52-0001 平日8:30~17:15	住民生活課 0747-62-2031 平日8:30~17:15	住民課 0747-63-0321 平日8:15~17:00
2	高額療養費の支給	ほけん年金課 0747-52-0001 平日8:30~17:15 実施していません	保健福祉課 0747-62-2031 平日8:30~17:15 実施していません	住民課 0747-63-0321 平日8:15~17:00 住民課 0747-63-0321 平日8:15~17:00
2	限度額適用認定証の交付			
3	遺族基礎年金	ほけん年金課 0747-52-0001 平日8:30~17:15	保健福祉課 0747-62-2031 平日8:30~17:15	住民課 0747-63-0321 平日8:15~17:00
4	障害基礎年金	ほけん年金課 0747-52-0001 平日8:30~17:15	保健福祉課 0747-62-2031 平日8:30~17:15	住民課 0747-63-0321 平日8:15~17:00
5	特別障害給付金	ほけん年金課 0747-52-0001 平日8:30~17:15	保健福祉課 0747-62-2031 平日8:30~17:15	健康福祉課 0747-63-9110 平日8:15~17:00
6	特別障害者手当	住民福祉課 0747-52-0001 平日8:30~17:15	保健福祉課 0747-62-2031 平日8:30~17:15	健康福祉課 0747-63-9110 平日8:15~17:00
7	身体障害者手帳の交付	住民福祉課 0747-52-0001 平日8:30~17:15	保健福祉課 0747-62-2031 平日8:30~17:15	健康福祉課 0747-63-9110 平日8:15~17:00
8	精神障害者保健福祉手帳の交付	住民福祉課 0747-52-0001 平日8:30~17:15	保健福祉課 0747-62-2031 平日8:30~17:15	健康福祉課 0747-63-9110 平日8:15~17:00
9	診断書料の補助	実施していません	実施していません	実施していません
10	自立支援医療費等支給制度	住民福祉課 0747-52-0001 平日8:30~17:15	保健福祉課 0747-62-2031 平日8:30~17:15	健康福祉課 0747-63-9110 平日8:15~17:00
11	心身障害者医療費助成・重度心身障害老人等医療費助成	ほけん年金課 0747-52-0001 平日8:30~17:15 実施していません	保健福祉課 0747-62-2031 平日8:30~17:15 実施していません	住民課 0747-63-0321 平日8:15~17:00 健康福祉課 0747-63-9110 平日8:15~17:00
12	精神障害者医療費助成(一般・後期高齢者)	実施していません	実施していません	健康福祉課 0747-63-9110 平日8:15~17:00
13	精神障害者医療費助成(精神通院)	実施していません	実施していません	健康福祉課 0747-63-9110 平日8:15~17:00
14	子ども医療費助成	ほけん年金課 0747-52-0001 平日8:30~17:15	保健福祉課 0747-62-2031 平日8:30~17:15	住民課 0747-63-0321 平日8:15~17:00
15	ひとり親家庭等医療費助成	ほけん年金課 0747-52-0001 平日8:30~17:15	保健福祉課 0747-62-2031 平日8:30~17:15	住民課 0747-63-0321 平日8:15~17:00
16	母子父子寡婦福祉資金貸付金	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15
17	高等職業訓練促進給付金事業	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15
18	自立支援教育訓練給付金事業	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15
19	母子(父子)家庭等就業・自立支援事業	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15
20	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15
21	交通遺児見舞金・就学奨励金	実施していません	実施していません	実施していません
22	遺児手当	実施していません	実施していません	実施していません
23	児童手当	実施していません	保健福祉課 0747-62-2031 平日8:30~17:15	健康福祉課 0747-63-9110 平日8:15~17:00
24	児童扶養手当	住民福祉課 0747-52-0001 平日8:30~17:15	保健福祉課 0747-62-2031 平日8:30~17:15	健康福祉課 0747-63-9110 平日8:15~17:00
25	障害児福祉手当	住民福祉課 0747-52-0001 平日8:30~17:15	保健福祉課 0747-62-2031 平日8:30~17:15	健康福祉課 0747-63-9110 平日8:15~17:00
26	特別児童扶養手当	住民福祉課 0747-52-0001 平日8:30~17:15	保健福祉課 0747-62-2031 平日8:30~17:15	健康福祉課 0747-63-9110 平日8:15~17:00
27	就学援助費(要保護及び準要保護児童生徒援助費)	教育委員会事務局 0747-52-1711 平日8:30~17:15	教育委員会事務局 0747-62-2314 平日8:30~17:15	教育委員会 0747-63-0321 平日8:15~17:00
28	幼稚園就園奨励費補助	教育委員会事務局 0747-52-1711 平日8:30~17:15	実施していません	教育委員会 0747-63-0321 平日8:15~17:00
29	特別支援教育就学奨励費	教育委員会事務局 0747-52-1711 平日8:30~17:15	実施していません	教育委員会 0747-63-0321 平日8:15~17:00
30	幼稚園・保育園・認定子ども園の保育料減免制度	実施していません	実施していません	教育委員会 0747-63-0321 平日8:15~17:00 健康福祉課 0747-63-9110 平日8:15~17:00
31	一時預かり保育	住民福祉課 0747-52-0001 平日8:30~17:15	保健福祉課 0747-62-2031 平日8:30~17:15	実施していません
32	子育て短期支援(ショートステイ)事業	住民福祉課 0747-52-0001 平日8:30~17:15	実施していません	実施していません
33	夜間養護等(トワイライトステイ)事業	実施していません	実施していません	実施していません
34	配偶者からの暴力被害者の公営住宅への優先入居	建設産業課 0747-52-0001 平日8:30~17:15	林業建設課 0747-62-2031 平日8:30~17:15	実施していません
35	配偶者からの暴力被害者の公営住宅への一時入居	建設産業課 0747-52-0001 平日8:30~17:15	実施していません	実施していません
36	犯罪被害者等の公営住宅への優先入居	実施していません	実施していません	実施していません
37	犯罪被害者等の公営住宅への一時入居	実施していません	実施していません	実施していません
38	無料法律相談	住民福祉課 0747-52-0001 平日8:30~17:15 ※随時実施	総務課 0747-62-2031 平日8:30~17:15	総務課 0747-63-0321 平日8:15~17:00
39	住民票の写しの交付等の制限	住民福祉課 0747-52-0001 平日8:30~17:15	住民生活課 0747-62-2031 平日8:30~17:15	住民課 0747-63-0321 平日8:15~17:00
40	犯罪被害者傷害見舞金	実施していません	実施していません	実施していません
41	犯罪被害者遺族見舞金	実施していません	実施していません	実施していません
42	貸付金制度	実施していません	実施していません	実施していません
*	国民健康保険・国民年金担当課	ほけん年金課 0747-52-0001 平日8:30~17:15	保健福祉課 0747-62-2031 平日8:30~17:15	住民課 0747-63-0321 平日8:15~17:00
*	障害福祉担当課	住民福祉課 0747-52-0001 平日8:30~17:15	保健福祉課 0747-62-2031 平日8:30~17:15	健康福祉課 0747-63-9110 平日8:15~17:00
*	児童虐待に関する窓口	住民福祉課 0747-52-0001 平日休日を問わず24時間	保健福祉課 0747-62-2031 平日8:30~17:15	健康福祉課 0747-63-9110 平日8:15~17:00
*	配偶者からの暴力被害に関する窓口	住民福祉課 0747-52-0001 平日休日を問わず24時間	保健福祉課 0747-62-2031 平日8:30~17:15	健康福祉課 0747-63-9110 平日8:15~17:00

番号	支援項目	野迫川村	十津川村	下北山村
1	犯罪被害者支援業務	住民課 平日8:30~17:00 0747-37-2101	総務課 平日8:30~17:15 0746-62-0001	住民課 平日8:30~17:15 07468-6-0001
2	高額療養費の支給	住民課 平日8:30~17:00 0747-37-2101	住民課 平日8:30~17:15 0746-62-0911	住民課 平日8:30~17:15 07468-6-0001
2	限度額適用認定証の交付	住民課 平日8:30~17:00 0747-37-2101	住民課 平日8:30~17:15 0746-62-0911	住民課 平日8:30~17:15 07468-6-0001
3	遺族基礎年金	住民課 平日8:30~17:00 0747-37-2101	住民課 平日8:30~17:15 0746-62-0900	住民課 平日8:30~17:15 07468-6-0001
4	障害基礎年金	住民課 平日8:30~17:00 0747-37-2101	住民課 平日8:30~17:15 0746-62-0900	住民課 平日8:30~17:15 07468-6-0001
5	特別障害給付金	住民課 平日8:30~17:00 0747-37-2101	住民課 平日8:30~17:15 0746-62-0900	住民課 平日8:30~17:15 07468-6-0001
6	特別障害者手当	住民課 平日8:30~17:00 0747-37-2101	十津川村福祉事務所 平日8:30~17:15 0746-62-0902	保健福祉課 平日8:30~17:15 07468-6-0015
7	身体障害者手帳の交付	住民課 平日8:30~17:00 0747-37-2101	十津川村福祉事務所 平日8:30~17:15 0746-62-0902	保健福祉課 平日8:30~17:15 07468-6-0015
8	精神障害者保健福祉手帳の交付	住民課 平日8:30~17:00 0747-37-2101	十津川村福祉事務所 平日8:30~17:15 0746-62-0902	保健福祉課 平日8:30~17:15 07468-6-0015
9	診断書料の補助	実施していません	実施していません	実施していません
10	自立支援医療費等支給制度	住民課 平日8:30~17:00 0747-37-2101	十津川村福祉事務所 平日8:30~17:15 0746-62-0902	保健福祉課 平日8:30~17:15 07468-6-0015
11	心身障害者医療費助成・重度心身障害老人等医療費助成	住民課 平日8:30~17:00 0747-37-2101	十津川村福祉事務所 平日8:30~17:15 0746-62-0902	住民課 平日8:30~17:15 07468-6-0001
12	精神障害者医療費助成(一般・後期高齢者)	住民課 平日8:30~17:00 0747-37-2101	十津川村福祉事務所 平日8:30~17:15 0746-62-0902	保健福祉課 平日8:30~17:15 07468-6-0015
13	精神障害者医療費助成(精神通院)	住民課 平日8:30~17:00 0747-37-2101	十津川村福祉事務所 平日8:30~17:15 0746-62-0902	保健福祉課 平日8:30~17:15 07468-6-0015
14	子ども医療費助成	住民課 平日8:30~17:00 0747-37-2101	十津川村福祉事務所 平日8:30~17:15 0746-62-0902	住民課 平日8:30~17:15 07468-6-0001
15	ひとり親家庭等医療費助成	住民課 平日8:30~17:00 0747-37-2101	十津川村福祉事務所 平日8:30~17:15 0746-62-0902	住民課 平日8:30~17:15 07468-6-0001
16	母子父子寡婦福祉資金貸付金	吉野福祉事務所 平日8:30~17:15 0746-32-5315	十津川村福祉事務所 平日8:30~17:15 0746-62-0902	吉野福祉事務所 平日8:30~17:15 0746-32-5315
17	高等職業訓練促進給付金事業	吉野福祉事務所 平日8:30~17:15 0746-32-5315	十津川村福祉事務所 平日8:30~17:15 0746-62-0902	吉野福祉事務所 平日8:30~17:15 0746-32-5315
18	自立支援教育訓練給付金事業	吉野福祉事務所 平日8:30~17:15 0746-32-5315	十津川村福祉事務所 平日8:30~17:15 0746-62-0902	吉野福祉事務所 平日8:30~17:15 0746-32-5315
19	母子(父子)家庭等就業・自立支援事業	吉野福祉事務所 平日8:30~17:15 0746-32-5315	十津川村福祉事務所 平日8:30~17:15 0746-62-0902	吉野福祉事務所 平日8:30~17:15 0746-32-5315
20	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	吉野福祉事務所 平日8:30~17:15 0746-32-5315	十津川村福祉事務所 平日8:30~17:15 0746-62-0902	吉野福祉事務所 平日8:30~17:15 0746-32-5315
21	交通遺児見舞金・就学援助金	住民課 平日8:30~17:00 0747-37-2101	実施していません	実施していません
22	遺児手当	実施していません	実施していません	実施していません
23	児童手当	実施していません	十津川村福祉事務所 平日8:30~17:15 0746-62-0902	保健福祉課 平日8:30~17:15 07468-6-0015
24	児童扶養手当	住民課 平日8:30~17:00 0747-37-2101	十津川村福祉事務所 平日8:30~17:15 0746-62-0902	保健福祉課 平日8:30~17:15 07468-6-0015
25	障害児福祉手当	住民課 平日8:30~17:00 0747-37-2101	十津川村福祉事務所 平日8:30~17:15 0746-62-0902	保健福祉課 平日8:30~17:15 07468-6-0015
26	特別児童扶養手当	住民課 平日8:30~17:00 0747-37-2101	十津川村福祉事務所 平日8:30~17:15 0746-62-0902	保健福祉課 平日8:30~17:15 07468-6-0015
27	就学援助費(要保護及び準要保護児童生徒徒援助費)	教育委員会事務局 平日8:30~17:00 0747-37-2101	十津川村教育委員会教育課 平日8:30~17:15 0746-62-0003	教育委員会事務局 平日8:30~17:15 07468-6-0901
28	幼稚園就園奨励費補助	実施していません	実施していません(幼稚園なし)	実施していません
29	特別支援教育就学奨励費	教育委員会事務局 平日8:30~17:00 0747-37-2101	十津川村教育委員会教育課 平日8:30~17:15 0746-62-0003	教育委員会事務局 平日8:30~17:15 07468-6-0901
30	幼稚園・保育園・認定子ども園の保育料減免制度	住民課 平日8:30~17:00 0747-37-2101	実施していません(保育料無償化)	保健福祉課 平日8:30~17:15 07468-6-0015
31	一時預かり保育	実施していません	実施していません	保健福祉課 平日8:30~17:15 07468-6-0015
32	子育て短期支援(ショートステイ)事業	実施していません	十津川村福祉事務所 平日8:30~17:15 0746-62-0902	実施していません
33	夜間養護等(トワイライトステイ)事業	実施していません	実施していません	実施していません
34	配偶者からの暴力被害者の公営住宅への優先入居	実施していません	実施していません	実施していません
35	配偶者からの暴力被害者の公営住宅への一時入居	実施していません	実施していません	実施していません
36	犯罪被害者等の公営住宅への優先入居	実施していません	実施していません	実施していません
37	犯罪被害者等の公営住宅への一時入居	実施していません	実施していません	実施していません
38	無料法律相談	実施していません	実施していません	総務課 平日8:30~17:15 07468-6-0001
39	住民票の写しの交付等の制限	住民課 平日8:30~17:00 0747-37-2101	住民課 平日8:30~17:15 0746-62-0900	住民課 平日8:30~17:15 07468-6-0001
40	犯罪被害者傷害見舞金	住民課 平日8:30~17:00 0747-37-2101	総務課 平日8:30~17:15 0746-62-0001	実施していません
41	犯罪被害者遺族見舞金	住民課 平日8:30~17:00 0747-37-2101	総務課 平日8:30~17:15 0746-62-0001	実施していません
42	貸付金制度	住民課 平日8:30~17:00 0747-37-2101	実施していません	実施していません
*	国民健康保険・国民年金担当課	住民課 平日8:30~17:00 0747-37-2101	住民課(国保) 住民課(国年) 平日8:30~17:15 0746-62-0911 0746-62-0900	住民課 平日8:30~17:15 07468-6-0001
*	障害福祉担当課	住民課 平日8:30~17:00 0747-37-2101	十津川村福祉事務所 平日8:30~17:15 0746-62-0902	保健福祉課 平日8:30~17:15 07468-6-0015
*	児童虐待に関する窓口	住民課 平日8:30~17:00 0747-37-2101	十津川村福祉事務所 平日8:30~17:15 0746-62-0902	保健福祉課 平日8:30~17:15 07468-6-0015
*	配偶者からの暴力被害に関する窓口	住民課 平日8:30~17:00 0747-37-2101	十津川村福祉事務所 平日8:30~17:15 0746-62-0902	保健福祉課 平日8:30~17:15 07468-6-0015

番号	支援項目	上北山村	川上村	東吉野村
1	犯罪被害者支援業務	住民課 07468-2-0001 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-52-0111 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-42-0441 平日8:30~17:15
2	高額療養費の支給	保健福祉課 07468-3-0380 平日8:30~17:15 実施していません	住民福祉課 0746-52-0111 平日8:30~17:15 実施していません	税務保険課 0746-42-0441 平日8:30~17:15 税務保険課 0746-42-0441 平日8:30~17:15
2	限度額適用認定証の交付			
3	遺族基礎年金	住民課 07468-2-0001 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-52-0111 平日8:30~17:15	税務保険課 0746-42-0441 平日8:30~17:15
4	障害基礎年金	住民課 07468-2-0001 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-52-0111 平日8:30~17:15	税務保険課 0746-42-0441 平日8:30~17:15
5	特別障害給付金	保健福祉課 07468-3-0380 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-52-0111 平日8:30~17:15	税務保険課 0746-42-0441 平日8:30~17:15
6	特別障害者手当	保健福祉課 07468-3-0380 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-52-0111 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-42-0441 平日8:30~17:15
7	身体障害者手帳の交付	保健福祉課 07468-3-0380 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-52-0111 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-42-0441 平日8:30~17:15
8	精神障害者保健福祉手帳の交付	保健福祉課 07468-3-0380 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-52-0111 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-42-0441 平日8:30~17:15
9	診断書料の補助	実施していません	実施していません	実施していません
10	自立支援医療費等支給制度	保健福祉課 07468-3-0380 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-52-0111 平日8:30~17:15	税務保険課 0746-42-0441 平日8:30~17:15
11	心身障害者医療費助成・重度心身障害老人等医療費助成	保健福祉課 07468-3-0380 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-52-0111 平日8:30~17:15	税務保険課 0746-42-0441 平日8:30~17:15
12	精神障害者医療費助成(一般・後期高齢者)	実施していません	実施していません	税務保険課 0746-42-0441 平日8:30~17:15
13	精神障害者医療費助成(精神通院)	実施していません	実施していません	税務保険課 0746-42-0441 平日8:30~17:15
14	子ども医療費助成	保健福祉課 07468-3-0380 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-52-0111 平日8:30~17:15	税務保険課 0746-42-0441 平日8:30~17:15
15	ひとり親家庭等医療費助成	保健福祉課 07468-3-0380 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-52-0111 平日8:30~17:15	税務保険課 0746-42-0441 平日8:30~17:15
16	母子父子寡婦福祉資金貸付金	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15
17	高等職業訓練促進給付金事業	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15
18	自立支援教育訓練給付金事業	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15
19	母子(父子)家庭等就業・自立支援事業	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15
20	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15	吉野福祉事務所 0746-32-5315 平日8:30~17:15
21	交通遺児見舞金・就学奨励金	実施していません	実施していません	住民福祉課 0746-42-0441 平日8:30~17:15
22	遺児手当	実施していません	実施していません	実施していません
23	児童手当	実施していません	住民福祉課 0746-52-0111 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-42-0441 平日8:30~17:15
24	児童扶養手当	住民課 07468-2-0001 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-52-0111 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-42-0441 平日8:30~17:15
25	障害児福祉手当	住民課 07468-2-0001 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-52-0111 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-42-0441 平日8:30~17:15
26	特別児童扶養手当	住民課 07468-2-0001 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-52-0111 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-42-0441 平日8:30~17:15
27	就学援助費(要保護及び準要保護児童生徒徒援助費)	教育委員会 07468-2-0066 平日8:30~17:15	教育委員会事務局 0746-52-0144 平日8:30~17:15	教育委員会事務局 0746-42-0441 平日8:30~17:15
28	幼稚園就園奨励費補助	実施していません	実施していません	教育委員会事務局 0746-42-0441 平日8:30~17:15
29	特別支援教育就学奨励費	教育委員会 07468-2-0066 平日8:30~17:15	教育委員会事務局 0746-52-0144 平日8:30~17:15	教育委員会事務局 0746-42-0441 平日8:30~17:15
30	幼稚園・保育園・認定子ども園の保育料減免制度	実施していません	実施していません	住民福祉課 0746-42-0441 平日8:30~17:15
31	一時預かり保育	教育委員会 07468-2-0066 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-52-0111 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-42-0441 平日8:30~17:15
32	子育て短期支援(ショートステイ)事業	実施していません	実施していません	実施していません
33	夜間養護等(トワイライトステイ)事業	実施していません	実施していません	実施していません
34	配偶者からの暴力被害者の公営住宅への優先入居	建設産業課 07468-2-0001 平日8:30~17:15	林業建設課 0746-52-0111 平日8:30~17:15	実施していません
35	配偶者からの暴力被害者の公営住宅への一時入居	建設産業課 07468-2-0001 平日8:30~17:15	林業建設課 0746-52-0111 平日8:30~17:15	実施していません
36	犯罪被害者等の公営住宅への優先入居	建設産業課 07468-2-0001 平日8:30~17:15	実施していません	実施していません
37	犯罪被害者等の公営住宅への一時入居	建設産業課 07468-2-0001 平日8:30~17:15	実施していません	実施していません
38	無料法律相談	総務企画課 07468-2-0001 平日8:30~17:15	総務税務課 0746-52-0111 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-42-0441 平日8:30~17:15
39	住民票の写しの交付等の制限	住民課 07468-2-0001 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-52-0111 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-42-0441 平日8:30~17:15
40	犯罪被害者傷害見舞金	実施していません	実施していません	実施していません
41	犯罪被害者遺族見舞金	実施していません	実施していません	実施していません
42	貸付金制度	実施していません	実施していません	実施していません
*	国民健康保険・国民年金担当課	【国保】保健福祉課 07468-3-0380 平日8:30~17:15	【国民年金】住民課 07468-2-0001 住民福祉課 0746-52-0111 平日8:30~17:15	税務保険課 0746-42-0441 平日8:30~17:15
*	障害福祉担当課	保健福祉課 07468-3-0380 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-52-0111 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-42-0441 平日8:30~17:15
*	児童虐待に関する窓口	住民課 07468-2-0001 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-52-0111 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-42-0441 平日8:30~17:15
*	配偶者からの暴力被害に関する窓口	住民課 07468-2-0001 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-52-0111 平日8:30~17:15	住民福祉課 0746-42-0441 平日8:30~17:15

